評議員
文學博士　萩野由之
文學博士　黑板勝美
文學博士　松本愛重
文學士　笹川臨風
文學士　菊池謙二郎
文學博士　三宅米吉
（イロハ順）
黑川眞道編

國史叢書

會津四家合考　二
南部根元記　全

國史研究會藏版

解題

南部根元記　二卷

本書は、南部家の記錄なり。內容は、最初に南部家の祖先は新羅三郎にして、三郎の孫賀々美次郎遠光の三男、南部三郎光行、これ南部家の始めなり。光行より二十二代の後胤、南部右馬頭政康、政康の子安信、安信の子晴政と相續ぎ來りしが、晴政男子無きを以て、安信の弟高信の子、信直を養つて家督とすと、祖先より信直に至るまでの事蹟の大略を敍し、次に信直に至り、養父晴政、後に男子出生せしかば、之を以て家督にせんと謀りしかど、事成らず、其の間に於ける一家の騷動を記し、次に豐臣秀吉、小田原北條氏を征伐するに際し、信直早速小田原に至り、秀吉に謁し信任を受け、歸國して豐臣氏に謁すところあり。彼の九戶政實を征伐するに當りて、援兵を豐臣氏に請ふや、秀吉これに加勢として、總大將に秀次、武者大將

に堀尾吉晴、總奉行に淺野長政、横目に石田三成、討手大將としては蒲生氏鄕を遣し、遂に九戶氏を滅亡せしめし事、何れも信直一代に於ける事蹟を記したり。猶卷尾に九戶城地圖目錄を記載し、更に其の後附として七ヶ條、本書の遺漏ともいふべき事蹟を掲載したり。

本書作者詳ならず。但下卷々尾、九戶城地圖目錄の末に、享保九甲辰年十二月五日と記したれば、此の時の作なるべし。又後附の末には、寬延元戊辰十一月廿一日と記したれば、寬延に至り、誰人か遺漏に係れる事蹟を追加したるものなるべしと考らるゝなり。

玆に一言辯じ置くべきことあり。そは南部根元記といふ書に二種あり。一は本書の底本二卷本なり。一は一卷本にして、國書解題に左の通り掲げたり。

南部根元記　寫本一卷

南部氏祖先以來歷代の事蹟を記したるもの、其の祖南部三部光行が、治承四年庚子（一八四〇）石橋山の軍功にて、賴朝より甲斐の國南部の鄕を得、其の後文

治五年己酉(一八四九)奥州泰衡征討の賞として、同國糠部郡を得、建久三年壬子(一八五二)甲斐の國より三戶へ入郡せしこと等を記し、享保年間光行より三十三代修理大夫信親(親ノ誤)に至るまでの事實を略記す。

予も亦此の一卷本を藏す。國書解題に記する通りの本にして、南部家の代數、何代は誰人と記し、三十三代信視に至り、御歲萬々歲と筆をさしおきたり。藩翰譜續編によれば、信視は後に信稅と改む。享保十年家を繼ぎ、寶曆二年卒す、年四十五と見えたれば、作時代は享保時代と見て可たり。只同時代の作にして、同名異本なれば、研究を要すべきなり。猶後考を竢つて、兩本の由來を知ることゝせむ。

大正四年十月

黑川眞道識

例言

一、本編には、會津四家合考後編五卷竝に南部根元記二卷を採收す。

一、會津四家合考十二卷中、七卷迄を前編とし、本編には八卷以下を収めて其後編となせり。

一、會津四家合考校訂上に就いては、前編記載せる所の如し。

一、南部根元記は、原本片假名なるも、本書には平假名に改めたり。又通讀の平易を期する爲め、語尾を補ひたるもの例の如し。

目次

會津四家合考　二

卷之八

南部根元記

目次終

會津四家合考 巻之八

出羽國畑屋の城落つる事

西國・中國の凶徒等、夥しく美濃・尾張の間へ打出で、内府卿の御味方なる城々へ、攻寄する由聞えければ、内府卿幷に秀忠卿も、同九月朔日に、江府を御立ありて、夜を日に續ぎて攻上らせ給ふ。此沙汰を聞きて、内々最上・山形迄打出でたる南部・秋田の人々も、斯くては面々が所領の内も心元なしとて、皆本國へ引返さる。直江山城守兼續は、内々石田治部少輔に牒じ合せたる事なれば、扨は出羽國へ打出で、最上出羽守義光と一軍すべしとて、下次右衛門尉に、二千餘騎を差添へて、庄内より搦手へ廻し、其身は春日左衛門尉・上泉主水正・色部修理亮・杉原常陸介等に先陣せさせ、同じき九日に米澤を立ちて、追手より畑屋口へ差向ふ。此由斯くと山形へ聞えけれ

直江兼續畑屋城を攻む

ば、義光、內々畑屋城に置きたる江口五兵衞尉が許へ使を立て、其城、左迄要害にもあらねば、大軍の敵を引受けて、始終怺ふべうも覺えず。急ぎ山形へ來り、安否を共にせよと、下知再三に及びけれども、一向に同心せず。某卑賤の身より、今是程迄經上り申したる其御恩を忘れ、何の爲に命を惜みて、此城を退き申すべき。明日にも敵大勢にて寄せ來り申さば、刀の柄の碎けず、矢種のあらんを限りに防ぎ戰ひ、矢種盡きば、直江が陣へ駈入り、思ふ敵と刺違へ、屍を戰場に晒してこそ、此程の御恩を報じ申し、生涯の思出に御座候ものをと、懸隔に返答すれば、扨は此城へも、大勢を差添へて用心すべしとて、木戶を構へ逆茂木を引きて、海道を差塞ぐ。先づ一の木戶は義光手の者、二の木戶は氏江・東根が勢、三の木戶には、野邊澤能登守が手勢の郞等松倉兵庫を差遣し、用心緊しく固めたり。斯りける所に、同十一日には、直江、大勢の軍兵を引具し、此頃海道を支へて、山形勢の拵へたる木戶・逆茂木を同時に揉破らんと、喚き叫んで攻めければ、山形勢も、今日を最期の合戰と思ひ定めてければ、命も惜まず防ぎ戰ふ。されども寄手、思の外の大勢なれば、物ともせず、一の木戶を

揉破り、勇み進んで攻入りける。此勢を見て、二の木戸を固めたる氏江・東根が勢も、些と色めいて見えけるを、寄手彌勝に乘りて、荒手を入替へ〱、柵・逆茂木を引除け引除け、息をも續がず攻めたりける。難なく二の木戸をも揉破られて、散々に敗れ、三の木戸へ北入りて、野邊澤が勢と一つになり、此を先途と防ぎ戰ふと雖も、寄手、一・二の木戸を揉破りたる其勢に乘りて、透間あらせず亂れ入りければ、木戸も難なく揉破られ、山形勢、右往左往に北崩れけるを、八方へ追散らしければ、城へも入り得ず、直に山形指して引退く。此後は手に合ふ敵もなければ、直江、安々と城へ押寄せ、稻麻の如く打圍みて、散々に攻むる。江口は内々思ひ定めし事なれば、少しも臆したる氣色もなく、此を先途と防ぎ戰ひけるに、寄手は一日軍に仕疲れ、殊に寒日西山に舂きければ、左迄仕出したる事もなく、引退いて陣を取り、明くる日一日は、緩々と人馬の勞を休めて、同じき十三日、又堀際へ押寄せ、同音に鬨を作り、一度に鐵炮を打立てけれども、城中には、靜まり返つて音もなし。されども寄手、猶豫もせず攻寄せけるを、城中より見濟し。櫓々の狹間の板を、同時に開きて、差詰め引詰め散々に矢

を射かけ、鐵炮を放し懸けて、雨雹の、軒端を過ぐるが如くなれば、寄手是に辟易して、手負・死人、矢庭に數百人に及ぶ。斯る所に、昨夜敵陣の油斷を見濟し、城中より忍びに足輕を出し、寄手の陣に立置きたる指物を、少々盗み取りて、城中へ歸りけるを、楚忽なる若者共、早りの儘に、彼指物を張出し、寄する敵を欺きける。後陣の寄手、是を遠目に見付け、すは早や誰れ彼れが差物の、塀際に見ゆるは。我も續いて城中へ込入らんと、面々揉合ひ、手負・死人を踏越え乘越え、息をも續がず攻上りけるが、城中の大將五兵衞尉は、兼て期したる事なれば、些とも驚く氣色もなく、鎧一縮して、其上に、修多羅を書きたる帷子を着、十文字の手鎗を提げ、込入る敵の正中へ、面も振らず突いて懸る。此由を見て、嫡子の小吉・甥の忠作、幷に家子・郎等共、我れ先にと切伏せ撞伏せ、火花を散らして防ぎ戰ひければ、勝に乘りたる寄手共、恢へ兼ねて、一度にぱつと追出さる。直江、此由見るよりも、敵の死狂に狂ふを、同様に早り合はゞ、必定味方大勢討たせせんぞ。好々あの城の後なる山へ、鐵炮の手垂共を取上せ、敵を目下に見なして打たせせんに、などか射疼めではあるべきとて、手利なる足輕

江口兵衛等討死

を勝り出して、後の山へ上せ、散々に打たせければ、城中是に疼みて、東西辟易しける所を、三方の寄手、同時に堀に飛潰り、熊手・差繩を塀に打懸け、曳や聲を揚げて、既に引倒すべう見えければ、五兵衛尉、今は是迄と思ひ定め、心涼しく最期の一軍して、腹切るべけれとて、少々生殘りたる郎等共を左右に進ませ、追手の城戸を開き、靜かに打つて出でけるが、續きたる郎從等に、構へて面々、今を最期の軍ぞ。必ず惡びれたる振舞はしすなと訇り乍ら、群りたる大勢の敵の中へ破つて入り、散々に戰ひけれども、目に餘りたる大勢に取包まれ、所々にて郎等共討たれける。今は生殘りたる者共、僅に十人許り前後に續く。扨は此無勢にて、いか程なる事を仕出すべき。合はぬ敵の手に掛りて、甲斐なく討たれんよりは、心涼しく自害し、死なんものをと思ひ定めて、暫く敵を追拂ひたる透に、城中に引いて入り、親子舅甥諸共に、腹掻切つて伏したりける。寄手の色部修理亮は、今日の先陣なれば、味方に先立つて、城中へ進み入り、江口父子が首取らせて、勝鬨咄と作る。義光、山形にて、此城の難儀に及びたる由を聞きて、矢栢相模守・富並忠右衛門尉・飯田播磨守・日野伊賀守等に、二百

餘騎の兵を差添へて、後詰せさせけるに、中途にて此城の落されたる由を聞き、こは如何に、今は誰をか助くべきと僉議して、面々山形へ引返しける。 中にも飯田・矢栢二人の者は、迚も此迄來りたる上は、落人の一人も助け、又此邊の地下人等周章て騒ぎて、機を失ひたる者共に、力を付けんぞとて、廿餘町駒を早めて打ちけるに、案の如く寄手勝に乘つて、男女老少の落人を、方々へ追散らして、資財雜具を分捕すれば、飯田播磨守、此由を見て、矢栢相模守に向つていふ樣、御邊は如何にもして、落人共を助けて、山形へ歸らせ給へ。 某は成程防矢射ながら、馬の足の繼かん程は、跡より落行き候はんぞといひも敢ず、群りたる敵を追靡けんと、切つて掛りけるを、敵大勢にて、十方より打つて懸りければ、さしも剛なる播磨守も、終に討たれぬ。 相模守、此由を見て、何條傍輩を、目の前にて討たせ乍ら、落ちて北行く法やあらんとて、馬の首を立直せば、打圍うたる郎從共、我先にと勇み進み、靡き立つたる敵の中へ、駈入り／＼、四方を拂ひ八面に當つて、散々に切つて廻れば、立足もなく追立てられたる敵の跡に、捨置きたる播磨守が首拾はせ、無慙や／＼と獨言して、落つる涙に、鎧

畑屋城陷る

の袖を絞り乍ら、落人共を先立てゝ、山形の城へぞ歸りける。直江山城守は、不日に畑屋の城を攻め落し、大將江口五兵衛尉・子息小吉・甥の忠作三人が首、幷に雜兵の首三百五十餘討取り、傳馬に負はせ、會津若松へ運送しければ、景勝も、物始善しと喜ばれ、城南なる湯川河原に懸並べて、實檢せられぬ。

春日左衞門尉が陣夜討の事

長谷堂城には、山形より、內々志村伊豆守を置きたりけるが、又此程の警固とて、侍百餘騎・足輕二百餘人差添へ、柵・逆茂木を堅固にして、緊しく用心す。直江山城守は、去る十一日、畑屋へ打つて出で、同十三日に、安々と城を攻め落し、江口五兵衛尉に、腹を切らせけれども、搦手へ廻りたる下次右衞門尉が軍の左右をも聞きてこそ、長谷堂をも攻めんとて、土上山(とかみやま)へ取上りて、山形を目の下に見なし、二三日滯留したりけるに、次右衞門尉も、谷地(やち)・塞河江(さかえ)の間へ亂れ入りて、手指す者もなければ、安々と谷地の城に楯籠りたる由註進したり。扨は追手の者共も、不日に長谷堂の城を攻

め落し、打續いで野邊澤・東根の城々へ押寄せ、追手・搦手揉合せて攻めんに、など義光を安く討たであるべきと評定して、同じき十六日の未明に、長谷堂へ打つて出で、直江は城より十餘町隔て、山の頂に陣を取れば、春日左衞門尉は、同山の尾崎に陣を取續け、其日は先づ敵の爲體を能々窺ひて、城をば明日より攻むべしと僉議し、面々に大幕打たせて、陣屋をぞ取續きける。斯りける處に、城中には、志村伊豆守が計として、郎等の横尾勘解由・大風右衞門佐に、物馴れたる足輕二百餘人勝つて差添へ、敵陣の透間を窺ひて、夜討に寄せんとぞ支度しける。去程に夜痛く更け過ぎ、雨雲深く立覆ひて、月影もいと朦朧なれば、すは今こそ能き時刻よ。夜廻もすさみがちならんとて、面々忍びやかに城より打出で、山の尾崎なる春日左衞門尉が陣へ忍び入りて見けるに、案の如く過して、怪む者もなければ、思ひの儘に打入り、四方へ走り散つて、音もせず切つて廻れば、こは何事ぞと起きふためき、同士軍するに紛れ、心易く四角八面に切つて入れば、思ひも寄らぬ夜討にてはあり、春日左衞門尉も、漸く太刀計取合せ、馬にも乘らず、直江が陣へ引いて入る。横尾・大風は、靡き立ちたる敵共

に打紛れ、直江が陣へ紛れ入らんと、透間を狙ひけれども、さしも物馴れたる者共、陣々を靜かに固めて防ぎければ、寄手も得たる者共にて、いや〳〵斯くては、如何にも叶ふまじと見濟し、輕々と城中へ引いて入る。去程に伊豆守、面々に當座の引出物し、神妙々々と深く感じて、持來る首共實檢しけるに、都合一百十五と記す。味方は、僅に足輕八人討たせてけり。

上山合戰の事

明くれば十七日、直江山城守は、五百餘騎の勢を、穗村造酒丞・川田玄蕃允・椎野彌七郎・上泉主水正等に屬けて、上山へ遣しければ、面々未明より中山を打越え、上山へ馳向ひけるが、穗村造酒丞・川田玄蕃允・椎野彌七郎等は先陣にて、物見山を下り、麓に陣を取れば、上泉主水等は、後陣に續きて、遙の跡にぞ控へける。是は自然、敵に後詰の勢もあらば、中途に支へて駈崩さん爲めなり。此城には、山形より、內々里見越後守を置きたりけるが、彼者は、先年義光に賴まれ、己が主と兄との首を切りたる希代

の惡人なれば、猶更斯る時節に、自然野心も心元なく思はれ、其身をば山形へ呼寄せ、嫡子民部少輔に、草刈志摩守を差添へ、家子・郎從幷に鄉民共を大勢勵けて、此城を警固せさせたりけりるが、寄手の、近々と押寄せたるを見て、城中にて面々僉議するは、敵長途を越え來りて、未だ陣を取定めざらん所へ、不意に押寄せ候はゞ、など一戰に驅散らさでやあるべきと、口々に早りける。民部少輔、つくづくと此由を打聞きて、いやいや此城は畑屋に違ひ、地の利能ければ、寄手何と攻めたりとも、不日に落さるべうも覺えず。兎角時日延々なる內に、殿の、山形より後詰し給ふべし。其時城中よりも、敵の色めく所を見濟し、同時に打出で、前後より揉合せて、思ふ圖に敵を討たん事、案の內なり。構へて若者共、早りの儘に軍仕出し、敵に利ばし付けなと、堅く制しけるを、傍なる者のいふ樣、さる事には候へども、軍は不意に出づるを專とし、殊にや長路の變を窺ふ事、古今勿論にて御座候。敵、今朝未明より、山路の嶮難を打越えて、人馬共に疲れたる者共、未だ陣をも取固め候まじ。殊に先陣と後陣の間、相隔り候事、法に越えて餘りに遠く候は、軍に不功の者にてもや候。就中城に楯籠り

たる敵の、城を離れて打出で、平場の軍を好まんとは、寄手、よも思寄り候はじなれば、旁敵を窺ふに隙多く候。若又今夜を子細なく打過ぎ候ては、敵も心靜に、向陣を堅く取り、便宜に從つて攻寄せ候はゞ、味方必定難儀に及び候はん。直江、畑屋城を攻落し、其勢に乘じて、土上山へ取上り、山形を目の下に見なして、長谷堂を攻め、又搦手へ廻りたる敵は、谷地・寒河江に亂れ入りたる由に候へば、殿も、三方より寄する敵の會釋をば、如何で叶はせ給ふべうも覺えず候。何れにも思案は、今の際にて候ぞと、一々圖に當りて意見しければ、民部少輔、熟々と聞き居けるが、誠御邊の思案、圖に當りて覺え侍ふぞとて、急ぎ打出でんとしたりけるが、暫く案じ出して、鄕人の內より、力量の勝れたる者共を、三百餘人勝り出し、草刈志摩守に差添へて、忍びに物見山へ上せけるが、是は味方、敵の先陣と軍し、旣に半ならん時、後にて鬨を噇と作れ、其時、敵、跡を塞がれじとて、後陣と一つにならんと引退かば、同時に馳落して、谷底へ捲り落せ。若又後陣の者共が、先陣の間を隔てられじと馳け來らば、目の下に見なして、一々に射落せとぞ下知しける。寄手の穗村造酒丞は、此城の、形の如く要

害なるを見て、いや〳〵斯くては、一旦に攻めて落つべき城とも覺えず候ぞ。所詮先づ向陣を緊しく取り、攻具足を支度して後、便宜を窺うてこそ攻め候べしと、椎野彌七郎に談合しけるに、思の外彌七郎が會釋懸隔にして、のう穗村殿、此頃色部修理亮は、畑屋城攻むるとて、味方の正先に駈入り、殿にも、就中御感の由其聞え候。此城は何事ぞ。徒に向陣をのみ取りて、大勢の者共が、何をいつ迄か日を送り候べき。所詮他の勢を交へず、一旦に攻め落してこそは、心地は善からんものをと、顏打赤めて、互の僉儀取々なる所に、思の外、城中より敵一同に打つて出でたりければ、寄手、すはといひも敢ず、ひた〳〵と馬を乘放し〳〵、手々に鑓長刀の鞘を外して喚いて懸る。此由を見て民部少輔、手の者共に鄕談して下知しけるは、惣じて馬武者の歩立ちたるは、帚にて、目なし秋津を押へる樣のものぞ。面々心易く一息に懸合ひて、首取れ者共と、前後左右に心を賦りて、一途に衆を進めけるが、大方は山野の間に長成て、力強く脚輕く、駈引に自由を得たる鄕人共なれば、誠鳥雲の勢にて、一所に屯するかと見れば、須臾に變じて八方に散亂し、巴・輪違に散々に切つて廻れば、寄手

は今朝未明より、長途を打越えて、馬に乘直みたる者共なれば、駈引不自由にして、進退に便を失ひ、既に引色に見えける所に、兼て物見山に忍び居たる草刈志摩守、時分は善しと見濟し、木の根岩の廉を叩いて、同音に鬨を作れば、山鳴り谷應へて、幾何萬騎の勢やあると夥し。寄手是に途を失ひ、敵に跡を取包まれては、勇々しき大事なり。如何にもして、後陣の味方と一つにならんと込合ひて、我先にと引立ちたる所を、山の上なる敵共、大石を轉し、大木を投懸け〳〵漂ふ所を、差詰め引詰め、矢を散々に射懸けたりければ、大將椎野彌七郎を始として、究竟の者共、矢庭に大勢討たれけるが、進んで駈破らんとすれば、敵、嶮岨に支へたり。引かんとすれば、目の下に見なして、遠矢に射直められ、兎角進退に便を失ひ、川口といふ所を、直違に山中へ引入らんと、しどろになりて揉合ひけるが、北は谷川岸峙ちて、南は山高き惡所なれば、我先に一足も引かんと、徒に大勢の込合ひたる計にて、返して敵に合はんとする者は稀なり。穗村造酒丞、此由を見て、如何に面々、早や椎野彌七郎は討たせぬ。其上斯る難所を、何處迄落延び候べき。引返して一軍し、思ふ敵に逢うて討死

せよと衆を進め、唯一騎、馬の首を引返して、寄する敵を待ち居たり。斯りける所に、里見越後守が郎等に、坂彌兵衞尉といふ者、是も唯一騎、落行く敵を追懸けて進み來りけるが、穗村を見付けて、馬物具の樣、天晴敵よと思ひければ、猶豫もなく、坂彌兵衞尉と名乘り懸けて、穗村を馬手に見なし、馬の首を弓手の方へ開かせて、駈寄すると見えしが、互に中にて引組み、兩馬が間に落重る。穗村は、力量人に越えたる者なれば、彌兵衞を中に取つて押付けゝるを、彌兵衞組まれ乍ら、下よりためず刺通して、其儘首を搔落し、今日の寄手の大將穗村造酒丞をば、坂彌兵衞尉が手に懸けて討ちたるぞと、高聲に呼ばはりければ、いとゞ引立ちたる大勢、唯上が上に込重なりたる計にて、取つて返す者もなし。上泉主水正は、味方散々に追立てられたる由を見て、さては先陣に入替り、荒手にて一軍せよと、味方の陣に下知し、自ら眞先に進んで、馬を走りに馳せて駈出す。山の上に控へたる草刈志摩守、此由を見下し、すは兼ねて差したる圖は爰ぞ。構へて敵を遠矢に射て、矢とふなせそ。必ず近々と引受け、矢坪を見なして射て落せと、左右に下知して待懸けたり。程なく間近にもな

れば、かさより散々に矢を射懸け、鐵炮を放し掛けて、矢庭に五六十騎射落さる。此由を見て、跡に續きたる軍勢も、些と疼むと見えしが、先陣の靡き立ちたる大勢に揉立てられ、追ひ來る敵に懸合すべき樣もなし。 上泉主水正は、內々直江に恨の子細ありて、所詮討死せんと思切つたる事なれば、同志の軍兵廿騎計相從へ、引立ちたる味方の中を駈破り、追ひ來る敵と、相頭に懸り合ふ。 彼は此頃迄は、榊原式部少輔に奉公して、上野館林に居たりけるが、元來關東育ちにて、佐野・結城の人々の、朝夕に軍に馴れ、度々手柄を顯したる死生不知の剛の者、今を最期の軍なりと思ひ定めて、群りたる敵の中へ、駈入り〳〵戰ひければ、傍五六反が程は、鋤きたる小田の如くにぞなりぬ。 斯る所に、民部少輔が傍近く仕ふ童に、金原七藏とて、生年十六歲なるが、主が免さねば、人々の高名するを、浦山しげに見物のみして居たるを、民部少輔、彼者の頬魂を能々見て、汝も浦山しくば、先陣へ馳せ行きて、人々の軍する樣をも見候へとて、有合せたる步立の者十人計差添へて遣しける。 七藏嬉しげにて馬駈出し、先陣へ駈付けて見けるに、白鷺の指物差して、馬物具きら〳〵しく出立ちたる武

兼續敗軍

者の、此方の大勢を、立足もなく散々に薙伏せ、殘る勢を、四方へぱつと追散らして、息を休めて居たるあり。漆山九郎兵衞尉といふ者、此由を見るよりも、押並んで無手と引組み、谷川の崖の上より、互に上になり下になり、轉び落ちけるが、如何してか、中にてほごれたりしを、金原見て、敵は誰とも知らねども、走り懸つて刺通し、終に首掻落して、形勢を能く見るに、甲の眞中に、上泉主水正と、己が名を象眼に摺入れたり。偖こそ今日の寄手の大將の首よと知つてければ、急ぎ本陣へ馳せ歸りて、民部少輔に實檢せさせぬ。寄手、大將をば、殘らず討たせたる上は、人馬、上が上に崩れ騷ぎ、誰か一人も返し合せて、戰ふ者もなければ、敵、彌〻勝に乘つて、喚き叫んで追懸け行く。引立ちたる寄手の中に、若林織部佐といふ若者只一騎、路の側なる隱れ石といふ大石の陰より取つて返し、手鑓打振り〳〵、追ひ來る敵を睨んで立ちたりければ、石の陰にて、路の末は見分けず。さぞ大勢や返し合すらんと推量して、敵も續いて追はざりければ、せめて少々生殘りけり。去程に民部少輔、物見山に控へて、討取る者共を實檢するに、大將穗村造酒丞・上泉主水正・椎野彌七郎を始とし

兼續長谷堂城を攻む

て、岩井備中守・松下杢之丞・平岩石見守等、侍の首百八十七、其外雑兵の首、都合四百八十三とぞ記しける。此首共を傳馬に負はせて、山形へ運送すれば、義光、稲荷塚といふ所に懸並べさせ、里見越後守を召具して、是れ皆民部少輔が振舞なり。勇々しや勇々しやと、深く感じて實檢せられぬ。

長谷堂軍の事

直江山城守は、昨日味方、上の山にて軍仕損じ、思の外大勢討たせたる由を聞きて、以の外怒り、偖は長谷堂の城を、一旦に攻め落して、敵に機を失はせんとて、同十八日の未明に、春日左衞門尉を先陣として、長谷堂の城へ押寄せ、鬨を嚾と作れば、城中よりも、櫓々の狹間の板を押開き、弓・鐵炮を散々に射掛けゝれば、矢庭に手負・死人大勢出來て、中々一旦に、落すべうも覺えねば、一先づ本の陣へ引退く。斯るを見て、城中の早り男の若者共、敵の、あの勢に乘つて打出で、平場にて思ふ程一軍し、勝負を決せんものをと、口々に勇み進んで訇りけるを、大將伊豆守之を聞きて、用なき

面々の僉議や候。敵此城を落し得で、徒に數日を經、運送に疲れて、異議取々ならん所を、山形より、殿の後詰し給ふ荒手にて採合せば、何條安く軍に勝たであるべき。就中此頃鮭延越前守にも、必ず城中より一人も外へ出すべからざるの由、堅く大將の御下知のある上は候とて、堅く制し止めける所に、直江が陣より、足輕を大勢出して、田の面の稻を刈らせける。鮭延越前守之を見付けて、志村伊豆守に向つていふ樣、若者共の、餘りに軍を好み候へば、某面々を引具し罷出で候て、あの田面に、大勢雜兵の群りて見え候を、追散らさせ申すべし。自然引返し候時、跡より敵の慕ひ候はんをば、今に始めぬ御邊の御計に任せ候ぞとて、面々物具の上、上帶縮めさせ、足輕に出立ちて打出でける。其時伊豆守、のういかに鮭延殿、餘に早りて深入し、軍な仕損じ給ひそ。併ら御邊の引かせ給ひたらん跡の事をば、又某が、兎も角も仕るべう候ぞと會釋すれば、頓て鮭延、百餘人の勢を從へ、追手の門より打出で、件の田面に群りたる大勢を散々に追散らし、北行く者に打紛れて、直江が先陣へ打つて掛る。此由を見て、直江が手の者共、我れ劣らじと進み出で、互に火花を散らし戰へば、直江

が手の者大勢討取り、其機に乘つて深入せんとしけれども、日も早や夕陽に及びければ、長追せず引返す。是を見て、敵又頻に追懸けゝれども、兼て伊豆守に堅く約しぬる上は、會釋もなく越中へ引いて入る。伊豆守は、內々鮭延に約束したる様に、足輕の射手三百餘人引具し、城より二町計打出で、海道の左右の側に並居て、矢頭を狙うて待ち懸けゝるが、敵既に相近にもなれば、弓手・馬手より、弓・鐵炮を散々に射掛け打掛け、矢場に手負・死人大勢に及べば、敵も猶豫して追ひ來らず。其隙を窺ひて、伊豆守、左右の手の者共に下知して、城中へ引いて入りければ、敵も相引に、本の陣へぞ引退く。

仙臺より山形の城後詰の事

直江山城守、畑屋の城を攻め落して、其勢に乘つて、土上山へ取上りて、山形を目の下に見なし、透間を窺ひて長谷堂城を攻め、又搦手へ廻りたる勢は、安々と谷地・寒河江迄亂れ入り、最上川を隔てゝ支へたれば、誠、山形の難儀に及ぶ事、日を數へて待

政宗義光を援く

つ程なり。是に付きて、偖は仙臺へ事の急を告げて、後詰の勢を乞ふべし。併ら政宗と義光とは叔父甥なれども、年來中不和なれば、尋常の使者にては、早速に同心せらるべしとも覺えずとて、義光嫡子修理大夫、自ら燒山を打越えて仙臺に到り、山形の爲體、爾々の急に候へば、平に見續ぎて給はり候へと、餘儀もなく賴まれける。去程に政宗、一議に及ばず、さあらば此節、いかで見捨て進らせ申すべき。早々大勢を差遣し、後詰致すべく候の由を約諾して、義康を返し、頓て伊達壹岐守に、石川彌兵衞尉・遠藤但馬守等を差添へ、其勢一千餘騎、山形指して急ぎける。既に燒山を越えけるが、此にて態と、寄手の陣より見渡して、大勢の樣に見すべしと僉議し、尋常の海道にもあらぬ側路を、見えつ隱れつ廻り迂りて、朝早々より日暮迄、引きも切らず打つて通りければ、寄手是を遙に見渡して、あな夥し、幾萬騎の多勢や、敵に馳せ加はりぬらんと、退屈してぞ覺えける。されば仙臺勢の旗は、琵琶を一面宛、一樣に紋に付けしとかや。是れ己は琵琶なり。敵引くといふ儀なるべし。誠、傍若無人の自贊とぞ聞えし。

直江山城守、長谷堂を退く事

山形へは、仙臺より後詰の大勢馳せ付きたれば、直江山城守兼續が、去十八日に一軍して後、土上山へ取上り、長谷堂を見下して支へたるを、如何にもして追拂はんと僉議し、同廿五日、義光自ら山形を立ちて、長谷堂へ打出で、敵陣より六七里を隔て、陣を取られける。斯る所に石田治部少輔三成、去る十五日、關ヶ原の一戰に打負け、一味したる凶徒等、盡く敗北したる由、飛脚到來して告げ來れり。斯くては敵も、一兩日の內に引退くべし。構へて面々に油斷なせそと、觸れられければ、何れも甲の緒を縮め、馬に鞍を置きて、今や〳〵と待ち居たり。直江が方へも、味方散々に敗北したる由聞えてければ、群疑滿腹、衆難塞胸りけれども、一向氣色穩に取靜めて、二三日を打過ぎ、其內、事の始終を懇に沙汰しけるが、大勢の引足なれば、路次の惡所を便宜に付けて拵へ、其後安く引退かんとて、反町大膳亮・竹田金八郞・谷場入道某などいふ者に、人夫大勢差添へて出しけるを、長谷堂にては、寄手敗軍して引退くとや

思ひけん、凡そ歩立二千餘人、騎馬の兵六百餘騎もあらんと覺えたるが、馬の逸足を出して追懸け來る。之を見て反町・竹田など、眞先に取つて返し、相頭に馳合はする。直江、此由を遙に見渡し、敵不意に襲ひ來るの所に、猶豫もなく返合する條、神妙の至なり。併ら期せざる軍なれば、早々引退き候へと、使を立てゝ下知しければ、反町、事の由を聞きて、仰には候へども、見懸けたる敵を捨て、得こそ引退き申すまじ。所詮是にて討死と思ひ定めて候由、返答してければ、兼續、頓て月岡八右衛門といふ者に、鐵炮數多添へて後詰せさせぬ。斯くては敵も、叶はじとや思ひけん、左右なう別れて引退く。斯くて廿九日の曉より、一勢々々引退けば、田村宮內少輔、陣屋々々を燒拂ふ。山形勢此由を見て、すは土上山に、煙の多く立つは、何樣寄手陣屋を拂うて引退くならんぞ。透間あらせず驅散らして除けんとて、我れ先にと追懸け出づる。程なく柏倉・八幡林の邊にて追付きければ、會津勢の內、杉原常陸・溝口左馬助等は、後陣の大將にて引退きけるが、如何に面々、何國迄敵に背をば見するやと、味方に下知して、大勢一同に取つて返し、喚き叫んで驅合する。二本松右京亮も、未だ稚

名の七郎とて、生年十八歳にて、此陣に居たりけるが、年の程より勇々しき擧動して、能き敵討ちぬ。猪狩玄蕃允重滿は、此頃柳川の城より來りけるが、今日敵味方の大軍に、如何にもして能き敵に逢ひて、勝負せばやと思ひけるが、いや／＼鎧着、相印し、敵よも思ふ程近付かずと思案して、鎧をば陣屋に脫ぎ捨て、戰場へ向ふ。斯る處に能き敵の、間三反計隔てゝ、須川の端、麻畑の邊に控へたるを遙に見付け、すはや渡り合はんと思ふ所に、敵も見付けて、手鑓をば下人に渡し、鐵炮取つて引かけ、既に目當に載せんとす。重滿も急に迫りけるが、美くも思付き、御邊も、味方と見るは僻目か。我も最上勢にて候ぞ。自然逃れて生遁れば、後日に味方討の、沙汰には遁れ申すまじ。誤りて怪我はし仕給ふな。能々見知りて候ぞと、高らかに訇りければ、敵も實にとや思ひけん、火繩を外し、叉鑓取つて別れ行く。重滿も、共に連れんずる振にて、手鑓提げ走り寄り、いで參らんといふしほに、込んづ込まれつ暫く戰ふ。されども互に勝負なかりけるを、重滿心利きて、下段の鑓を、其儘橫樣に拂ふ。敵。腰當を手痛く薙がれ、耐らず慟と轉ぶ所を、重滿、續け樣に突通して、頓て首を搔き

てけり。後に其名を尋ぬれば、義光隨一の郎等湯淺甚內といふ者にて、深瀨八郎と、甚內と二人は、義光不斷の近習三百人の長なるが、彼の甚內、此頃義光に、諫めたる子細ありて、許容なければ、深く世の中を疎み、何樣此軍に、討死せんと思ひ定めけるとかや。川副左門といふ者は、內々傍輩の大門圖書といふ者と、互に先を懸けんと爭ひけるが、今日の軍に、彼者先をしたりと聞きてければ、偖は命生きても用なしとて、群りたる大勢の中へ駈入り、終に討死してんけり。其外追樣橫合に駈亂すもあり、或は相頭に敵に逢うて、勝負を平に決し、互に手負・死人、大勢に及ぶと雖も、山形勢は勝に乘つて追かけ、寄手は機を失ひたる引足なれば、何となく追立てられて、右往左往に引退く。鹿沼右衞門佐は、內々味方に先立ちて引退きけるが、後陣に軍ありて、味方利を失ひたる由を聞きて、海道の末行く道も覺束なく、山陰より上なる峯の頂へ、馬駈上げたりければ、神山助右衞門尉も、續いて馬を駈上げ、二人共に旗打立て、峯の嵐に閃いて、靜に控へたれば、追ひ來れる敵、遙に是を見上げ、すは先陣より、大勢の返合するよと心得、些と猶豫する所を、會津勢是に機を得て、面々に馬

兼續退軍

の頭を引返し〳〵、駈出で〳〵戰へば、敵又散々に追立てられて、覺えず二三里が程北崩れぬ。されども互に未明より軍して、人馬共に疲れければ、直江も續いて長追せず、所詮今夜は逗留して、機を扶けて引くべしと僉議し、諸陣を固く取らせて、其夜を明す。明くれば十月朔日、未だ夜を籠めて、敵の輙く駈合せ難き山の尾崎々々に、弓・鐵炮の手利共を隱し置き、續の峯々には、究竟の武士共に、忍びに陣を取らせて、東雲の紛れに、少々雜兵を引かせたり。斯る所に義光、先陣より、寄手爾々にて候由、本陣へ急を告ぐれば、すは兼て期したる事よ。それ追駈けて泄らさず討たんと、互にいひしらうて、早りの儘に駈出で〳〵追ひけるが、宵の間の時雨の名殘、今朝迄も小雨交りの朝霧に、越え行く末を見も分かず、馬武者・歩武者打混に、我れ後れじと追ひける。會津勢、兼て指したる圖なれば、鳴を靜めて待懸け、旣に相近になりぬれば、弓・鐵炮を同時に放し懸けて、矢叫・弦音天に響き、電光迅雷地に轟きて、前後左右、皆敵の打圍みたる樣なれば、追手の先陣怺へ兼ねて、右往左往に敗北す。義光之を見渡して、すは本陣の勢にて、透さず入替らんといらつて、先を懸けられけ

る所を、待懸けたる射手共、矢衾を作つて、十方より射たりければ、志村藤右衞門尉等を始め、究竟の者共、矢庭に大勢討たる。其頃筑紫より來りて、山形に住みける堀喜叶齋といふ者は、今判官といはれし程の兵法の修行者なり。義光兼て側近く仕はれければ、今日の軍にも供したりけるが、餘りに合戰の手痛ければ、義光の鎧の袖を控へて、餘り敵陣の近う御座候ぞ、今些と御退きありて、御陣を召してこそ宜しく御座候はんものをと申しければ、義光、彼者をはつたと睨んで、如何に汝は、尋常の口にも似せて臆病なるよな。是程入亂れたる軍半に、大將の引退くと見て、誰か一人も敵に逢はんと、思ふ味方のあるべき。よし〳〵縦ひ大勢を討たするとも、尾崎傳ひに、驀直に駈上りて、會釋もなく揉立て、一陣・二陣追立てなば、外の峯々に取續きたる陣も、敗軍の勢に揉立てられ、などか北崩れではあるべき。只我れ先にと駈上りて、平に勝負を決せよ者共と、いらつて下知せられければ、喜叶齋は面目もなく、偖は剛臆の程をば、今が間に見せ進らせんものをと言捨て、五六反が程、進み出づると見えしが、敵の落し矢に放す鐵炮にて、射向の小手の機會より、馬手の乳の下迄、

直達に打脫かれ、二の息もなく死してけり。其外、敵、かさより見下し、差詰め引詰め、散々に射る矢に、手負死人、矢場に大勢出來ぬれば、義光も、今を先途の軍と思ひ定め、日頃手馴れし鐵棒を提げ、眞先懸て進まるゝ。此由を見て、左右に立ちたる兵共、我れ後れじと、面も振らず切つて懸りければ、修理大夫義康は、遙の峯より見渡し、敵皆要害に支へたれば、馬にては叶ふべかずとて、一千餘騎の手の者共、皆歩立になりて、莕を攀ぢ柴を挐んで、岨を傳に駈上る。又長谷堂の城より打つて出でたる谷地森伯耆守・川熊讃岐守・小國大膳亮等は、敵の後を駈塞ぎ、中に取籠めて討たんと、敵を弓手に見なし、峯を傳に攀上る。會津勢、此由を見て、こは如何に、三方の敵に取籠められては叶はじと、進退猶豫して見えけるを、義光、此機に乘つて、會釋もなく揉立て、只一息に追散らせと、左右に下知せられければ、前後に群りたる兵共、些も猶豫ふ氣色もなく、驀直に打つて懸る。去程に直江が勢怺へ兼ねて、少し背を見するよと見えしが、耐らず右往左往に靡き立ち、案内知らぬ岨崖へ行懸り、爲方なく返合せて討たるゝもあり、或は痛手を負うて引き兼ね、抑へて首を取らるゝ者も

ありて、散々に敗したりけるが、大將直江山城守、敵と間近なる所にて返合せば、中中靡き立ちたる味方に採立てられて、其甲斐あるまじと思ひ、手の者三百餘騎、足早に引きて、此方の峯へ取上り、敵の城を窺ひて控へけるが、既に思ふ時刻にもなれば、反町大膳亮等廿餘人の者共を先として、三百餘騎の兵共、同時に落し懸け、喚き叫んで切つて懸る。此勢に辟易して、山形勢、又散々に追立てられて、大勢討たれけれども、日も早や夕陽に及んで、數刻の合戰に、人馬も疲れければ、直江も相引に引きて、其夜は敗軍の機を休め、翌朝安々と、會津を指して引退く。

下治右衞門尉、降人に出づる事

明くれば二日、昨日追手の軍敗して、直江山城守、會津へ引返したるを、搦手より廻りたる下次右衞門尉は、夢にも知らず、谷地の城に居たりけるが、此由、山形へ聞えければ、義光郎等志村伊豆守を喚びて、偖は如何にも賺して降人に出せ。彼は元來田川郡の者にて、度々に手柄を顯したる剛の者なり。されば庄内三郡は、先年大寶

寺光安を討つて、自ら押領せしを、近年上杉に奪はれ、いか計無念に思ふと雖も、武威一統の世となりて、雅意に任せられねば、力なく數年を打過ぎけるが、斯る亂を次に、不意に押寄せ、志田・川村に腹を切らせて、奪ひ返さんと思ふなり。さあれば下が一族を、彼邊の案内者になさば、何事も便宜ならんぞと、事の由を、志村に深く言含め、大勢を差添へて、谷地鄕へぞ向けられける。明くれば三日、志村・谷地の城を打圍んで、一攻攻めんとする氣色に見せて、兎角猶豫ふ内に、日も暮れければ、密に城中へ使を入れていはせけるは、先月十五日、關ヶ原の軍敗れ、謀叛人の張本石田治部少輔三成・宇喜多中納言秀家、何地となく落ちられければ、同志せられたる鎭西・中國・南海・西海の諸大名、面々本國へ逃歸りて、向後身の上の安否に、胸を冷さるゝの由候。是に付きて追手の大將直江山城守殿も、未だ合戰半にして、一昨朔の朝、會津へ引返され候が、能々遽しく候へばこそ、御邊へ牒じ合さるゝ迄もなく、打捨てゝ引かれ候上は、今出羽・奥州の間に、誰か一人も、御邊の難儀を扶くる人の候べき。さあれば用なき道に犬死せられんも、痛はしく存候。よし〳〵此上は、冑を脱ぎて降人

に出で給へ。某能樣に計らひ、恩賞をも申與へ候べしと、樣々に辭を盡して意見してけり。下は勿論、窮鳥の羽を殺がれ、涸魚の泥に吻く風情なれば、一族郎等寄合ひて、此事如何にせんと談合するに、下美作守が、他に讓らず申しけるは、石田・宇喜多の人々を始め、面々軍に討負けられたる上は、今の世の中に、誰か內府卿を蔑如し申し、我等に心を合する人の候べき。就中直江殿、聊の左右もなく、敵の中に打捨てゝ引かれ候事、遺恨の第一に候。此上は、誰が爲にか命を捨て、義を守り候べき。所詮伊豆守の許へ、何樣にも事の便宜ならん樣に、賴み進ずるの由御返答候て、降人に出で給ふより、餘儀あるべしとも存ぜず候と、强ちに意見しければ、滿座の面々、誠其儀こそ然るべく御座候と、僉議を一途に究めて、其由、志村が方へ返答し、明くる四日の朝、下が一族下勘七郞・同美作守・庶八左衞門尉・井上牛之助等を始め都合二千餘人、冑を脫ぎ弓の絃を弛め、降人に出づれば、志村、此事仕濟ましたりと喜び、下が一族召具して、山形指して歸りける。

酒田の城落つる事

其頃酒田城には、景勝、郎等志田修理亮・川村兵藏といふ者に、大勢を差添へて入置かれける。義光、斯る亂を次に、彼城を攻め落して奪ひ返し、累年の遺恨を散ぜんと企て、大將軍には三男淸水大藏大輔・楯岡甲斐守・軍奉行に里見越後守・加藤源右衞門尉・其外鮭延越前守・本城豐後守・白岩備前守・野邊澤能登守・志村宮內少輔等、都合其勢五千餘騎。此頃降人に出でたる下が一族を、案內者に差添へ、急ぎ山形を立ちて、月ヶ山嶽の嶮難を打越え、酒田を指して馳向ふ。志田・川村は、近日山形より、大勢の寄せ來る由を聞きて、偖は敵に安々と最上川を越されては、此城始終怺ふべうも覺えず。所詮川端に支へて、防ぎ戰ふべしと僉議し、酒田城を打出で、最上川の堤の陰に陣取り、三百餘挺の鐵炮、筒先を揃へて、寄する敵を待懸けたり。山形勢、程なく川端に着きたりけれども、此は名に負ふ最上川、上れば下る稻舟の、さすにいぶせき銚子口とて、僅に一二丁が程なれば、直に海中へ推流さるゝ大事の渡りなり。是を

便りに、敵、渡りの舟を引き、彼方の岸に、大勢支へて待懸けたれば、大將淸水・楯岡を始め、心は猛く早れども、天翔る鳥、波行く犀にしもあらざれば、是程の大河を、舟ならで、如何に渡すべうも覺えず。下が一族は、元來此川の案内は能く知つたり。賢しく上下を走り廻りて、川舟十餘艘搜し出し、一族郎等取乘りて、馬共追入れ〳〵、今日の案内者に罷向つて候下次右衞門尉が一族共、大將軍の御先駈仕るべう候と名乘捨て、水上より、流れに從ひて棹し下し、旣に遠淺にもなれば、馬共追下し〳〵、面々に飛乘り〳〵、馬の鼻を竝べ、鑓の穗を汰へて、五百餘人の者共、驀直に打つて懸る。志田・川村も、內々今日を最期の軍よと期してければ、弓・鐵炮の射手を汰へて面に立て、其陰に指物・立物・馬験に、色々の風情を盡したる武者共、芝居に機を休めて、鑓横へて居たるもあり、或は敵、川を渡して、駈上んとする所を、手痛くあてゝ追はめんと、勇める馬を強ちに拘へて、駈場を前に餘したる者もありて、何樣一足も引退かじと、思切つたる氣色に打見えけるが、敵の會釋もなく打つて懸るを見て、弓・鐵炮を散々に射懸け打懸け、手痛く防ぎ戰ふ。寄手是に少し痿みけるを、下が一族戶

井半左衛門といふ者、此由を見て、臆したり方々、是程の大河を、北足にて周章て騒ぎて飛び漬らば、いかで命を生延びん。迚も死なん命を、會釋もなく駈入れ、思ふ敵に逢うて討死せよと、左右に機を勵し、自ら正先に進みければ、面々今を最期と思ひ定めて、我れ劣らじと打つて懸る。大將の淸水・楯岡、此由を見渡し、いかに荒瀨の川なればとて、味方の軍するを、近々と見物し乍ら討たせては、命生きて用もなし。所詮大軍に切所なしとは、是れ武の故實ぞかし。死生を互の運に任せ、いざ渡さんといひも果てず、自ら馬をさつと河波に打入れければ、續く兵五千餘騎、乘漬り〳〵、逆波を漲せて、正一文字に渡しければ、さしもの大河なれども、一騎も溺れず、向の岸に駈上る。志田・川村は、敵の大勢、難なく川を渡すを見て、叶はじとや思ひけん、少し背を見するよと見えしが、寄手追縋うて、四方へぱつと追散らし、首百餘級討取りて、大將に實檢せさせ、暫く息を休めけるが、さらば敵の城中へ北入りて、臆病神の醒めぬ間に、手痛く攻めて揉落さんと僉議し、法螺を音太に吹立て、騎歩の遲速を汰へて、靜に押寄せ、城を十重・廿重に打圍みて、鐵炮を打懸け、矢を散々に射懸けて、

息をも續がず攻むれども、志田・川村も、今を最期と思ひ定めて、油斷なく防ぎければ輙く攻入るべうも覺えず。斯る所に、加藤源右衞門尉は、例の嗚呼がましき越後守に、自然先を懸けられては口惜しと思へば、城中より、雨雹の樣に射出す弓・鐵炮の中を、少しも疑擬せず進み寄りて。塀を乘越えんとする所を、眉間の正中を、鐵炮にて打脫かれ、耐らず働と轉びけるが、起きも上らで死してけり。里見、此由を見て、なじかは些も猶豫すべき。追手の堀に渡したる細橋を打渡りて、塀際へ進み寄る。是を見て、跡に續きたる手の者共、大勢堀に飛漬り〳〵、揉みに揉んで攻め入りければ、志田・川村も怺へ兼ねて、詰の城へ引きたりけるが、斯くては始終怺ふべうも覺えねば、所詮和を乞ひ、降人に出でて、一先づ命を續ぐべしと面々僉議し、同時に弓・鐵炮を止め、塀裏より笠を出して、寄手の陣を頻に招きければ、寄手も鳴を靜めて、いかなる仔細ぞと、事の由を聞きけるに、寄手の陣頭に進み給へる人々は、誰々にて渡らせ給ひ候ぞ。面々に御名承りて、城中より申度仔細候ぞと呼びたりければ、有合せたる原田大膳・小泉讃岐・井上牛之助・戶井半左衞門尉等なりと、聲々に名乘る。

さらば城中の大將川村兵藏・志田修理亮が申條を、能々聞召されて、大將清水殿の御前にて、能樣に御申候へ。某等是迄は、悚へて防ぎ戰ひ候へども、多勢に無勢の習、始終悚ふべうも存せず候間、冑を脱ぎて降人に罷出づべく候間、城中の者共、左右なく命を扶けて給ひ候樣に、強ちに面々の御計ひを賴み候と、高聲にぞ呼びたりける。さる程に此由有の儘、大將の陣へ告げたりけるに、志村伊豆守、他に讓らず申しけるは、されば窮鼠却て猫を嚙む習の候。今是程難儀に迫りたる敵共を、殘らず討つて取らんと仕らば、味方數を盡して討たれ申候べし。斯く敵の降人に罷出でんと申すこそ、事の幸に御座候間、彌所望に任せらるべきの由御返答候へと、強ちに意見してければ、清水・楯岡も此儀に同じ、其由頓て返答したりければ、志田・川村を始め、楯籠りたる者共、皆仔細なく城を出でぬ。去程に清水・楯岡、其夜に入替りて緊しく用心し、此由急ぎ山形へ註進したりけるに、義光斜ならず喜びて、面々が擧動を甚だ感じ、偖は志村伊豆守を、其城の警固に殘し置きて、其外の者共は、皆軍勢を引率して、山形へ歸れ、降人の志田・川村をば、仔細なく會津へ返し遣すべきの由、下知せられけれ

ば、差圖の如く相計らひ、清水・楯岡諸共に、皆軍勢を引率して、山形指して歸りける。

諸國凶徒死刑流罪の事

三成生捕らる

石田治部少輔三成は、關ヶ原の軍に、言甲斐なく討負け、地下に隱れて居たりけるを、田中筑後守が郎等圓城寺甚九郎・田中傳左衛門尉といふ者生捕りぬ。小西攝津守行長も、郎等は殘らず討たれぬ。故鄕の肥後國へ逃げ下らんには、いとだに心筑紫の旅の空、まして行方も定めなき長の海路を遙々と、いかで叶ふべうも覺えず。又此邊に、暫しが程も、立忍ぶべき友同志は、皆同身なれば、誠に四海廣しと雖も、僅一粟の身を隱し兼ねて、夕の野分はしたなく、晨の霜の冷かなるに、袖さへ增る草枕、夢とも更に現とも分かで、暫は佗び明しけるが、次第に飢え疲れて、是ぞ堪へに忍ぶべうもあらねば、附添へたる郎等、古畑へたどり出でて、人の掘捨てたる芋魁を拾ひ集め、僅なる炮烙一つ搜し求めて立歸り、彼芋魁を煑て、行長が暫の飢を扶けんと計りけるが、煙や外に顯れて、若しも敵に見付けられなばと、深く忍んで居たりける。

行長生捕らる

内府卿は、遙なる所に御座したりけるが、御前に侍りける人を召して、あの枯野の其程に、落人や隱れ居たらん。急ぎ捜し出して、生捕り候へと御諚なりけるに、何人氣ありとも見えねば、誠しからぬとは思ひ乍ら、御諚なれば畏り、急ぎ馳向ひて捜しけるに、案の如く疲れ果てたる男の、芋魁喰うて居けるを、犇々と取つて押へ、高手小手にいましめて來りけるが、果して小西行長なり。是を見て、御近習に侍られける人々、あな不思議や、遙の此方より、彼所に此者の深く隱れて罷在候を、何とて知召されて候と申上げられけるに、されば敵伏野則飛鳥亂翼といふ古實あり。先程彼所迄、何氣もなく飛連れ來る雁の、俄に翼を返したるにて、若し落人や忍び居たらんと、御推量り給へると、御諚なりしとかや。安國寺も共に生捕られて、縲紲の恥を曝し、空しく郊原の露とぞ消えぬ。宇喜多中納言秀家も、關ヶ原にて討泄らされ、膽吹山の下に懸りて、這々落延び、糟子谷といふ所に、暫く忍んで居たりけれども、此には始終叶ふべからねば、白樫の五右衞門尉といふ地下人を、平樣に賴む。彼者不敵なる者なれば、仔細なく領掌し、此所に忍び給ひては、中々其甲斐あるべしとも覺え

宇喜多秀家流罪

眞田昌幸高野山に入る

ずとて、己が舅の乙原といふ所にありけるが、此は奥深き山中なれば、いかでか人にも知られ候べきとて、乙原へ落し、暫し舅の許に隱し置きけるが、加賀利長は、秀長の内縁たるに付きて、密に事の由を頼み申されけるに、利長も見捨て難くて、内府卿へ歎き申上げられければ、仔細なく命計を御助あつて、父子乍ら八丈島へ流され、終に憂かりし島の島守となりて失せける。眞田阿波守も、三成が關ヶ原の軍に討負け、同志したる鎭西・中國・南海・北陸の諸大名、皆散々に本國へ逃げ歸りたる由を聞きて、波にも付かず、磯にも離れたる樣にて、上田城に居たりけるを、次男伊豆守、父が野心にも與せず、無二の御味方に參りたる其忠賞に申替へて、仔細なく一命を御助けなされ、高野山に入りて、暫く法體の身にぞなりぬ。又美濃國の住人加賀野井彌八郎が子供は、夢にも知らぬ父が由なき事故に、水野和泉守殿の子息日向守の手に渡りて誅せられぬ。故を如何にと尋ぬるに、去る六月廿三日、内府卿關東へ御下向の折、加賀野井も御味方に參らんとて、參河國迄下る。其頃越前國府中龍門寺の城に居たる堀尾帶刀義晴は、内府卿の仰に依つて、濱松より取つて返し、府中へ歸る

とて、其日參河國宇藤坂といふ所にて、加賀野井に行合ひたり。年來の知音なれば、暫く旅館の席に下り居て、此頃の世の中の事共、互に語り盡して後、堀尾、加賀野井に向ひて、斯く申すとて、御邊を褊し進らするにはあらず。尋常親しう候へば、心底を殘さず申すにて候。御邊今關東へ御味方に參り給ひたればとて、手勢の百騎共二百騎共打つて、一方の大將をも承り給ふ程の身にても御座さねば、枉げて我等と一同に、いざ府中へ行き給へ。御味方に參られたるは、何れも同じ事にて候べし。殊に水野和泉守は、我が多年の友同志なれば、池鯉鮒の宿へ出向ひて對面すべしと、此頃の約諾なり。彼人は、內府の無二の御味方なれば、事の由を、彼人に相議りたる上ならば、向後內府の思召も、何か苦しう候べきと申されければ、加賀野井會釋しけるは、誠御意見の程、理過ぎて覺え候。加之某は、水野殿には、終に染々と見參申したる事も御座候はねば、幸今度親しく見參申し、其上彼人の御口入にも、某內府の御味方に參りたる其事だに、苦しう候はずば、幸に御邊と諸共に龍門寺へ參り、暫く世の中の靜まる程、罷在べう候。所詮某が身の上の事、御邊の御計ひに任せ侍ふぞとて、堀

尾・加賀野井打連れて、池鯉鮒の宿へぞ急ぎける。內々の約諾なれば、和泉守も、此宿へ出向はれ、堀尾・加賀野井に對面して樣々に饗し、酒宴數刻に及びてけり。斯くて加賀野井、聊か用事ありて座敷を立ち程なく歸りけるに、跡にて二人、何事か忍びやかに物語して、加賀野井を見ると齊しく止みにける。此の如き事、旣に兩度に及びてければ、加賀野井深く怪みてや居たりけん、次の間の違棚に、樣々の調度を竝べて置きたるが、怪しや、故もなきに、同時に轉び落ちて、俄に物音の噪しかりしを、加賀野井、さてとや思ひけん、其頃美濃鍛冶の煉へて、長さ一尺四寸幅重ね、健なる脇差を引拔きて、和泉守を馬手の乳の下より、弓手の脇坪迄、鍔際せめて突通す。加賀野井其頃は、未だ三十にならぬ大男の、勝れて强力なるが、力を任せに繰りたりけれども、和泉守、元來健なる人なれば、差したる脇差を、拔かん〳〵とせられけれども、次第に力弱り、切先一寸計は、未だ鞘の中に殘りて、終に息絕えぬ。義晴も元來心太く、物靜なる人なれば、思ひ設けぬ珍事なれども、早く脇差を引拔きて、加賀野井に飛んで懸られけるが、脇差拔群に短くて、危ふかりしとなり。斯る物音に驚きて、次

の間に並居たる和泉守の郎等共、こは何事よと周章て騷ぎ、我先にと亂れ入る中にも、鈴木與八郎といふ扈從、正先に進み、和泉守の形勢を見て、こは如何に、義晴の仕業よと思ひければ、直に義晴に切つて懸る。されども目速き人なれば、いかに面々、敵は加賀野井なるぞと申されければ、鈴木、其儘加賀野井を切つたりけるに、跡より續きて亂れ入りたる者共、續樣に切つたりければ、無慚や加賀野井は、寸々になりて失せぬ。今度加賀野井が斯る擧動を、內府卿深く惡み給ひ、天下御一統の後、彼者の幼き子供、皆和泉守の子息日向守に給ひて、殘らず誅せられぬ。田丸中務大輔は、先年太閤の御諚として、陸奧より信濃國川中島へ移されたるを、今年內府卿より、美濃國岩村城へ移し給ふ事、奧州・信州打續きて、雪深き寒國に住みけるを、勞り思召し給ふ故とかや。斯くて御覺の、他に異なる仔細は、去る天正十年、不慮に光秀が、信長を弑し進らせて、天下反覆しける時に、內府卿、和泉の境より、遠江國濱松の城へ御歸りに、伊勢路に懸らせ給へば、關・田丸の人々も、無二に忠義を存じたるを、感じ思召しける故とかや。斯く御情深かりければ、今度も彌御味方に參らんとて、則岩

村を立ちて、遙々と信濃國笛吹峠の麓なる輕井澤に着きけるに、其日、石田治部少輔が許より飛脚到來して、平様に味方に屬し候へと、頻並に催促す。其外所緣ありける人々も、皆治部少輔に味方せられ候へと、様々に意見あれば、さては此峠を上野へ越えては、何と先非を悔いても、其甲斐あるまじとて、輕井澤に二日逗留し、思案取取なりけるが、運の盡くる所は、三成が由なき催促に隨ひ、岩村へ取つて返して、霧ヶ城に栖籠る。されども秀忠卿、信濃路に御懸り、關ヶ原へ向はせ給ふとて、此邊の大名三人に課ありて、城を遠巻にして見させ給へば、矢一つ射違ふべき敵もなく、徒に巻籠められて、日數を經ける内に、三成軍に討負けたれば、中務大輔も、力なく法體の身となり、十月十一日、霧ヶ城を出でけるが、跡にて諸事式體申さしめん爲め、郎等曾田安兵衞尉・向井新十郎等をぞ殘し置きける。夫より伊勢國淺間といふ所へ落行き、忍びやかなる住居して、内府卿へ様々に歎き申しけれども、强ちに謀叛人に與したる上は、終に御免もなく、越後國へ流されて、堀左衞門督に預けらる。關長門守は、石子肥前守等と一つに、犬山の城に籠りけれども、是も故なく城を出でて、忍び

やかに居たりけるが、郎等穗富喜太郎・野村織部佐等、いかにもして傳に便り、內府卿へ、事の仔細を歎き申上げんとて、大久保相模守・本多平八郎の方へ所緣を求め、事を仔細に申しけるは、抑も長門守が事、勿論御敵に與して、犬山の城に楯籠り申候へども、併ら心底の實を申せば、去る春、信濃國飯山より、美濃國土岐と申す所へ罷越し、所領の內、多羅と土岐と兩所の間、何處にか城を構へて罷在候はんと、思案未だ取々なる內に、程なく此亂出來、彼邊は大方長束大藏大輔が催促に從つて、治部少輔に與し申候に、本より尫弱なる長門守、楯籠り申さん城とても御座候はねば、いかで一人相恷へて、御味方には參り申すべき。心ならず治部少輔に一味仕候。併ら只今に及びて、斯樣に申上候へば、筋なき儀を、言を巧みにして申す樣に、思召さるべく候へども、偏に心底の實を顯し申さん爲め、爾々の申條にて御座候と、餘儀もなげに申しければ、誠斯くこそあるべけれとて、折に付きて、內府卿へ披露申されけるに、寬仁大度の御器にて御座せば、聊御惡しみもあらで、頓て本領伊勢國龜山を賜はり、程なく還住しけり。福原右馬助は、大柿城に恷へて、押寄せたる水野日向守・松平丹

波守・西尾豐後守が手の者共を大勢討取り、一防ぎは防ぎけれども、相良・秋月が、不破平左衞門父子を討ち、關東の御味方に參りければ、斯くては始終恢ふべうも覺えず、心底の仔細を、寄手の陣へ歎き、面々より質を取りて、城を出でたりけるが、終に切腹してけり。丹羽五郎左衞門尉長重は、郎等に、江口石見守といふ者、常に上を敬して忠を存し、下を懐けて士を謙する事を、己が身上の大任として、數年が間、四方より名ある武士共を招き集めければ、誠、忠心を鐵石にも比すべき侍八百餘騎にて、加賀國小松城に楯籠り、北國勢に打圍まれて、數日手痛く軍しけれども、力及ばで城を出で、漂泊しけるが、此は秀忠卿御恩顧の仔細ありて、相違なく一命を御助けなされ、暫く蟄居しけれども、程なく一所懸命の地を賜はりぬ。筑前中納言殿へは、内々御約諾の所領恩補せらるべし。乍去萬づ御物紛の折節なれば、本國へ下りて、暫く待ち給へとの御諚にて、筑前國へ下り給ひけるが、不幸にして程なく逝去せらる。日向國飫比の城に居たりける伊藤修理亮は、齡未だ十歳に足らねば、家臣稻津掃部が計ひとして、今度三成が催促に隨ひ、味方せんずるの由返答し乍ら、鎭西の諸大名

の面々、既に本國を打立つ時節に及びて、修理亮が儀、俄に違例致候間、暫く養生を遂げ候て、不日に罷下り申さんと、三成が方へ註進し、其後今日よ明日よと、兎角いひしらふ内に、最早隣國の諸大名の内、一人も在國したる者あらねば、すは内々巧みたる時刻よと思ひ、秋月が寶部の城、有間が縣の城へ、不意に押寄せたりけるが、何れも墓々しき侍も在合さねば、安々と追落す。此上島津右馬頭が佐渡原の城を落さん事は、朝の間の軍なるべけれども、小事に目を懸けて、由なく勢を費しても用なし。是より薩摩國へ亂れ入りて、義久が所領を奪はんとて、薩摩を指して馳向ふ。されども舍弟兵庫頭家久こそ坂東へ下られ、兄の義久在國したれば、大勢にて出合ひ、手痛く防ぎ戰ひける。稻津軍利なくして、飯比を指して引退く。さる程に敵彌勝に乘りて、追懸けゝるが、鴟峯といふ所にて返し合せ、散々に軍して、互に大勢討死しける。其後討たれたる者共の員數を、石に誌して一碑を立て、今に鴟峯にありとかや。去程に稻津は、縣・寶部の兩城を押領し、番手を入置きて、油斷なく警固したりけるに、程なく關ヶ原の軍敗れ、秋月・有馬は御味方に參り、仔細なく本領を案堵して

下りけるに、稻津が計ひとして、津々浦々に兵船を揃へ、弓・鐵炮の矢先を揃へて、是は今度稻津掃部が太刀の切先にて奪ひ候。本より御邊累代の御所領と申し乍ら、今は安堵罷成まじく候。是より何方へも御退き候へと、文なく會釋しければ、秋月・有馬の人々は、こは如何にせんとて、案じ煩ひけれども、海上に漂ふ身なれば力なく、爾爾の事にて御座候と、關東へ註進申しければ、內府卿より、今度稻津が振舞、拔群なりといひ乍ら、秋月等が先日御味方に參り、既に本領安堵の御諚を蒙りたる上なれば、異議なく明渡し申すべき由仰出され、此上は力及ばず、稻津、縣・寶部に置きたる軍勢引きしが、其頃は、年齡未だ廿一歲なり。誠、年頃よりも勇々しき擧動なりと、世を擧つて沙汰せしとかや。肥前國龍藏寺駿河守政家も、石田が催促に從ひ、家臣鍋島加賀守が、坂東へ志して下りけれども、海上にて難風に障げられ、心ならず日數を經て、九月中旬に、漸く大坂へ着きける所に、程なく關ヶ原の軍敗れ、こは如何にせんと機を失ひたるに、剰へ島津家久が本國へ逃下るとて、鍋島が船共を無禮に奪ひ取り、順風に帆を揚げて馳せたりけるは、誠、水鳥の、陸に惑へる心地して、進退に

便を失ひけるを、内府卿より、立花飛驒守宗茂が、本國へ北下りて居たるを、左右なう討つて參らば、龍藏寺が本領の安堵、仔細あるべからざるの由、鍋島が方へ仰出さる。されども目の當り、御敵したる者なれば、黑田如水軒と加藤主計頭と二人を、檢使にして添へられける。斯くて鍋島は、御諚の旨畏りて領掌申し、急ぎ肥前國へ下り、頓て筑後柳川城へ向ふ。立花は、鍋島が討手に向ふと聞きて、郎等立花三太夫に先陣せさせ、分國の內、八院といふ所へ出向ひ、陣取りて支へけるに、寄手の先陣鍋島伊豆守、相懸に駈合ひて、火出づる程に戰ひ、時を移しけるが、如何はしたりけん、散々に追立てられて崩れ騷ぐ。是を見て、二陣に控へたる五島主殿助、橫合に駈合せて、喚き叫んで攻め戰ふ。三太夫は、初度の軍の利に乘りて、餘りに深入して、荒手の五島と取籠められ、終に討たれければ、殘る軍兵力を失ひ、散々に敗北す。寄手又是に機を得て、手繁く入亂れ、火花を散らして軍しけるが、日も暮れければ、互に軍を止めて引退く。斯くて宗茂如水軒と主計頭とを平に賴みて、此上は先非の御免を罷蒙度の由、內府卿へ、樣々に歎き申上げければ、仔細なく一命を御助けなさ

れ、當時は剃髮の身となりて、常に御近習に伺候しけるが、程なく奥州高野郡を賜はりて、棚倉といふ所へ下る。又龍藏寺駿河守政家も、家臣鍋島加賀守が、斯く御諚に從ひて、安々と立花飛驒守を追落したる勳功に因つて、仔細なく本國を安堵す。されば立花飛驒守が由來を、仄かに傳へ聞くに、幼少の頃、大友が幕下なる戸次道雪に養はれて、戸次左近將監宗茂と名乘るといへども、實は、筑前國岩屋の城を守りて、島津修理大夫義久に討たれたる、高橋紹運といひし人の子にて、往昔大友左近將監能直より、十餘代の耳孫とかや。天正六年、宗茂十八歲にて、筑前國花山に移り、氏を立花に替へてより以來、弓箭取りて、固を碎き鋭を挫く事、度々に及べり。就中天正十四年に、島津・龍藏寺等が、多年數ヶ國を管領し乍ら、武威を輕んじて上洛もせざれば、殿下、彼等が非禮を正し給はんとの御企なり。宗茂は先年より、殿下の御味方に參りければ、隣國の敵に對し、合戰度々に及べり。其頃殿下よりなされたる御內書に云く、

立花宗茂の武勇

去月廿九日對二安國寺・黑田勘解由・宮木入道一書狀幷首註文、今日披見候。今度其表

島津相働候之所、味方之城數二三箇所手脆相果候條、其構之儀、無二心元一被二思召一、輝元・元春・隆景其外人數、且々差遣候所、立花城之儀、無二別條一相抱候儀サヘ、對二殿下一忠節無二比類一思召候處、去月廿四日敵引退刻、足輕ヲ出シ數多討取儀手柄之上、重而高鳥居東面責破、城主星野中務大輔・同民部少輔ヲ始、其外不レ殘數百人討取、首之註文到來、誠粉骨之段、中々不レ及レ申候。是以後者、聊爾成働之儀、可レ爲二無用一候。人數且々差遣、其上輝元・元春・隆景兩三人一左右次第、殿下ニモ被二出馬一、九州逆徒等悉被二刎首一之條、得二其意一尤候。然者爲二褒美一新地一廉可レ被二仰付一候。突レ鑓高名仕ル忠節之輩、可レ令二支配一。彌成レ勇候樣可二申聞一事專要候。委細安國寺・黑田・宮木兩三人可レ申者也。

天正十四丙戌九月十日　秀吉 御書判

立花左近將監殿

同十五年三月には、太閤、九州へ御下向ありし時、宗茂は御先駈として、勳功他に異なれば、則ち其忠賞行はる。其狀に云、

今度依㆓忠節㆒、爲㆓御恩地㆒於㆓筑後國㆒山門郡・下妻郡・三池郡・三瀦郡合四郡事被㆓充行㆒訖。但三池郡之事、對㆓高橋彌七郎㆒可㆓引渡㆒。三瀦郡之內百五十町、三池上總介相㆓渡之㆒。右兩人爲㆓與力㆒致㆓合宿㆒、自今以後可㆑抽㆓忠勤㆒者也。

天正十五丁亥六月廿五日　秀吉　御朱印

立花左近將監殿

斯くて殿下、九州二島を打從へ給ひて後、肥後國をば、佐々陸奥守に給はり、歸洛し給ふ。斯る所に、程なく國人共一揆し、佐々が居城隈本の危き事、恰も薄氷を履むに及べり。其濫觴を尋ね聞くに、國人、其累代の所領の事に付きて、佐々が沙汰に非儀ありとて、桑部といふ者一人、其沙汰に應せず。剩へ會釋尾籠なれば、佐々、以の外腹立し、扨は國中成敗の事始に、討つて捨てんものをと怒りて、大勢を引率し、自ら馳向ひける處に、桑部が嫡子有動（うどう）大隅守といふ者、山鹿の城に居たり。父が急難を助けんとて、不意に寄せ來り、手痛く軍して、佐々が手の者、大勢討取りけるが、其身手負ひぬれば、山鹿を指して引退く。佐々思ひけるは、彼者一應は退きたりとも、時

時後詰するならば、思ふ儘に桑部を退治し難し。　所詮彼者を堅く押へ置きての上に、兎も角も計るべしと僉議し、有動が城より十餘町を隔て、附城を二箇所拵へ、寄手其經營に打紛るゝ内に、有動謀を運らし、寄手の陣に加はりたる國人共の方へ、丁寧に理を盡して、隱謀を進めければ、誠、唇亡び齒寒からんと面々僉議し、俄に佐々に背きて、却て隈本城を攻むる。　此事既に難儀に及びたる由、佐々が許へ註進したりければ、偖は先づ隈本の凶徒等を速に退治すべしとて、附城には郎等前野又五郎・三田村勝右衛門尉に、少々軍兵を差添へて殘し置き、佐々は隈本へ引返しければ、折を得て、有動が方より勢を出し、彼前野・三田村が籠りたる附城へ、隈本へ往來の通路を支へければ、附城に兵糧の運送絶えて、既に餓死に及ばんとす。　斯く肥後國怱劇なる由、京都へ聞えければ、殿下より、立花左近將監宗茂が方へ御內書を下さる。　其趣に云、

今度申遣候。　肥後表儀、一揆令蜂起、隈本之通路障ヲ成候由候。　其身堺目之儀候間、相催人數、早速被罷立、隈本へ相入候而、陸奥守令相談、一揆其外國侍不相屆

者有之者、可加成敗候。此間不可有油斷候也。

天正十五丁亥九月七日　秀　吉　御朱印

立花左近將監殿

へとぞ書かれける。去程に宗茂は、不日に筑後柳川城を打立ちけるが、此頃當國へ移りて、其間未だ久しからず。殊に此怱劇の時節なれば、領内の凶徒も心元なしとて、一々手當の勢を殘して、堅く法を置き、漸く僅の勢を率して、肥後國南關へ打越えける所に、佐々は身上も急難に迫り、殊に附城に置きたる郎等は、既に兵糧絶えて、餓死に及ぶ由聞えてければ、則ち郎等津田與兵衛尉を使者として、宗茂が許へ遣し、いかにも計り給ひて、彼附城へ、兵糧を御續け、入置きたる諸卒を援けて給はり候へと、平樣に宗茂を賴む。去程に郎等を集めて、此事如何にせんと評定しけるに、斯る此方の無勢にては、いかでか叶はせ給ふべからざる由、面々申しけれども、いやいや先度に、他の面々が兵糧を入れんとするには、軍勢の手分もせで、打混にすればこそ、凶徒に障げられて、其功なかりしぞかし。今度は爾々擧動はんに、などか兵糧を

入れ得であるべき。所詮虎口の大事を人に頼まれて、其を辭して遁れば、弓箭取る身の不覺なるぞとて、其事いかにも相計らひ候はん由、佐々が方へ返答して使を返し。明日は拂曉に山鹿を指して向ひけるが、先づ軍勢を三手に分け、先陣は、有動が城の大手へ向つて固く陣を張り、敵出でば、相頭に懸合ひて、無二無三の軍せよ。さて本陣と後陣との間に、兵糧を引包んで、安く附城へ入れんと評定して、諸軍固く其列を守り、既に有動が館にも近付きければ、宵より定めたる如く、先陣は朝霧の紛に押寄せて、固く陣を張り、跡に引下りたる兩陣の間に兵糧を包んで、仔細なく附城へ入れ濟しぬ。斯くて宗茂、引返さんとする所に、凶徒等方々より打出でて、路次の要害に相支へければ、其日の巳の刻計より酉の刻迄、合ひつ別れつ手痛く軍し、宗茂も手負ひけれども、終に凶徒等を追拂ひ、勝鬨を作つて引退く。斯くて爾々なる由、京都へ註進申しければ、殿下も甚だ感じ思召され、則ち御感の狀を下さる。

今度有動附城へ兵糧差籠候刻、遂二一戰一、敵數多討取之由、黑田勘解由・森壹岐守註進狀被二聞召一、雖レ不レ始二于今一儀候二手柄一候。誠粉骨奇特思召候。追而可レ加二御褒美一

候。猶黑田勘解由・森壹岐守可ㇾ申候也。

天正十五丁亥十月廿二日　秀吉　御判

立花左近將監殿

へと書かれて、勳功を深く感ぜられ、其後朝鮮の軍にも、度々手柄を顯し、殿下の御覺も、他に異なりしかば、今度も無二に石田に一味し、去る九月十三日、手痛く大津城を攻めて、勇威を振ひしとなり。

蒲生四郎兵衞尉父子切腹の事

其頃肥後國半國は、加藤主計頭清正知行して、八代に住し、半國は、小西攝津守知行して、宇土の城に住す。清正は、內々石田と中不和なれば、宇土の城には、南城玄琢といふ郞等を殘し置き、其身は、關ヶ原へ打出でたり。蒲生四郎兵衞尉は、先年朝鮮より歸りて後、加藤清正の許に居たりけるが、彼は累年、石田が恩顧の者なれば、偖は今度、石田が正先懸けて討死し、年來の恩を報ぜんと思ひけれども、淸正は在國な

れば、爲方なく行過ぎけるが、偖は如何にもして八代を忍び出で、坂東へ北下らんと思ひ、我子の忠兵衞尉と密に談合して、二人共に妻子を召具し、八代を忍び出でけるが、小西が宇土の城迄は、其間僅三里の所なれば、難なく逃遁れて宇土へ着き、妻子をば、南條に預け置き、其身は父子共に、坂東へ志して下りけるに、幾程なく關ヶ原の軍破れて、小西攝津守は生捕られぬ。加藤清正は、無二に關東の御味方なれば、小西が宇土の城へ押寄せられけるに、南條は聊か用事ありて、城より外に打出でたり。爰に清正郞等三宅角左衞門といふ若者のありけるが、南條を、天晴敵よと見懸けてければ、只一人馳向ひて渡り合ふ。此由を見て、跡より大勢打續きければ、南條は、左右なう城中へ引いて入りけるが、互に何がし誰がしと、名乘り合ひてぞ分れける。三宅は味方へ歸りて、事の仔細を語りけれども、此頃清正、勘當せられたる身なれば、當時さまでの沙汰にも及ばざりけるが、此亂鎭りて後、南條も、清正に奉公の身となりてければ、先日宇土の城にて、爾々の若者と、互に名乘りて、斯くこそ擧動ひたりけると、內々三宅が詞に、些も違はず語りければ、清正、三宅が擧動を感ぜられ、過分

加藤清正家康に與す

の新恩をぞ行はれける。偖又南條は、面々が妻子を介錯して、宇土の城に楯籠りけるに、思の外關ヶ原の軍破れ、主の小西も、生捕られたる由聞えければ、今は何を賴み、誰が爲にか命を捨て義を守らん。此上は何樣にも淸正へ歎き申して、面々が妻子を左右なう扶け、此城を出でんより、餘儀あるべしとも覺えずとて、淸正の返答せらる。去程に南條力なく、宇土の城を出で、面々が妻子、泣々引離れけるが、其內に、件の四郎兵衛尉父子が女房も居たり。是は內々、仔細ある者の女房なればとて、淸正召具して八代へ歸り、一間なる所に押籠めて置きけるを、四郎兵衛尉父子、此由を傳へ聞きて、斯る上は、命生きても用なしとて、肥後國川尻といふ所、大眞寺といふ禪院へ馳入り、左右なう妻子を助けられ候はゞ、某父子は、是にて切腹可仕候と申入れければ、淸正、さあるに於ては、仔細あるべからざる由を返答せらるゝにより、四郎兵衛尉父子は、大眞寺にて腹を切れば、妻子は左右なう助かりぬ。

蒲生秀行、會津に還らるゝ事

上杉景勝所領殺收せらる

同六年七月三日、上杉中納言景勝は、會津若松を立ちて上洛せらる。是は去年、天下盡く騷ぎたる事、此人も石田・宇喜多等に一味隱謀なる由、其沙汰都鄙に穩便ならねば、何樣虛實の間を御糺明ありて、御沙汰あらん爲めなり。家臣直江山城守も、景勝に供して上る。京着の後、去年隱謀の事共、一々に御尋ありけるに、是皆都鄙人口の浮說より起りて、一向筋なき事にて御座候へば、中々景勝が存じたる仔細にて御座なく候と、一々陳じ申上げしに因つて、根を斷ち葉を枯らし給ふ迄もなく、景勝に、長井・信夫等の數郡を賜はりて、會津・仙道・莊內等の所領をば、莫大に殺收せらる。此事同八月廿五日に、會津に聞えければ、上下周章て騷ぎて、皆米澤へぞ移りける。

蒲生藤三郎秀行は、去年內府卿、會津へ向はせ給ふに、無二の御味方に參り、御先駈せらる。上方にて石田が謀叛に付き、內府卿、宇都宮より江戶の御館へ御歸の時、蒲生源左衞門尉罷出で、那須七騎の者共の質を堅く取りて、此城に入置き申し、彼等が勢を合せて、藤三郎が先陣に罷在る程ならば、會津は先年の住所にて、能々案內は存候ぞ。いかで景勝を討つて上せ申すべきと、甲斐々々しげに申上げたるを、

蒲生秀行勸賞

甚だ御感なれば、秀行、今度又莫大の新恩を蒙り給ひ、同九月廿七日、再び會津へ歸られける。又佐竹右京大夫義宣は、去年東八箇國の諸大名は、皆内府卿の御味方に參りける時、一同に御使ありけるに、畏りて返答申されけるは、仰畏りて候。併ら質を出して、伏見に差置き申して候へば、彼等が安否に付きて、案じ煩ひ申候とて、御味方に參るともなく、さながら御敵になるとも、氣色には顯れざれども、内々には、石田が謀叛に黜額なれば、舍弟蘆名盛重・岩城貞隆が、御味方に參らんといふをだに、事を左右に寄せて、留め置きたる事共聞召及ばれ、程なく常陸國を闕國せられ、出羽の秋田へ遷されければ、舍弟岩城貞隆も、共々に所領を莫大に歿收せられ、暫く能登國へ遷されけるが、又程もなく、出羽國由利郡へぞ遷されける。

佐竹義宣秋田へ移さる

會津四家合考 卷之八 終

會津四家合考 卷之九

〔附錄卷之二〕

盛氏由來の事

蘆名盛氏來歷

一、此人、雖倫の大將にて、武名世に顯はれたりと雖も、愚が此書の成れる頃に及びては、略百年に及びて、事蹟詳ならず。故に本書には、僅逝去の年の以後、編年の時の事蹟を記す。今又遺漏の浮說と、當時往來の消息とを僅得て、附錄して、以て愚が言不妄の證となす。且各條、亦遺漏の說を得たる者は、取つて附錄し畢。

信玄盛氏に欵を通す

一、甲府の信玄も、遙盛氏の威風を聞きて、彼方より始めて音問の使者を遣し、昵近せられたりといふ。是は信玄、越の輝虎と不和なれば、譬へば越より戰はんに、彼をして、隣國の會津が、跡を襲はん事を恐しめん爲めなりといふ。又盛氏も、輝虎、自然此方へ敵すとも、大敵なる信玄の、無二に入魂なるを、恐れしめん爲めなりとい

ふ。誠、戰國武將の智謀深い哉。五行生復の理に似たり。

一、甲より、始めて會津へ使者幷に消息あり。何年なる事を、詳にせざるなり。其消息に云、

雖未申通候令啓候。抑向後盛氏爲可申承、乍聊示以使者申候。宜御馳走可爲本望候。仍繪一幅布袋和尚筆進之候。委曲令附與櫻田口上條、不能具候。恐恐謹言。

三月廿一日　信玄

鵜浦入道殿

一、又右の翌年の事乎、甲府より消息に、

去年者以使者申候砌、馳走故盛氏御入魂本望此事候。重而愚意之旨令附與櫻田大隅上、彌宜御取成簡要候。次庖丁刀五枚進之候。猶期來信候。

三月三日　信玄

佐瀨大學助殿

一、何れの年の消息か、未だ歳月を詳にせず。

如二御書中一、去秋爲二御使者一御越山折節、陣中故馳走不レ申候事失二面目一候。仍小田切以二御計略一於二越國中一申合人數多有レ之由、重而預二御使者一候。先以肝要被レ存候。然者上洲河西、悉信玄如二存分一被レ達二本意一候。定而可二御心安一候。彼表被レ明レ隙候間、至レ越急速可レ爲二亂入一候。雖レ然雪不レ消以前者、通路難レ成候。來四月者、必可レ被レ及レ行。其砌盛氏有二御同意一、手合の御働尤候。爲レ其布施與三兵衞被二指越一候。於二其許一御指南賴入候。恐々謹言。

正月廿二日　　山縣三郎兵衞昌景

九德齋　御反報

一、右の以後の事なるべし。

小田切向二于越國一及レ行、敵城攻落、堅固相抱候。因レ玆御息幷金上・松本兩手出陣之由、本望滿足候。去頃野尻落去、城主已下數輩討取、至二于越國一亂入、所々鄉村擊碎、則越・信之堺差置人數、上州越山諸城之普請申付候處、其筋既如レ此之上者、重而越

國可レ動ニ干戈一候。猶盛氏無ニ猶豫一出張所レ希候。委細彼使者可レ申候。恐々謹言。

卯月廿日　　信玄

鵜浦左衞門入道殿

一、盛氏、佐竹と不和の事。白河義親は、盛氏の聟なるに、佐竹、白河と確執なるより起りて、蘆名・北條一味し、度々に佐竹と相戰ふ。其始の事なるべし。氏康よりの消息に、

芳翰披閱、殊以ニ佐瀨源兵衞一討方（佐竹也）條々蒙レ仰候。何レモ令レ得ニ其意一候。如ニ來意一今度佐竹・白河再亂不レ及ニ是非一候。然者兩家和睦之御下知、去頃以ニ御使節一佐陣へ被ニ仰出一、義昭不レ被レ應ニ上意一段無レ曲存候。雖レ然此度自ニ其地一承儀候間、重而一和ノ御下知、急度可レ致ニ言上一候。白河之儀、於ニ氏康一自分年來知音申候條、如何樣ニモ無ニ相違一樣念願候。隨而太刀一腰・大鷹一本贈給候。珍重候。何樣御禮自レ此可ニ申述一候。猶可レ有ニ彼口上一候。恐々謹言。

九月廿二日　　左京大夫氏康

謹上　蘆名修理大夫殿

一、其頃古河の公方義氏よりの御內書あり。

悃切言上忻入候。抑越國之凶徒、至于上州令出張候。依之長尾一類兩三人致同意候。指義無之候。氏康松山令在城及其備候間、心易可被存候。仍佐竹・白河間之義、前日以代官言上之間、以御使節被仰出候。于今滯留、度々加註進者、義昭堅固申拂之由、無是非次第候。追日寺山城及難儀由候。一途時綱被加意見可然候。委曲瑞雲院可被申遣候。謹言。

七月廿五日　　義氏

蘆名修理大夫殿

一、義氏は其頃古河の公方なり。因つて家傳を載す。

高氏（征夷將軍）
├義詮（征夷將軍）
└基氏 ― 氏滿（左兵衛督　永安寺殿） ― 滿兼（左兵衛佐　號勝光院） ― 持氏（從三位兵衛督　號長春院）
　└春王丸　於結城被俘於濃垂井被誅

┌安王丸 同被レ誅
├成氏 左兵衛佐號二乾亨院殿久山昌公一 始め古河の公方是なり ── 政氏 左馬頭 ┬高基 熊野御堂殿
└晴氏 ─ 義氏 ─ 頼氏 今の喜連川の祖なり

右佐竹・白河不和の翌春の事なるべし。白河義親・佐竹の郎從淺川次郎左衛門尉を攻むる。淺川は、石川昭光が一族にて、佐竹の幕下なり。時に白河勢、淺川城の三の丸を攻め落しけるに、雜兵千計にて、本城を持怺へて防ぎ戰ふ。寄手大和田左近・濱尾十郎・白石式部・志田玄蕃丞などいふ者共三十五六騎、三の丸にて討たる。是に付きて、義重、白河へ相働かる。故に會津より田村を催促して、盛氏、後詰に出張。其頃北條氏照、田村への消息に、

今度佐竹義重、向二白河之地一被二相働一處、會津被二仰合一御加勢、於二諸口一敵被二討捕一之旨、不レ移二時日一義重敗走之由其聞候。雖レ不レ始義候、心地能御仕合、大慶存候。猶於二珍義一者可レ蒙レ仰候。恐々謹言。

二月廿二日　　氏照

田村殿

一、右の以後に、北條家も出張、會津と一味して、佐竹を攻めたると見えて、氏政消息に、

重而以レ使申候。抑三日以來者、毎日結城・山川押詰、竹木等迄伐拂候。於二今度一者幾日遂二長陣一、一功候樣可レ抽二粉骨一候。然者年來申合處極二此度一候。自然大形御取成、今度當方一廉之弓矢無レ之者、自他可レ失二面目一哉。畢竟其口之御行無レ二候者、當方可レ爲二存分一候。貴國當方本意之是非、當夏相究候。爲レ其具其方へ申候。返々不レ讓二他義一候間、涯分何方迄可二押詰一候。能々御父子奏達專一候。恐々謹言。

五月十九日

釣月齋

荒井氏なり。釣月齋と、鵜浦入道と二人が、總じて他所への音問を主りたりと聞えたり。

一、同時の消息と見えて、

急度以レ使被二申達一候。抑當行(てだて)之事、去十五日以來、結城・山川之間へ打入、毎日彼領中被二打散一候。於二今度一者被レ遂二長陣一、如何樣ニモ當表一功有レ之樣、可レ被二取二成存分一

候。如ニ御兼約一早々有ニ御出陣一、深々ト御手分肝要候。于レ今御遲々、外聞實儀口惜存候。就中佐竹義重、先日之儘、宇都宮在地、近日者東表凶徒相集之由其聞候。委曲使者口上申含候。恐々謹言。

五月十九日　　氏照

蘆名殿

一、是も亦同時の消息と見えて、

急度以レ使被ニ申達一候。抑去十五日以來、結城・山川之間被ニ打入一、彼兩地毎日被ニ打散一候。於ニ今般一者、當表長陣一功可レ被レ付ニ存分一候。御無約之事、此度相極候間、早々盛氏御父子有ニ御出陣一、深々ト御手合、外聞實儀肝要ニ存候。如何樣ニモ馳走任セ置キ候。尚使者口上申含候。恐々謹言。

五月十九日　　氏照

釣月齋

右の評議、何故あつてか相違し、後に盛氏より、釣月齋を以て、意趣を北條家へ告げ

られたりと見えて、

先般釣月齋歸洛之砌、委細雖ニ申達候一、重而以ニ使者一申屆候。御行淺深之是非、具於ニ
仰蒙一者、可レ爲ニ本望一候。度々如ニ申入一、御行者極ニ此度一候。同者一途被ニ思召詰一、至ニ于
御取成一者、本意眼前候。猶陸奥守可レ申候。恐々謹言。

六月十三日　　　氏政

蘆名殿

爰元牀敷可レ有レ之候。尚一戰之樣子聞度可ニ取置一候具申候。寺山淸顯・盛興馬廻ヲ以テ押置キ羽黑及レ行、作毛苅引除候處、敵二千追添候。返合押崩、山ヘ追上セ以外木立候上、多打留不レ申無念候。其上若者共早返候而如レ之候。駄五十二・生取十一人、其家內十餘人打捨、五百餘人打候。南鄕佐中途ニ一戰一如レ之事、老子本望無ニ申事一候。御大慶令レ察候。次之日羽黑及レ備候。一人不レ出候上、馬上折立兩戰、無レ殘作毛田畠苅捨候。兩日搖刷共懸ニ御目一度迄候。田衆寺山虎口之仕合被レ申候。是見事之刷不レ及ニ是非一迄候。尤一人手負等無レ之候。只乍ニ大切一搖程面白物者無レ之候。亦

自那須大關百騎計打越候。座敷之前軍申勝申候、一期之本望迄候。未那須與力之儀在馬候。亦去廿日、八丁目へ、二本松・鹽ノ松少々苅田與力之由申候。如之上行末如何様成行候。令窮屈迄候。輝宗千騎不足、八丁目衆五百騎ト申候。亦岩崎町前早々入馬念望ニ候。恐々謹言。隆顯病氣以ノ外候。二三日中田へ打越候。

八月廿四日　止々齋

鵜浦入道殿

右も、佐竹と戰の時と見えたり。何れの年といふ事を詳にせず。併田村隆顯、病氣の事に及び繹ぬるに、隆顯は、左金吾長岳泰公大居士と謚す。天正二甲戌九月六日に死去。さあれば此陣中より重病に侵され、田村へ歸りての死去なるべし。是に因つて見れば、此戰も、天正二年の八月なるべし。是田村隆顯・子息清顯、父子共に幕下なれば、會津の催促に隨つて、出陣と見えたり。清顯は相馬の聟、伊達忠宗の外祖父なり。

一、仙道中の侍大將共、盛氏の幕下に屬せる始の事と見えて、伊達輝宗消息に、

御來簡令二披見一候。仍安子ノ島の地、速被レ入二手裡一之由候。簡要第一候。於二此上一者、安積中悉可レ任二御下知一事無レ疑候。然者釣月齋被二差越一候趣、先立及二御挨拶一候間、不レ能二爾書一候。猶彼任二口上一候。恐々謹言。

八月八日　　輝宗

蘆名東殿

右東殿といひる事解せず。推して先輩の略記を繹ぬるに、蘆名盛興の事ならんか。盛興は、伊達輝宗の妹聟なり。緣約相定まる事、永祿元年なり。又先輩の略記を考ふるに、永祿九年正月五日、磐瀨・二階堂、會津へ來り賀す。此頃仙道、皆幕下に屬したる故なり。さあれば永祿元年、盛興緣組の以後に、安子ヶ島屬する故、其時盛興への消息乎。扨東殿と稱せられたるは、盛興部屋住の內、本城の東、今の二三の丸の內などに御座したるか。總じて古き筆蹟を見るに、黑川東館と稱へたるあり。さあればゞ、何樣、時の主父子の、居所東西にありしと見えたり。

盛氏輝虎不和

一、越の輝虎と盛氏と、始の程は互に和順なりしが、何の時よりか、輝虎消息の體無

禮なりとて、盛氏不和になり給ひしとなり。始め和順の時と見えて、

度々以㆓使者㆒御懇意、本望至極候。向後彌別而可㆓申談㆒心底候。自㆑茲只今以㆓使者㆒申宣候。委碎吉田美濃入道令㆔附㆓與口上㆒候。恐々謹言。

十一月廿五日　　藤原輝虎

謹上　蘆名修理大夫殿

一、去頃者盛氏父子へ及㆓使僧㆒候處、雖㆑不㆑始儀候、色々馳走之由、祝着至極候。自今以後彌入魂候樣、取成簡要候。仍盛氏向㆓佐竹㆒出張之由候條、內々無㆓心元㆒候處、仕合可㆑然由預㆓脚力㆒候。別而申談事候間、滿足此事候。萬吉自㆑是可㆑申候。恐々謹言。

五月九日　　謙信

松本右京亮殿

一、盛氏・輝虎不和の以後と見えて、氏政消息に、

其以來者、關東變化故絕㆓音問㆒意外候。然者以㆓不思議之仕合㆒、五十公野ニモ、佐野山城其口へ被㆓罷越㆒、貴邊賴入、在所へ可㆑達㆓本意㆒由候間、則差越候。於㆓御入魂㆒者、

於二氏政一可レ爲二本望一候。猶以長尾輝虎、關東我儘之振舞成之間、涯分及二防戰一、至二于當夏一者、無二殘所一當口令二靜謐一、剩始二毛利丹後守一越兵迄、屬二當手一候。自今以後者、如二前々一申合、必越國本意之事、互ニ可二申合一候。御同意可レ爲二肝要一候。委細弟ニ候源三可二申入一候。恐々謹言。

五月十四日　　　　氏政

蘆名殿

一、其以後者、路次斷絕ニ付而、不レ能二音問一候。於二心底一毛頭非レ存二疎略一候。仍此方當秋之弓矢、旣駿甲相談可レ被二打出一砌、七月下旬洪水以外候。以二此妨一于レ今延引不レ及二是非一候。至二于十月中旬一者、利根川淺瀨可レ爲二出來一間、必駿甲一同可レ爲二越河一候。其口之事偏賴入候。岩城・田村被二仰談一、必一途之御行、於二我等一モ令二念願一候。委細直書可レ被二申入一候。恐々謹言。

九月九日　　　　北條左衞門大夫
　　　　　　　　　綱成

會津
御宿老中參

右何の時の事なる事、未だ詳ならず。量るに上杉謙信、厩橋に在陣の時、北條・武田の兩將、厩橋の城下へ押詰め、放火の時分の事乎。

一、去頃者道無₂相違₁歸國候ツル哉、無₂心元₁候。然者長尾輝虎生害之由、方々同説候。實儀定而其地へ可₂聞召₁候。委細可₂披₂露回報₁候。恐々謹言。

三月廿五日　氏照

釣月齋

右謙信生害と、世に虚説ありしと見えたり。

盛氏臣下の器を擇ぶ

一、盛氏能人の器を擇ばれたりといふ。今の世の小姓を、其頃は不斷衆と名付け、家中の稚き者共を、五十人も六十人も、側近う仕はる。何れも十月の頃よりは、深雪の機遣、他領への働なく、長夜の徒然慰みには、夜咄とて、假初の遊興の樣に、件の稚き者共を、一人宛前へ呼出し、何事なりとも、世間の事を雜談せさせ、筋なき事なれば、嗤と笑ひて興とし、又其内にも、賢げなる者をば、心を附置き、態々試みて後、取立て給ふとなり。或時横田式部といひし者、稚き時に、或者子を失ひて尋ね兼ね、柳津の

虚空藏へ祈誓す。夢想に、魔王にて逢はんといふ告あり。是何事ぞと夢合せ問ひければ、耶麻郡の内に、第六天といふ村あり。彼地へ行き給はゞ、尋ぬる人に逢はんといふ。其言に任せて、第六天へ行き、果して我子に逢ひたるといふ事を、年頃より長しげに談る。其頬魂を能く見付け、終に取立てゝ仕はれたりとなり。

一、其頃、何者の子やらん、年齒より遙か長き童あり。伽の者、彼童の事を、度々に譽むる。或時盛氏、それは頓てうつけにならんと仰せらる。其後果して、其子、十方なきうつけになりぬ。扨も良將の目利、不思議なりと、事の次に、其仔細を、盛氏へ尋ね申したる者あれば、さればとよ、總じて何者にも、時があるものぞ。譬へば苦きが甘くなり、甘きが酸くなる類なり。彼童稚くて、成人の者の様ならば、彼成人の〔後脱カ〕程なく老耄する様に、頓てうつけにならんといひたるが、不思議に當りたるよとて、笑ひ給ひしとなり。

一、耶麻郡鹽川の城主七ノ宮自然齋といふ者を、無二に相口になし置かれ、彼者差合たらずに、何事にてもあれ申す様に、常々傍近く遣はる。其頃、朝夕の兵革なれば、

地下へ軍役繁く懸り、間には、無理の課役もあれば、誰か下の痛を、上へ申す者もなければ、例の落書に、

天寧寺河原の石は大和殿町の小役は或人がとる

是は其頃、佐瀬大和守といふ者、天性泉水が數奇にて、天寧寺河原に在る怪石どもを、人夫大勢にて取集めけるによそへ、或人とは、盛氏の行跡を諷す。是程地下が痛めども、其情、上へ通せざるを、彼自然、地下に、爾々の沙汰、急に落書など爾々仕候と、有の儘に盛氏へ申しゝとなり。大和が事は、大身なる者にて、手廻の騎馬を二百騎持ちたる者なりしといふ。今、城の北、大和町といふは、彼が居所の宿を移せる小路なりといふ。彼が宅は、興德寺通津橋の僅西南なり。彼が宅の跡、今に怪石多し。

又或時、盛氏、市へ集まる商買物を沽はれけるに、價を無理に賊らして、半分宛與へらるれば、又地下の落書に、

市町に牛を買ひぬるむりうじは外の聞えをあしなとぞ思ふ

斯様の事共を聞くより否や、彼自然齋、有の儘に申す様に、常々仕へなされたるとな

り。或時盛氏、灸をせられけるに、萬都といふ座頭に、平家を謠へと仰せらる。座頭則ち入道逝去を謠ふとて、あた〳〵と宣ふとあるを、あつや〳〵と宣ふと、おどけて謠ふ。盛氏是を腹立して折檻せらる。間ありて、件の自然齋出仕して、萬都めが儀、不慮に御意に相背き申候か。殊の外迷惑仕候と見え申候。日頃は中々、斯樣の事など申すべき奴にも御座なく候が。今朝程某が許へ、狂歌を讀みて越し申して候と申す。盛氏、それめは、何樣の事をいふたぞ。をかしき奴かなとて、少し機嫌直しければ、

　世の人のよきには數にあらねどもつくにはもれぬ萬都が鼻

斯く申越して候と申して、嗤と笑ひければ、其惡き座頭め呼出せとて、又本の樣に召されけるとなり。又其頃は、風俗にぐしを取るといふ過代の法あり。是は鄕談に、屋の棟をぐしといふ。何ぞ科人の家のぐしをいふ儀より取崩す〔本ノマヽ〕。是を公儀にも過代と思ひ、民間にも亦ぐしを取られたるとて、殊の外の恥辱に思ふなり。或料理人越度(おちど)して、度々ぐしを取らる。或時、件の自然齋、盛氏の前にて、尊丈それめは、又今度もぐしを取られ申して候。某、彼めに常々意見仕候。己は細々〔再々カ〕ぐしを取られ申し

ては、家の修理に計り、懸り候はんなれば、達つて御訴訟申上げよ。其は何となれば、己は常に鍋の傍に立廻る身なる程に、ぐしを鍋の蓋に申替へ、何ぞ御科を蒙るならば、右の手にて蓋を取りて、はや左の手にてする如くに仕らずば、身上は續くまいにと、折角意見仕れども、愚鈍の奴にて、鍋蓋に申替ふる御訴訟申上げて、度々に迷惑仕候と、餘りに細々過代に逢ふ事を、嘲弄して申したりければ、盛氏、ちやくと非を悟り給ひ、重ねては、さもなかりしとなり。斯様なる下の情、上へ通じ難き事共を、夫となく聞かん爲めに、彼自然齋を心易く使はれけるとなり。彼れ自然齋の號ある事、彼が申す事にも、自然は用にたつとて、盛氏號せられしとなり。

一、曹洞家天寧寺の住持に、禪如といふ東堂あり。盛氏、此沙門の口入とだにいへば、何科人にてもあれ、免さで叶はぬ様に、常々崇敬なり。されども禪法殊勝なりとての、崇敬計にも非ず。此様に、常々仕成して、自然に惜き者、科ある時、彼禪如に口入させ、其科を宥むべき爲めなり。此事の始めに、密談の上、富田を折檻せられ、直馬を誅せらるべきに沙汰す。此由を聞きて、富田天寧寺へ在寺す。禪如、其儘登城し

て口入なれば、和尙の此の如き上は、是非に及ばずとて宥められたり。是謀ならんと、人々推したるとなり。

一、件の禪如は、名譽の當話言なり。小僧の時、師の伴になりて、暮方に、天寧寺川邊を通らるゝに、群集したる水鳥ども、ぱつと立つ。此を見て、師、小僧、あの鳥は何に驚きたらうやと問はれければ、初旬の頃にてこそありけめ。されば天上の弓張月に驚き申したらうぞと當話す。師聞きて、いや矢もなき弓に、何驚かうやとの不審なり。さればこそ、月には十五夜も十六夜も御座あるものをと、はづれしとなり。又或時、布袋の笑へる體の繪あり。師、禪如を呼び、小僧、あの布袋殿は、何事を笑ひ給ふなと問はれたれば、禪如問うて參らんとて前へ寄り、立戻りて、布袋和尙へ承り候へば、をかしき事を笑ふとの御挨拶にて候と、師を詰めたるなり。其後天寧寺住持の時、門前の橋を、板三枚にて渡し、二枚橋と名付く。或者謂れを問へば、扨端は二枚なれば候との挨拶なり。此由を聞く者、深く面白しと感じ、他に向つて、彼禪如の橋の挨拶を語るとて、彼橋三枚にて、二枚橋の名ある事、兩は二枚なる儀なりといひ

盛氏出生に就いての巷説

しとなり。まことに瀬石の異と等し。

一、盛氏の所生に付きて、野人怪妄の雜談あり。此先一年、蘆名と伊達と確執なる事あり。其時、伊達より和を乞はれけるに、しやうぶ澤の上人とて、其頃有驗の僧、伊達にあり。此僧を和睦の使に、會津へ越さる。時に四天の宿老共、一向許容せねば、上人手を失ひ、本意なく歸りけるが、路すがら、四天の者共の振舞を由なく思ひ、願はくは我隔生に、會津の主護と生れて、ねたかりし四天の宿老共を怖れしめたきと、嗔恚熾盛し、檜原峠より、會津の方を見返り〳〵觀念し、伊達に歸りて程なく死す。此一念に因つて、則ち盛氏と化身す。其謂は、其頃、廻國の白拍子ありて、會津へ來る。是を盛舜寵せらる。或夜夢に、一僧來りて、假に汝が胎內を借らん事を請ふ。女諾うて夢醒め、程なく姙す。月頃足りて後、家臣富田に此女を預けらる。富田も亦、彼女の姙まれける頃、爾々女の胎を借りて後、汝が許に託せんと、一僧來りて訪ふと夢む。果して彼姙婦を預かり、怪しく思ふ所に、又女姙める始め、爾々の由を富田に語りけるに、恰も始め夢みたるに同じ。既に誕生ありて後、二人共に同夢の由を、盛舜

へも披露す。人々怪しき沙汰しけるに、彼兒四五歳の頃より、早や異相ありて賢く、四天の者共を始め、人々恐怖する事甚し。元服ありて、盛氏と名乘らせ給ひ、隣國に武名を顯せるとなり。此說、野人の妄談に遺りけれども、可否を辨へず。徒に把つて記す。事の有無、専ら君子の取捨に任す。盛氏逝去の前の年、夢相の告も、前生に沙門なりし故ならんといふ沙汰せしとなり。

一、應仁に、天下亂れてより以來、奧州の諸大名、上洛もせざれば、竝びて無位無官なり。蘆名家にても、數代官位もなかりけるに、盛氏上洛もなくて、思の外官位に進まれたる仔細ありしといふ。其頃、蜷川ノ莊青木村の地頭は、生江氏なり。彼れ死して、菩提の爲なりとて、從者の幼子を一人、新發意にして、菩提所同村の正徳寺の小僧となす。彼れ性、敏にして終に出世し、帝都百萬遍に住持す。出世の時、參內せられけるに、當今より、俗姓を敕問あり。上人、奧州會津蘆名の氏族なる由を敕答申さる。後に當今より、盛氏官位の宣旨を申受けて、自ら會津へ下向せらる。百萬遍の當住なれば、盛氏も、敬して對面せられけるに、上人、京都にて、一大事の御無心申上げたる

報謝と存じ、御屋形御官位の綸旨を受けて、下向仕りたるとて、先年の仔細を語られければ、案の外の事かなとて、盛氏も甚だ喜ばれけるとなり。

一、盛氏は、就中軍中の法令を、緊しく置かれけるに、或時岩城より、車といふ侍牢人し、會津へ來る。盛氏、本より相識なれば、諸事心易き會釋なり。時に盛氏、仙道へ出陣せらる。車も供して、夜中に背炙(せなかあぶり)の峠を上りけるに、先勢の松明に驚きて、澤より立上る鴫、不圖、車が鎧の胸板に飛當つて死す。車、是に付きて、此祥にては、今日の御合戰に、一番功名を仕るべく候と不圖申す。盛氏、早些か機嫌惡げになれば、車は過言かなと悔いても返らず、追付合戰ありけるに、車は大將の前にて、狂言ながら、申出でたる詞の末も如何と思へば、一入心懸け、此法に超え、早く敵地へ駈入り、一番に高名して、首を盛氏へ實檢せさせ申しけるに、盛氏、法を犯したる事、客人なれば許し置くなりと、無興げに宣ひしとなり。

一、又岩城より、鯨岡といふ者、浪人にて來り、黑川の宿屋に居たり。此時盛氏馬を責めらるゝを、馬場末にて見物す。盛氏早是を見付け給ひ、彼其程に、何色の衣裳着た

る者は何者ぞと、使を立てゝ問はせける。鯨岡は、思の外なれば、こは慮外やして、尤めらるゝと驚きけれども、是非に及ばず、爾々の牢人にて御座候と、有の儘に答ふ。扨翌朝、彼者の亭主に、牢人連れて城へ參れとの使あり。こは如何に、何様の尤めにや合ふと肝を冷し、同道にて登城せしに、思の外、盛氏入魂の會釋にて、後に岩城へ歸りても、切々音問せられ、無二の相識となれり。誠に亂世の將の、士を親まる事、治世と雲泥なり。彼鯨岡が祖は平氏にして、岩城郡の國人と見えたり。今彼が子孫の家に、元弘・建武の頃、下文、催促等の狀數多相傳ふ。好事の士參校の爲め、一二を擧げて記す。

新田兵部大輔經家代寂心申、行方郡千倉庄事、同本阿彌陀佛、其身者稱二在府一、以二代官一構二城郭一及二合戰企一候間、可レ加二治罰一之由、就二今月十九日國宣一、相二催庶子等一來三日令レ發二向彼庄一、可レ致二其沙汰一之旨、檢斷岩崎彈正左衞門尉隆胤施行如レ此候。急速被レ相二催庶子一、可レ被レ莅二彼所一候。不レ可レ有二緩怠之儀一候。

一、朝敵與黨人等、多以落二下當國一之由、就二今月十六日國宣一警二固路次一、於レ有二其疑一之

輩上者、可下召二捕其身一之由、同所レ被二施行一也。可レ被レ致二其用意一候。仍執達如レ件。

建武元年三月廿八日　沙彌 判

鯨岡孫太郎入道殿

一、爲二津輕凶徒追罰一、不レ廻二時日一令二發向一、可レ抽二軍忠一之由、所二國宣使一也。相二催庶子等一急速可レ被二進發一之狀如レ件。

建武元年八月二日　願眞代隆經

鯨岡孫太郎入道殿

右何れも、願眞よりの移文と見えたり。願眞は、時の旗頭と見えたるなり。彼津輕凶徒といへるは、今三春城主秋田安房守の祖父。太平記に、奥州の安藤といへる是なり。往古安倍宗任が裔なり。家傳未だ詳に之を辨へず。

一、目安。

岩城郡鯨岡孫太郎入道乘隆代子息孫次郎行隆謹デ申ス。

欲下早於二度々城郭一捨二身命一抽二軍忠一上者、下二給御判一施二弓箭面目一間事。

右行隆、八月十九日、自常州橋本宿陣立云々。同廿日田村の城、同廿二日兩日小栗城、同九月十七日押寄宇都宮城於楯際埋堀、散々及矢戰。迄今月八日合戰、抽軍忠上者、給御判爲傳向後龜鑑、恐々目安如件。

延元元年十月　日　　承判

右の件々を見る時は、奥州にも、様々の異變ありと見えたれども、太平記に、一事をも記さず。故に奥州の武士共事蹟、更に顯れざる事遺恨なり。

盛隆初成敗の事

一、仙道只野といふ者、盛隆出馬なれば、詐言して降伏し、女房を質に出し、又後に野心を企てたると見えて、彼女房を串刺にして、罰せられたりといふ。其時に女房、

淺ましや身をばたゝのに捨てられて寢亂髮かくしのつらさよ

といふ歌を詠みければ、聞く人、殊に哀を催しゝとなり。此事歳月詳ならざる故に、本書に記さず。

盛隆御代田の城を攻めらるゝ事

二階堂盛隆今泉の城を攻む

抑磐瀬領今泉の城を、田村押領したる仔細は、昔年磐瀬より、此城の本丸には安部周防、二ノ丸に娶川左衞門といふ者を入置き、此邊七郷の侍卅餘騎を、彼二人に屬す。時に田村より押寄せ、此城を攻むる。故に磐瀬より二階堂後詰し、玉木にて軍す。二階堂利を失ひ、大久保といふ所へ引退きけるに、田村勢追懸け、折節風の便を得て、大久保の林へ火を付け、宿共に燒拂ひければ、二階堂叶はず、矢田野といふ所へ引退く。故に安部・娶川も怺へ兼ねて、今泉の城を出で、直に長沼迄引退きしとなり。是より田村領となりて、田村月齋を入置きしといふ。此事歲月詳ならず。

盛隆、三浦介に任ぜらるゝ事

一、此時綸旨を帶して、會津へ下りたる密敎院は、其頃醍醐松橋僧正の會下の僧なりしといへり。

一、敕答の文認め樣、小笠原長時指圖なりしといふ。其法內封なり。表卷に、萬里小路殿、側に參人々御中とありて、下に盛隆、裏に三浦介とありしとなり。我不意に、其時の草案の、委細に事を記したるを得て記す。

一、長時、會津へ漂泊の仔細、先年武田信玄に討負けて後、越後にあり。時に盛氏の招きに從つて、會津へ來り、子息貞慶は、織田信長へ奉公せられけるに、天正十年の三月、信長、武田勝賴を討つて、木曾義政が味方したる忠賞に、木曾松本を充行はれ、程なく六月は、信長生害なり。是に因つて貞慶は、溝口美作といふ者一人召具し、密に信州松本へ下り、鹽尻といふ所に忍び居て、舊好の地下人等を賴み、還住を相計りけるに、高井手・熊野井・靑柳・瀨黑等の村々、殘らず雷同して蜂起す。故に義政怺へ兼ねて、松本を返渡さん事を約し、貞慶の方より、百束掃部といふ者を、質に取りて退きけるに、鄕民幷に瀨黑の正德寺の住持など出合ひ、村井といふ所にて、百束を奪ひ返す。義政は辛き目に逢ひて落行きければ、貞慶思の外、本領松本へ還住なり。追付長時を、會津より迎へ取られなば、異議あるまじきを、居室など形の如くにしつらう

て後にとて、時日延引したる内に、隨從の郎等遺恨を含みて、長時を弑しけるとなり。扨天正十八年の夏、太閤小田原を攻め給ふ時、貞慶供奉せらる。尾藤甚右衞門は、去る筑紫合戰に、岩酌の城にて、羽柴美濃守殿と共に、夜討に寄せらる。敗軍したる罪にて、太閤の御憤甚しければ、終に逐電したりけるを、此頃貞慶、密に隱し置かれけるが、程經たれば、よも太閤の御尤も深かるまじと思ひ、今度陣中へ召具したり。太閤、此由を聞召され、以の外御腹立ありて、頓て尾藤を誅せられ、貞慶も、此罪にて改易せらる。されども太相國の御好ありて、年經て後、爾本領深志に歸りて、子孫繁榮して、今は豐前小倉に住むなり。

一、長時、會津に久住せらる、故に、萬の故實、此地に相傳はる者多し。則ち畑五郎左衞門・星浦備中等なり。

一、金上盛備、此時上洛して以後、度々名代に上洛する。太閤の御代になりて、始めて上洛しけるに、折節西國大名よりも、名代の使者上り、盛備と一度に御禮申上ぐる。二人共退出したる跡にて、御前の面々の批判に、西國より罷上り申したる使者

は、御禮の申上樣、其外次々しく御座候が、會津の使者こそ、誠に東者に御座候へば、萬の樣、無骨氣に相見え申候と申上げられたるに、秀吉卿聞召し、面々が批判、さあるべからず。西國の使者は、卒者（かせもの）なる故、國に腰を曲むる者多さに、曲むも馴れたる故、其樣能きなるべし。又會津の使者は、家の高位なれば、常に曲み馴れぬ故に、其樣無骨なるならんぞと、仰せられしとなり。誠に良將の御眼力は、太だ恐るべきかな。金上は、蘆名の一族にて、小川の庄を領し、津川に在城し、家にての高位の者なりしといふ。

一、盛備は、深く連歌に數奇なりしといふ。何の頃か、細川藤孝より消息に、

珍札披見本懷候。厥后從㆓此方㆒可㆑令㆑啓之處、依㆑不㆑得㆓風便㆒不㆑任㆓心中㆒候。抑先年之御一卷相違之由、甚以珍重候。御書中之趣、紹巴へ面之刻可㆓申屆㆒候。其邊不㆑被㆑得㆓寸隙㆒之中、風雅御心懸殊勝千萬候。連々可㆓申通㆒候。於㆓京都㆒相應之仔細承、不㆑可㆑有㆓疎意㆒候。次白鳥一送給候。遠路御志不㆑淺候。猶追々可㆓申述㆒候。恐々謹言。

百萬遍可ニ申談一候。私古今集之事、先年三條亞相被レ成ニ御相傳一候。去年實澄俄被ニ相煩一御遠行候。其刻被ニ召寄一、當流相承之說、御息中納言殿へ可ニ還迻一之由御遺戒候。依レ之當年我等中納言公國卿へ相傳申候。誠家之面目滿足候。不レ入雖ニ申條候一、別御數奇之事候間如レ此候。巨細申度候得共、近日出陣之仔細候間、取亂シ書中不レ詳候。事々期ニ來信一候。

七月十日　藤孝

金上兵庫頭殿御返報

一、何の頃か、金上上洛したる折節、太閤の御前に於て、

女も鎧着るところそきけ

といふ前句あり。太閤の御諚に、金上は風雅をすける者と其聞えあり。早速彼の前句に付けて、一句申候へ、疾々との御諚なり。金上、仰畏入り候と、申上ぐる辭の下より、

姫百合がとも草ずりに花散りて

と申出でたりければ、大人の重き仰の下より、當座奇特に申上げたりとて、面々感じ合へるとなり。

一、金上在京の內に、或京家の衆の方へ行きたるに、茶の通ひしける小姓を、眉目清らかなるめごい御兒子かなとて譽めたるを、座中興ある事にして笑ひければ、いや流石京家の衆の沙汰とも覺え候はぬ者かな。古歌にも、花のめごさよとよめれば、左迄東の鄙辭とも覺えぬぞと、會釋しければ、當座の面々、辭なかりしとなり。

一、時宗、富麻山東明寺、文祿の始迄は、郭內諏方の社の東南百步計に在り。往古大きに泉水を掘り、築山をこしらへて、茶屋を佗しげに立て、客を招きては、泉水を小船に棹し、茶屋へ入りて饗應ふを、一入の興とす。或時金上、彼寺へ招かれ行きたり。例の船にて、泉水を棹渡すとて、舟中にて、遙見二藁屋一、茶則入、不レ論二念佛與二法華一と口號みしとなり。是は金上法華宗なり。本より亭主は念佛宗にて、例の僻者の出合なれば、をかしき挨拶ぞ。今郭內の第一街と、末代の第二街と共に、街の正中より冷水湧き出でぬ。又此第一街は、當麻の泉水、第二街は鹽田といひし者の泉水、

共に其遺跡なりしといふ。嗟世態の變、感ある事かな。

越後新發田、盛隆に屬せんと請ふ事

一、盛隆、彼者手に屬せんと請へども、同心せられざるにより、景勝よりの消息に、

自是欲令啓之處、從盛隆預脚力喜悅之至候。仍新發田事、信甲備依無正體、出馬之儀有間敷之由思詰候哉。今般武色不苦候。假令彼者、其以前抽似合之奉公之間、垂不便候。於此度者、無是非可打果候。爲不令直馬遂對治、樣子共兼日ト置候間、餘最安候。自何以貴所內々入魂故、此度無二盛隆無御別條義、不淺次第候。將又上口信州表之仕置、堅固申付候。縱凶徒如稻麻竹葦襲來候共、於防戰者諸國定置條、可御心安候。何條從是以使可申述候。恐々謹言。

卯月十二日　景勝

金上兵庫頭殿

右信甲備依無正體云々。將又上口信州表仕置堅固申付候。縱凶徒如稻麻竹葦襲

來候共、於防戰ニ者諸國定置條と云々。是正しく天正十年三月、武田勝頼を、信長卿追伐の折、佐々陸奥守が、越後へ向ひたる時の事なるべし。

松本太郎隱謀

松本太郎謀叛の事

今度彼者謀叛を企てたる遺恨、一朝一夕の事のみならずといふ。先づ事の起りは、太郎が十一歳の時の事なりとかや。彼が母、夫の圖書に後れ、寡婦にて居けるが、容色未だ衰へねば、平田請ひて妻にせんとす。盛隆も同心なり。太郎は幼少なれば、仔細あらじと人々思ひけるに、案に相違し、既に婚姻定まりて後、太郎、事の由を聞きて、譬ひ屋形の御意に相背き申すとも、此儀畏り候と得申すまじ。如何に某、若年にて御座候へばとて、父が遺跡を相續致候上は、何方へ母を越し申さんと、以の外腹立す。さらば若年の者なれば、上意なりとて強く威さば、など心變りせであるべきとて、屋形の御意の相定まりたる上、汝が兎角申す條、甚だ惡く思召すにより、即ち切腹仕候へとの檢使なりとて、侍一人遣しければ、斯く申上ぐる上は、期した

る事にて候とて、些ことも惡びれたる氣色もなく、身を淸め裝束などして、實に切腹せんずる氣色に見ゆれば、いや〳〵此兒の有樣は、何と威したればとて、中々心變ずべからずとて、其後は兎角賺して、母をば平田に嫁しければども、繼父と、堅く不通にて居けるとかや。又彼が宅、今の東照權現の靈廟の前なるを、此頃南町稻荷の社の邊へ移さる。總じて城廻り何ぞの仕役する事、侍共、面々が宅の前を配分して勤めけるに、太郎、稻荷の邊へ移りても、無事に彼が舊宅の前の仕役を課せければ、此事筋なしと、深く遺恨に思ふより、品々相積りて、終に謀叛を企てけるとなり。

一、太郎が父は圖書といふ。祖父は右京といひしとかや。然るに父の圖書、天正三年五月十三日、郡山の軍に、態と討死したるは、祖父右京が振舞、人々の嘲を得たる故なりとかや。一年那須より、白河を攻むる折節、會津より加勢として、佐瀨・松本を遣しけるに、佐瀨が擧動甲斐々々しく、松本鈍かりければ、是を人々嘲哢し、那須方の事書にして、佐瀨殿は、聞き及びしよりも、無慈悲なる人かな。假令松本殿の御慈悲故にこそ、那須勢多く恙なく罷歸り、御芳志忝く存候と落書す。其後太郎が

父の圖書、鷹野に出でけるに、地下の磨臼引き居たる女童共、松本殿はするすす米、敵だに見れば引けく〳〵と雜歌を謠ふ。圖書聞きて、父が汚名の未だ消えざる事を、深く慚く思ひ、さらば所詮我れ討死して、家の汚名を洒がんと思入りて、程なく討死せしとなり。又何時の事なるか、大内備前も、那須勢に逢ひて、擧動惡しかりしとて、落書に、

備前身の刀のかねはなまくして霜がれなすを切りかねぞする

六月十四日、謀叛人松本・栗村共、退治以後の僉議に、長沼に居たる新國上總は、栗村下總が親なれば、子の謀叛を知らぬことはあるまじ。押寄せて退治せらるべしとて、盛隆自ら軍兵を引率して、長沼へ向はれける。新國此由を聞きて旗を揚げ、堅固に籠城す。寄手も四方を打圍みて、其夜を明す所に、早天に上總が許より、寄手の陣に、親き者共の方へ使を立て、御邊達を賴みて、屋形へ申上げたき仔細ある由を、言越しければ、沼澤出雲等を始め、賴まれたる者共二三人打連れて、城へ行きけるに、新國は、城中暉麗（きれい）に掃除し、兵具等をも並べ置き、扨今面々を是迄請じたる事、

別の仔細に非ず。所存の程を屋形へ申上げて後、心清く腹切り候はんぞ。面々、物の心を能く聞き給へ。今度下總めが、由なき者に賴まれ、謀叛を起し候事、親なれば、某兼ねて有增をも知りたらんか、是れ一。又は親子の因なれば、今度討たれ申したるを、由なく存ぜば、折に付けて、上へ恨をも報じ申さんか、是二にて、屋形御馬を出されたるなるべし。されども下總めが、內々不義の事のみ多ければ、度々不通に及びたる事、面々の御覺あり。さあらば何の日か、憂目を見せ候はん奴と、疎み果てゝは候へども、是は私の覺悟にてこそ候へ。歷然親子の事なれば、上の御疑心あらん所は理至極せり。所詮某が、尋常に腹切り申候上は、何の仔細にか及ばん。併斯く異儀なく腹切らん者の、など愁に城には籠りたるぞと、面々も思ひ給はんなれども、不肖なる某を、古盛氏公、何と思召したるやらん、此境目の城に差置かれたれば、申すは如何しう侍れども、さる者ありとは、隣國迄も沙汰せられたる身の、今度仔細もなく腹切り候はゞ、流石名將の御眼力の甲斐もあらねば、一先づ屋形の御馬を引受け、其上に腹切らば、さしも名將の恩顧の程こそ理なれと、世の人々に沙汰

せられんと計りに候。所詮早々御歸り、此事能樣に御計り、某切腹仕る樣に、偏に御邊達を賴み進らするぞとて、更に餘議ありとも見えねば、賴まれたる者共は、味方の陣へ歸りて、上總爾々の申條にて、全く餘儀あるべしとも見え申さぬ由を、白地に盛隆へ披露す。斯くて事の始終を僉議ありて、新國を仔細なく助け置き、盛隆、黑川へ歸られければ、新國も只一僕を從へ、頓て黑川へ來り、恩顧忝き由を謝せしとなり。

盛隆生害の事

國家の廢興に、至誠の先知歷然なれば、事の有無、愚が肯て評すべきにあらず。只俗說を取りて記し侍る。盛隆生害の少し前の事なりしといふ。祕藏の鶺鴒を、二つを一度に把る。是を希代の逸物なりと、譽むる族もあり、又、いや小さき物の、大なるを無理に從へたるは、世の中能からぬ先表にもやあらんなど、口々に評したりけるが、程なく盛隆、此鶺を居ゑ乍ら、生害なりしといふ。又盛氏、岩崎に御座したる時、鷹

が、鴨を二つ一度に取りたり。希代の事と、鵜浦入道が方へ、盛氏自筆の消息ありしを見たり。是れ若し盛興逝去の頃にてもやある。又蒲生秀行、逝去あるべき春、鹽川へ鷹野に出でられたるに、鷂が、鴨を二つ一度に取りたりといふ。

一、地下の雜談に、盛隆生害の前の事なるに、厩に立竝びたる馬の內にて、何とすべき何とすべきと、繰返し物をいふ。附き居たる馬取共肝を潰して、急ぎ厩別當に此由を告ぐる。別當も怪しとて馳せ來り、何の馬がさいひたるぞと、尋ぬる辭の下より、側に立ちたる馬、此馬がさいひたるといひしとなり。

關柴合戰の事

去年十月、盛隆生害なれば、政宗、はや會津押領の心出來て、檜原は境目なれば、何卒として、此關所に居たる穴澤が一類を味方になしたしと、手入あれども、彼者共同心せざる中に、九郎五郎といふ者一人、密に一味す。彼が計にて、同じき霜月に、一類の者共を風呂へ入れて、其上に、此事に一味すべきや否と責め、同心せざれば、裸

にて皆殺にす。内に孫一郎といふ者一人、己等様なる不義なる者共の手には懸るまじきぞとて、釜の額木を蹴離し、釜の中へ陷りて、煮え死したるとなり。其後九郎五郎は、伊達へ逐電す。後には遠藤武藏といふ者是なり。

一、其頃慶德善五郎といふ者は、四天王の內、平田是亦が實子なり。摺上の軍の以後、心替したる左京は、是亦が弟なり。是亦、始め男子なき故に、弟を養子として以後に、善五郎生れたるにより、幼名をちぎりきと名付く。時過ぎてのちぎりきといへばなり。

一、中目式部といひたる者は、盛氏の時、比類なき武功の名を顯したる佐瀨源兵衞が長子なれども、中目は蘆名の一族にて、家にて崇むる故に、件の式部を、養子に遣したるとなり。時に養父も死し、實父の源兵衞も死す。式部は幼少なれば、陣代を立てんとの義なり。時に本名杢之丞といふ者は、右、佐瀨源兵衞が恩顧の者にて、山內本名筑後といひたる者の子なり。其頃太田左衞門佐に奉公をしけるを呼戾し、中目を陣代にせられたるとなり。彼者の由來を聞くに、往古、何の頃か、山內黨に五子あ

り。嫡子は板下、其次は川口・本名・西方・横田と、五氏に別る。然るに板下早く死し、男子なし。故に女子のありしに、五男の横田が子を聟にして、嫡家を相續せさせしによりて、後には横田が嫡流になりしとなり。彼黨の四氏相續ぎて、伊南・伊北の内を領す。本は相州山内須藤刑部俊通の末なりといふ。家の紋は、白黑の一文字なり。何の頃、相州より移る事を知らず。何樣蘆名家に屬したる國人と見えたり。或時山内の者共一味し、越後長尾爲景へ内通して、黑川と手切す。故に黑川より誅せらるべしとて、討手を向けらる。是に付きて、皆々野心を飜す。其内に、本名筑後といふ者計り、在所へ引籠る。是を却て一族共攻むれば、本名は是非に及ばず、妻子を引具し越後へ落つるを、跡より大勢にて追懸くる。筑後が弟に、孫十郎といふ者、大兵の射手なれば、蹈留りて防矢射ける其隙に、筑後は難なく落延び、越後の新潟へ着く所に、折節爲景、越中にて討死なれば、力なく牢人して居たる内に、又和睦の仔細ありて山内へ歸り、程なく死するに付、舍弟孫十郎をば、盛氏へ召出され、子共杢之丞、其頃孫十郎とて、十四歳になるを、暫く、右、佐瀨源兵衛に預け置かる。程な

く彼が十七歳になれる年、盛氏、岩城へ發向ありて、をたかといふ所にて軍あり。其頃、源兵衞が許に、寺内彥五郞とて、關東侍の物馴れたる者あり。孫十郞初陣なれば、萬事彼者を賴む。然る所に既に合戰始まりて、會津の先陣利を失ひて、散々に敗軍す。武者奉行佐瀨源兵衞此由を見て、正先に引退き、善からん場を見合せ、屹と馬を立直して、味方を制し留む。岩城勢、跡に追續き、馬上の者計り進みける所を、本名彌十郞馬より飛下り、鎗取りて待懸け、正先なる馬武者を突落す。是を見て岩城勢、疼れたる其勢に乘りて、會津勢取つて返し、勇み進んで、岩城親隆の本陣へ突いて懸り、既に親隆討たるべう見えつる所に、盛氏堅く制し、總軍勢を引返さる。是は親隆良將なれば助け置き、終に幕下になさん爲なりといふ。親隆は又、此合戰に負けたる事、盛氏の思惑も恥かしと、深く苦勞に思はれ、終に亂心せられたりといふ。さもやありし。檻の內にても、朝夕兵を用ふる下知をのみ、口ずさまれしとなり。さて盛氏、岩城歸陣の後、本名・寺內二人の者を呼出され、今度の忠賞に、本名を杢之丞、寺內を大藏之丞と名付けられしとなり。是は其頃、武家にも、

受領任職の名を授くるを、規模にする故なりしといふ。其後本名は使番になる。或時盛氏と佐竹義重と、南郷にて對陣なり。佐瀨源兵衞、物見に出でけるに、其地、敵は場能くして、味方は惡所なるによりて、今日の合戰は、延引せらるべきの由、本名杢之丞を使として、盛氏へ申しけるに、さあらば汝其旨を、諸手へ觸れよとの下知なれば、段々に觸行く所に、其頃の風俗に、諸牢人共寄合ひ、同志の一隊を備ふるを、江湖衆といふ。是れ唯武士道修行の爲め、江湖僧の如くなりといふ義なり。彼江湖の者共にも、大將の下知を觸れ傳へて、引取らせんとする所を、敵に喰止められて、物別れし兼ぬる故に、杢之丞も取つて返し、共に敵を追拂ひけるを、盛氏旗本より見給ひ、さては本名が、法を破りて軍するか。惡くき奴かなとて怒らる。盛氏は、勝れて軍法密き大將なれば、彼者、法の如く言付けよと、源兵衞に下知せらる。其故に源兵衞、人手には懸け申すまじとて、自ら馳せ行き、兎角して逐電せさす。其後、事を分明に申分けゝれば、さては歸參せよとの事なれども、若き間に、他家の軍法をも見聞き申すべしとて、きだまりといふ所に、太田左衞門佐に奉公して居たる

を、件の仕合にて呼戻され、中目が陣代を勤めけるが、式部成人したる故、家督を渡し、本名は足輕を預けしとなり。

示現寺開山源翁和尙の事

和尙、應永二年破石以後、二百有餘歲の擯罰の定なり。時に萬治三年庚子四月、住持純益、總持五院を訴へて、開山の永擯免許。

一、俗に傳へて云、彼寺にして、殺生石の謠を歌ふ則ば、必ず怪異の相、現すといふ。時に加藤明成の時に、江守金太夫といふ者謠を善くす。彼地に湯治の節、寺に遊びて、住持をして、源翁行狀記を讀ましめて聞くに、垂示の話、本書に載する如し。又殺生石の謠に載するは、先の大徵垂示の話なり。さらば元和尙の意に足らざる故、神靈納受なき事にもやと、會得せしとなり。實に怪異の事あるに付きては、理義はさもありなん。

二本松梅王歿落の事
〔附錄之巻二〕

梅王、今年二本松を落ち來りて、會津に住し、天正十七年の六月、義廣の供をして、佐竹へ落行き、江戸崎に居けるが、何の罪ありてか、義廣より、沼津出雲に討たせらる。時に出雲、若き者の武ならはしにとて、我子の六郎に討たせしとなり。子も亦後に出雲といふ。富田將監は、梅王が孤兒なるを、常に勞はりけるが、左程罪ありて誅せらるべくば、何ぞ某に斯くと仰付けられぬぞ。彼は由ある人の末なれば、尋常に腹を切らせ申すべきものをとて、深く恨に思ふ。將監其の頃、龍ヶ崎といふ城に居たり。是は相馬郡へ近隣なれば、頓て逐電して、相馬義胤の許に居けるとなり。

越後新發田の城後攻の事

上杉景勝、兩新發田を退治の爲め、自ら發向の由聞えければ、會津より後詰として、大勢赤谷迄打出でたり。新國上總が手の勢を、新發田へ遣すに、金上が郎等安倍理

非内といふ者を、案内者に差添へたるに、理非内、武見として出でけるが、火打坂といふ所にて、敵の武見に出合ひ、兩方拔連れて、散々に戰ひ、敵三人討取りける内に、件の理非内一人生捕りたるとなり。

盛隆養子の事

佐竹義廣養子として、會津へ打越されしは、天正十五年三月三日なり。其頃太田三樂齋が消息を見るに、

當春者未申承候。抑義廣、貴國へ御移、以御稼如此之由承及、奇特迄候。春夏之間、以使可申送候云々。恐々謹言。

三月七日　　三樂齋 道譽

金上殿

大崎軍の事

其頃、正宗消息に、

今度向二中新田之地一、被レ及二調義一、各々如二存分一雖二取成一候、物深付而兎角之體候。就中雪齋覺悟之外へ被二相除一候哉、樣子單ニ無二心元一次第候。至二此上一彌先立如二相理一候、彼表之義何分ニモ雪齋泉安濱伊令二談合一、可レ然候樣其身可二走廻一候。尙萬々兩使口上相含候間令レ略候。謹言。

追而

中山口、如何ニモ靜謐候。南筋も同前候。可二心安一候。縱何事候共其覺悟候條不レ苦候。扨々雪齋兼日之御存分、此刻可二相見一候。今度一途之儀無レ之候者其、身モ可レ歸者存間敷候。無痛口ニテ理リ候樣に候へ共、見所外間ニ候歟。

二月七日　政宗

舊拙齋

〔附錄卷之三〕

岩城常隆田原谷の城を攻落す事

此時常隆の許より、郎等猪狩中務が方への消息に、

就二今度出陣一、態脚力祝着之至候。一昨日九日新町之地及二調義一、小野郷村無二殘處一放火、非日十日田原谷之地相動、以二見當一手繁取扱候間乘取、百餘人面之者共打取、其外雜人不レ知レ數候。彼地昨日打入、無二相違一拘置候。爰元備方彌可二心安一候。其元各傳覽可レ爲二肝要一候。事々取籠候間早々。恐々謹言。

三月十一日　常隆

猪狩中務少輔殿

片平助右衞門が母誅せらるゝ事

今度助右衞門が母、磔付に懸けたるが、今春希有の先表ありしとなり。片平の城中にて、帷子を乾したるに、魑魅の所爲にや、人力の及ばざる木の上へ、彼帷子を掛け置きたり。之を見聞く者共、あな淺まし、名にし負ひて、何樣片平殿の爲め、忌々しき先表なるべきぞ。不思議にも、此帷子の木へ上りたる事はとて、諸人唇を飜しける

に、梟して彼が母、磔付に懸りたるとなり。

〔附錄巻之四〕

義廣歿落の事

義廣歿落なれば、今の日光山示現大師、其頃は未だ南江坊と申して、當城稲荷の別當にて御座しけるが、萬づ跡の事共取認め、中野と一ノ關の間にて、義廣に追付き給ふとなり。傳に云、此海道、葦ノ原越をして、往古鎌倉へ往還せしといふ。今中野村の北に、千本木といふ古木一本あり。是れ何故に、九百九十九本の虚名を名付けしぞと、野老に事を尋ぬるに、往古此邊が、葦ノ原越の往還なれば、諏方の社の正當、今米代の第四街の郭門の通より、彼千本木へ當りて、往還の路の兩傍に、千本並木を植ゑられし、其内の一本なりといふ。今は此邊に往還あらず。又一ノ關村に、大坊といふ寺院の遺址あり。是昔年は、大子守宗なり。一向の祖親鸞、越後の左旋より歸洛の時、彼大坊に一宿せられ、亭主を我宗に歸依せしめてより、今に至つて、一向宗

千本木由來

なりといふ。石塚の光正寺、是れ其孫なりといふ。さあれば此邊、往古、往還の海道なる事、實なるべきぞ。而も一ノ關といへば、是にても往還の關役をこそ取らんぞ。又南山海道關山にも、昔は關がありしといふ。又絲澤邊にも、一ノ關といふ所あり。是等も關所の遺名なりと見えたる程に、往古より、高原越・葦原越が、海道と見えたるなり。

一、義廣、小鹽村の邊を通り給ふ時、山間暗かりければ、富田將監、此邊より續松を出せと下知しければ、五郎左衛門といふ侍、心得候とて、小鹽の在家に火を懸けゝれば、前後の明りとなりて、便ありしとなり。

山内刑部大輔合戰の事

刑部、去年より節を守りて、堅固に恷へたる上は、早々小田原へ參陣し、爾々の由披露申さば、所領安堵の御沙汰相違あるまじかりしを、小田原へ打出でたる內に、政宗に押領せられては、叶ふまじきとのみ、心元なく思ひ、太閤へ降參の實を顯はさゞ

る故、何の御沙汰にも及ばず、累代の所領を歿收せられしとなり。彼は保元の亂に、武功十七騎の内にて名を顯したる、山内須藤刑部俊通が裔なりといふ。俊通より幾傳にして、何の頃會津へ來る事詳ならず。按ずるに義連、會津へ下向の時、山内庶子、幕下に屬せられ下りてより、累代國人となりたるなるべし。蘆名家、或は長尾家などより、書札の式を見るに、さのみ下輩の會釋にてはなきなり。彼れ横田に居たる故に、横田ともいふなり。

一、政宗、黑川へ亂入せられて間もなく、山内へ行せられたりと見えて、南の山への消息に、

來札委令二披見一候。仍横田口刷付而、布澤へ早々打寄候。御大儀迄候。併彼間惡所之義候間、先々地形を見屆、被レ及二地利一可レ然候。於二其上一取詰候者、落居不レ可レ有レ程候。爰元鹽味可レ有レ之候。萬吉期二後音一候。恐々謹言。

七月廿八日　政　宗

長沼彌七郎殿

河原田治部少輔合戰の事

治部少輔は、太閤、小田原より、會津へ御動座の由を聞きて、宇都宮迄罷出でければ、太閤も、御目見仰付けらるべく、其日御風呂へ入御なされ、其節御通りの御目見にと、石田治部少輔差圖なり。其頃戰後なれば、何れも半袴、少々は裁付體の手輕き裝束共なるに、河原田は、古實大事と、小刀に長袴にて出でければ、第一手ぬるく見えしとなり。又當時天下の奉行治部少輔といふ名を、不詳に名乘るを、石田、奇怪にもや思ひし、其日は、御前兎角の相違ありて、御目見せず。重ねては御目見仰付けらるべき沙汰もなくて、兎角御物紛の折なれば、先づ會津へ下り候へ、末にて計らふべしと、石田會釋なれば、河原田、力なく會津へ下り、程なく死せしとなり。龜丸とて一子あり。此上はせめて彼を、氏鄕へ奉公の身となして、所領の主にもなさめとて、郞等共、氏鄕家來の侍を賴む。龜丸美童なれば、彼の賴まれたる者、愛着甚うして、

離れ難く思ひ、兎角延引なる故、龜丸腹立して越後へ行き、終に漂泊の身となりて死せしとなり。

太閤會津御下向の事

秀吉奥州下向

太閤、會津へ御下向なされたる御樣體、中々御輕きことなりしといふ。御逗留の內、鷹取澤にて、竿にて雁を手打にするといふ事を聞召され、所を御見物なさるべしとて、瀑澤の嶮道を御通りなさるゝに、田面に、地下人、稻を刈りて居けるが、殿下の出御と知りて、頭を地に付け平臥しければ、太閤御口づから、些も苦しからず、則ち彼所へ案內仕れとて、彼傍近う召されて、兎角の事を御尋なされけるが、供奉の人人も、漸く馬上十騎計り、召具し給ひしとなり。

〔附錄卷之六〕

氏鄕由來の事

太閤、岩酌にて、物見の御使に遣されたる槇村兵部大輔は、御使番なり。本は信長公へ奉公にて、妻は、先に信長の妾なり。此妾の由來、永祿に、越前の朝倉が滅亡の時、眞柄が一族に、眞柄長兵衞といふ者、男女二子あり。長兵衞討死したりければ、女房、女子四歲·男子二歲の孤を相具して、泣々京都へ落上る。後に女子容色ありて、信長の妾となる。男子は、信長より、氏鄕へ預け給ふ。後の安達內匠是なり。彼妾、終に子なきに因つて、信長より、槇村兵部大輔に下されて妻とす。其後二女一男を生じ、程なく兵部、病急にして死せんとす。時に羽柴利家は、槇村と無二の友同志なれば、彼の末期に及びて、長女の事は、我子の如く勞はるべき由約せらる。槇村、程なく死せり。其頃は、早太閤の御代なるが、槇村が領四萬石、一族の稻葉藏人に、假に番代仰付けらる。是れ正保中に、さる仔細ありて、丹波福地山城にて自害したる稻業淡路守是なり。斯くて槇村が幼子三人、藏人養育し、後に長女は、利家、加州へ呼寄せ給ふ。後江府御殿中に仕へし祖心尼是なり。又弟長兵衞は、藏人に養はれて居たりけるが、父が家督の儀、先年太閤、定め置かれたる年數過ぐれども、其事

延引なれば、長兵衞腹立して、京都へ上りけれども、相替らず扶助す。後には加州へ付きて、利長の許に居たり。時に大相國、駿府の城御普請あり。長兵衞、さらば駿府へ參り、世の風俗をも見習ひ申さんとて、加州を出で、駿府へ行きけるに、利長使役して、大石を轉運の時、長兵衞年若ければ、石上へ上り、兎角指揮する所を、大勢の人夫の內より、何者か不圖石上へ飛上り、小脇指にて刺止めて刺殺す。頓て紛れ失せぬ。信長より、氏鄕に預け給へる眞柄が子の內匠は、氏鄕に相從ひ會津へ下り、文祿七年、氏鄕逝去の年、京都へ供して上りけるが、會津へ下向せば、安達郡の城主となすべし、先づ氏を替へ候へとて、安達を名乘らせられけるが、程なく氏鄕逝去ありて、秀行幼少なれば、終に有名無實の徒事とぞなりぬ。是れ後の安達兵左衞門尉が父なり。

政宗隱謀露顯の事

今度政宗隱謀の事、氏鄕より品々披露ありて、互に宿意となる。蒲生源左衞門は、

陪臣なれども、其氣雄豪なる者なれば、時々政宗と、抵梧の擧動ありしといふ。或時政宗、上江戸せられけるに、源左衛門が所領須賀河を通られけるを、己が忍の者共を、政宗宿所へ忍ばせ、乘料の馬共の尾を、刈らせければ、翌朝仰天し、總馬共の尾を刈らせたるとなり。亦或時、政宗、須賀川の宿へ入ると等しく、宿の跡先にて、失火せさせければ、火を救はんとて、上下馳違ふ。政宗手の者共も、長柄の鎗の鞘を、宿の屋の棟に引懸け〳〵外して、馬の前後を警固し、事靜まりて後、懷中より掛替の鞘を取出して、物靜に懸けて通りしとなり。誠に始め事周章て、鞘を手にて外さんとせば、長兵横はりて、萬づ支へ多かるべければ、屋の棟にてはづす事勿論なり。又後に、鞘共を取らんとせば、是又亂雜して、見苦しかるべきに、是等の器迄、未熟の用意、常の武備香しき事なり。又一年、公方御上洛の時、政宗、本阿彌が宿所へ行かれけるに、源左衛門此由を聞付け、跡より、又彼が宿へ尋ね行き、政宗歸りの戸の口に、高鼾して臥し、七尺計の荒男、三尺餘の大脇指を差しながら、態と手足を打廣げて、戸の口一盃（いつぱい）に塞がりければ、政宗も詮方なく、路地より出でられたると

なり。

〔附錄卷之七〕

景勝、神刺城を築かるゝ事

景勝謀叛の由、都鄙沙汰あるに付きて、豐光寺より、直江が方へ消息あり。其返簡に曰、今朔日之尊書、昨十三日下着。具に拜見。多幸々々。

一、當國之儀、於二其許一種々雜說申付而、內府樣御不審之由、尤無二御餘儀一候。併於二京伏見一サヘ、色々沙汰無レ止時一候。況遠國ト云、景勝若輩ト云、爲二似合一雜談存候。不レ苦儀候條、可レ被レ安二尊慮一候。定而連々可二聞召一候事。

一、景勝上洛延引付而、何カト申廻候由、不審候。去々年國替、無レ程上洛。去年九月下國、當年正月時分上洛被レ申候而者、何間仕置等可二申付一候。就中當國者雪國ニテ、十月ヨリ三月迄者、何事モ不二罷成一候。當國之案內者、可レ有二御尋一候。從二正月中一雜說企テ上洛延引故、不レ可レ有レ之候。何者歟景勝逆心具ニ存候而、申成候哉ト存候

事。

一、景勝於レ無二別心一者、以二誓紙一成共可レ被二申上一由候。去年以來數通之起請文、反古ト成候間、重而不レ入儀候事。

一、太閤樣以來、景勝律儀仁ト被二思召一候者、今以不レ可レ有二別儀一候。世上之朝變暮化相違事。

一、景勝心中、毛頭別心無レ之候ヘドモ、讒人之申成無二御糺明一、逆心思召所、不レ及二是非一候。兼而又御等閑無レ之驗候者、讒者御引合、是非共ニ御尋可レ然候。左樣無レ之候者、內府樣表裏ト存候事。

一、北國肥前殿之儀、思召儘被二仰付一候由、御威光不レ淺候事。

一、增石大刑少御出頭之由、委承及候。珍重候。自然用所之儀候者、可二申越一候。然者榊二一本者、景勝表向之取次而候。景勝逆心歷然候者、一往被レ及二異見一社、侍之筋目、內府樣御爲ニモ可二罷成一候處、左樣之分別社不二相屆一候。其讒人堀監物奏者被レ仕、種々以二才覺一可レ被二申妨一事ニテ無レ之候。忠臣歟佞人歟、御分別次第重而賴入候

事。

一、雜說第一上洛延引故、御改如レ右申宣候事。

一、第二、武具集候事、上方之武士者、今燒炭取瓢以下人迄之道具御所持候。田舍武士者、鑓鐵炮弓箭之道具支度仕候。其國々之風俗思召、御不審有レ之間敷候。縱世上無レ之支度、不二似合一道具用意被レ申候共、景勝不肖之分際、何程之事可レ有レ之候哉、天下不二似合一御沙汰ト存候事。

一、第三、道作船橋被二申付一候。往還之煩無レ之樣ニト被レ存候。國被レ抱役之條如レ此候。於二越國一モ船橋道作候。然者端々殘候而可レ有レ之候。淵底堀監物可レ存候。當國被二罷移一、新仕置等ニモ無レ之事ニ候。本國之久太郎蹈禿候ニ、何之手間可レ入候哉、道作迄不二行立一候。景勝領分越國之義者不レ及レ申、下野・上野・岩城・相馬・政宗領・最上・油利・仙北相境、何モ道作同前候。自餘之衆者、何共不レ被レ申候。堀監物計道威ヲ候而、色々之儀申成候。能々弓箭之不知無分別者ト可レ被二思召一候。景勝對二天下一、逆心企於レ有レ之者、諸境目掘切、兼而防戰之支度社可レ被レ仕候。十方ニ道ヲ付而、自然

御人數被㆑向候者、一方之防戰サヘ罷成間敷候。況十方防戰罷成者候哉、縱他國罷出候共、一方ニテ社、景勝相當之出勢可㆓罷成㆒候。中々不㆑及㆓是非㆒虛者(うつけもの)ト存候。景勝領分道作候體、從㆓江戶㆒節々御使者、白河口之體可㆑爲㆓御見聞㆒候。其外奥筋モ御使者上下被㆑致候條、御尋御尤候。猶御不審候者、御使者被㆑下候而、諸境目之體爲㆓御見㆒御合點可㆑參候事。

一、景勝事、當年謙信追善相當候間、左樣之隙被㆑明、夏中者爲㆓御見廻㆒、上洛可㆑被㆑仕由存候故、人數武具以下、國之覺爲㆓仕置㆒候間、在國中急度相調候樣ニト、用意被㆑申處、增石大刑少御使者被㆓申越㆒候分者、景勝逆心不㆓穩便㆒候條、於㆑無㆓別心㆒者、上洛尤候由、內府樣御內證之由候。迚無㆓御等閑㆒候者、讒人之申分、有樣被㆓仰聞㆒、急度御糺明候而社、可㆑爲㆓御懇切㆒之驗候處、無㆓其趣㆒逆心ト申鳴候條、無㆓別心㆒候者上洛候ヘト、乳呑子應答(あへしらひ)不㆑及㆓是非㆒候。昨日迄企㆓別心㆒者モ、其改チ逃レ候ヘバ、知ラヌ顏ニテ上洛仕、或緣邊新知行取、不㆑顧㆓恥不足㆒、人之交仕候當世之風者、景勝身上不㆓相應㆒候。心中無㆓別儀㆒候ヘ共、逆心天下無㆓其隱㆒候者、無左ト上洛、累代律儀之名、弓

筈之覺迄失ヒ候條、讒人被ニ引合、御糺明無レ之候者、上洛罷成間敷候。右之趣、景勝理歟非歟不レ可レ過ニ尊慮ニ候。就中景勝家中藤田能登ト申者、去月半當國ヲ引切、江戸ヘ罷移、從レ其上洛仕候條、定而萬事知可レ申候。景勝罷違候歟、內府樣表裏歟、世上之御沙汰次第ニ候事。

一、千言萬句不レ入候。景勝毛頭別心無レ之候ヘ共、上洛之儀者、不ニ罷成ニ樣御仕懸候條、不レ及ニ是非ニ候。此上內府樣御分別次第、上洛可レ被レ申候。縱此儘在國被レ申候共、太閤樣御置目相背、數通之起請文反古ニ成、御幼少之秀頼樣見放被レ申、內府樣無ニ首尾ニ被レ仕、從ニ此方ニ手出被レ致候而者、天下之主ニ被レ成候テモ、惡人之名不レ遁候條、末代可レ爲ニ恥辱ニ候。此處無ニ遠慮ニ、何事可レ被レ仕候哉、可ニ御心易ニ候。但讒人之申成實儀ト思召、於ニ不義之御扱ニ者、不レ及ニ是非ニ候條、誓紙モ契約モ入間敷候事。

一、其元景勝逆心如ニ申成ニ候、於ニ隣國ニ會津働トテ觸廻リ、或城々ヘ人數ヲ入レ、兵糧ヲ支度、或境目人質ヲ取リ、女ニ口留ヲ仕樣ニ雜說共候ヘ共、無分別者之仕事ニ候條、聞モ不レ入候事。

一、內々內府樣へ、以二使者一成共、可レ被二申宣一候へ共、從二隣國一讒人相詰候而種々申成、家中ヨリ藤田能登引切候條、逆心ナドト申上候者、表裏第一ト御沙汰可レ有レ之候間、右之條々御糺明無レ之候者、被二罷上一間敷由ニ候。全疎意無レ之通リ、折節御取成、於二我等一畏入候事。

一、何事モ乍二遠國一令二推量一候條、有樣可レ被二仰越一候。當世樣之餘勢ガマシキ事候へバ、實之事モ虛之樣ニ罷成候。無二申迄一候へ共、被レ掛二御目一候上者、天下之黑白、御存之儀ニ候間、被二仰越一儀候者、實儀ト可レ存候。御心易儘無左ト書進候。慮外不レ少候へ共、愚意申宣、爲レ可レ得二尊意一不レ顧二其憚一、侍者奏達迄ニ候。恐惶敬白。

慶長五年四月　　直江山城守

豐光寺侍者御中

義光、政宗と搦手より會津に向ふ事

秋田安東太郎實季は、去る頃義光へ相議せず、在所へ歸りけるを、此亂靜まりて後、

秋田實季の先祖

義光・實季逆意を含みたる由披露す。是に付、内府公より仰付けられ、大久保相模守の亭にて、義光と對論に及び、實季辯じて、某逆意の義、一向無實の讒言にて御座候。其仔細は、景勝に一味の逆徒楯籠り申したる由利郡自然古の城、幷に雄勝郡小野寺遠江が弟大森孫五郎が城、此兩城を攻落し申したるにて、逆徒に與せざる條、御了簡被﹂成候へと申しければ、重ねて義光、此儀勿論にて候。併始は逆徒に與し申候へども、面々敗亡の由聞え候てより、是非なく先科を償はん爲めに、右二箇所を攻め申して候と雖ず。判者兩人の申條を披露あれば、内府公聞召し、さあらば實季が兩城を攻めたる日限を糺明せよ。其上御沙汰あるべきの由仰出さる。去程に實季、仰の旨畏りて候。某、自然古の城を攻め申したるは八月の末、大森を攻め申したるは九月五日、又石田が敗亡は、九月十五日の儀にて御座候。某、逆徒に與し申さば、何の神通を得てか、未然に石田が敗亡を存じ、先達つて味方を攻め可﹂申候やと、明白に辯じければ、重ねては何の御難問もなく、實季を、常州宍戸へ移され、佐竹義宣を、秋田へ移し給ふなり。精しく實季の由來を尋ぬるに、安倍貞任廿餘代の嫡孫な

り。貞任は、厨屋川の城に住む。故に厨屋川二郎といふ。其古壘、今南部盛岡厨屋川・北上川の間にあり。往古後冷泉院の御宇に、源頼義・義家父子、貞任・宗任兄弟を攻められ、宗任は虜せられ、貞任は討たれたり。時に貞任、二男一女あり。嫡子千代壽丸は十三歳にして、父と同じく討たれ、女子は後、源義家に嫁す。義國の母是なり。二男高星、三歳なりけるを、乳母抱きて、津輕藤崎に遁れ隱れ、後に藤崎を領す。其子堯恒、是を安東太郎といふ。是より累代、嫡子を安東太郎と名付け津輕に住す。正和の頃、平高時に背き、楠正成討手に下られ、元弘に義貞に與して、義兵を興したるも、彼が裔安東太郎堯勢（たかなり）といふ者なり。子息安東太郎貞季に、北畠顯家卿の息女を嫁し給ふも、彼れ宮方なる故なるべし。安東の字、やすはると讀みて、先祖の名なり。安倍又安日とも書す。是れ又始祖の名なり。繹ぬるに、別に安倍氏あり。其祖は、人王第九代開化天皇の御子大毘古命、是れ安倍氏の祖なり。其子建沼河別命といふ。是より子孫皆安倍と稱す。又安東氏、又安倍と稱し、并に安日と書する仔細は、上古神武帝、未だ中國に入らざりし時、宇麻志摩治命攝州を領し、膽

駒嶽に住す。其臣に、安日・長髓の兄弟あり。神武東征の時、膽駒嶽に支へて、相戰ふ事十餘年。終に神武帝討勝ち給ふ。時に長髓は、帝の御兄を討ち進らせたる罪にて殺さる。兄の安日は、東北に追放され、津輕・卒士濱・安東浦等に居して、子孫相續ぐ。後孫に安東（やすはる）といふ者あり。時に人王第十代崇神の御宇、蝦夷强大にして日本を犯す。故に帝、安倍河別命を將軍として、蝦夷を伐たしむと雖も、每度軍に利なし。安東、將軍に謂つて曰、我は是れ昔年安日が後孫なり。我祖、神武帝の敕勘を蒙り、今に至つて敕許なし。此度敕許を蒙らば、我生命を捨て、蝦夷を平げ申すべき由を請ふ。故に將軍、帝に奏し、安東を先鋒とす。戰つて大に功あり。故に將軍、安東が戰功を賞して、安倍氏を賜はり同姓とす。自是後、安東亦安倍氏と稱す。又始祖の名に因みて、通じて安日とも書す。彼後孫に、致東（むねはる）といふ者あり。應神の御宇に、蝦夷又亂を作し、致東之を鎭む。其忠賞に、帝、日下將軍の號を賜ふ。其後國東といふ者あり。一條院御宇に、又蝦夷亂を作して、國東海渡して松前に到り、上道下道より向ひ、威を震ひ之を鎭め、其首三四人を虜にして歸る。是より後蝦夷を召し、自

らは薯蕷を食し、彼には鹿角を與へ、或は自らは黑豆を食し、彼には黑石を與へて食せしむ。故に異人なる事を恐れて、蝦夷盡く平伏してより後、今に至つて本邦に屬す。國東が子、頼良といふ。頼良が子頼良、是を安倍將軍といふ。奥羽二州の押領使となり、始めて安東太郎と稱す。子孫安東太郎と稱する者、是に始まる。子八男二女あり。日井殿盲目、幷に安東太郎良宗・厨屋川の二郎貞任・鳥海彌三郎宗任なり。貞任が子、高星といふ。高星が子堯恒、又安東太郎と稱してより、實季に至る迄、皆安東太郎といふを以て、嫡子の假名とす。秋田氏と稱する事は、實季、秋田城之介に任せられてより後、今に至つて秋田と稱す。又實季より先、累代皆下國を氏とする者あり。又其先、湊氏と稱する者あり。共に彼家譜に詳なり。又堯恒より以來、安東氏と稱すること、是れ祖父貞任が逆意故、安倍氏朝敵となりて、亡びたることを忌むなるべし。又堯恒が次に、貞秀といふ者あり。此時より、檜扇に眞羽を繒いて紋とす。元は獅子に牡丹なり。彼が替へたる仔細は、貞秀勇名あり。故に建久の頃、後鳥羽院、之を召さるゝ時に、朝鮮より鷲羽を獻ず。帝、羽二枚を檜扇に載せ

て、貞秀に賜ふ。是を榮として家の紋とす。是より家の庶子は、檜扇に鷹羽を畫くとなり。

諸國凶徒死刑流罪の事

〔附錄卷之八〕

田丸中務大夫は、今歳越後の國へ流されて、堀左衞門督に預けらる。落髮して隣松といふ。蒲生秀行は、内室の姪なるにより、訴訟申して御免を蒙り、嫡子兵太郎（後左京といふ）をば、秀行に預けて會津へ越さる。相從ふ侍には、長臣早川三左衞門といひし者の弟鹿川三四郎、向井新十郎といひし者の弟同金十郎（後角兵衞といふ）・同新左衞門等十餘人、相屬して會津へ來り、假に實相寺に宿して、（此間脫字アルカ）隣松、晩年に一男子を生じ、稚名を不入と名づけける。是れ老後の子なれば、一生の用にはいらぬとての儀なり。不入三歲の年、是亦秀行に預け置かとんて、高瀨清太夫といふ侍一人を附けて、會津へ越さる。清太夫、不入を抱き乍ら、秀行へ見參せさせければ、秀行自ら抱き給ひ

て、孤なることを憐み、稚名を如何と問はれければ、爾々の儀にて、不入と申す由、清太夫答へければ、餘り異體なる名なる程に、今日より菊千代になすべきとて、秀行自ら名付けらる。後に元服して、主膳といひし是なり。寛永四年、宰相忠郷逝去の後、中書忠知に相從ひて、豫州へ行く。寛永十一年、忠知、大樹に供奉して上洛、在京の內、不幸にして逝去せらる。一女子のみありて家嫡なし。故に葬送の時、忠知の位牌を主膳に持たしむべし、忠知の緣の末とては、此人計りなるにと相議しけるが、世俗に、位牌を持たしむるは、家督相續の者の役なり。忠知の一女子なれば、これを守立て、蒲生氏相續の末を、如何にもと賴む心にて、其事も止みぬ。嗟、蒲生の子孫、絶ゆべき時節にもやありけん、彼の一女子も、程なく殤死せられ、氏郷の外姪に、彼の主膳一人殘られけるが、豫州歿落の後、徒に長谷の山陰にて老いられけるは痛はし。

直江山城守長谷堂に退く事

其頃義光の許より、竹貫三河が方への返簡に曰、
不打置節々預御音札候。誠祝着之至候。如仰蒙候、當方之義從會津被相働候。何モ如御存知諸國之城々皆々御破却之砌、於當方城々破却取亂候砌、長井境目畠屋ト申候地へ取陣、十一日ヨリ十三日迄攻候間、令殘落候ヒツル。然者當方川西の者共、主々者此地ニ相詰候處、思之外被乘懸候而、不意ニ下々百姓共、敵陣へ罷出候間、彌味方無人數之體ニテ令迷惑候處、馳堂ト申ス候地へ取陣候間、於此方モ敵チ押詰、近陣仕候而、遂ニ一戰候處、不思議ノ天道チ以テ得勝利、會津宗徒之者共五十騎討取、且又後日ニ遂ニ一戰、此時又敵三十餘騎討取候。馳堂へ働ク以下之義、曾以不罷成候故、敵陣手チ廻候而、長井境ニ候中山ト申候地ヨリ、上山ト申候地へ相働キ候。其節者、彼地ニ加勢ノ一人モ不籠置候處ニ、地之者計ニテ中途へ罷出、五百餘騎控候處へ、無手ト切懸候而追崩、馬上計チ百八十七騎、歩兵以下之事者、不知數討取候。左候而得大利候處ニ、政宗ヨリ爲加勢、一勢被立越候條、備彌堅固ニ候間、敵陣鋒楯候體チ見屆候而、右ニ申候河西之替リ候漢等替返リ候而、川

西ニ左内長井者共籠居候ヲ、二百三百先々數ヶ處ヨリ討取參リ候。去月十九日ノ朝ヨリ打續候而、今朔日迄不レ嫌二晝夜一驗共持來候事、幾等ト云不レ知レ數候。左候ヘバ敵陣不時ニ、朔日ニハ令二敗北一候條、此節又追懸候而討候間、雜兵共七八百討取候。都合三千餘討取事ニ候。又ハ川西ニ谷地ト申地ニ、庄内物主ニテ候下次右衞門ト申者、人數二千五百程ニテ在陣仕候ヲモ、相捨外候條、彼等一人モ不レ洩押取籠候而、手痛責候條、彼者共色々泣歎候而、詫言申候。其次日ニハ庄内ヲ取候テクレ候ハント申候條、先任二其意一召出候。下次右衞門ニ人長敷（おとなしき）者共卅餘人ヲバ、當方に伺公爲レ成候而、其外雜兵共家老之者一兩人差添候而、庄内ニ差置候間、坐ラ庄内之事モ入二手裡一候儀ハ、程有間敷候。然而於二御當方一モ、佐竹ヘ被二仰合一、仙道表ヘ御手立之由、自レ何以可レ然儀候。內府樣ヘ御奉公此時ニ候。又此書狀相認候內ニ、內府樣ヨリ預二御狀一、石田治部・小西攝津守・安國寺以下、虜ニ被レ成候由被二仰下一候。於二其元一モ御滿足推量申候。右之儀共、條々岩城殿ヘモ可レ被二仰聞一候。猶期二後時一候間、不レ能二一二一候。恐々謹言。

十月十三日　　　　　　　　　　　　　　　　　　出羽守義光

竹貫參河守殿御報

會津四家合考卷之九　終

會津四家合考 卷之十

〔附錄〕家譜考

葦名家譜

桓武天皇 人王五十代 ― 葛原親王 一品式部卿 ― 高見王 無位無官 ― 高望王 上總介、寛平二年五月十二日始賜二平姓一。

― 良文 鎭守府將軍 村岡五郎 ― 忠通 鎭守府將軍 村岡小五郎 ― 爲通 三浦之祖 ― 爲繼 平太郎 ― 義繼 ― 義明 三浦大介 ○治承四年八月十七日、守二忠於賴朝一於二三浦衣笠城一戰死ス

― 義連

義明七男。賜二會津於義明之七男佐原十郎左衛門尉一、長七尺五寸八也。一生功業、往々見二于東鑑等之書一也。曾封二于會津一年未レ詳。疑ふらくは、後鳥羽院文治五年秋八月、賴朝、藤原泰衡を征せられ、分二賜奥州於南部・葛西等之諸將一時、義連にも、

會津恩賜なるべし。事詳に末直盛の下に辨ず○今耶麻郡半在家邑に、此人の古墳あり。按ずるに、彼の邑は、盛連の第五子盛時所領なり。然れば義連晩年に、孫の盛時と一所に、賀納ノ庄三ノ宮に住せられたるなるべし。半在家は、三ノ宮に近し。今三ノ宮村に、盛時の古壘あり。壘ノ東西に三日町、或は又、芝草町等の遺名あり。今の三ノ宮は、近年に移せり。本の芝草町の地なり。彼壘の西南百歩計に、五郎祠あり。是れ盛時の祠なるべし。又盛時の末に、佐原十郎平高明といふ人もあり。何樣、義連晩年に、盛時と一所に住せられたりと見えたり。猶末に詳に辨ず。時に寛文八年の夏、鴻儒山崎氏爲義連碑。因つて補載焉。

平金吾義連碑

佐原氏者、相州三浦之族、而其先出自平姓矣。義連之曾祖曰爲繼、爲繼父曰爲通。任長門守。是爲三浦之祖。爲通父曰忠通、忠通父曰良文。共任鎭守府將軍。良文者、乃平祖高望王之子也。爲繼子曰義繼、義繼子曰義明、稱大介。義明之次男義澄、呼別當荒二郎。十男義連、所謂佐原十郎是也。高

倉帝治承四年之夏、源賴朝公勃興焉。義明以其黨歸之。秋八月廿三日石橋山之戰、源軍敗績、公匿形而去。廿四日、三浦與畠山戰于油井濱小坪坂。三浦利斬首五十餘級。重忠忿之奮擊。義連等操短兵急當之。重忠危。畠山從者阻之言曰、三浦・畠山爲連族、何寃如此敵哉。而重忠免焉。時上總介廣常弟金田太夫賴次、以七十餘騎屬三浦焉。重忠欲雪前日恥、廿六日率其黨來。三浦聞之保衣笠城。畠山攻之。義澄・義連力戰拒之。義明謂之曰、兩日戰鬪、兵疲矢盡。汝等當逃去尋君之處。君之智也、人不得而害之、必在安房・上總二州之間。夫東國誰不源家人。雖一旦屬平氏、豈忘舊恩哉。必皆歸焉。汝切勿懷二心。我既耄矣。不可徒行、不可馬乘。汝欲扶去、恐亦弗能也。及其弗能、則人必笑我言、白頭所得能多少、不死於城而死于徑矣。又必笑汝言、苟遺其親肆諸道路矣。吾獨留于此。汝等往矣。宜忍生戮力建君於世、而領先塋所在、以孝奉之。是予之願也。我累世爲源家之臣、今幸逢君之起義兵、而爲之致死、蓋喜之哉。但不親見君之拜日本

大將軍而死、此遺恨耳。老淚泣然沾直衣袖。兄弟已下、號泣不肯行。義明云速去、而其志不可回也。終皆不獲已、踰城指安房國而赴焉。廿七日、畠山遂拔城殺義明也。爰北條父子・岡崎四郎義實・近藤七郎國平等、自土居岩浦乘船、亦指房州而渡、與三浦遇于海上、拍手相懽。廿九日、公棹扁舟、着房之獵島。北條等拜迎之、數日愁眉一時開散矣。尋而畠山來伏焉。公謂三浦言、不受降者、大事不可成。當爲忘私讎。三浦義不辭。五年之夏、公選善射者十一人、直宿御寢所。義連其一也。公乘納涼之興、逍遙于三浦、訪義明之舊跡。義澄拜辱、設盛饌饗之。公宴樂、無貴無賤、飛觴歌舞。時公脫水干、賜岡崎四郎、卽命着之。上總介嫉之曰、若廣常者、合當拜受之、而義實蒙此賞、則意外之事也。四郎嗔曰、廣常自負功云爾、豈比義實之忠哉。二人爭欲兵。公不敢下言辭。義連出叱云、義實之濫吹、老狂之所致歟。廣常亦乖物儀也。猶有憤則可期後日。今妨御遊、甚無狀也、制止之。安德帝壽永二年春正月、公遣兩弟蒲冠者範賴・九郎義經爲節刀使、帥兵數萬

誅木曾擊平氏。廿日兩將破木曾軍入洛。義仲走。義澄・義連等追之。義仲遂被誅。二月七日、源平決勝一谷。東西兩口之戰、鬨聲雷轟、劍光電奔、交射飛雨、刺擊流血。義經以精兵七十餘騎迴至鵯越、卽言可以九郎爲範、而馳驅深入險阻。頭上嶙峋、目下谽谺。進退窮而士卒屈。義連進曰、此是三浦之馬場也。先驅。義經繼之、士卒皆馳、揚聲放火。音響于谷、烟舞于風。城中以爲大軍襲來、失度而潰焉。義連之勇名、於是乎籍甚矣。四年之春、兩將追伐平氏西州。義澄・義連從有戰功焉。後鳥羽帝文治四年秋七月十日、賴家公始着鎧。其儀尤嚴。義連進御劔。五年之春正月九日、賴家公有弓始之禮、使射手十八行之。義連其一也。夏、召北條三男於公所、命元服。武藏守・參河守以下相列着座、三獻禮畢童子進御前。公命義連加冠。義連辭退。重命言、上首列坐、其辭亦可也。然往年三浦遊宴之時、廣常・義實喧競之處、義連克治之。於今乎不忘之。此小童者、內室之所寵異、將來託之、不可固辭。義連乃進加冠、字曰時連。秋、公東征。源軍破伊達厚賀志山之要害、逼

于西城戸。國衡血戰禦之。義澄·義連等、厲衆戰疾攻急、而國衡死之。奥師撓敗。源軍乘勝追亡。公令義連等整旅擊之、而泰衡遂授首。公使義澄·義連等討其餘黨、而奥羽悉平夷矣。公賞功臣、而封義連於會津城、鎭東北矣。建久元年冬、公上洛。義連供奉、任左衞門尉矣。三年秋八月九日、實朝公誕生、義連獻御護刀。四年之夏、公狩富士野、會我夜討之翌、召時宗於幕下、勇士侍左右。義連其一也。夫義連斷金之志、公亦諒之。凡出御則先後之、每有事則與於此焉。嘗司和泉·紀伊兩國守護職矣。公任征夷將軍之時、使義澄奉勅使之除書。是思義明忠死之言也。人皆感羨之矣。抑義連兄弟之不顧親之死、與漢之王陸·趙苞異世同情之事也。可不哀哉、可不憐哉。其扶父而去、則既已不能也。儻與父共死乎、或與父共降乎、此皆父之不可許也必矣。然則與其違父命而死無益、寧相君而繼父之志者耳。使程子論之、則亦可與王趙同斷案耶。蓋不可知也。義連娶伊東氏、生盛連。盛連之子光盛、是爲葦名·會津二氏之祖。其子泰盛、次盛宗、次盛貞、次直盛、次詮

盛、次盛久。盛久無子、弟盛信立。其子盛詮、次盛高、次盛滋。盛滋無子、弟盛舜立。其子盛氏、是時中興、仙道・白河來附焉。其次盛興早世、而佐原氏絕矣。異姓更立、家臣相爭、而國亦滅也。厥後、上杉氏・蒲生氏・加藤氏封于茲焉。寬永廿年之秋、左中將源正之封於此、來養士撫民、給耄賑窮、賞孝子節婦、禁殉葬火葬、謹權量、寬租稅、行朱子社倉之法。嘗修會津風土記、遣家臣巡封境、而聞義連之墓在于耶麻郡、嘆曰、先封之主、名將之跡、我後人之所以可圖不朽也。遂令襲石立碑、命嘉爲之文。嗚呼、是又惜絕興廢、可謂偉擧矣。不肖旣與於修風土記、而潤色其文、則斯命也、亦不得辭。廼考其譜表其事聊論之、且繫以銘。其銘曰、

佐原之系　平氏之族　世仕源家　久得定食　大介貽謀
十郎忍辱　繼父之志　共臣之職　維肱維股　維心維腹
李固斷金　趙峻匪石　勇蔑黝舍　氣陵賁育　御宴治亂
京寇追北　身生三浦　名揚一谷　奥役之勳　會封之福

因₂羽林擧₁　銘₂金吾城₁　圖首方趺　過者可ㇾ式

寛文八年戊申仲夏初三日　　山崎嘉撰

─盛連─　從五位下遠江守○按ずるに、盛連六子を生じて、會津四郡を分ち與ふると見えたり。事は詳に見₂古刊武家系圖₁也。

─經連─　猪苗代大炊助○此領處猪苗代而氏稱₂佐原₁乎。子孫見₂于佐原系圖₁也。

─經泰　傳云、猪苗代主兄弟三人、嘗て彼の地に來れりと。

─赤房　此等の三人なるべし。今猪苗代の屬邑に、三城方あり。傳に云、昔年主

─義泰　兄弟三人來るの日、邑の名を長に問ふ。答へて曰、內城村といへりと。主の曰、吾今兄弟三人來りて主たり。共に永年、城を保つの祝にとて、三城方と換ふるといふ。又湖の北岸に、入江（にうえ）村あり。本は新家（にいへ）と書す。此義、昔日主來るの日、自₂南岸₁乘ㇾ舟著₂北岸₁、郷人湖濱に構₂新家₁饗ㇾ主。終に稱₂其地₁曰₂新家₁、後、變じて入江と書するなり。

─廣盛　北田氏別有ㇾ譜　北田次郎○古刊武家系圖に、北田に作るは非なり。民間にも傳へて、猪苗

代太郎・北田次郎といふ。今河沼郡北田村鹽川の南岸に遺壘あり。先輩の略記に、此城、應永十七年六月三日に落つるといふ。未レ知下自二廣盛一幾傳上也。

―盛義 藤倉氏別有レ譜

藤倉三郎○此亦河沼郡藤倉村に遺壘あり。此子孫久しからざる乎。應安の比、彼の邑の領主は別人なり。系圖にも、世次多からず。傳に云く、曾て彼邑に舊主の古墳あり。寛永の末に、邑人之を發いて見るに、四方に石を立て、蓋に版石を以てす。之を去れば、則ち內に佩刀二腰あり。少しも鐵氣を存せざるなり。

―光盛 會津氏

從五位下○會津二郎左衞門○或は葦名とも稱し、或は佐原とも稱したりと見えたり。承久元年六月、二歳の將軍、京都より鎌倉へ下向の時、御迎に參る十二人の內、佐原二郎左衞門・同三郎左衞門とあり。○按ずるに、義連・盛連兩主は、會津四郡一統に領せられ、盛連の六子、六家に別ると見えたり。耶麻郡に嫡男、猪苗代佐原經連、加納に佐原五郎盛時、

新宮に葦名六郎時連、河沼郡に北田次郎廣盛・藤倉三郎盛義、會津・大沼二郡を此光盛領せられたりと見えたり。又耶麻・河沼の二郡も、皆會津と稱するに、別して光盛を、會津氏と稱したる事、是れ別に眞の會津郡なくんば、豈然らんや。其事、詳に四郡の辨に見えたり。

―盛時

從五位下佐原五郎左衛門〇按ずるに、會津の中に、此の住所未だ詳ならず。疑ふらくは、耶麻郡賀納の庄三ノ宮に住せられたるなるべし。今に古壘あり。壘の西南に、五郎祠あり。又佐原系圖を按ずるに、盛時の末に、高明といふあり。又應安の比、耶麻郡賀納の庄の領主に、佐原十郎平高明といふあり。事、暗に吻合せり。又東鑑を按ずるに、平時頼、戒を建長開山道隆禪師に受けて薙髮す。時に同心の大名九人、共に薙髮す。內光盛、三浦介盛時・時連兄弟、是れ其の三なり。又淨家多念義の祖隆寛律師、嘉祿三年七月五日、奥州に左遷。其配所三ノ宮願成寺なり。其時の預人、此盛時なるべし。又隆寛を、暫く鎌倉に留め置きたる森入道西阿

が室は、三浦泰村が息女にて、盛時とは從弟なり。是れ内縁なれば、密談にて、隆寛を暫く留め置くか。其事は、詳に源・空の傳に見えたり。又願成寺の山號を、叶山といふ。是れ後人の誤書たるなるべし。地、賀納の庄なる程に、實に賀納山なるべきぞ。又若松城東の願成寺も、本一なり。此地に移し來る事、文祿の比、三ノ宮願成寺住持は、雄譽といふ。時に氏郷郎從に、門屋左近今福求部といふ者、彼地を領し、寺を毀ち、若松に運びて住宅を營む。僅隆寛の眞堂計り存す。故に雄譽退院して越後に行く。幸に慶長の始め、景勝に從ひ會津に來る。前難を恐れ、終に城東に一寺を營み、同じく願成寺となすなり。又古の三ノ宮邑は、今の地より北に在り。慶安の頃、今の地に民舍を移し、隆寛の眞堂のみ舊地に存す。時に僧行譽、舊跡の荒廢を悲み、寛文五年乙巳、地方百歩を官府に請ひて、今の邑の北に移し營む。公、渠が丹心を感じ給ひ、又別に賜地あり。行譽は、淨宗出世の後、捨世木食勤修殊勝の僧なり。

葦名氏別有レ譜

―時連―從五位の下、葦名六郎左衛門○按ずるに、會津の中に、此住所未だ詳ならず。疑ふらくは、耶麻郡新宮に住せられたるなるべし。先輩の略記に、康暦元年、葦名殿、北田に於て討死云々。民間に相傳へて云、新宮と北田と隙あり、數〻戰ふ。今北田の遺壘、鹽川を跨りて、北岸に僅遺趾あり。傳に云、昔年鹽川に橋を架し、向の橋爪を葺み、新宮を防ぎし壘なりと。然れば右の葦名殿といへるは、時連の末なるべし。又稱呼、會津葦名氏に紛るゝ故に、世に新宮氏と稱へたりと見えたり。○時連、葦名氏なる時は、會津氏は別なり。未レ知會津氏亦自二何時一稱二葦名一乎。事未だ詳ならず。

―泰盛―三郎左衛門

―盛宗―遠江守

―盛員―大夫判官遠江守○建武二年八月十七日夜中先代蜂起の時、尊氏方として、此儀對二尊氏方一而可レ□二戰死之義一、片瀨に於て父子討死。正傳庵月浦道圓と號す。傳に云、正傳庵は、曾て興德寺佛殿の東南に在りしといふ。討死の事、太平記に

見えたり。

按ずるに、此の間、女主あらん乎。今若松諏訪社の寶器の銘に、

大檀那　平行信

大檀那　藤原氏女

建武四年丁丑同銘、羽黒山の神器にもあり。

此の如きは、則ち盛貞討死あり、直盛幼年なる間、女主を立て、行信、事を攝したるか。然らずんば、豈婦人を先にすべけんや。又先輩略記に、文和三年、寶積寺供養云々。今城東如意山寶積寺は、葦名氏先妣の眞堂なりとて、寶積寺殿金峯尊公大姉といふ牌あり。是れ右、藤原氏女の眞堂ならん乎。其尊公と謚して、字法相背くも、亦主位たる婦人なる故か。彼の寺、始は鎌倉五山の派流なりといへば、文筆に拙かるべからず。何ぞ字法を誤らんや。又小庵ならば、先輩も記すべからざるなり。

高盛　與父同討死時年十八歳

直盛　若狹守〇後圓融院康曆元年己未、鎌倉より始めて會津へ下向。幕内三

年、小館に移り二年。其後、後小松院至德元年甲子、小田山に移り、町を黑川と號す。鹿園院殿の時なり。

右は、民間に相傳ふる葦名系圖といふの說なり。然れども、太だ信じ難し。按ずるに、其始め會津下向といふ事、直盛家督相續あつては、始めて下向といふ義か。併盛員討死の建武二年より、此年に至るまで、凡そ四十五年なり。此間何ぞ主の下向なからんや。又會津の主たる人、始めて下向といはゞ、猶非ならん。如何となれば、此年より十餘年前、應安の始め、子息詮盛、耶麻郡に狩して、源翁和尙に謁し、一寺を建て住せしむ。今の卷尾山慶德寺是なり。又實相寺へ寄附の狀に、

奉二寄進一實相寺　長老可レ被二早領掌一

陸奧國會津郡加納庄上野村勝滿寺領田畠事。

右以二彼寺務職所一寄二進之一也。任二先例一可レ有二御知行一狀如レ件。

應安二年二月廿七日　　左衞門尉平詮盛

右二件に依つて見れば、應安の始め、はや詮盛家督にて下向と見えたり。又至德元年、町を黑川と號するも、亦未だ審ならず。此より十年前應安八年に、當麻山東明寺の鐘成る。奧州大會津黑川東明寺と銘す。殊に興德寺・實相寺・淨光寺・壽福寺・諏訪の社等の寺社は、皆至德・康曆より以前に開かるゝ地にして、皆黑川に在り。何れも大地なり。是れ主の居府にあらずんば、何ぞ原野に並べて建てんや。又小田山に移るといへるも、未だ審ならず。此地元來小高木(をたかき)といふ。今小田垣の字なり。城南延壽寺の器物記籍等に、皆小高木と書す。其外、往々に皆然り。又先輩の略記に、文和三年、小高木館立始むといへば、是至德元年より卅一年前に、立てし館なり。併乍ら應安に、延壽寺・熊野宮の寶器成りて、小高木村と銘す。是れ城の籓籬の內、此の如きときは、當時の地形の如くにはあるまじきぞ。又傳に云、幕內の名ある事、往昔當郡の主、始めて下向の時、假に滯留、幕を張りたる地なる故然り。又今の中荒居村に、御膳河原旗の明神といふ遺跡あり。其御

膳河原といふは、往昔主、始めて郡に至るの日、此にて晝餉の地なり。旗の明神といふは、社の本ありしに、主の旗を建てしに因みて、終に相傳へて故事とすと。此等の遺銘、直盛の時といへども、疑ふらくは然るべからず。按ずるに、義連より直盛迄は、世次六代・年數略二百年に及ばん。此の如く、永久の領處へ下向に、何ぞ原野に幕を張り、河原にて餉せられんや。又旗をも差すべからず。是義連、往古文治五年秋八月、此地を賜はり、平泉の陣中より、直に入部なる故に、件の故事共、遺りたるなるべし。勿論治承・養和の比迄、會津郡皆惠日寺の領といへば、武士の住宅はあるまじ。義連俄の入部ならば、故事の遺名勿論乎。件々議する如く、民間に相傳ふる葦名系圖の事跡疑多し。恐らくは是、天文七年城中燒失の時、傳來の系圖燒亡、後人の畧記を取りて記したるなるべし。見るに、記文甚だ粗にして、假名大方見えず。今列公の假名を記する者は、愚、十有餘年考索して之を得るなり。然れども牌名未だ詳かならず。此の如く彼說疑はしと雖も、愚が本書、

直盛以前の世次、之に從ふものは、又別に據るべきの證なければなり。

詮盛―彈正少弼○詮の一字、將軍義詮より賜はるか。然らずんば、諱を犯すべからず。

盛政―修理大夫

盛久―三郎左衞門○文安元年に薨ず。子なく、舍弟盛信に讓る。

盛信―左近將監○寶德三年三月十八日に薨ず。天寧寺に葬る。寶岩寺殿元慶聖喜と諡す。牌、天寧寺に之あり。嚮に應永廿八年、傑堂をして、一禪寺を城東に開かしめ、萬松山天寧寺と號す。傑堂は、楠正成の孫なり。幼にして膝を傷く、故に僧となるといふ。

盛詮―下總守○文正元年に薨ず。

盛高―修理大夫○永正十四年十二月八日に薨ず。常勝院と號す。眞堂眞影、實相寺に在り。又淨家盛道山高岩寺は、子息盛舜、父の冥福の爲め造營す。故に其號、盛高の二字に因るといふ。近代成道山となす者は非なり。

盛滋―出羽判官〇大永元年二月七日薨ず。子なく、舍弟盛舜に讓る。

盛舜―遠江守〇天文廿二年八月廿一日に薨ず。

盛氏―修理大夫〇天正八年六月十七日に薨ず。瑞雲院竹岩居士と號す。眞像、今宗榮寺にあり。此寺は、後人の營む所なり〇此時、仙道の諸將、皆幕下に屬し、或は北條・武田と心を合せ、數〻佐竹・岩城と戰ひ、間上杉が隙を伺ふ。然れども先輩實錄なく、世の記認も疎にして、事跡一向に詳ならず。嗟悲いかな。本邦の俗、記錄に慵き事、徒に傳へ聞き、世に良將の名を廢せらると。

盛興　天正三年六月五日、酒損を患ひて薨ず。時に年廿九歲。

女子　白河義親の室。天正十年八月廿四日に逝去す。

盛隆―天正九年、三浦介に任ず。實は須賀川二階堂遠江守盛義の子なり。養はれて家督を續ぐ、〇同十二年十月六日の朝、寵臣大場に弑せらる。時に年廿四歲なり。此九月、龜王丸誕生。

┃
┃―龜王丸　天正十四年、霜月廿二日、痘を患ひて早世。時に年三歳。
┃―義廣　佐竹義重の次男なり。後盛重と改む○天正十五年春、會津の家督を續ぐ○同じき十七年六月五日、伊達政宗と摺上原に戰ひて、敗績して黑川城に入り、同じき十日の夜沒落、常州佐竹に行き、江戸崎に居す。

民間流布の葦名系圖

平氏
高望王　上總守。寛平二年五月十二日始賜₂平姓₁

良文　右五男。村岡五郎鎭守府將軍。　忠通　鎭守府將軍。村岡小五郎平大夫。　爲通　三浦の祖　爲繼　平太郎　義繼

義明　治承四年八月廿七日、賴朝與力、於₂三浦衣笠城₁自害。

義連　會津葦名、義明之七男。佐原十郎左衞門、長七尺五寸の人なり。

盛連　三郎兵衞、惡遠江守、　光盛　四郎左衞門　泰盛　三郎左衞門　盛宗　遠江守

盛員　大夫判官遠江守。建武二年八月十七日夜中、先代蜂起の時、尊氏方として於₂

片瀨浦ニ父子討死。號ニ正傳庵月浦道圓一。

高盛　二郎左衛門、十八歳にて父と同じく討死。

直盛　康暦元年、從ニ鎌倉一始會津下向。幕内三年、移ニ小館一二年。其後移ニ小田山一町號ニ黑川一。鹿園院殿の時なり。

詮盛　盛政　盛久依レ無ニ子息一舍弟に讓る　盛信　盛詮　盛高　盛滋舍弟に讓る

盛舜遠江守　盛氏修理太夫　盛興早世

盛隆　磐瀨二階堂より養子。天正九年被レ任ニ三浦介一。

龜王麿　三歳にて早世。　盛重　佐竹より續ぐ。

河原田家譜 藤氏結城族

河原田家譜

秀郷（大織冠六代孫、村雄一男、武藏守從四位下鎭守府將軍號ニ藤太一）―千常（鎭守府將軍）―文修（將軍舍人頭）―兼光（鎭守府將軍）

―賴行（鎭守府將軍）―武行（從五位下）―行隆―宗行（別當）―行政―行光（四郎）

行義―行平―行綱―朝光（結城七郎、任上野介）―朝廣―廣綱（住下野國結城）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　└祐廣（住奥州白河）

　　　　　　　　　　　　　　　　└朝村（十郎、弓上手）

└長廣（下野國河原田といふ處に居す。代々河原田氏と稱す）―長兼―玄蕃―兼任（八郎）―兼尙―七郎

└兼定（刑部）―兼村（式部○鎌倉持氏に奉公、應永廿三年上杉謀叛の時、從持氏公に走駿州。永享十一年持氏自殺。翌年結城合戰の刻、馳加り討死す）―村友

└友知（帶刀、後石見○永正六年將軍義稙公に謁し城州舟岡山合戰の時討死。法名月庵義光）―友倚（圖書、後石見○奥州磐瀬郡廣門山田を領す）―友秀（筑前守）―秀嗣（大膳）

└盛次（友次○治部少輔）

　　　　　　└吉次（左馬允、後右衞門）―友吉（正左衞門）

伊達家譜

伊達朝宗―山陰中納言政朝之子也。文治五年己酉秋九月三日、賴朝、藤原泰衡を誅し給ひて後、朝宗領伊達郡、而後至今。

└宗村―中村常陸入道念西、號滿勝寺殿。後室願善禪尼建光明寺。建長三年

辛亥十月二日に逝す○按、東鑑文治五年記曰、爰常陸入道念西子息、常陸冠者爲宗・同次郎爲重・同三郎資綱・同四郎爲家潛二於株之中一、進二出伊達郡澤原邊一、先登發二矢石一。佐藤莊司等爭レ死挑レ戰、爲重・資綱・爲家等蒙レ疵。然而爲宗殊忘レ命攻戰之間、莊司以下宗者十八人之首、爲宗兄弟獲レ之、梟二于阿津賀志山上經岡一云々。是念西今年如レ在二驍勇四子一。則朝宗老而、宗村亦概可二四十有餘一。而建長辛亥薨。則若長壽而超二百歲一乎。又異人同名乎。案、嗣子宗村之子者、義廣而無二爲家一。則恐可二別人一。吁、曾參殺レ人者乎。

―義廣―粟野次郎、藏人大輔、號二覺佛一。摸二於其形一刻二於觀音像卅三軀一、建二觀音堂一安置。薙髮而後、隱二居于茲一。康元元年丙辰九月廿三日薨。

―政依―藏人太郎。法名願西。正安三年辛丑七月九日薨。號二東昌寺殿一。曾建二於東昌・光明・滿勝・觀音・光福五寺一。其東昌者、東福寺正覺庵佛智禪師開レ之。智與二政依一同年月日時化云。智時齒七十六歲也云。

宗綱―小太郎

基宗―孫太郎

行朝―宮内大輔○貞和四年戊子五月九日薨。法名圓如。娶於田村氏女。

宗遠―彈正少弼○至德二年乙丑、壽六十歲而薨。號喜見寺殿。法名定叟。

政宗―大膳大夫○應永二年乙亥九月十四日薨。壽廿二歲。號東光寺殿儀山圓孝。是始掌握長井莊。曾陣于屋代峠之時、詠曰、

山家霧

山あひの霧はさながら海に似て浪かときけば松風の音

山家雪

なかなかに九折なる路たえて雪にとなりの近き山さと

時に新續古今勅撰故に、右二首獻之時、有詠曰、

かきすつる藻汐なりとも此度は歸さでとめよ和歌の浦人

政宗薨ずるの時、勝定院殿賜紺紙金泥法華、且賜詠曰

武士のあとこそあらめ敷島の道さへ絶えん事ぞ悲しき

朽果てぬかざしともなれ言の葉に添へてかきやる法のはなふさ（はなふけィ）

氏宗―兵部少輔○應永十九年七月十七日薨。號東孝。

持宗―大膳大夫○文明元年己丑正月薨。號眞常院殿天海圓崇。曾入洛謁勝常院殿。

成宗―兵部少輔○長享元年丁未九月廿五日薨。號栖龍院殿瓊岩圓珍。文明十五年癸卯秋、入洛謁常德院殿。十月十一日入内。發洛日、自今道越臨洛中日、

都出づる名殘はたれと知らねども引かるゝとのみおもふ袖哉

尙宗―大膳大夫○永正十一年甲戌五月五日薨。號護國院殿香山圓桂。

稙宗―左京大夫○永祿八年乙丑六月十九日薨。號知松院殿直山圓入。

晴宗―左京大夫○天正五年丁丑十二月五日薨。

輝宗―左京大夫○天正十三年乙酉十月八日薨。號覺範寺殿性山受心。

政宗─中納言兼陸奥守○寛永十六年薨于江戸第。遷葬于仙臺。○殉死者多。
曾加冠。父輝宗命字政宗。是先有雄名之祖也。故雖固辭不克稱焉。
生有雄略。事實詳本書也。慶長七年壬寅、城于宮城郡、號仙臺。同九年甲辰、修造於八幡宮及國分寺藥師堂。同十年乙巳換松島圓福寺改瑞岩且修飾。同十二年、再興於鹽竈六所宮也矣。

忠宗─陸奥守○萬治元年戊戌七月十二日薨。臣古内主膳等殉死。

蒲生家譜 藤氏

天兒屋根命、伊弉諾尊六代孫、興居登玉之命男也。所謂從伊弉諾六代者、伊弉諾尊、月弓尊、高皇產靈尊、津速產靈尊、市千玉命、興居登玉命、天兒屋根命是也。

大織冠─鎌子、後改鎌足。正二位、內大臣。天兒屋根命廿二代孫、御食子卿之男也。
皇極天皇三年甲辰六月十四日、誅大臣入鹿於大極殿。依其忠始賜藤

原姓云々。所謂自天兒屋根命廿二代者、
天兒屋根命、天押雲命、天多根伎命、宇佐津臣命、大御津命、伊香津臣命、梨津臣命、神聞勝命、久志宇賀主命、國摩大鹿島命、臣狹山命、跨耳命、大小橋臣命、阿摩毗舍命、音穗臣命、阿毗大連、眞人大連、(異作無寬大連)鎌大連、(異作鎌太夫)黑田大連、常磐大連、可多能大連、御食子卿、大織冠也。

—不比等—淡海公。左大臣贈正一位。實者天智之皇子云。

—房崎—參議、正三位、式部卿贈左大臣。此家一流之祖也。

—眞楯—大納言兼中衞大將。本名八束。近九二一之祖也。

—魚名—右大將、正二位、左大臣○光仁天皇寶龜九年三月晦日、任忠臣號河邊左府。六十一歲而薨。或云、桓武天皇延曆元壬戌年六月左遷云々。六條・四條・山科等之祖也。

—末茂

—藤成—伊勢守。

─豊澤─陸奥守。

─村雄─長門守。

─秀郷─始住江州田原。故號田原藤太、後改俵字。醍醐天皇延喜十八戊寅十月廿一日之夜、到于龍宮而斬白蛇。是非人力之所及也。依之龍神與十種珍寶於秀郷云々。歸來之後、帝叡感甚深而任從五位下下野押領使。又朱雀院天慶三年庚子二月廿四日、誅平親王將門於總之下州相馬郡。是依敕命也。依其忠任從四位下兼武藏守鎭守府將軍訖。凡一生之功業、見于當家之別記也。

─千常─下野守鎭守府將軍。小山結城等之祖也。

─千晴─鎭守府將軍。

─千清─將軍太郎。

─賴遠─五郎太夫。奥州國司秀衡以下之祖也。異に千常の子に作る。

─賴清─

―賴俊―
―惟秀 內藤之祖也。（異に行俊の弟に作る。）
―行俊―內藤傔仗內舍人。
―季俊―右馬允。
―俊秀 從五位下。（足利忠綱祖。）
―惟賢―權七、改俊賢。始領江州蒲生。賴朝卿之時也。
―女 佐々木太郎定綱之室。
―俊顯（彰イ） 和田權次郎。別有家系。
―俊房 小谷權三郎。別有家系。
―（某）室木（本イ）
―俊光 儀俄權五郎。別有家系。
―俊基 狗月權六。別有家系。
―女 勢州稻垣三郎源重泰之室。別有家系。

俊綱—改俊信、修理亮左京進。

- 俊久—藤三郎（イ无）
  - 俊春 藤三郎太郎—良滿 式部坊
  - 能俊 又次郎—淨祐 大進阿闍梨。金剛寺住
  - 永俊 僧師房金剛寺
  - 女 國城兵衛之室
  - 俊長 三郎右衛門、法名佛道
    - 女
    - 女
    - 右衛門三郎
    - 女
  - 女 茅原田次郎兵衛之室
  - 俊恒 五郎、法名淨念
- 女 和田俊親之室。俊時・俊高之母也
- 女 小倉九郎之室。號西尼
- 俊宗—權太郎
- 信俊 左衛門次郎（異に重俊が弟）
  - 眞蓮 無子
  - 秀俊—秀信 藤内、法名道教—秀忠
  - 定猷 大和阿闍梨—猷尊 山僧、藏人
  - 女 尼—女 室木（本イ）又次郎之室
- 定信 僧、石塔寺空房
- 女 美乃部兵衛太夫之室
- 女 必佐永信阿闍梨之室

- 女　南治部入道之室
- 女　河内彌次郎・山村又三郎入道之母
  - 女　尼、山村
  - 女　上野獻圓之母
- 女　福彌三郎之室
- 重俊　左衞門尉、法名道願
  - 公俊　孫次郎、法名道忍、爲二重俊之養子一、實治部入道之子（異に氏俊が弟）
    - 秀連　次郎大夫
      - 俊秀
        - 秀基
  - 實俊　左衞門三郞、法名禪信
    - 女　佐久頁八郎實俊之室
    - 女　河内六郎左衞門秀時之室
    - 信性　式部坊
    - 兼俊　三郎次郎
      - 弘俊
        - 良俊
          - 宣俊　式部阿闍梨
    - 定祐　尾張坊
    - 俊秀
    - 女
  - 女　山村伊小兒之母、爲二重俊之養子一、信俊息女
  - 氏俊　左衞門尉、法名淨心、大膳大夫
    - 俊澄　彌次郎、早世（異に俊綱が弟）
    - 女　野矢之室
    - 女　土橋修理之室
    - 俊綱　左衞門尉、越前守、法名心覺

房俊 山僧、侍從房
異に秀朝が弟

女

惟秀

女

秀宗
　惟氏
　貞信
　直俊 四郎左衛門

秀朝 太夫左衛門秀戒、
尊氏卿之時代

女 儀俄中書之室。

秀直 早世

女

時秀 三郎左衛門

師秀 左近將監、於二神樂岡一討死

高秀 從弟左衛門、法名道全
　女 濃州上有知室
　女
　女 美乃部管三郎後室
　女 比丘尼
　俊胤
　秀胤 左近將監、於二山州神樂岡一討死、
　左衛門、法名淨椿、

女　嫡女、比丘尼

秀重

盛秀

氏秀　彈正忠

秀兼　左衛門、法名寶松

女

秀憲

政秀　丹後守、後改₂秀記₁、法名源雄、爲₂和田豐秀之猶子₁實蒲生秀貞之三男

賢俊　中山金光院、後住₂正覺院₁

賢永　中山正覺院　初尾張守、後越前守

秀綱　下野守、法名正綱

女

女

女

女

秀貞──左衛門大夫、號₂下野守₁。法名信正

女　馬淵長門守之室

女　多喜三河守之室

女　時衆永福寺住

女　時衆東一房

女　早世

女　小倉左近將監之室

女　法名隆眞、貞秀室

貞秀──刑部大輔、五十歲而出家、法名智閑、號₂信輿（行イ）院₁、實和田秀憲之子

秀行 太郎刑部大夫、法名宗塔

　秀紀 刑部大夫、藤兵衛尉。法名宗閑

女 小倉兵庫頭室、三河守之母

　女 早世。法名正蓮

秀須（順イ） 音羽與十郎、左馬允。法名宗悟

　相秀 與十郎左馬允、後改ニ上總守一

高江 小次郎左衛門大夫、法名號ニ攝取院眞淸一

　秀誠 與十郎左馬允

女 千種伯耆守室イ 岩室橘內左衛門室

女 河井甲斐守室

女 藤兵衛秀紀室

堯淸 淨嚴坊門弟

女 美乃部下總守室

賢洪 中山金光院

梵純 青木玄蕃亮、後號ニ三河守一

定秀 藤十郎左兵衛大夫、下野守。號ニ定秀院一。法名宗智。五十歲而入道、號ニ快幹軒一。天正七年己卯七十三歲而薨

―茂綱　河原左衞門尉ィ式部少輔、後號駿河守。爲青地之猶子也

―女　神戸藏人室

―女　美濃部上總介室

―實隆　左近將監相續小倉家青地右衞門尉

―女　池田次郎右衞門忠智之室、早世

―女　關安藝守室

―賢秀　藤太郎、左兵衞大夫、號惠倫寺殿。母者馬淵山城守女。天正十二年甲申三月十四日、五十一歲而死去○子息氏鄉、天正十八年庚寅九月、領會津而來黑川。時因城西米代第四街、密宗金剛寺無住持而招野州結城安穩寺住持、令住彼密院守賢秀之牌。尋移殿堂於城東小田村南而爲惠倫禪寺。同月十九日、寄美田百石充供。則今若松城東金剛山惠倫禪寺是也。

―女　布施藤九郎室

女　勢州龜山の主關右兵衛室

女　同國田丸主中務少輔室

女　小倉左兵衛之室（作左衛門イ）

氏郷—忠三郎。始賦秀、教秀、飛騨守○任従四位上宰相。天正十二年甲申七月、従江州移勢州而領南五郡。同十八年庚寅、移于奥州而領會津。文祿四年乙未二月七日、於京師逝去。時年四十歳。號昌林院殿高岩宗忠。凡一生之功業、見于當家記錄也。

女　前田孫四郎利政室。母者左大臣平信長公之御息女也。

秀行—藤三郎、始秀朝、又改秀隆。飛騨守○任従四位下侍従。慶長三年戊戌二月、自京師直移于野州宇都宮。同六年辛丑七月、再還會津而領父之遺跡。同十七年壬子五月十四日逝去。時年卅歳。號弘眞院殿寛山靜雲。廟在于若松城南成願禪寺側、松本右馬允古壘内。俗曰之允殿館也。母者、左大臣平信長公之御息女也。

- 女　加藤肥後守忠廣之室。母者大相國源家康公之御息女
- 忠郷　下野守、從四位下侍從。寛永三年丙寅、任從四位上宰相。同四年丁卯正月四日、於會津若松城逝去。時年廿五歲。葬盛道山高岩寺。號見樹院殿得譽玄光。廟墓共在寺內。母同。
- 忠知　中務大輔。寛永三年丙寅、任從四位下侍從。同年、領羽州上山。同四年丁卯、移于豫州而領十二郡。同十一年甲戌八月十八日、於京師卒。時年卅歲。號興聖院殿華岳宗榮。母同。
- 鶴松丸　早世
- 女子

秀郷十種重寶

一、俵（男俵イ）在蒲生家　一、鍋（早小鍋イ）同　一、絹（卷絹イ）同　一、鐘在三井寺（三井寺へ寄進イ）　一、避來矢鎧（鎧イ）在佐野家

一、太刀在竹生島（太神宮へ寄進イ）　一、硯（露硯イ）在竹生島（竹生島へ寄進イ）　一、弓（長刀イ（在赤堀家））　一、箭（法花經イ（在河村家））

一、小童 心ノ小童イ（申刻以後掃レ地、則必可レ失告、秀郷達レ教則失）

岩城家譜

桓武天皇 光仁天皇第一皇子。人王五十代

葛原親王 一品式部卿

高見王 無位無官

高望王 上總守。始賜二平姓一。從五位下

良將　良兼　良繇　良文

良望 鎮守府將軍。後改二常陸大丞國香一

貞盛 鎮守府將軍。從四位下。

繁盛 將軍。陸奧權守從五位下。

維茂 鎮守府將軍左衞門督。號二餘五將軍一　維望　維朝　兼忠

安忠 權頭

泰貞則道弟　貞衡同　繁衡同　忠衡同　成衡同

岩城祖
則道岩城次郎大夫〇傳云、此人其頃奥州へ左遷。時に權太郎秀衡、妹とくおま子といふを嫁して、使レ爲二岩城郡主一といふ

忠隆岩城三郎　直衡荒川三郎

忠清同次郎

清隆同次郎

隆家好島三郎

師隆同太郎

隆行同次郎

承祐岩城大輔坊　隆衡白土小次郎

隆守同次郎

隆平同次郎

義衡同次郎

照衡同次郎

照義同次郎

朝義同次郎

重祐

常朝規堂

清胤同次郎、徹山

隆忠同下總守、實山

女大館左衛門太夫妻

親隆同下總守、虎山

常隆同下總守、可山　孫隆吉中山讃岐守

隆時同大和守　隆宗同大和守　隆政同九郎

由隆同民部大輔、膺山

重隆同左京大夫、月山

親隆　同左京大夫○實は、伊達晴宗の嫡男也。傳云、晴宗の嫡男にて、岩城の家督、

相續の仔細。　昔年重隆に有二一女一、嫁二伊達晴宗一せん事を、稙宗と密に約す。又家臣志賀右衞門、白河へ嫁せしめん事を、私に固く謀る。故に重隆、約を變じて、白河へ嫁せんとす。稙宗聞きて太だ怒り、不日に催二軍兵一、岩城へ向ふ。故に岩城勢、木戸川・金剛川に相支へて防ぎ戰ひ、大勢討たる。其後、隣國より和談を繕ひありて、彼重隆息女を晴宗に嫁し、嫡男出來なば、岩城の家督を相續せさせんとの約諾あり。是を幸にして、終に婚姻相調ふ。其後、一男子を生じて、外祖父重隆の一跡を續ぐ。是れ則ち親隆なり。牌名光山。

常隆　同左京大夫○秀吉公、天正十八年の夏、北條御退治の時、常隆、小田原へ參陣し、歸陣の路次、於二相州星谷一、同年七月廿二日病死。

貞隆　岩城忠次郎○實は、佐竹義重の三男なり。常隆無レ子、故に、家老白土攝津守、以二增田右衞門尉一、秀吉公へ仔細を申上げ、便乞二佐竹義重三男忠次郎一而續二常隆一跡一。是れ元、親族なるを以てなり。時に秀吉公、會津へ御動座あり。故に攝津守供二于忠次郎於野州宇都宮一、使二御禮申上一也。時に忠次郎八歲なり。童名能化丸とい

ふ。元和六年十月十九日、於二江戸一逝去。壽卅八歲なり。

宣隆 同但馬守、從五位下

重隆 同庄次郎

大崎家譜

清和天皇 惟仁 ― 貞純親王 鎭守府將軍、始賜二源姓一號二六孫王一 ― 經基王 ― 滿仲 正四位下、鎭守府將軍。號二多田院一 ― 賴光 正四位下、鎭守府將軍

― 賴信 ― 賴義 ― 義綱 加茂次郎

― 義光 新羅三郎

― 義家 八幡太郎 鎭守府將軍

― 義國 式部大輔 母有綱女 ― 義重 大炊介 新田祖

― 義康 足利判官代 ― 義兼 上總介 ― 義氏 左馬頭、母北條時政女 ― 泰氏 宮内少輔、號二平石殿一、斯波・澁川・石塔・一色・加子・石橋等之元祖

― 家氏 足利太郎、尾張守、斯波先祖也。曰二七條御所一。母平朝時女。花園院御宇領二下總國大崎一

― 基氏 加子六郎、加子祖

― 家持 伊豫守 ― 貞氏 讃岐守

― 尊氏 征夷大將軍 等持院妙義

家宗 弋衞尾張守、從五位下 ― 家貞 次郎 ― 高經 修理大夫、武衞尾張守、公方義詮執權

奧州大崎祖
家兼 ― 彥三郎、左京大夫、從五位下、伊豫守、號ニ長國寺殿一。依ニ敕命一、與ニ舍兄高經一下ニ向於北國一而退ニ治於義貞一。故賜ニ出羽陸奧探題一。下向時、光明院御綸旨幷金淵太刀、從ニ高氏一賜レ之而退ニ治於石塔殿一、安ニ定羽奧國一。祖先領ニ總州大崎一。故於ニ當國一曰ニ大崎一。曾在京時、領ニ若狹國三千八百町一也。

直持 左京大夫、從四位上刑部大輔、號ニ大興寺殿一 ― 詮持 左京大夫從四位上、號ニ金龍寺殿一

兼賴 羽州最上之祖、延文三年八月三日下ニ向最上山形一○直持舍弟

滿詮 左京大夫從四位上、號ニ續燈寺殿一曰ニ瀨ヶ崎一。於ニ田村大越一討死 ― 滿持 左衞門督從四位上、號ニ向上寺殿一。父滿詮討死時、得ニ伊達氏恩一。故付ニ屬名取郡於伊達一

持詮 左京大夫、從四位上、號ニ修心院一。諱朔昌洲賀 ― 教兼 左衞門佐、從四位上、號ニ龍谷寺殿一。爲ニ上使一太田殿下向次、依ニ媒妁一、使ニ息女嫁ニ伊達氏一

政兼 彥三郎、被レ授ニ陸奧守一。法名同嶺。號ニ長松院一

義兼 ― 彥三郎、左京大夫、從五位上。法名玉岩、號ニ壽松院一。依ニ屋裏亂一、走ニ伊達一。

伊達氏金澤氏加勢三百餘騎而被㆑送㆓大崎㆒。故嗣㆑家、上洛而從㆓公方義何㆒、
義之一字幷包平之御太刀拜領焉。

高兼—彥三郎、立一年而早世。依㆑無㆓嗣子㆒、請㆓於伊達右京大夫稙宗末子小僧丸㆒
而爲㆑聟。冠而號㆓義宣㆒。住㆓岩手澤城㆒。翌年八月三日、大風起、屋室廢壞。
此時息女不幸壓死。其後、義宣出㆓奔葛西㆒、於㆓桃生辻堂㆒病死。故不㆑入㆓系
圖㆒。

義直—左京大夫從五位上。上洛時、公方發㆓向越前國㆒、御對面無㆑之。故翌年大
崎總先達山伏狐澤上野下向之次、自㆓公方㆒御書幷鎧拜領。

義隆—左衞門督。大相國秀吉公發㆓向于關東㆒而北條宗族御退治之時、遠國遲參
之諸家、皆被㆑令㆑去㆓其城㆒。天正十八年庚寅八月十九日、退㆓賀美郡中新田
城㆒移㆓同郡小野田城㆒。同月廿四日、經㆓最上路㆒而上洛、寓㆓千本㆒。其後依㆓
秀吉公命㆒、被㆑屬㆓長尾景勝㆒。於㆓奧州會津㆒卒 ○按、始被㆑屬㆓蒲生飛驒守氏
鄉㆒、後屬㆓景勝㆒也。

南部家譜

清和天皇

頼義 此先七代、同㆓大崎祖㆒。故略㆑之。將軍伊豫守

義家 鎮守府將軍八幡太郎　義綱 加茂次郎又稲荷次郎

義光 新羅三郎、佐竹・武田・平賀祖

義清 武田冠者、後受㆓總領職㆒　清光 逸見冠者、號㆓黑源太㆒　遠光 加々美次郎　光朝 秋山太郎　長清 小笠原次郎

光行 奥州南部祖　南部三郎○文治五年七月、頼朝爲㆑征㆓伐泰衡㆒、奥州御發向相㆓備供奉選㆒。建久六年二月、頼朝爲㆓南都東大寺供養㆒御上洛、被㆑催㆓御供奉㆒、同南都石清水御參詣之供奉㆒。○家幕紋割菱、菩提處號㆓雲樹院㆒。牌名照山暉公。

實光　彥二郎、嘉禎四年頼經御上洛、被㆑撰㆓隨兵騎馬㆒。建長四年八月、宗尊親王依㆑令㆑任㆓征夷大將軍㆒、八幡宮御參詣、備㆓隨兵供奉㆒。同十二月、將軍御移徙之後、始

鶴岡御參詣後陣供奉。菩提所號二三光庵一、牌名鶴素公。

時實　俣次郎、建長五年四月、宗尊親王鶴岡御參詣供奉備、着二直垂一帶レ劔、御輿左右步列。同七月、將軍請レ雨泉谷亭御出之時、着二烏帽子直垂一帶レ劔御輿左右步列。同九月、將軍於二鶴岡一被レ行二仁王會一時、御劔役。牌名德雲明公。

政元　孫次郎。牌名俊岩榮公。

宗經　彥三郎。菩提所西來院。牌名直山示公。

宗行　彥五郎。牌名逸山俊公。

祐行　彥次郎。菩提所常樂院。牌名雄山海公。

政連　彌三郎。牌名普林明公。

祐政　彥六郎。菩提所成就院。牌名實山英公。

茂時　右馬頭。正慶二年五月廿二日、於二鎌倉一切腹。與二平高時一合レ志。故義貞攻二鎌倉一如レ此。菩提所藤澤敎淨寺。牌名正阿彌陀佛。

信長　伊豫守。牌名天岩秀公。

政行　遠江守。就致軍忠、本領不可有相違之由、尊氏將軍兩度御敎書下賜。于今有之。牌名淨岳清公。

守行　大膳大夫、入道禪高法師。應永年中、持氏逆徒御退治之時、最前馳參抽軍忠。故賜御下文、承陸奧國々司職御敎書、于今有之。家幕紋、元來雖割菱、秋田與南部相戰時、於軍中雙鶴舞下得勝利。後改割菱作雙舞鶴之紋。菩提所遠野東善寺。開山無盡和尙引導。牌名祖山禪高（公カ）。

義政　南部庄司。永享十一年、普光院義敎、鎌倉持氏御退治之時、依被大手而致軍功、普光院御感狀被下、被許黑母衣。菩提所高雲院。牌名旭山東公。

政盛　大膳大夫。牌名號芳村（傳カ）傳公。

助政　與次郎。菩提所號惣持院。牌名陽山景公。

光政　彥三郎。菩提所號淨乘院。牌名梁山東公。

時政　彥次郎。菩提所號興禪院。牌名希山夷公。

通繼　彥次部。菩提所號法泉院。牌名一峯天公。

信時　左衛門佐。牌名號㆓勝山慶公㆒。

信義　信時嫡男、修理大夫。早世。牌名梅山芳公。

政康　信時次男、右馬頭。依㆓兄信義早世㆒、雖㆓二男㆒續㆓其跡㆒。菩提所瑞雲院　牌名傑山昌公。

三男與九郎。野澤村知行。　四男彈正左衛門。津輕郡提之浦知行。

安信　右馬允。菩提所號㆓金剛院㆒。牌名悅山怡公。

高信 安信二男、石川左衛門尉。居㆓津輕之城㆒代番。牌名祖岩芳公　南遠江守三男、淺水城主　紀伊守四男

靭負尉 五男、毛馬內之城主

晴政　彥三郎。天文八年、三戶居城炎燒。此時、累代相續之證文等燒却。殘物纔有㆑之。菩提所號㆓大慈院㆒。牌名耀山熙公。

晴繼　彥三郎。早世。菩提所號㆓興元院㆒。牌名芳梢華公。

女子 信直妻、早世　同 九戶彥九郎妻　同 東中務妻　同 南少弼妻　同 北主馬妻　同 高源寺妻

信直　大膳大夫高信嫡子也。彥三郎晴繼早世。故雖㆑爲㆓從弟㆒續㆓其家㆒。天正十八

年、豐臣秀吉公爲レ征二伐相州北條之門族一、親有二下向一。此時參禮。故來國次脇指幷衣服等賜レ之。同十九辛卯、九戸修理亮政實企二私謀一。以二此由一就二前田筑前守利家一、聞二達于秀吉一。爲二九戸征伐一下二遣羽柴中納言秀次一爲二大將一、陣二居二本松一。先鋒蒲生飛驒守・淺野彈正少弼・堀尾帶刀・井伊兵部少輔、各勠レ力被レ攻二九戸城一。信直急馳向共謀レ之。九戸降參。後其族徒悉被レ誅レ之。文祿元年、秀吉公又爲レ征二伐高麗國一、遣レ兵至二肥前名護屋一親下向。此時、就二觸狀一參二供奉一。慶長四年十月四日逝去。歲五十四。牌名江山心公。菩提所聖壽寺住持石門。

利直　信濃守。文祿四年、敍二從五位下一。慶長三年自二太閤秀吉公一、雲次太刀幷料粮千解賜レ之。慶長六年辛丑、於二岩崎一一揆徒蜂起。此故奉二人數一欲二退治一。而及二冬末一、寒凍難二決戰一。先退乘二翌年春和一而再進長陣。此時、伊達政宗內、白石右衞門佐與二一揆之徒一、雖レ合レ力、然終平二治之一矣。其後、慶長十七年極月二十日、源秀忠公御成之時拜領物、銀五百枚・橫一間竪八間之猩々皮一枚・吳服五十、大純卅卷・御夜着五。進上物、白根吹金五十枚・鹿毛五歲・三戸立作之御鞍・葛籠・切付・三階

紅之中總・文黑三歲・唐織御馬絹。御相伴、淺野彈正少弼・古田織部・本田佐渡守。
寛永三年九月、天子行㆓幸於大相國源秀忠公二條城㆒。此時被㆓補㆓任四品㆒。同九年八月十八日、於㆓江戸城下㆒逝去。壽五十七歲。號㆓南宗院㆒。牌名月溪晴公。菩提所遠野東善寺。住持大英。殉死岩館右京。壽五十三。

重直　山城守。元和四年二月廿三日、敍㆓從五位下㆒。母蒲生飛驒守氏鄉之妹、宰相忠鄉之伯母也。寛文四年甲辰九月十日、於㆓江戸㆒逝去。

政直　彥九郎。以㆓和賀・稗貫兩郡㆒令㆓領知㆒、住㆓華卷之城㆒。母者石井伊賀守直彌妹。早世。嫡女毛馬內權助政氏之妻也。

女子（北左衞門佐直愛之妻也）　女子（東彥七郎妻。彥七郎早世之後、嫁㆓于毛馬內左京亮㆒）　女子（始約㆓嫁于最上源五郎㆒、後嫁㆓中野吉兵衞元康㆒）利康（彥八郎。早世。壽廿五。殉死、八木橋藤十郎）利長（主水正。母山田九郎左衞門女）　直房（敷馬助。母中里半兵衞嫁）　兵六郎（重直嫡子。早世。母今淵將監女）　虎助（早世。實堀田加賀守三男。爲㆓養子㆒）

重政　彥六郎、後改㆓彥左衞門㆒。慶安元年二月、七戶隼人正死無㆑子。故續㆑跡、名改㆓隼人正㆒。爲㆓家臣㆒。母閉伊郡花輪內膳女也。寛文四年甲辰九月十日、山城守重直逝去。無㆑子。同年霜月中旬、自㆓家綱公方㆒領賜㆓於八萬石㆒、始仕㆓公方㆒。名改㆓

大膳大夫。

左衞門大夫　主水正利長子、而重直姪也。始曰主水正、與重政共賜二萬石、改名始仕于公方也。

會津四家合考　卷之十　終

會津四家合考 巻之十一

〔附錄〕

諸士傳考

葦名家にて、四天の宿老といはれし者共、座席之次第、左に松本・平田、右に佐瀬・富田なりといふ。

一、松本氏の祖は、信州松本氏にて、昔年陪臣となるべき身にてもなかりしが、不慮に葦名家の臣となりたる故、末々迄、萬事崇敬の會釋なりといふ。天正に、太郎討たれて後、彼が氏族絶えたり。

一、平田氏の祖は、昔年建武二年八月十七日、盛貞、片瀬の浦にて討死の時、彼は平太といひて、馬取なりしといふ。盛貞討たれ給ふと齊しく、頸を掻落し、己が腹十文字に掻破り、彼頸を腹へ押込み、俯(うつぶし)に臥したりといふ。軍散じて後、郎従等死骸

を尋ね求むるに、肌の裝束・鎧の毛に至る迄、正しく盛貞と覺しき頸もなき軀あり。扨又側に僻したるは、平太と覺しき屍骸なりとて、引仰けて見れば、件の擧動なり。彼は先途の忠死を遂げたるとて、平太といひし名を平田と改め、氏としけるが、彼が子、其器量や相應しけん、宿老となりしより、相蔓りて、四天王と呼ばるゝ一家なりといふ。

一、佐瀨氏が祖は、下總の國佐瀨氏なりといふ。彼州に佐瀨といふ地なり。本は千葉の氏族なりしといふ。故に胤の字を傳ふといふ。永祿の頃、佐瀨剃髮して、不及齋と稱す。又平田氏剃髮して、是亦齋と稱す。是は其頃、盛氏と一同に、佐瀨も平田も、天寧寺の禪如へ參學す。盛氏は其話に悟入せらる。佐瀨・平田は達せざる故に、此意を含みて、佐瀨不及齋と稱すれば、平田も是も亦不及といふ義を取りて、是亦齋と稱したるとなり。

一、富田氏は、昔年惠日寺全盛の時、地下を檢斷して、當時の名主鄕頭などの類の者なりしといふ。時に會津、武家領となりてより、直に守護葦名氏へ召出され、終に

宿老となる。葦名氏は、在鎌倉なれば、會津郡の事共、皆富田が成敗なりしといふ。貞治の頃、實相寺の鐘成り、富田祐義と鐫む。

一、佐瀬源兵衞といふ者は、不及齋が叔父にて、關左に隱なき武功の者なりしといふ。若き時、武者修行に出で、關八州を廻る。先づ小田原へ行きて見るに、是は大軍にて、小敵のみに逢へば、さまで面白からずとて、壬生へ行きけるに、其頃、壬生は小身にて、宇都宮・佐竹・那須迄を敵に受け、時々に面白き會釋ありとて、數年滯留す。父大身なれば、馬・鷹迄も贈る體にて、資用豐なれば、壬生氏も、隨分崇敬の會釋なり。一年、壬生、宇都宮の芳賀と一味し、宇都宮を乘取り、壬生城内に居けるに、又芳賀心替し、佐竹勢を引入れて、壬生を夜討にせんと計る。其夜に入りて、壬生聞付けけれども、方々へ軍勢を分遣し、小勢にて、如何ともすべき樣なし。壬生、迚も叶はぬ路に、懸の事を仕出し、合はぬ敵に討たれんよりは、一向に腹を切らんといふ所に、源兵衞聞きて、壬生に、些御待ち候へ。某先づ芳賀が樣子を見て參らんとて、壬生が前を立ち、城と芳賀が宅、僅堀一重を隔てければ、素肌にて若黨二人召具し、忍

びに芳賀が宅を窺ひ見るに、門は片扉開きて、物音もせず靜なり。門內へつゝと入りて、戶の隙より、燈の影仄なるを見れば、鎧武者百人餘、二行に坐す。芳賀は牀几に腰懸けて上座に坐し、佐竹勢の左右を待ち居たる體なり。源兵衞、何氣なく扉をさつと開きて內へ入り、二人の若黨も跡に續く。燈の影、仄暗ければ、味方とや思ひし。更に怪しといふ者もなし。源兵衞つと走寄りて、芳賀を取つて押へ、脇刺を拔いて、心本に突懸る。二人の若黨も、續いて左右より走り懸りて、取つて押へて動かさず。斯くて源兵衞いふ樣、扨も御邊、比興なる擧動なり。此頃、萬一味の上、又出し拔いて、壬生を討たんといふ事、言語道斷なりと思へば、御邊と刺違へん爲に、來りたるぞとて、事理なく塞詰めければ、芳賀は、兎角の會釋にも及ばず、偏に我が誤りたる上なれば、何樣にも御邊を賴み進ずるとの事迄なり。源兵衞、さあらば人質を出し候へ。兎角う相計らうて見候べきぞとて、芳賀愛する小姓の、相竝びて牀几に腰掛けて居たるを、鎧脫がせ連れて城內へ歸り、不慮に夜討の難を免れたりといふ。又或時、壬生が許へ、太田原が子を質に取りて置きたるに、彼子存命不定の相

煩ひ故に、太田原が方より、母に對面せさせ度候間、暫く返し給はり候へと詫びければ、壬生、仔細なく戻す。其後彼子、病氣平愈しけれども、太田原、壬生が方へ遣さず、別心に及ぶ。壬生腹立して、此事如何すべきと、郎徒等と談合す。源兵衛、此由を聞きて、所詮太田原を討ち候か、彼子を方便りて取返すより、餘議あるまじと申す。一座の面々、勿論其より外の事なく候へども、さあらぬ所にこそ、面々思案を費し候にと會釋すれば、さらば某が一の思案候ぞとて、方便りけるは、太田原の宿にて、一月に六度宛市ありて、其日必ず風爐を燒く。先づ一番に太田原入り、其後皆打混に入るなれば、此時、如何にも討たんと支度しけるに、折しも彼市日に風雨して、寒き日なるに、源兵衛、成程賤き者の樣になり、蓑笠を着て、小脇差を差して市立し、風爐屋が前に轉臥して、今日の市人にて候が、雨風の寒さに中てられ、腹痛するとて、大聲揚げて呻りければ、亭主も出合ひて、兎角勞りければ、源兵衛、扨こそ事は仕濟したりと思ひ、御亭主の御情に、些風爐の竈の火を當てゝ賜はれと詫ぶれば、最安しとて扶け入れ、竈の前に臥せければ、猶腹痛き眞似をして居けるに、頓

て太田原來りて、一颪爐入る所を、源兵衛、不圖走り懸りて取らへ、脇差を引拔きて突懸る。こは如何にと、太田原、仰天すれども、裸身なれば詮方なし。源兵衛、塞詰めていふ樣、此頃、壬生が方へ、人質異變の事、非人の擧動なれば、斯くは擧動ひ候、所詮人質返さるべきや、應否の一つ定めて御申候へ。否なるに於ては、一刀進らするぞとて、事既に急なれば、太田原、如何にも御邊の仰、理過ぎて覺え侍るぞ。所詮仔細なく、我子を質に出し侍らんぞとの會釋なれば、則ち彼子を質に取りて引具し、頓て壬生へ歸りしとなり。又其頃、希代なる逸物の馬を持ち、或時只一騎馳行きけるに、不意に坑へ陷る。爲方なければ、直に腹を切らんと思ふ所に、彼馬、天を仰ぎ見けるが、一足に飛上りて助かりけるとなり。又或時、互に入亂れて合戰半に、源兵衛落馬しければ、件の馬、己と膝を折りて乘せけるとなり。又或時、一騎馳するに、前後より伏兵起合する。下は深谷、上は高山にて、遁れ難しと思ふ所に、彼馬、山の方へ首を向け仰ぎ見けるが、尋常の馬足、叶ふべうも覺えぬ嶮難を打越えて、恙なかりしとなり。是等の急難を遁れたる事、皆廿四日なり。源兵衛、常に信心して、廿

三夜の月待せし天の加護にこそと、俗にいひしとなり。彼馬死して後、尾髪を切りて鞭に付け、鎧櫃へ入置き、忌日の弔僧を請じて、人の如くせしといふ。扨多年の武功、重疊すれば、地黄八幡の小幡を差しゝとなり。是等の事共、盛氏聞召されて、頓て會津へ召返さる。其頃、越後侍に、鬼小島とて、胄を指にてはり挫ぐ程の大力の剛の者、會津へ牢人して來る折しも、盛氏、仙道合戰の刻なり。敵取出を拵へ、勢を入置く。盛氏之を見給ひ、鬼小島に足輕百人付けて、彼取出を蹴散らし候へとて遣さるゝに、小島叶はず、追立てられて北げ歸る。源兵衛も、召返されて後、今日初めての軍に逢ふ小島が擧動を見て、此上は某に仰付けられ候へとて、足輕引具して打出でけるが、小島に、御邊は聞ゆる越後にての鬼小島、會津にては味噌小島にならしますよな。些源兵衛が擧動を御覽候へといひ捨て、敵陣へ向ひけるが、足輕共に下知するは、汝等命惜くば先へ立て、下らばためず切つて捨つるぞと、固く言含めけるに、間もなく二人後れければ、敢なくぞ伐ちぬ。之を見て、いや〳〵彼氣違男に伐たれんより、一向敵に逢ひて勝負を決せんと、人々勇み進む。源兵衛、彌〻氣を勵して下

知しければ、手もろく敵を追拂ひて歸る。盛氏、源兵衞が武功の離倫なるを感じ給ひ、武者所に任ぜらる。一年盛氏、佐竹義重と、南鄕にて對陣なり。互に合戰あるべきに定めける朝、源兵衞、斥候に出でけるに、敵陣と味方との間に、小さき山あり。會津勢は、彼山の彼方へ打越えて、合戰すべき場なり。思の外、敵陣遠く引退きて備へければ、いや〳〵是は、彼小山の陰に伏兵を忍ばせて、此方の勢に深入せさせ、能からん折に起合ひて、跡遮り伐たんと謀るにこそと思ひて、細に猶豫し見れば、案の如く混甲三百程、茂みが陰に隱れ居たり。源兵衞、能く見濟して引返し、味方の陣に堅く下知して、靜に控へ居たり。佐竹の陣には、太田三樂齋が居て、深く行を藏して謀りけれども、源兵衞が淺く見透して、其圖に落ちねば、佐竹勢は、今や〳〵と待ち兼ねて、徒に機を費す。餘りに時刻移るに因りて、三樂齋、斥候に出でて見るに、會津勢の陣の張り樣、疾に此方の行を見透し、中々思ふ圖に落つべしとも見えねば、三樂が深き謀も、徒事となりぬ。三樂は、小高き所の辻堂の緣へ上りて、板蹈鳴らし、扨も無念や、今日は場よしに控へたれば、敵を深々と引受け、思ふ圖の勝軍せんと、手

に取る様に思ひしに、しれ者の源兵衞に、行を見透されたる事の口惜しさよとて、獨言せしといひしが、如何思直しけんや、源兵衞と、多年無二の知音なれば、幸今日見參申して、此頃の事共、物語り致度こそ候へと、使して言越しければ、源兵衞も、心得たりと返答して、頓て鎧を脱ぎ、素肌になり、歩者卅人計召具し、猶豫もなく三樂が方へ馳行き、互に近く居寄りて、越方此頃の事共打語うて、時刻を移して引別る。源兵衞、味方の陣へ歸りければ、親しき者共立湊りて、扨も〳〵先程より、心元なく存候に、恙なく御歸りは目出度候。扨素肌にて、然も歩者計召具せられたる事、餘りに輕々しく覺えて候ふ。騎馬の廿騎も卅騎も、召具せらるべう候ものをといひければ、いやさには非ず候。三樂と、多年無二の知音なればこそ、今度互の戰場にて、對談せんと言越したるに、鎧着て何かはせん。萬一三樂、方便り寄りて討つとも、近く寄らずば、我討つべからず。寄る程ならば、彼の法師と、など刺違へではあるべき。さあれば會津にて源兵衞、佐竹にて三樂齋、互に死して損もなし。若又歸るさに討つならば、尋常秘藏するは此用ぞ。彼逸物に、一鞭當つる程ならば、誰人か

會津郡

追續かん。見るに樂齋坊は、事々しく鎧武者二十人計並居させ、我身も透間なく鎧うての對面ば、今程恥しく候はんとぞ會釋しける。彼が推量の如く、三樂も、今日鎧乍ら源兵衛に對面して、一世の恥をかいたり。我形勢を、彼が盛氏へ、ありの儘に語らんこそ恥しけれとて、深く悔いけるとなり。

會津四郡の辨

會津四郡の稱、歴代の地志、紛紜として適從することなし。時に寛文乙巳の春、官府、郡の風土記を撰ばる。故に愚、爲に多年考索の說を序でて、此辨を爲つて獻ず焉。

大沼郡　高田伊佐須彌明神の社、東南二里計に、大沼明神の社、幷に大沼といふあり。郡名、之に據る。又此邊を、大沼郡といふ事は、官府の風土記にまた見えたり。當時此郡甚だ大なり。東は安積・磐瀨の界より、西南は越後・上野の界に至る。併ら精しく繹ぬるに、此郡半分鶴沼川を限り、西は大沼郡、東は會津郡なり。これ

を往古大會津郡といふ。此大の字を味ふ時は、四郡の辨、分明なり。事は詳に左に辨ず。

耶麻郡　當時民間に、山郡と書傳ふ。曆應四年辛巳六月三日、新宮の寶器成る。銘曰、陸奥國會津山郡熊野新宮云々。往古にも亦此の如く書くか。和名抄を按ずるに、各郡の稱、皆假名にて註す。此郡計、山の字を以て註す。是れ本、或は然る故なるべし。又和名抄・拾芥抄・節用集等の書、皆麻の字を書す。當所の古筆跡、皆手を加へて摩の字を書す。按ずるに、當所の摩の字可ならんか。如何となれば、耶麻郡の分れたる、釋行基の時と見えたる程に、何ぞ故ありて、義を須彌の耶摩天に取れるなるべし。此郡に、第六天一切經等の村ある事、是本、釋敎の義に因る郡の名なる故に、此の如くなるべし。又拾芥抄と節用集とに、那麻郡と書す。當郡の古筆跡を考ふるに、貞和以前は、耶麻と書す。應永以後は、那麻と書す。按ずるに、拾芥か節用か、何ぞ貞和と應永との間に成れる書に、耶麻を誤りて那麻と書して刊行したるにより、文才ある者は、中華の書に、此の如くなればとて、異

を好みて實字となし、民間には、叉前代の稱呼に任せ、やまの郡と呼びたる故に、地下の稱呼と文字とが、違ひたるなるべし。事は詳に未だ辨ぜず焉。

稻川郡　古筆蹟蜷河莊（いなかは）と書す。蜷の字、當所にては、いな川と讀めり。康安の頃、あいついなかはと、假名に書けるを見たり。さあれば、後人訓を通じて、稻の字に書きたりと見えたり。何の頃、此の如く書ける事、未だ詳ならず。

河沼郡　當時、此郡太だ微小なり。往古各四郡に分つに、此の如く不同はあるまじ。繹ぬるに河沼莊あり。叉蜷川も莊なれば、河沼莊・蜷川莊二莊にて、河沼郡となりたるなるべし。總じて四郡の地、詳に官府の風土記に載す焉。

當時會津四郡は、右の大沼・耶麻・河沼・稻川なり。指して會津といふ地なし。是を三百年前後の筆跡、僅に殘りたるに合せて考ふるに、耶麻は勿論、大沼・河沼も共に郡なり。蜷川は莊なり、郡にあらず。さあれば、四郡の內、一郡不足なり。精しく繹ぬるに、今の大沼郡半分、大會津郡といふ。是のみ、上古眞の會津郡の存したる地と聞ゆ。是を合せて四なるべし。今地理に付きて、四郡の四至封疆を分つに、耶麻・大沼・

河沼の三郡は、其四至民間に相傳ふ。今の大沼郡半分、正しく大會津郡にして、其界、鶴沼川なり。長祿の頃迄は、大會津郡の稱ありと見えしが、二百年來、民間に其號を失ひぬれば、殊に其四至相傳はらず。三百年前後の筆跡共を以て、推して考ふるに、傳へて云、今大河、往古には岩崎の下より、西へ流るゝ事二里計、橋爪村の東岸、下野村の西南に至り、直に北に折れ、下りて日橋川に合ふ。是れ源頭、白河郡の界、羽鳥村鶴沼より出流れて、日橋川に合する迄、只一條の鶴沼川なり。然るに此川、天文五年六月廿八日、今世に傳へて白鬚水といふ。洪水に、岩崎より北へ大に流れ、今の大河となり、舊鶴沼・岩崎と橋爪と二里計が間、埋まりて陸となる。寛永の始、田を開きて古川新田といふ。左に鶴沼川といふ者は、此舊水脈を指す。今の鶴沼堰には非ざるぞ。或問、今の鶴沼堰如何。曰、天文に、岩崎より北へ大に流れてより、俗に大河と稱し、是より源頭は、今に鶴沼川といふ。又宮川流れ下りて、大島・安田二村の中間に、めつるま川に合す。故に合水より下流も、亦名、舊のつるま川にして、彼合水より岩崎に至りて、五六里の問、鶴沼川の名絶えて、只岩崎の下にて、支

流を西へ疏り、北へ折れ下りて、大島・安田の間に至り、舊つるまの下流に通じ、鶴沼堰と名づく。是れ天文の已後、用水のため疏して、此の如く呼びたるなるべし。此下流と源頭とは、今につるま川と呼びて、中間堰と名あるを以て、歷代の異變、暗に知りたるぞ。

一、大會津郡と大沼郡と、つるま川を限る者、此川の西南、蜷河の莊より正南、西は越後、南は長江莊の界迄が、當時の如く大沼郡なり。此川の東南、河沼郡の正南、東は安積・磐瀨・白河、南は下野の境迄が、大會津郡と見えたり。其證跡を擧ぐるに、彼つるま河より西には、橋詰・中河・矢木澤・法用寺・根岸・中田、南方には、北伊北七ヶ所を、大沼郡といふ古筆跡あり。彼川の東には、下荒居・門田分・小高木・黑川・石塔・八角・羽黑山・東田連を、大會津郡といふ古筆跡、幷に南山を、長江莊といふ古筆跡あり。和名抄を按ずるに、長江は、會津郡の莊なり。さあれば、河沼郡の正南、北は泉・下荒井、南は荒井・栢原・今門田・十二村といふ地より、東南安積・磐瀨・白河・下野の境迄が、眞の大會津郡なる事必定なり。併ら河沼郡の境より、闕山峠の尾續き小谷村迄は、

此川を限として、境分明なり。關山峠の南麓にては、此川を跨ぎ、西南へ彎曲して、長江莊と大沼郡との界あり。されども、郡境の限とするもの、山も川も地理によるべし。さあれば、小谷村の邊迄は、彼鶴沼川を、兩郡の界に限り、是より以南は、關山峠を限りて、地理正しきに因りて、此の如くなるべし。然れば大沼郡と大會津郡との境は、分明なり。河沼郡と大會津と相竝び、大沼郡と蜷川の莊と相竝びて、共に其境、正しき限りなく、唯民間に相傳へて、僅の小溝、田の畤等を界とす。殊に莊は、郡に屬せしなれば、彼の蜷川の莊、何の郡にか屬せしと、地理を考へて古を量るに、彼莊の東は河沼郡、南は大沼郡なり。兩郡の中間を、乾より巽に亘りて、大會津郡と彼莊との地面を連ねて見るに、中細くして立互に似、地理穩ならざれば、大會津にも屬すまじ。又大沼郡へ屬すれば、此郡、莫大に廣くして、河沼郡、拔群に微小なれば、各郡に割分つに、此の如く懸隔の大小はあるまじ。さあれば彼莊は、河沼郡に屬したらん。本河沼の莊ありしといへば、是に蜷川の莊を合せ二莊にて、河沼郡となしたらん。是にては、四郡の地理、さのみ廣狹の不同がなきなり。併ら往古に、大沼・河

沼・蜷河、共に會津一郡なるを。延喜・天曆の間に、國俗の私に、大沼・河沼の二郡に分ちしと見えたり。是れ只時の郡司・莊司等が、面々管領の便宜迄に、分ちたらんなれば、他國他郡の境の樣にはあるまじかりしぞ。斯く見れば、界の正しからぬが其證なり。元明の和銅年中に、天下の郡境を分たれしは、釋行基なる由、帝都より遙々と、此東邊迄下り、何の暇ありて、僅の小溝田の時等を限り、郡境を分たるべきや。今城東の羽黑權現は、行基開基の由。譬へば此峯へ上りて、西面を一覽して、鹽川より南を、一面に會津郡。磐梯山へ登りて、東南西を一覽して、彼川より北耶麻郡。此の如く地理の大體に付きて、分たれたらん。磐梯明神も、左樣の時、行基や勸請せられたるか。兎角此居平の地、中古までは耶麻・會津の二郡にて、後代に、會津郡を、又大沼・河沼の二郡に、私に分ちたりと見えたる程に、當時强ちに僉議なく、唯民間に相傳へたるに任せ、河沼郡と大會津郡、蜷河の庄と大沼郡の界を限り、事穩ならんか。

一、上古、郡境を定め給ふは、人王第十三代成務天皇卽位五年なり。此時は、日本國

卅三ヶ國なりといふ程に。其に應じて、郡も大ならん。其後、第四十三代元明天皇和銅年中に、又分ちて、六十六ヶ國になせしといへば、郡の內も、其々の地理に從つて、分ちたりと見えたり。是に就きて精しく繹ぬるに、奧州に仙道七郡・會津四郡、出羽に莊內三郡等の號あり。俗にいふ仙道七郡は、白河・磐瀨・安積・安達・伊達・信夫・田村なり。併ら是も私に分ちたる郡と見えて、古典籍には載せず。唯五郡のみなり。會津四郡は列するに及ばず。さあれば、成務以後元明迄は、各一圓に、仙道郡・會津郡ならんを、元明の和銅年中に、奧州の內、十一郡を割きて、出羽國になし給ふ時、郡をも割き、仙道郡を五郡に割きて、別に仙道といふ地殘らず。會津郡は、地理の形相を見て、鹽川を限り、湖水より北一面に耶麻郡、彼川の南一面に、本の會津郡となして、奧州卅六郡の內、會津と耶麻と、長競(たけくらべ)の郡になりしと見えたり。第一さあるべき地理なり。其後、又延喜・天曆の間に、國俗の私に、會津郡の內を、大沼・河沼の二郡に割き分ち、今の河沼郡の正南、鶴沼河の東南一區の地を、俗に大會津郡と名付け、是にて、會津四郡の數が出でしと見えたり。如何となれば、人王八十一代安德天皇の壽永

の頃、平家物語に、會津四郡と書けり。是は寛文の乙巳よりは、四百八十餘年なり。又後光嚴院の康安の頃、會津・大會津といふ古筆跡あり。是れ又、乙巳より三百有餘年なり、長祿の頃にも、會津・大會津といふ古筆跡あり。さあれば四百八十餘年前、會津四郡の稱ありて、三百年來、會津・大會津といふ筆跡もあれば、是れ延喜・天暦の間に、大沼・河沼に割きたる時、はや彼一區殘りたる眞の會津郡の地をば、俗に大會津郡と稱へたりと見えたり。其大の字義、按ずるに、本一大圓の會津郡を、耶麻に割き、又大沼・河沼に割きて、段々狹小に別郡となれば、彼一圓に廣大なりし會津郡の地は、此一區計なる故に、是が本の大會津ぢやといふ義を取りて、扨他の三郡を、會津の耶麻郡・會津の大沼郡・會津の河沼郡と、三郡共に會津號を呼ぶ時の別を立てたりと見えたり。實に會津會津郡とはいはれまじきぞ。併ら段々別郡に分ちて後は、徒に耶麻郡・大沼郡・河沼郡・會津郡なるを、此の如く總名に、會津號を帶ぶる事、是れ本、一會津郡なる故なるべし。此義、愚が孟浪の議論に非ず。彼會津・耶麻郡・會津大沼郡・會津河沼郡・會津大會津と稱へたる勢と、左に議する會津山等の異論とを、

相照らして考へ給はゞ、予が言の實、明白ならん。抑上に議する如く、一大圓の會津郡を、鹽川を限り、北一方を耶麻郡に割きて、奥州三十六郡の內、會津と耶麻と、牛角の郡となし、又後、會津郡の內を、大沼・河沼の二郡に割き、別に一區、眞の會津郡が殘りてより、七百年來、會津四郡の稱あるぞと、代々稱號の別を屹と立てゝ見ねば、萬葉・後撰・六帖等の歌集と延喜式と、會津山の名義に付きて、太だ矛盾あり。併ら此矛盾を精しく繹ねて、每郡の稱號が顯然たるぞ。如何となれば、萬葉・後撰等の集に、會津山と詠めるは、磐梯山なる由。又延喜式に、耶麻郡磐椅神社と載せたるも、磐梯明神なる由。按ずるに、萬葉集は、人王五十九代宇多天皇寬平五年に成れる書なり。延喜式は、第六十代醍醐天皇延長五年に成れる書なり。後撰は、第六十二代村上天皇天曆五年に成れる書なり。是れ延喜式より以前の萬葉集と、以後の後撰集等に、皆會津山と詠める其磐梯山の神社を、何ぞ中頃の延喜式に、耶麻郡となすや。會津山實ならば、延喜式誤れるか。又耶麻郡の山實ならば、萬葉・後撰等の集誤れるか。此の三郡の書は、時の名公敕定にて、撰みたる正しき書なり。殊に元

明の和銅年中に。天下の郡境を分け給ふより、僅か二百年の內外になる書共なれば、年代も未だ遠からず。郡境に付きて、何の誤といふことかあらん。さあれば、萬葉·後撰等と、延喜式との矛盾は、如何か辨ぜんとなれば、彼磐梯山を、會津山と名づくること、上に精しく論ずる如く、元明の和銅以前は、今の會津四郡の地、一圓に會津郡ならん。其の時此郡·衆山の內、此の山、最も奇峯なるに因りて、會津山と名づけたらん。和銅に割きて、日橋を下りに鹽川を限り、北一面に、耶麻郡になりたれば、彼山も、耶麻郡の內に在り。されども此の郡。本會津の分地なれば、國俗に、今の如く會津耶麻郡と呼びたらん。さあれば彼山も、本の名を改めず、歌の樣の緣に任せて、會津山と詠みたらんぞ。是れ本會津郡の山ならずんば、古人何ぞ詐りて、會津山と名付けんや。上古耶麻郡も、一圓に會津郡なるに因りて、此の名義ありつらんぞ。さあれば、萬葉·後撰等の歌人は、彼山、本の名の風雅なるを便として、當時の地理に據らず。延喜式は、實に當時の地理に據りしなり。此の如くなれば、萬葉·後撰等の集と延喜式と、會津山の矛盾を糺す事、破竹の勢あり。又空海行狀記·

百因緣集等の書に、磐梯山惠日寺を、會津に在りとす。又東鑑、文治五年の記に、土湯嶽・取鳥越をして、會津の方に出づると書けり。今地理を分つに、惠日寺は、耶麻郡にして、河沼郡の北に在り。會津郡と地脈相隔つ。然るを何ぞ此の如きや。殊に土湯越は、耶麻郡と信夫郡との界なれば、會津郡よりは、河沼・耶麻の二郡を相間(へだ)てたる程に、耶麻の方へ出づると書くべき義なり。典籍を考ふるに、和名抄には、奥州三十六郡なり。是が元明の御宇の定と見えたり。拾芥抄には、四十郡なり。節用集には、五十四郡なり。三部の書、共に各郡の稱、耶麻・會津の二郡のみにて、和名の註に計り、大沼・河沼出でたり。さあれば、會津と耶麻とは、各別の郡なるに、上の如く行狀記・百因緣・東鑑等の書、耶麻郡の遺事、皆會津となす。是れ耶麻郡、本會津ならずんば、何ぞ每書に、此の如く誤り書せん。殊に皆中古の書なれば、上古へも年代近し。何ぞ此の如く郡名を違へん。恰も實方の、阿古屋の松の如くなるべきぞ。又延喜式に、伊佐須彌は會津の神社なり、高田に在す。三百年前の筆跡に因るに、大沼郡・大會津郡の別ある時、高田は正しく大沼郡なり。∴然るを、何ぞ會津郡となすや。

是れ式の成る頃は、未だ一面に、會津郡なる故なるべし。さあれば推して知る、會津四郡・仙道七郡等の號は、是れ元明以前、各一郡宛の名ならん事を。又會津川といふは、日橋川の事にて、此川に因りて、此郡に名付けたらん。如何となれば、此の河、平地の正中にして、東は西へ、南北は中央へ、派々の水脈一同に、此河へ流會して、尤水路の津となり、流れて越海に入る。此川の末流に添へて津尻村、猶末に津川の宿あるも此義か。殊に上に猪苗代の湖水、下に山崎の湖水の湛へたるも、水の會津なる故なり。

一、須河の東西を分ち、猪苗代幷に湖水迄を二にして、東は月輪、西は更級の二荘なりと雖も、此荘、何れの郡に屬したるや分明ならず。今猪苗代と耶麻郡との境は、磐梯山の北、小磐梯の東麓七折の澤を西へ上りに、小磐梯の峯を限り、西北一面に、耶麻郡なり。彼小磐梯より東南は、猪苗代領なり。是れ河沼郡ならんといへども、さはあるまじ。耶麻郡なるべきぞ。延喜式に、磐椅の神社は、耶麻郡に在り。則ち磐梯明神ぞ。土苴考に精しく辨ず。今猪苗代、彼磐梯山の下なれば、一面に耶麻郡

ならん。然れども民間に、此の如く界を限る事、故あるべきぞ。按ずるに、耶麻郡に住せられたる葦名の氏族・加納の佐原氏・新宮氏、幷に河沼の北田氏・藤倉氏、何れも祀絶えて、猪苗代氏計り存し、應永の頃よりは、會津葦名氏、耶麻・河沼兩郡一面に領せられたりと見えたり。如何となれば、耶麻郡の內も、貞和・永和の頃迄は、猪苗代領なりと見えて、示現寺に相傳はる狀に云、

三浦大炊小太郎左衞門尉盛通妻平氏申。

陸奥國耶麻郡內、下利根川村當知行分安都〔堵〕事、申狀一通謹進覽之。仔細載于狀候。以代官令言上候。可被經御沙汰候哉。以此旨可有御披露候。謹言。

貞和四年八月十二日

後人貼帋して畠山とあり 右馬權頭國氏 在判

同吉良 左京大夫貞宗 在判

進上武藏守殿 高師直なるべし

同寺に相傳はる狀に云、

陸奥會津耶麻郡內、下利根河村猪苗代、本知行分事、熱鹽示現寺奉寄進所也。早

守二先例一可レ被レ致二沙汰一之狀、如レ件。

應永廿九年二月九日　　修理大夫

此狀を以て見れば、上の狀の盛通は、猪苗代の主にて、貞和の頃迄は、將軍への奉公と見えて、會津の臣にはあるまじ。又利根河は、盛通、知行して猪苗代領なるを、年月移りて、應永の頃は、葦名修理大夫盛政、知行せられしに因つて、示現寺へ寄附と見えたり。斯樣に所領移變の節、耶麻の內、葦名氏所領と、猪苗代氏所領と、彼小磐梯の峯を限りに相分ちたらん。全く郡境を分ちしにはあらじ。又上の二件を見るに、貞和には、耶麻郡と書す。應永には、那摩郡と書す。是れ貞和と應永との間に、誤りたるなるべし。精しく那麻郡の註に辨ず。

一、大會津郡の號、往古は未だ知らず。人王九十九代後光嚴院の康安・貞治の頃より、百三代後花園院長祿四年迄は、大會津郡といふ筆跡多し。百六代後奈良院天文九年には、早本黑川、今の若松を、大沼郡といふ筆跡あり。按ずるに、長祿四年より天文九年迄は、凡そ八十餘年なり。然れば此間に、彼大會津の號を失ひたるか。併ら往古

より呼び來る大綱の號を、無下に失ひたるにはあらず。按ずるに、會津大會津などいひて、稱呼に便宜ならねば、仙道七郡といへども、指して仙道といふ地なきに慣れて、是も大會津の號を替へて、大沼郡となし、蜷川莊を立てゝ郡となして、會津をば、唯四郡の總號となしたるが、便宜なるとの義なるべし。

一、二百年來、民間に、大會津郡の號を失ひたる上は、まして封疆四至も相傳はらざるを、愚、今何に因つて、大會津郡ある事を知り、其封疆四至迄分たんぞなれば、往古に、會津の受封は、佐原義連なり。其長子景連なり。其子景義、之を蜷河とす。次男盛連・其長子經連、猪苗代に住す。次男廣盛、河沼郡北田に住す。北田氏とす。三男盛義、同郡藤倉に住す。藤原氏とす。四男光盛、會津氏とす。事詳に武家大系圖に見えたり。是れ河沼・蜷河・猪苗代も、共に今の會津なるを、別して光盛を以て會津氏となす事、是れ眞の會津の主なるにこそと心付き、多年心を潜めて考ふるに、上に列する下荒居・東田連等の村里、皆大會津郡なりといふ筆跡多く得て、議論焉に及べり。

一、件々上に議する郡境の大旨、和名抄に、今分爲二大沼・河沼二郡一の說に據ると雖も、併ら大なる疑あり。故に彼書の說と、愚管見の說とを擧げて辨レ焉。

和名抄云、

奧州

白河之良加波、國分爲二高野郡一今分爲二大沼・河沼二郡一　磐瀨伊波世、國分爲二伊達郡一　會津阿比豆　耶麻山　安積阿左加

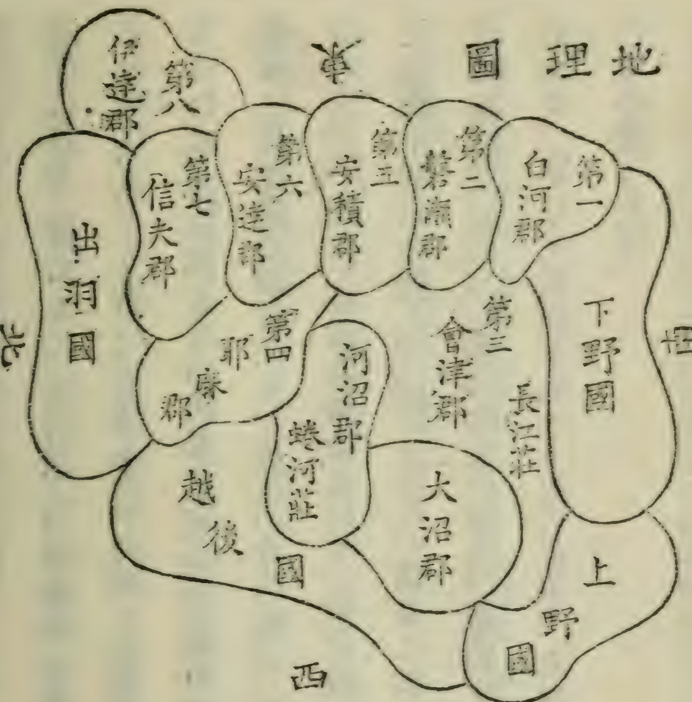
安達阿多知　信夫志乃不、國分爲二伊達郡一

右白河郡の註に、國分爲二高野郡一の六字のみ本註にて、今分爲二大沼・河沼二郡一の九字は、實に會津郡の註を誤りたるなるべし。如何となれば、今俗に、棚倉を高野郡といへり。又和名抄第七の卷を按ずるに、白河郡に高野莊あり。さあれば、彼莊を、和名抄以前より、私に郡號に呼びたりと見えたり。和名は、源順の撰べる書なり。順は、天曆の頃の人なるほどに、此先より、此の如くなりと見えたり。併ら元明の和銅に定め給ひたる奧州卅六郡の內にはあらずと見えて、本文には載せず。然れば國分の字義、國俗の私に分ちたるといふ義なるべし。又今分爲二大沼・河沼二郡一の九字

恐らくは會津郡の註ならんといふは、如何となれば、大沼・河沼の二郡は、今會津四郡の二なり。殊に白河郡と地脈相絶す。正しく大沼・河沼の二郡に、割き分つべき地理に非ず。繹ぬるに、河沼郡は、耶麻郡の南、會津郡の北にあり。耶麻郡と會津郡との東は、北より南へ、安達・安積・磐瀬と相連つて、磐瀬・會津の東南が、白河郡なり。さあれば、河沼郡より白河郡まで、行程略百里ならん。又大沼郡は、蜷河莊の南、會津幷に長江莊の西に在り。長江の莊の南は、則ち下野國、東が白河郡なれば、大沼と白河との中間に、長江莊相間まれり。何ぞ白河郡を分つて、大沼となさんや。愚、今、此の如く新意を發して、疑を名公の舊書に爲す事、僭踰の罪大なりと雖も、錯簡誤字の例、舊書に多し。殊に此書の來由、羅山子の序せる如くなれば、隱沒久うして校正せず。故に今、圖說を爲つて焉を辨ず。其疑しき者の類を擧げて以て、愚が大疑を作すの證となす。

大抵白河郡と大沼・河沼二郡と、地脈相絶ゆる事、圖の如し。然るを上に議する如く、和名抄白河郡の註に、大沼・河沼を載せたる事、畢竟轉寫の誤ならん。故に類を擧げ

て推すに、圖の如く、第二磐瀬郡と、第八伊達郡の間、略六七十里に及ばん。然るを磐



瀬郡の註に、國分爲㆓伊達郡㆒とありて、又信夫郡の下にも、國分爲㆓伊達郡㆒といふ註、大に疑はし。如何となれば圖の如く、信夫より、安達・安積の兩郡、其間、遙に相隔ちたる外の磐瀬の地を割き、何ぞ信夫と一圓にして、伊達郡となさんや。又磐瀬と信夫とに、二の伊達郡もあるまじ。さあれば、彼磐瀬郡の註、安達郡の下に在りて、實は安達と信夫と兩郡を分ちて、是も國俗に、一郡になりたりと見えて、奥州卅六郡の内には載せず。又當時絹を、伊達絹といふ。昔もさこそありつ

らんを、東鑑に、安達絹と書けり。是れ伊達は、上古に、安達郡なる故に、此名ありつらん。殊に安達郡の莊に、伊達あるなれば、此莊に、信夫郡の内を割きて合せ、一圓に伊達郡となりたらん。必定磐瀨郡を割きて、伊達となすべき地理にあらず。さあれば、安達の註を誤りて、磐瀨の下へ出したらんぞ。此の如くならば、白河郡の註も、會津の註を誤り出したるべきぞ。故に今、愚が臆說を擧げて、焉を辨ずること左の如し。

白河之良加波、國分爲二高野郡一　磐瀨伊波世　會津阿比豆、今分爲二大沼・河沼二郡一　耶麻山　安積安左加

安達安多知、國分爲二伊達郡一　信夫志乃不、國分爲二伊達郡一

此の如く作るときは、則ち地理穩に解すと雖も、然も管見の能く定むる所にあらず。偏に智士の細評を乞ふ一。倂ら此書、精しく繹ねば、錯簡誤字多からんか。奧州の內にも、第五の卷には信夫郡ありて、第七の卷には載せず。又刈田と書き、黑河を星河と書き、耶麻郡二つあり。此等の數事疑はしと雖も、然れども本、故あるべし。徒に管見の狐疑を擧げて參校に備ふ。伏して乞ふ、智士、愚が僭踰の罪を責むるなくん

ば、幸甚しからん。

所據古筆跡

一、大會津郡

金剛山惠倫禪寺鐘、自他山移也。銘刻曰、

奥州會津大會津郡 下荒居 康寧山寶壽禪寺 檀那左金吾 盛久

康安二年壬寅仲呂日

城南延壽寺灌頂私記奥書、

奥州會津大會津郡黑川小高木 延壽寺

長祿四年庚辰八月十一日

當麻山東明寺鐘銘刻曰、

奥州大會津郡黑河 奉懸東明寺 大鐘

應安八年乙卯四月廿三日

實相禪寺寄附狀、

奉㆓寄進㆒　陸奧國會津門田實相寺一切經輪藏田地之事。　合長橋在家一宇田一町三千刈畠二面在所付。

右所者、奥州會津蜷河莊内、萱津(今海津也)村一分之地頭平井次郎日奉明秀相傳知行云々。大會津郡内、奉㆑向㆓實相寺一切經輪藏㆒永代寄進申所也。其志者、代々亡父、幷舍兄次郎太郎有信爲㆓菩提㆒也。　此上者、明秀子孫一族等中、爲㆓他人㆒共於㆓彼寺領㆒者、不㆑可㆑被㆑致㆓異義煩㆒。　末代背㆑命輩者、不孝之仁而、明秀跡一分也共不㆑可㆓知行㆒。　添㆓於違亂之輩跡㆒實相寺一切經輪藏被㆑成㆓御領㆒候而、可㆑有㆓永代御知行㆒候。　仍永代寄進狀、如㆑件。

萱津村一分地頭

平井次郎三郎日奉明秀

貞治四年乙巳十一月十三日

奉㆓寄進㆒　大會津小高木總領帶刀左衛門景兼之知行分田地之事。　合田四百刈者、

所據古筆跡

總領屋敷之前早田也。

右件之田者、依有志、前住實相寺紹豐和尙爲月忌料、限永代奉寄進實相寺者也。若於彼田地有違亂子孫者、爲不孝之仁、不可持景兼之跡者也。仍爲後日龜鏡寄進之狀、如件。

平　景兼

貞治四年乙巳九月十六日

奉寄進　安吉山實相寺　陸奧大會津郡內、八角田地事。坪付在別帋

右件田地者、康秀重代相傳之所領也。然間、爲開山大光禪師、割分當村之內、依有志、停止諸御公事、彼田地限永代所寄進彼寺實正也。若於康秀子孫之中爲違亂煩之輩候者、爲不孝仁、當村內雖爲段步御知行之分、一同申給、可寺家進退候也。其上、觸申守護之御方之上者、敢不可有他妨之狀、如件

三善　康秀

貞治二年癸卯十月廿六日

依レ有二要用一、奥州大會津郡東十二村之内、八角之村一分之地頭神山善六之知行之田地之事。 合二段六百刈者坪付。中島二百卅刈。細田三百七十刈。

右件田地者、康秀為二重代相傳一、于レ今無二相違一所領也。 六百刈一年得分二貫四百文、以二直錢十貫八百文一、限二永代一停二止公方之諸御公事一、所二賣渡申一實正也。 但自二十五年一内者、以二一倍之結解一、以二廿一貫六百文一可二買返申一候。 若於二子孫之中一、為二彼所違亂煩一事候者、康秀之知行無二殘分一可レ有二御管領一候。 其時、更々不レ可二異義申一也。 仍為二後日一賣券之狀、如レ件。

三善康秀

貞治二年癸卯十月廿五日

奉二寄附一　大會津郡東田連内、阿彌陀堂事。

右於二當寺一者、為二實相寺之末寺一、所レ奉二寄附一也。 御領知不レ可レ有二相違一。 仍於二祈禱一者、守二先例一可レ被レ致二精誠一之狀、如レ件。

彈正少弼詮盛

康曆二年三月九日

一、大沼郡

陸奧國會津大沼郡矢木澤村內、福泉寺別當職事。任二太貳法橋成慶之寄進狀之旨一、於二實相寺一可レ致二沙汰一狀、如レ件。

前伯耆守武連

貞治五年七月十七日

奉二寄進一奧州會津大沼郡之內、橋爪村高藏寺觀音堂同堂職免事。

右於二彼堂并堂職免一者、依レ有レ志、門田實相寺所レ奉二寄附一也。爲二且祖母且亡父菩提一、雖レ爲二末代一敢不レ可レ有二仔細一。仍寄附之狀、如レ件。

兵部少輔盛代

應安四年卯月九日

奉二寄進一會津實相寺　陸奧國會津大沼郡中河村內、正智坊在家一宇事。

右所者、盛親當知行無二相違一地也。然爲二亡母聖妙大姉、并聖心禪尼之菩提一、奉二寄二

進實相寺一處實正也。若號二盛親子孫一、成二違亂妨一者、永可レ爲二不孝之仁一。仍爲二後日一寄進狀、如レ件。

刑部大輔盛親

應安四年九月五日

一、河沼郡

寄進　實相寺陸奥國會津河沼郡藤倉村內、了仙在家一宇田一町事。

右彼所者、景兼爲二重代相傳之地一、無二當知行于レ今相違一之間、爲二祖父祖母菩提一、永代所レ奉二寄進一。若於二景兼子孫中他人一、於下被レ致二違亂一之輩上者、爲二不孝之仁一、所持所領中二公方一、無レ所レ殘可レ有二永代押知行一之狀、如レ件。

平　景兼

貞治三年十月七日

沽却、陸奥國會津河沼郡藤倉村內、了仙在家一宇田一町事。

右件田畠在家者、景兼重代相傳之地、當知行于レ今無二相違一處也。然而依レ有二要用一、

直錢十彡貫文、限二永代一所レ令二手繼一證文等相副沽却實也。但於二御公事一者、京進用途爲二八十文每年役一、總領方可レ被レ出候。萬一於二子孫等中一、致二違亂煩一輩出來者、任レ法可レ被レ申二行所一當罪科一候。若於二向後一下地煩出來候者、訴二公方一景兼所レ持自餘所帶、可レ被二押知行申一候。其時就二公私一總別不レ可レ申二一言仔細一候。仍爲二後日一放劵之狀、如レ件。

賣主
大葉帶刀左衛門景兼

貞治三年甲辰十月七日

一、耶麻郡

三浦大炊小太郎左衛門尉盛通妻平氏申。

陸奥國耶麻郡內、下利根川村當知行分安都〔堵〕事云々。

左馬權頭 國氏

左京大夫 貞宗

貞和四年八月十二日

進上武藏守殿

奉二寄進一示現寺所領之事。

右耶摩郡岩崎莊內、限二山在家四間一、於二永代一爲二正乘二親菩提一所二寄進申一也。若於二彼所正乘子々孫々之中一、到二競望輩出來一者、永爲二不孝一、正乘所領之中、少不レ可レ有二知行事一者也。仍爲二後日一寄進狀、如レ件。

沙彌 正乘

應永二年乙亥六月十三日

同郡誤書二那摩郡一者如レ左。

奉二寄進一

陸奥國會津那摩郡岩崎莊內、宇都野坊平水澤事。但於二彼所一者、萬雜停止、示現寺限二永代一所レ奉二寄進一也。仍狀如レ件。

正秀

永和二年七月五日

寄進

陸奥州會津那摩郡新田總所迹小塞村之内事。合四千刈者。

右件之田者、雖レ爲二總領配分之所一、爲二十貫文借錢一奉レ償レ之者也。旦那太郎丸入道沙彌正乘子孫知行之間、不レ可レ有二異義申一候。仍以二此旨一寄進之狀、如レ件。

旦那
太郎丸入道沙彌正乘

應永十一年十月七日

陸奥會津那摩郡内、下利根河村猪苗代本知行分事云々。

修理大夫

應永廿九年二月九日

陸奥會津那摩郡内、下利根河村事。任二應永廿九年二月九日御寄進狀、同御施行等旨一、下地渡二付示現寺一候畢。以二此旨一可レ有二御披露一候。恐惶謹言。

沙彌
心高

應永廿九年二月十一日

進上御奉行所

補任示現寺寄進事。

右會津那摩郡小田付之村、花積恩地道覺在家一間、年貢二貫六百文之所、永代寄進申所也。於二子孫一不レ可レ有二相違一。仍爲二後日一之狀、如レ件。

盛高

永正六年己巳七月五日

同郡稱二會津郡一者如レ左。

奉二寄進一　實相寺　長老可レ被二早領掌一。

陸奥國會津郡加納莊（在二耶麻郡一）內、上野村勝滿寺領田畠事。

右以二彼寺務職一所二寄進之一也者、任二先例一可レ有二御知行一狀、如レ件。

左衛門尉詮盛

應安二年二月廿七日

寄進　會津門田實相寺輪藏　陸奥國會津加納莊鷲田村內、海法屋敷同往來畓田千刈事。

右所者、高明重代相傳于今無相違地也。然而依有志、永代所奉寄進彼寺輪藏實也。若號高明子孫、成違亂妨者、永可爲不孝之仁。仍爲後日寄進狀、如件。

佐原十郎平高明

應安四年辛亥九月十二日

高明は、耶麻郡三ノ宮に住居と見えたり。今に古壘存す。事精しく家譜に論ずる如く、左原系圖を按ずるに、義連の孫盛連八世の孫に、高明といふ人見えたり。定めて此人なるべし。又盛時は、盛連の五男なり。今三ノ宮の古壘百餘歩西南に、五郎の祠の遺趾あり。且又三ノ宮の西半在家の邑に、義連の古墳あり。然れば義連晩年に、孫の盛時と一所に住したるなるべし。此高明の氏名共に同じきも、然る故なるべきぞ。後の君子、義連・盛時の傳と、互に相照らして考へ給へ。

奉寄進　安吉山實相禪寺陸奥國賀納莊內、鷲田村內中在家一宇、同空性房在家一宇、幷針宇村內、笠帳在家一宇、合三間之事。坪付在判

右所者、高明重代相傳所領也。然間、爲二高明菩提一、大光禪師爲二開山一依レ有レ志、件田在家限二永代一所二寄進申二彼寺一也。若於二此所一、子孫中成二違亂煩一輩者、爲二不孝仁一、當村内雖二段歩知行錢分一、一圓申給可レ爲二寺家進退一也。敢不レ可レ有レ妨狀、如レ件。

領主 佐原十郎高明

康安元年辛丑十月六日

奉二寄進一 安吉山實相禪寺陸奥賀納莊内、鷲田村中在家、同空性房在家、合二一間坪付之事。

一、九貫文　中之在家一字　作人佛玄

一、三貫文　空性房屋敷　田中

合十二貫文此内

一、百廿四文　九月イヤサリノマトノツカヒノ方へ

一、一貫文　フユキナツキノ分ニ領家方へ

一、百文　領家ノテマヘ公事分

合一貫二百廿四文
定得分　十貫七百七十六文
康安元年辛丑十月廿日
領主
佐原十郎高明

一、蜷河莊
寄進タテマツル實相寺領、陸奥國會津蜷河シヤウカヤツノ村ノウチ、モトキヨカチキヤウ分、在家二宇、田三町之事云々。
康安二年十一月二日
左衛門尉基淸

會津四家合考　卷之十一　終

會津四家合考 卷之十二

〔附錄〕會津舊事土苴考

采ニ摭於先輩略記者之土苴一、而不レ辨ニ其虛實一載レ焉、以備ニ後之博覽一矣

人皇第十代崇神天皇

元年 甲申

仲秋、八角水精自レ天落ニ于今之八角地一。故爲レ祥以崇ニ伊舍須美神一、號曰ニ八角宮一。後通有下爲ニ休宮者上。此義、往古被レ勸ニ請於諏訪神一時、暫奉レ休ニ神輿於此宮一、自レ是間有ニ爲レ休者一云。此地古民村也。今在ニ于市井一。鳥居町街中存ニ於石華表礎石一。加藤明成時、市井吏埋ニ於彼礎石一。因神爲レ崇、故顯在ニ街中一也。

第三十代欽明天皇

喜樂元年丙申、即位十三年也

今大沼郡高田伊佐須彌社創建矣。傳云、此先鎮座于坤隅明神嶽也。今年勸請于此地也云。

第五十代平城天皇

大同元年丙戌

猪苗代湖水湛也云。此湖周回九十餘里、山色糾紛環、水光瀲灎曠矣。乃一郡壯觀也。時寛文乙未、弘文院學士林春齋爲賦。因補載焉。

會津山水賦

會津山水賦并序

竊聞、文王定八卦之方、坎爲正北、艮爲東北。孔夫子設象、坎爲水、艮爲山。然則東北山水之勝、蓋乾坤開闢以來自然之對待乎。會津城、在東奥之域、當我邦之東北。以文王之圖按之、則坎艮之方也。城之東北有山、號磐梯。其高三百餘丈、横耶麻郡、號九十餘里。其麓曰猪苗代。有大湖。周回可百里、浸會津·耶麻·安積三郡、而連接三十餘浦。以孔子之所說論之、則坎艮之象也。朱文

公之所謂交易之理、不在茲乎。傳稱、往昔泥猪耕湖畔之田、故建猪苗代之號、有歷山象耕之可類。則或其然乎。鎌倉右幕下、授會津於平義連、賞其勳功。子孫承襲、嫡宗居會津城、別子居猪苗代、而二城有鶴龜之稱。想夫就地形陣勢、而祝大年遐壽之意乎。方今、通議大夫虎賁中郎將源公、以大君幕下之懿親、受封於此城、爲東北鎭護、而藩屛江府、參讃國家之大政重事、衆之所仰望、民之所具瞻也。然則磐梯之山、可齊鶴鳴於嵩呼、猪苗之水、再見龜範之洛疇者、可庶幾乎。若夫仁智之樂、動靜之理、其平生所存養也。惟山之大、草木生育、顯諸仁之謂乎。水之多、鱗介潛伏、藏諸用之謂乎。仁智兼備、則以山水譬輔佐之才、良有以也。豈可以尋常遊賞一視哉。僕脚未到會津、才不及孫綽、則口非可開、筆亦難把。然高論之懇、不能默止。聊披黃圖、漫瀆白州、賦大槩、寫壯觀。其賦曰、

東奥勝區、會津要地、城樓聳而據嶮、山水對而盈視。卑高以陳、上下位矣。磐梯山之峻兮、岱宗可譬、猪苗湖之廣兮、洞庭可比。維其峻也、銀海眩不可躋。

難乘伯禹之檋、欲懸魯般之梯。叢祠之在頂、蓋神之所棲。絕鳥道之跡、聽雲中之雞。萬竿竹細、冒寒枝低。九處池邃、傍砌成蹊。維石之赤、疑建漢家之幟、如望台嶠之城。爰指乾隅、則孤峯尖而崢嶸。乃臨下方、則一路開而廣平。温泉迸、硫石生、瘴嵐蒸積雪盈。夏秋之交、有浴湔療病者。逢冬春之寒、則絕行程。雷嶽收而不發聲、烏帽岸而自得名。維湖之廣也、闢於大同之始。常見元氣浮、沒更科・月輪二邑、導戶口・日橋之長流。萬頃之漲兮、浸郊野、灌田疇。湖畔周遭之遙、以憩以留。奇石之蹲於戶口、或似鼓、或似舟。聞諸卿談、昔文郎夫婦之遊、遊而不歸。殷其遺響、如舞如謳。縱其局于小技、豈捨匹耦之偕、之死不休。嗚呼、憑誰問宣王之歌於周、望范子之棹自越。螢澤之濱、橫步勃窣、浪淘平沙之面、風梳垂柳之髮。八幡宮幽、鶴岡之蹤悠々。百雉城峙、隼旗之植孑々。眺望七浦莽蒼、經過萬樹林樾、祠菅靈於平潟、嘗移於津湯。梅花着幹開敷、松根洗浪浮揚。昔聞飛香於西府、今見奇產于東方。神威之所爲乎、蓋感非常哉。此松林之茂、縮住吉靈場、兼栽

自以名之、慈圓歌聲傳而長。金曲酸川之流、會同于湖、洲渚迢々而出、岸沙浩々以鋪。關門之嚴、譏而備不虞、人和政通、誰何之咎自無。及春夏之暖、則山頭雪消、湖面水蕩、漾々溶々、混々瀁々、鯽魚活潑、游泳登上。漁父蜑子、維櫂、維籃、維網、把炬照水、終夜捕之、不知東方即朗。一巖之出、蝦蟇之可象、其前淵之深、殆五十丈。又七巖之連、並立之勢、可以想像深而無底、湛乎不窮。有龍兮、沕蟠於其中、爰構貝闕、爰建鱗宮。或躍而昇、驚動壞穹、壬公暴起鼓雷、陽候狂怒呵風。三把之萱、雖難輒測、數片之帆、猶無不通。萬字之小谷、七里之長濱、白沙明歷、映水磷々。如步無影之月、自識不貪之銀。屹彼龍巖、畫鸕鷀兮、傳墨妙之神。倒影伺便兮、畏波底潛鱗、鬼沼存名。曾聞、妖魅之刼人。怪不可語、跡已陳矣。戍士之在濱坪、瞰舸艦之問津。巨石臨涯、雙烏遺黑、不聽嗷々之聲、不飜閃々翼、不避射工銜沙、不併宿烏之畏弋。洞窟之透兮、邃而不究。松蓋之下兮、傾以欲仆。雙石稱夫婦也、離而有別、相望而化乎、相思之切乎。鐵沙之聚、可捋可掇。翠屏之立、不

開不閉。積材分勢而南、高低異處斜列。釣竿以投、香餌維設、礌溪之磯欲尋、桐江之絲何絕。大哉、百里之濶、涵虛遼夐。三郡之圻、限界斷截。群嶺之環、萬景之傑、不可勝計、不可悉說。六太湖之五、四西湖之三。若令張勃錄、則可補闕。試教和仲遊、則有餘談。加旃、寺顯巖際、山送烟嵐、指惠日觀音於乾艮、望吾妻布引於北南。近者軒眉悅看、遠者擡脚來探、坐開知章之鑑、頭戴呂黎之簪。彼日枝臨乎琵琶湖、此磐梯泛乎猪苗代。以封疆言之、則隔外內、自天地觀之、則同覆載。由是準擬、則瀟湘殊域、亦可相配。八景之勝、琵琶湖既在。此亦有所傳稱、可以詠、可以續。叟島杉立、映暮雪之清。吾妻霧開、揚秋月之明。觀音寺幽、孤枕爲夜雨撐。磐梯山旅、行人卜市嵐晴。惠日鐘遠、答晚鴉飛鳴。金曲洲長、待落雁之打更。坪下曝網、對夕照之傾。篠山歸帆、任長風之輕。乃是尋常底之所怡顏也。有志者、豈不遣情哉。惟雪透肌骨、淸高之操可持。月到天心、本然之明不虧。雨之施兮、喜恩霈之無私。嵐之觸兮、知號令之所隨。鐘聲戒懶、驚回晝夜推移。雁

行序齒感得前後肩差。漁村待夕、民產日用當爲。遠帆歸家、出處進退有時。夫天地之際、無大於山水、山水不爲不多、就中、此境信美。然山水之顯、唯是在其人耳。二美之備也、人之有靈也、所謂大極函三之理、昭々察察、不在此乎。於戲、學道亦自在仰俯裡。爲山之譬、聞諸仲尼、觀瀾之術、聞於孟子。

寬文丁未季秋　　弘文學士院林恕謹賦

會津山水記

會津城以鶴稱矣。山鎭號磐梯矣。高五百十弓、廻麓九十餘里、在城東北十五里焉。滿山溪谷、小竹叢生、長雪所壓不能起也。正南巉巖、自麓徹巓。東上半而有九池、遶各二十許步。自此而赤石巖々不可攀。東北有孤峯、名赤埴山。其下曰見稱山。其麓有磐椅明神社、延喜式所載是也。西北有小磐梯。其西腹之平地、廣袤數十步、熱湯涌焉、硫黃出焉。其氣蒸騰成靉靆風、其湯味酸、能治諸疾。自孟夏至新秋、人多浴焉。厥餘月、雪積風烈、人蹤閴然、足音跫然矣。

東北有巖二焉、一曰雷巖、一曰烏帽嶽（巖頭）以似烏帽矣。東南之麓、則猪苗代也。舊時、泥猪作耕故云爾。此城以鑑而呼也。前野平田而至湖水矣。環湖百里許、三十餘浦。相傳、平城天皇大同元年、水初湛焉。或言、此本二莊、云月輪、云更級。水暴湧而居民殲、二莊壞矣。湖西曰戶口。是日橋川之源也。次曰名倉山。此北有太鼓石、文郎大鼓之所化也。其北曰金淬澤。有燈明石、方一丈二尺。口碑云、龍燈供于磐梯明神于石上矣。次盤澤有舟石。亦文郎之所乘也。次三城潟、舊名內城。源頼朝卿封佐原義連於會城。義連之子盛連。盛連六子、太郎經連、二郎廣盛、三郎盛義、四郎光盛、五郎盛時、六郎時連。光盛立爲之宗、經連居猪城。經連子、長曰經泰、仲曰赤房、季曰義泰。各城于此、因爲今名。林樹森々處、有八幡社。三子相謀、自鶴岡勸請焉。歷茲以往七浦。曰眞行焉、烏帽小屋焉、蜂屋布焉、百目貫焉、相名目焉、新家、牛沼焉。已東曰松橋、曰小平瀉、元名小出方。此有松原。東西一里餘、圍三里許、松樹千年之綠、砂石萬古之明、風流瀟灑、絕一點之塵。昔人自攝州之平潟、携菅公畫像來、奉祠林之

東畔。出方之爲平潟、記神像之出處也。祠側有梅、華于幹、故名身木梅。水濱秀孤松、其根拔出、隨波低昂。故呼根揚松。非常之松梅、靈場之所愛也。兼栽之母祈於茲而生栽。長嗜歌學、亦禱于此求成就之。後從宗祇學、遂爲連歌之宗匠。爾來稱之兼栽天神。或曰、此松原恰如移住吉也、兼栽之號、因慈鎭之詠矣。其次金曲。酸川流來、至此入湖、洲渚出而砂平也。次關脇。而壺下。斯設關譏往來之人。自戶口到于此、有網罟之利、而鮒魚之鮮、湖產之名物也。春夏之間、四山雪消、平湖水漲、滿于田兮、溢于野兮。土人謂之泛。是時也、鮒魚方登來焉。人々左把一束明、右持無底籃、或揭、或厲、或舟而采、采之采之、竟夜達旦。瀲灎兮水光、灼爍兮漁火、不堪遠望也。次有蟇目岩。其前淵曰蝦蟇脇。深可五十丈。其次山潟。有七巖、巖爲七梁。勢崢嶸焉。岩前之水、性輕味淡、而色青於藍、青光射人。嘗欲窮淵底者、解三把之菅、莖々相結爲一條長連、直下于此、因名三把菅。蓋湖中之最深、而神龍之所潛也。或昇則捲狂瀾兮、降暴雨兮。其次、曰輕澤、曰利濱、曰犬石濱。有犬石。次曰

魔地小谷。此谷昔有魔魅也。次濱地。次横澤。次館村。自利濱到于此、七
里程。其間曝銀沙、夜行不知夜也、白沙洗波兮、綠柳舞風、雙眸足以凝兮、
寸胸足以盪兮。其次船津。南折則大磯也。中澤也。此巖描成鶺鴒、出水面二
尺許、筆勢甚逼眞、影入水游泳。古有此地者爲之、今也、水石之際回近傍焉。
應是結構而畫也。抑田海之變然歟、非耶。又有巨石、龍降蟠于此、故名龍ガ
崎。有破石、可容數十人。次曰鬼沼。水伯作祟、或奪人、或覆舟。因以鬼名
焉。從此而赤岩腹土出焉。而河原崎。而下棚。巖容如棚矣。而濱坪。此有番
戍、察上載下載。其次福良濱。乃着船之岸也。次秋山。次藤崎。藤蘿朶々焉、
次小倉澤、有金山、坑久廢矣。次外貝沼。次烏崎、原名大崎。此繪烏於巖、書
其側曰、雨洗風磨不可消。未知何世誰人之所爲也。亦可謂好事者。墨痕斑
斑尙存、以爲崎名矣。次內貝沼。次赤崎。有奇巖焉、出湖上可二百步、鶺鴒
巢于岩壁而群集矣。有石窟焉、透徹于前後矣。次二枚鞍。岩貌似鞍也。次
下リ松。此松皆倒懸也。次夫婦石。二石別立、其間曰戀崎。夫婦有別、情之切

者歟。次手綱。次原川。次崎川。此有熊野權現社焉。前淵之深、殆乎二十丈、謂之權現淵。沙細水淘、而人動陷沒焉。或云、陽侯取人。豈其然乎、人自取之也耳矣。濱上多鐵砂焉、宜兵農之器。有屏風岩、以岩象名。有材木巖、巖形髣髴乎積于材木也。次中田。此餘湖也。以佃焉、以漁焉。其次蜆浦。西轉則篠山也。此有韡岩焉。亦有材木巖焉。俗謂、磐梯明神一夜將岩架湖上、未成既白、錯諸彼錯諸此。翫水之人釣于巖上、謂之打釣。弄竿如打稻也。繫釣之多可知矣。次大石濱。次寺崎。其次則向所謂名倉山、而此山眞崎之間、所謂戸口也。凡湖覽之勝、西南東方、山環而疊碧兮、北方、地平而鋪錦兮。仰瞻磐梯之突兀、則春霞之横空兮、秋霧之埋山兮、夏雲之多峯兮、冬雪之照天兮、風物之刮眼兮、千態而萬狀也。加旃、視惠日寺於乾峯之下、瞰觀音寺於艮山之際。坎位則眺吾妻山也、離方則望布引山也。淡煙平波之朝、出洲灣浦之夕、扁舟之在鏡裏也、度天上也。鳧雁之起伏兮、鮒鯇之出沒兮、相忘於湖中也。矧彼翁島也、影映日月、而與乾坤浮兮、與遊魚躍兮、三番三謠磐梯池

者此也。雖曰萬代池在天王寺、然浦人猶誇于此、於是乎、翁島吟詠江天之暮雪兮、篠山目送遠浦之歸帆兮、吾妻山見洞庭之秋月兮、觀音寺話瀟湘夜雨兮、惠日寺聞乎煙寺之晚鐘兮、坪下對于漁村之夕照兮、金曲則決眦於平沙之落雁兮、磐梯之祭時也、擺山市之晴嵐兮。八景之觀也、無窮之興也。實東域之絕境、可與近州之琵琶湖共鳴者也。予未越白河關而入會津境。丙午之歲、遊于東武、在會津中將源大守邸、話及于此、按圖指示之、固請予記之。昔、孫綽氏之賦天台也、歐陽氏之記有美也、宋濂氏之歌日東也、雖予所不敢、而不獲辭。卽席上迅筆述其語如此矣。就而思之、薛敬軒聞瀟湘之名、心乎愛矣。後往題八詩、寫其風致也。夫賢者山水之遊、而豈徒哉。必可有眞情在焉。予若他日濯容顏於猪湖之水、則漫賡其高韵、而綴句言志乎哉。

東武遊客山崎柯記焉

會湖八景詩

豈惟孫綽賦天台哉。凡詩歌文人。題山水圖者、往々然也。不必親到其境而

後作之也。若夫朱紫陽、觀趙祖文畫天台賦、凝思幽岩、朗詠長川一幅、有契于心、爲之詩、聞人言石乳洪羊之勝、不及往遊、爲之詩、不登曲江樓、而因張荊州之囑、記其風致。則是大賢神遊之會、志向之趣、雖不可得而測度、其亦類也。戊申之春、余遊東武、寓會城大守源中將第。一日、友人携會津山水記、敬軒瀟湘詩、來云、奚必俟會陽之遊、請和薛詩、以賦苗湖八景。予乃次其韻。

觀音夜雨

江雨夜來濕　乾坤感此生　薛老瀟湘宿　題詩今尙鳴　曾是觀音客
欲和情轉淸

吾妻秋月

吾妻山頭風　暮雲斷復接　倏吐一輪光　入湖天地白　遙憶洞庭秋
何人鼓素瑟

平沙落雁

秋風蘆葉偃　秋水涵天平　鴻雁不忘信　來賓金曲汀　行々行字列

點々點書明

江天暮雪

朔風吹レ面寒　斜日沒ニ山霧一　漁父漂ニ湖中一　樵夫印ニ陸路一　叟島影婆娑
忽焉跳躍去

山市晴嵐

快霽磬梯嵐　午天人競出　景光映ニ嶂巒一　秀色分ニ黄綠一　神化誰其尸
推尋迹難レ逐

、遠浦歸帆

環浦度ニ清風一　歸帆揭ニ落照一　無心船郎歌　逸興有ニ曲詞一　悠々篠山天
莫レ訝展ニ吟眺一

漁村夕照

淡々晚村雲　微風吹ニ楊柳一　立盡殘照前　漁艇横ニ浦口一　晡鴉閃々去
遊人亦希有

烟寺晩鐘

靜聞二烟寺鐘一　聲々傳二雲霧一　彥明悟二天機一　持國迷二晩路一　照破今古情
月光上二林樹一

同二年丁亥

弘法大師、建二於磐梯山惠日寺一事、見二于師行狀記一也。師付二屬此寺於德一一也。一先來開二於楊津及法用寺一。按、元亨釋書曰、一終二惠日寺一云々。今一石塔在二藥師堂東北一。古因緣集一歌云、緣阿羅波和連　末多來牟與伊波々志乃也末乃不毛登乃幾與美豆乃天良。傳云、其來牟與登云者、因二于付法弟子之名一而有二此言一云。然有レ疑。彼寺自レ一相承之次、德一・刷雄・金耀也。然則一付二屬刷雄一明、金耀再傳也。昔年此寺領二會津郡一、而寺院殷富、有二三千八百餘宇一。今此東西二十餘里間、遺址存矣。至二永正比一、院宇及遺址之名存者、爲レ圖傳二彼寺一者、如左。

馬頭觀音堂・藤倉二階堂・出湯明神・侯倉明神・二所權現・熊野權現・磐梯明神・宇井新寺・阿彌陀堂・寺家入倉・佛性寺・高幡寺・法華寺・觀音寺・妙法寺・圓滿寺・滿

願寺・塔山寺・華陰寺・福淨寺・西院寺・三寶院・觀音堂・不動堂・十王堂・二王堂・德一廟・根本堂・南院堂・北院堂・不動堂・善法堂・常行堂・正座首・權座首・五大堂・雨界堂・觀音堂・赤呂宮・上院・中院・下院・翁島・春日・金堂・講堂・舞臺・中門・羽黑・白山・八幡。

已上每院有二塔頭一者、點二小圈一記二其數一也。此他事跡、詳見二于官府風土記一。

今年德一建二於雷電山法用寺一。傳云、此寺觀音像與二讚州志渡、幷和州長谷觀音像一同材刻焉。或自レ一曩成云。

同四年己丑

高田伊佐須彌社神器銘刻曰、

奧州二宮正一位伊佐須彌大明神　大檀那義淸

大同四年己丑

第五十三代淳和天皇

天長元年甲辰四月十七日、弘法大師建二於大沼郡左下觀音一矣。

第五十五代文德天皇

仁壽元年辛未奥州赤雪降。

第六十代醍醐天皇

延長二年癸未三月十三日、左下觀音號無頸觀音。是於越後懷罪人、走隱于此佛龕內。追來者伐焉、携首歸越而見、則觀音御髮也。因又安置彼地、處曰頸城郡也。故此、像有無頸之名云。

第六十八代後一條院

寬仁三年己未法藏寺供養。是金澤邑龍竈山法藏寺乎。

第七十代後冷泉院

天喜三年乙未源賴義、蜷川莊塔寺八幡勸請焉。是因夢想然也。賴義、此時爲征阿部氏在奥矣。

同五年丁酉六月三日、塔寺八幡宮、源義家建立焉。時義家亦、爲征阿部氏在奥矣。

康平五年壬寅十一月廿九日、源義家誅安部貞任、宗任。

康平六年癸卯二月十六日、前陸奥守義家、渡貞任・宗任・藤原淸綱三人首於檢非違使云々。

第七十二代白河院

應德二年乙丑源義家、建立於耶麻郡新宮熊野三社也。是昔年東征之時、懸祈于熊野權現、而有靈驗、故歸洛而後勸請熊野三所於此地也云。昔年義家所乘鞍與鐙相傳也。鞍山形用金具、置於義家二字、二物共寛永壬寅獻蒲生忠鄕。又傳云、義家始勸請者、河沼郡、今之熊野堂村其地也。今彼邊謂駒形原者、昔年義家獻神馬於彼宮放此原。後馬鳴于空中而上天去、因名原也。後遷彼宮於今新宮云。然則始勸請神於熊野堂者、天喜・康平之比、義家在奥時、而後經二十餘年、今年遷此新宮乎。

第七十九代六條院

仁安三年戊子六月、三寸許水降。

第八十代高倉院

安元元年(乙未)三月十七日、月五出。同廿三日、蝕。

第八十一代安德天皇

養和元年(辛丑)九月二日、越後太守城四郎長茂、發於會津四郡及越羽之兵、而議伐木曾氏、同九日、戰于信州横田河原敗績矣。會津惠日寺僧淨丹坊戰死矣。傳曰、惠日寺領會津郡、故募兵士役焉。丹爲之將。丹者、當寺衆徒之綱也。按、昔年城氏越太守、而可兼領於蜷河莊。如何者、昔年城氏築於廿八館云、今蜷河莊宇內村・藤村共有古壘存。是其二也。以今考、藤村行越別徑也、宇內邊、亦行越本道也。慶長十六年、山崎湖水湛後、路絕如今依塔寺云。然則爲警封疆之非常、可設各壘也。今宇內村北六七里、有千開原、以芍藥花多種得名也。又此原東北二三里有袋原、此在寵塚御前・清水舞臺沼等之陳跡。傳云、每春花時、長茂携於婦人寵御前遊千開原、又遊袋原歌舞云。如此則寵者、恐妓女而長茂妾乎。以上事跡、是長茂每春出越、巡檢於封疆而到此、可有此事也。又小河莊、本越蒲原郡、而久屬與會津郡者、昔年賞於淨丹忠死而長茂割彼莊、自付惠日寺後至今云。城氏、

元平姓、餘五將軍維茂裔也。餘五者越太守、而古墳在小河莊岩屋村平等寺也。寬文戊申、林春齋製碑、因補載焉。

鎮守府將軍平維茂碑幷銘　　弘文院學士林恕撰

詩曰、赳々武夫公侯干城。故良相治內、良將鎮外。外不靜、則內亦不治。此所以武夫爲干城也。有干城之人、而後邊虜不能窺中原。塞垣草木知威名、此所以邊帥爲重任也。

本朝之古、皇化之盛、敎介光被四表。然奧羽夷賊屢據嶮方命。是以、歷朝開鎮東之府、置鎮狄之軍、遣征夷之使、設按察之職、皆擇其人。所謂鎮守府將軍平維茂、能堪其任者也。維茂者、其先出自桓武天皇。天皇生一品式部卿葛原親王。親王子曰高見王、早世不顯。其子高望王、始賜平姓、出任上總介。高望多子、曰良望、曰良將、曰良繇、曰良文。皆居東、脫簪笏而爲爪牙之士、相繼任鎮守府將軍、支族蔓延、分處關左諸州。良望改名國香。國香有二男、長曰貞盛。乃是太政大臣清盛祖也。貞盛弟曰繁盛、繁盛子曰兼忠。乃是維茂父也。天慶年中、貞盛與藤秀

鄉誅梟凶賊平將門、功名蓋世、任陸奧守、兼鎮守府將軍、以甲東方。而擇族類勇敢者、養之爲義子、以序其齒、有太郎二郎以下至十郎之行、而復敍其餘。維茂生而剛勇也。然年弱、當第十五、故名之曰餘五郎。貞盛卒後、維茂留戍奧州、州民皆知其健强。一條天皇長德元年之秋、羽林中郎將藤實方遷陸奧守。維茂等重其貴族來于遠方而推戴唯謹。州有猛士、曰澤胯諸任、藤秀鄉孫也。與維茂抗衡有隙。且采地連接、爭田交惡、訴於實方。實方以二士共驍勇故、憚而未斷之、唯慰諭而維年未幾、實方易簀。二士彌相矛盾、遂約刻日挑戰、而互聚其黨。維茂兵可三千人、諸任兵可千餘人。諸任慮其不勝而避之、赴常陸國。維茂笑曰、彼何其怯之如此、乃散兵不備焉。諸任聞維茂壘虛、乃潛兵銜枚、襲來攻之。事出不意、維茂兵甚少、僅在者皆戰死。維茂乃匿其妻兒於屋後之山、而自防之。慮不敵而退、放火於壘、投衆骸於前池、維茂亦混臥其中。諸任繼至而謂維茂既死、排躍騎馬而去。或人說諸任曰、餘五匪直也人、不見其首、則我心不安。諸任曰、我自督兵、環攻而鏖之。雖飛鳥不能脫、況於人乎。諸任既去、維茂擡起脫其衣

換着女服、懷刀立蘆葦中、猶窺諸任再來也。既而維茂部下兵士五十餘人競至、見其壘之燒、相泣曰、我輩居遠不知寇之急、令我君不免厄、悔之無益。吁、奈之何。維茂突出曰、維茂在此、維茂在此、汝等勿憂。衆皆下馬歡拜。維茂曰、計寇兵可五六百人。今汝等雖來、僅五六十騎。然兵道之勝敗、何必多少之謂哉。想彼必驕惰解嚴、今速擊之、必其克焉。汝等謂何。衆皆曰、彼勝我敗、彼多我寡、其鋒不可當焉、不如暫待他境族類之聚而圖之。維茂曰、不可也。我不死戰而匿池中者、爲士者之奇策也、若延數日、則不免棄地逃亡之疑、是勇士之所恥也。汝等不從、則我獨往死耳、乃策馬而馳。衆皆從焉。又有追至者、都百餘人。諸任誇勝而行數里、憩於河畔饗群士。維茂兵馬如飛直至其幕前。諸任驚騷、從軍周章。維茂急擊殺數十人、諸任敗走。維茂追而射殺之、乃斬其首、徑進入諸任壘焚之。留守者不能防焉。維茂令曰、爲男者皆斬之、爲女者勿傷焉。遂悉殲之、獲諸任妻護送於其兄之家。衆人皆曰、餘五可謂勇而兼仁愛也。由是維茂武威聞于遠近。朝廷登庸之、任陸奥守、兼鎮守府將軍、爲東北藩屏。時人喚曰

餘五將軍、國內平而夷虜服矣。所謂公侯干城、而塞垣知威名者乎。俗傳、維茂曾過信州戶隱山、盜賊等僞假女粧誑維茂、又被鬼面刧之。維茂擊殺之。其餘事業、及史之闕文也、不能抄錄焉。然以諸任一事推之、則其勇智善謀、可類而知之。實是方面之良將、平族之翹楚也。維茂長子繁貞、繼父業鎭東國。次男繁兼稱奧山氏。三男繁成、任出羽之介、戍秋田城。其後移居於越後國、世稱城氏、爲北州渠魁。所謂城資長・城長茂・城資盛、皆其餘胤也。越後州蒲原郡小川莊、巖谷邑有寺、號平等。傳稱、維茂所建也。寺中有維茂墓、墓上古杉一株今猶存矣。然世遠時移、無知其爲名將陳跡者。越後與東奧爲隣境、故巖谷邑隷會津城、隔一派之川。方今通議大夫虎賁中郎將源公、鎭會津城、使郡吏巡檢屬縣、始知餘五將軍葬于此、而欲建碑傳其勇名於不朽、而徵其辭於僕。僕不能不應其旨。夫繼絕興廢、則民心歸焉、立碑表行、則衆皆感慕。故生於後而追封前人墓、或立碑或建祠者、善政之一也。漢高祀魏無忌、明和二帝祠蕭何者、問其勳業也。蜀郡於文翁、九江於召父者、慕其循良也。墮淚於羊太傳碑、植花於下

忠貞塚者、感其功烈也。　范希文守嚴州、尋子陵之後奉其祠事、朱文公守南康、訪劉屯田之墓、以限樵牧、皆重先賢也。　如餘五將軍、亦奮勇於當時、貽名於後世、則是亦非常之人也。　今遇此盛擧、而一坏之塵再興、巨石之標新立、則古杉一株之靑、與彼岳將軍墓上之松同色、如見英雄未死之心於數百歲之下者乎。　嗚呼、公之封於此、幸因舊章、施行善政、在餘五將軍、則歿後顯名之榮、何以加焉。　既記其事、繫之以銘。　銘曰。

皇胤之分　降列武臣　養于伯父　勇絕等倫　戰克隣寇
勢壓邊塵　如鷹如隼　逐雉毆鶉　仰望北闕　鎭守東濱
五馬風斷　三尺霜新　光弼之嚴　亞夫之眞　長星雖墜
威名不泯　爰尋邊蹤　追思其人　拂開榛塞　墳草向春

寛文八年戊申　正四位左近衞中將會津城主源朝臣正之建

第八十二代後鳥羽院

建久六年乙卯耶麻郡新宮熊野金剛力士像造立、榜曰、奉造金剛力士形像云々。　大

檀那僧琳覺。

第八十三代土御門院

建仁元年辛酉正月二十日、城四郎長茂謀反。此事未レ詳。

元久元年甲子七月廿五日、萱津蓮華寺造二畢大塔一、安二置於彌陀三尊一也。萱津、今蜷河莊海津邑也。彼寺今亡、不レ知二何代廢一。

第八十五代後堀河院

嘉祿三年丁亥七月五日、隆寛律師左二遷于奥州一。其謫所、耶麻郡加納莊三ノ宮願成寺是也。寛者、元空上人高弟也。時、寛暫滯二留于相模國森入道西阿采地飯山一、門弟實成坊先到二會津一也。此冬、寛化二于飯山一、故移二骸骨一葬二于三ノ宮一也。今墳墓及眞堂及隆寛・實成二僧之像亦存矣。寛派流稱二多念義一矣、又詳見二家譜考一也。

寛喜元年己丑此歲、大飢饉。

第八十八代後深草院

建長五年癸丑六月二日、大地震。

同七年乙卯天下患レ疹死多。

第九十代後宇多院

弘安二年戊寅六月十七日、大沼郡酒井野邑江河長者常俊之一女子亡也。俊悲嘆之餘、鑄二造於一觀音之像一、長六尺二分也、因二女子形一云。後建レ寺、因二曆號一號二弘安寺一、令レ那須雲岩寺僧嚴知客住二焉。今根岸中田邑弘安寺、是也。

第九十一代伏見院

永仁二年甲午八月廿八日、今若松諏方神社、勸二請於信州下宮一也。時大祝小野氏幷佐久氏・笠原氏、三員神職奉二於神輿一來也。

同　三年乙未猪苗代峯明神寶器銘刻云、

磐椅大明神云々

永仁三年閏二月十一日　　藤原氏女

峯明神、則磐梯明神、而延喜式所レ載耶麻郡磐椅神社是也。昔年從二磐梯峯上一勸二請此地一、故云二峯明神一。自レ爾以來、世終不レ知二是磐椅神社一也。時寛文丙午秋、得二彼

器銘一、始審二磐椅神社者是峯明神一、而猪苗代屬二耶麻郡一矣。

第九十三代後二條院

德治元年丙午九月廿六日、瑞雲山興德寺開山大圓禪師遷化。師、漢蜀人、而嗣二法於徑山無準一也。曾來二本朝一、住二相州建長・圓覺二禪刹一、尋問二瑞雲山一也。

第九十五代後醍醐天皇

元應元年己未安吉山實相寺開山大光禪師渡レ元。師則復菴宗己也。昔年入レ元嗣二法於天目仲峯和尙一也。濃州永元寺寂室和尙、亦善友、曾送二復庵一頌曰、半輪天目山頭月。萬世扶桑國裡燈。事見二寂室錄一。

第九十九代後光嚴院

文和二年癸巳河沼郡勝常寺鐘成。

同　三年甲午小高木館建。今小田垣字也。寶積寺供養。共事葦名家譜辨焉。

延文元年丙申正月十五日、宇都宮炎上。

同　三年戊戌九月廿七日、實相寺開山大光禪師寂。齒七十七歲也。

同　五年庚子妙法寺立。（此寺昔年在二若松城三丸一而安二置藥師一也。今臺町延壽院藥師是也。寺者、昔年既廢也。藥師者、寛永中移二于瀧澤一八幡宮二王堂之側一、慶安中移二于延壽院一也。又同號之寺在二野澤一。）

康安元年辛丑五月廿四日、三光國師寂。弟子聖珍記二行狀一曰、師諱覺明、號二孤峯一、奧州會津平氏之子也云々。南帝賜二雲樹三光國濟國師號一。後明淨慈（しんず）・延俊爲レ碑。興德寺佛殿山門供養。

同　三年甲辰實相寺鐘成。

同　六年丁未石塔殿下向。又十文字合戰。（此事未レ詳。）

慶安元年戊申下荒井塔供養。（今邑北、遺址存也。）

同　四年辛亥四月四日、惠日寺塔供養。

同　六年癸丑當麻山東明寺鐘成。銘成曰、大會津郡黑川云々。

同　七年甲寅延壽寺熊野宮寶器成。銘曰、小高木村云々。

第百代後圓融院

永和元年乙卯四月十四日、大地震。

七月十四日、源翁和尚示現寺入院。同黑川諏訪社柱立。

同　二年丙辰宥範法印創造於如意寶珠山壽福寺。是今大町ノ一桂院也。昔年在于郭内城正北第三街云。

同　三年丁巳此年大旱飢饉。

同　四年戊午黑川淨光寺立。

康曆元年己未於北田葦名殿戰死。

同　二年庚申諏訪宮遷宮。

第百一代後小松院

至德元年甲子葦名直盛移小田山、町號黑川。此事未審、家譜詳辨焉。

同　三年丙寅實相寺佛殿供養。

嘉慶元年丁卯十二月十九日、大地震。

明德元年庚午楊津培供養。

應永二年乙亥正月十一日、源翁和尚於那須野察破殺生石。橋瓜塔供養。

同　三年丙子壽福寺炎上。

同　六年己卯勝常寺建立。

同　七年庚辰正月七日示現寺源翁遷化。

同　十年癸未正月晦日、新宮城落。

同十五年戊子那須湯湧出。

同十六年己丑禪定寺炎上。在二樽川一、今略退轉、鐘在二天寧寺一。

同十七年庚寅六月三日、北田城落。時、上總兵庫七郎三郎・伊勢仁兵衛等戰死。

同十八年辛卯興德寺炎上。

同十九年壬辰大飢饉。

同廿一年甲午楊津塔供養。十一月初三、卯日也。塔寺八幡遷宮。道師信夫羽黑山別當。八幡宮供僧二百内分小澤淡路律師。請僧十八、今羽黑治部卿。按、今羽黑者、可二岩崎向羽黑之事一。又向羽黑東三里許有レ村、云二本羽黑一。又先輩略記、暦應二年、羽黑權現移二飯田島一皆云。其飯田島者、彼本羽黑村之事、而東山羽黑神移二于此一。自レ此而又遷二岩崎一、故謂二向羽黑一、而今羽黑云、及有二本羽黑名一乎。

法用寺大藏律師。勝常寺別當、湯上羽黑太夫阿闍梨、法用寺大進阿闍梨、黑河護摩堂、富岡侍從阿闍梨、佐野大明神別當少輔阿闍梨、法用寺二位　今羽黑兵部卿、神主　修理亮　戸内　權大夫　六郎次郎　牛澤　大夫五郎　四郡　神子五十餘人　神官八乙女十六人、大檀那　中目、助成、民部律師。小檀那　政所妙觀入道、佐野左衞門五道入道。

同廿二年乙未五月朔日、如夜闇半時許。

十一月廿一日、夜半、黑川兵圍新宮城攻、自是相窺每歲戰矣。

同廿三年丙申興德寺鐘成。銘曰、

日本國奥州路會津縣瑞雲山興德禪寺大鐘、

應永廿三年丙申六月十五日鑄造。

爲鐘之用　幽顯俱利　斷現世迷　除多劫睡　煩惱所離
菩提茲至　一指半錢　助化策志　二聽五覲　御神鷲知
深契正緣　妙符眞理　誓證佛身　廣濟群類　虛空有消

此願無㆑棄　法界可㆑窮　斯文不㆑墜

審中叟謹銘

住持

大檀那　沙彌　祐仁。　都寺　義乘。　化主　詰阿。　大工　圓乘。

同廿四年丁酉列㆓興德寺於天下十刹㆒也。　此寺、大淵禪師創建也、未㆑詳㆓何歲建㆒矣。　師蜀人也。　本朝錦繡之袈裟。　今相傳矣。　按、昔年此郡爲㆓東邊一都會㆒。　示㆓釋教於衆㆒之師、皆來㆓于此㆒乎。　溯釋、空海・德一・空也・慈覺・大淵・一遍等之僧、共皆來㆓于此郡㆒、被㆑建㆓寺院㆒也。

同廿五年戊戌三月、自㆓鎌倉諸岳㆒、寄㆓疏於審中㆒云。

相城諸山

奥州會津瑞雲山興德禪寺、廼大圓禪師創業之地也。　安衆優祐、叢規肅整、蔚爲㆓一都會之巨刹㆒也。　應永丁酉秋、京師大丞相遙降㆓鈞帖㆒陞㆑之、以齒㆓諸天下十刹㆒。　闔左元師左武衞大將軍、特牒㆓前建長審中和尚㆒、新旌㆓開堂之儀㆒、蓋重肇始也。　於㆑是

乎、相城諸山閭詞相謂云、今之叢林、亦百丈叢林也、今禮樂、亦百丈禮樂也、所慨弛張有時、興衰頼人、苟得其人、執而行之、則祖道勃興、其不旋踵也哉。遂胥率、遠致馳戀之意云。

天降甘露、固知美化旁流、山起瑞雲、乃見慶澤所及。顧惟偉人之出也、豈匪昭代賚乎。共惟、新命興徳審中和尙、環谿的傳、圭翁眞子、渾然無適無莫。信矣、有徳有詞、視豹變諸南山、展也君子、取龍筋諸東海、炳如文章。與其解巨嶠印而而安眠、孰若匡瑞峯席以莅衆。靈光獨輝、空萬象於宗鏡堂前、羣生自趨、闢度門於通津橋畔。宜賡佛祖古典、痛斥夷狄新聲。山川相阻、修書疏來往。

諸山疏

戊戌歲三月日

建長守哲　圓覺本雄　壽福寶粱　淨智廣曦　淨妙建祖

禪興芳孫　東勝㐬典　萬壽　瑞泉梵妙　興聖

東漸文龜　法泉

正月、新宮軍云々。幷鹽川軍・鹽坪軍・遠田軍。此年、惠日寺炎上。

同廿六年（己亥）六月廿九日之夜、小河城拔焉。是守二忠於葦名氏一、故新宮氏攻レ之也。城主先夜夢二大水溢而城拔一焉、果然也。

七月廿八日夜、小布瀨城拔也。是合二心於新宮氏一、故自二黑川一攻レ之。

同月、黑河川自二今羽黑下一抑切合二鶴沼一云々。私案、此今羽黑者、可二向羽黑之事一。黑河川云者、未レ詳。傳云、鶴沼河者雖二今大河也一、自二何代一如レ今自二坂下邑一下流而已。有二鶴沼名一而此以上失二其名一。是亦自二此頃一先然否。然則、今之向羽黑之下本鄕堰者、此時復可二疏者一。又云、何時鶴沼河流二今大江河一云。然則、大江者近二黑河市井一、故如レ此云二黑河川一乎。又源頭、有二倉川邑一、邑水亦通二彼河一、故曾自二本鄕堰一上、自レ失二鶴沼之名一後、有二倉河河名一、其倉字訓爲レ黑（くら）乎。如何者、耶麻郡示現寺山西、亦有二倉川邑一、邑與德寺至德之比什器、湯大道黑川與德寺云々。此黑字可レ訓レ倉也。然彼源頭倉河邑、亦書二黑字一、如レ此云二黑河川一乎、未審。

同廿七年（庚子）自二五月十八日一旱、飢饉。六月二日、新宮城拔焉。或云、七月二日酉之

刻也。

同三十一年甲辰正月二日、洪水。大飢饉、人民多死。

同三十四年丁未八月六日、同廿七日、九月四日洪水、人民多死。八月塔寺神殿前櫻花開。勝常寺音千代歌、

思幾也紅葉於末知之櫻木能花佐久秋耳安伊奴倍之土波。

正長元年戊申天下飢饉。

第百三代後花園院

永享元年己酉法用寺鐘成。

同　五年癸卯十月廿三日、新宮氏兄弟據二小河莊城一自殺。彼先年出二於新宮城一後住二越後一、此時歸而據レ城。相伴死者、參河守・尾張守等凡十人也。

同　六年甲寅黒川諏訪社修造、及塔供養。法用寺塔供養。十一月初卯、塔寺八幡宮造畢供養、導師新田能化。

同　八年丙辰自二四月二十日一百五十日旱也。七月九日、大地震、自レ是三日、十六度也。

此年左下觀音堂内製銅版銘刻相傳曰。
天長七年四月十四日　弘法大師開山
延長二年三月十三日　號無頭觀音
延文三年八月　供養創建禪院
大檀那　富田祐義
藤原氏女　法名淨仙
興行比丘　慈昭
永享八年九月十七日、前立聖像幷不動毘沙門造立供養。同十年十月七日、卅三身幷達摩大帯造立供養。勸進比丘玄明珍。依造立玄明衣食。
檀那　平朝臣　沙邑
同氏女　桂正
同　九年丁巳大飢饉。
同　十一年己未八月十六日、大風雨。

同　十二年庚申自二六月廿四日一結城合戰、佐々河死去。

嘉吉二年壬戌大雪。

文安元年甲子葦名三郎左衛門盛久薨。

同　四年丁卯七月廿五日、大風雨。同三十日惠隆寺鐘成。八月十四日鐘樓成。

寶德三年辛未三月十八日、葦名左近將監盛信薨。葬二于天寧寺一、號二寶岩寺殿元慶聖喜一。事詳二于家譜考葦名譜一。七月十五日卯刻、典厩率レ兵圍二多々良伊賀守城一。伊賀守不意遁去、入二小高木城一、刼二捉於下總守殿一。故諸士馳集守護也。典厩亦追入二小高木城一、欲レ討二伊賀守一。故護二於下總守殿一諸士防戰多死。同廿一日、相謀而奪二於下總守殿一、令レ入二于典厩館一而警衞。故伊賀守父子・伊藤父子・其外面々自殺云。此事未レ詳。傳云、會自二允殿館一出、圍二尾山館一時云レ刼レ主。恐應二此時事一。今成願寺之側有二遺壘一、傳云、松本右馬允之居所也。故云二允殿館一。然則此云二典厩一者、是松本右馬允乎、多々良伊賀守者、尾山之地頭乎、下總守殿者、可二葦名盛詮之事一也。八月七日、猪苗代氏陷二濱崎館一。同廿九日、白河小峯共自來相謀令二和睦一。故猪苗代氏退還。

享德二年癸酉三月十六日、黑川兵圍二於典厩幷橋爪之館一。其將松本筑前守等也、共鬪戰。典厩不意遁去、入二高田館一。故追レ奔而相戰。時、白河小峯兵、共助來陷レ城。典厩潛走入二日光山一、橋爪氏亦欲レ走二野州一、於二南山之途一、逢二出羽守兵一而被レ討、子三郎亦自殺也。從者芳賀將監無レ比、奮戰而自殺矣。八月十二日、典厩出二於日光山一、暫休二勞於伊南河原田氏館一、尋陷二小林館一、而後相二催山内之一族等一也。九月十七日、典厩陷二於濱崎館一也、猪苗代氏亦助二典厩一也。故黑川出レ兵相戰。時、白河氏亦來助、黑川兵陷二於鹽川館一、白川兵陷二於濱崎館一也。同廿五日、典厩自殺、家臣死矣、猪苗代氏銜二白河兵中一而走。

同三年甲戌此年、關東多レ亂。

長祿二年戊寅八月廿四日、葦名氏欲レ攻二於伊達氏一、遣二兵七千騎一、其將金上氏也。無レ利歸矣。山内越中相謀、而山内族幷白河兵五百有餘騎、據二南ノ山鴫山城一。葦名氏詐謀、約レ與二於山三郷一、尋襲而陷焉、獲二於白河兵首卅七級一也。十二月七日、圍二於山内越中居中野館一三重。葦名氏陣二于法華堂一。（今可二實成寺一、本在二米代第四街一云。）同十一日、越中父子自殺

矣。

寛正元年庚辰葦名左近將監盛信薨云、太非也。七月朔日申刻、閣半時許也。十月二十日、小高木館、一宇不ν殘燒失。

同　三年壬午八角觀音堂供養。

同　五年甲申猪苗代氏侵ニ黑川一。

第百四代後土御門院

文正元年丙戌葦名下總守盛詮薨。諏訪橋供養。

文明元年己丑湯上へ羽黑遷宮。

同　二年庚寅大雪降。

同　三年辛卯會津伊達白河會。

同　四年壬辰二月十九日、黑川三分一燒失。

同　六年甲午四月朔日、黑川燒亡、諏訪華表燒矣。

同　七年乙未六月六日、大風吹。十月六日、大地震。

文明十一年己亥四月廿九日、諏訪華表建。興德寺・實相寺炎上。諏訪讀誦於萬部經。

同　十二年庚子五月廿七日、高田城拔焉。傳云、葦名氏謀伐於高田代、不克、時高田氏之臣與黑川鹽田氏之家童、男色知音也。故令彼密相謀高田氏臣、約言某日我主漁于宮川也、不意襲則速成功矣。如其言謀而終戮高田氏也云。按、高田氏之事未詳。太平記、葦名・二階堂・小俣、宮內少輔矣。葦名會津也、二階堂須賀川也、小俣氏者居此城乎。此鄉近小俣、今亦有古壘存也。

同　十四年壬寅葦名修理大夫盛高、娶於伊達氏之女。故始入伊達也。

同　十五年癸卯伊達氏上洛。

同　十六年甲辰五月朔日、黑川淨光寺炎上。八月廿四日、盛高率兵到磐瀨也。九月八日、盛高與磐瀨合戰。典廐幷太郎丸氏・平田氏父子三人・伊藤氏・同中務・小河莊小田切氏・畑兵庫等十五騎、雜兵百五十餘人戰死矣、獲於敵士卅六騎、雜兵首二百餘級也。十月十日、盛高輟兵歸于黑川。

同　十八年丙午六月、高田明神櫻花開。

延德元年己酉越後上杉與本條戰。

同　三年辛亥楊津堂改葺。

明應元年壬子三月三日、猪苗代伊賀戰死。四月十一日、黑川亂、盛高入于伊藤宅、松本藤右衞門戰死。同十二日、富田淡路父子三人戰死。六月十六日、大地震、大雨。九月廿六日、堵寺八幡宮華表血流出。十月廿六日、高田鐵華表立焉。今存兩柱無虹梁也。傳云、東小俣長峯越中云者建焉。鑄造之所、今存爐炭云。

同　三年甲寅四月十二日、於長井、尙宗與植宗父子合戰、伊達某奔入猪苗代。故葦名盛高率三千餘騎而入長井。五月五日、盛高自長井歸。同十日、松本對馬爲盛高代焉、率兵到長井。

同　四年乙卯十一月十九日夜半、松本備前及伊藤氏族陰謀顯、欲奔于宇都宮。南山長沼氏追走到絲澤、而伐於二氏及其徒三十餘人也。

同　六年丁巳二月十三日、日光山新宮悉炎上。

此年大旱。

明應七年戊午六月十六日、松本右馬允謀叛所戮焉。按、彼居所成願寺側遺壘是也。故今云允殿館也。前享德二年所戮典廐者、亦可是氏族乎。

同　九年庚申正月十二日、圍中野館拔焉。同十四日、欲攻漆而盛高率兵到三橋。

同十五日、到漆圍綱取城。二月五日、松本對馬所戮。傳云、彼居所在石塚觀音南二百餘步、今云對馬館、松本右馬允叔父也。且今圍壘址皆爲田、深泥如無底、人陷漸至沒股、則底皆敷材木云。疑是戮彼時、如此而攻焉乎。

第百五代後柏原院

文龜元年辛酉四月、安子島城自會津磐瀨守焉。六月九日、安子島氏所赦歸本宮。

同廿八日、豬苗代氏父子被戮。此時三郎殿始出陣也云、是可盛滋幼名也。

此年大旱、八月霜降、五穀不熟。十二月二日、搭寺華表動。

同　三年癸亥四月、高田伊佐須彌社炎上。

此年大旱。

永正元年甲子天下飢饉、會津米價一升百錢。按、此時錢大觀通寶之錢也。

同　二年乙丑八月十七日、因二家臣佐瀨・富田等故一、而盛高與二盛滋一父子有レ隙也、盛高黨二于佐瀨富田一、三郎盛滋被レ黨二于松本源藏・同勘解由一也。佐瀨・富田走二白河一、盛滋據二于耶麻郡綱取城一。故白河氏來雖レ謀レ和不レ可。十月九日、父子兵鬪二於鹽川橋一相戰。盛滋敗績、走二長井一而越レ年。相從者西勝・佐野・栗村・松本新藏人等也。

同　五年戊辰越後竹ノ俣據二于岩屋城一、八之丞戰死、與四郎入二會津一。

同　六年己巳關東上杉殿、於二越後一被レ殺。患レ痎而人多死。

此年大雪。

同　七年庚午六月廿七日、依二于松本源藏謀一而越後兵據二于狐戻城一。七月十六日、越後兵退二於狐戻城一。八月七日、大地震。九月九日、因二小峯氏內應一而岩城之兵入二白河一。故白河氏走二上那須一、同五郎來二會津一。

同　十一年甲戌四月十七日、黑川及諏訪華表燒失。六月九日、戊刻光物飛。八月十六日、岩城兵入二于宇都宮一、千騎許被レ討。高田伊佐須彌再興。

同　十二年己亥七月十九日、大地震。

永正十三年丙子三月廿八日戌時、楊津人家及塔燒失。四月十一日、大雪降。六月、洪水。七月末、塔寺彌勒櫻花開。

同　十四年丁丑十二月八日、葦名盛高薨矣。葬二實相寺一、號二常院一。今眞堂影像存也。明曆元年乙未三月十五日、實相寺同祿時、此影像亦在二灰裏一、雖二表背悉燼滅一、影像而已存今在焉。昔年殘夢和尚贊焉、贊詞燼滅去也。

同　十五年戊寅七月十四日、洪水。八月廿五日、雪降。天下無レ蠅。

同　十七年庚辰六月廿一日、爲レ合二力於伊達氏一遣レ兵。此時伊達氏與二最上志波氏一戰。

大永元年辛巳二月初卯、塔寺二王腹裂、六月合。同月七日、葦名出羽判官盛滋薨矣。無レ子、弟盛舜立。四月十九日、松本藤左衞門被レ殺。先日松本大學被レ殺。同月、南山兵襲二來于檜玉一加藤嘉明忌二檜類レ火、換二稱永一放レ火。黑川發レ兵伐レ焉、一騎不レ歸。同廿六日、盛舜發レ兵到二南山一。五月二日、盛舜被レ攻二於南山城一近日、營二於亡兄百箇日之法事一。故伊達氏爲レ謀レ赦、盛舜輟レ兵歸二黑川一。六月十六日、猪苗代氏侵二於黑川一、無レ利退。松本新藏人・同宇門・鹽田等、黨二于猪苗代氏一而内應、共走到二于八葉寺一。黑川兵追レ走、伐二之於松林一、猪苗代兵亦多戰死。

同　二年壬午伊達與最上合戰。
同　三年癸未四月十八日、諏訪華表立。五月十九日、洪水。
同　四年甲申七月十三日、黑川馬場町燒亡。同十五日、大町燒亡。
此年、百日旱。
同　六年丙戌天下疫癘、人多死。
第百六代後奈良院
同　七年丁亥十二月九日、黑川南町燒亡。同十九日、宇都宮町燒亡。
享祿元年戊子三月、黑川大町燒亡、地藏堂及窪道場燒。九月晦日、伊達氏攻於葛西奪。是葛西氏病死故然也。時葦名氏合力於伊達氏遣兵、始四番行、後又二番行。
此年旱、只見河步渡。
同　二年己丑五月五日、八葉寺幷空也塔燒亡、同勝（すぐれの）觀音堂燒亡。
同　三年庚寅世上豐年、會津米價一升十五六錢。
同　四年辛卯三月朔日、蛇出于西明寺渡、下流不流一日一夜。傳云、西明寺、鶴沼河

坂下渡也。楊津本堂供養、自二八月十日一千部經讀誦。世上豐年、會津米價同二去年一。

天文元年壬辰此年大旱、大小豆不作。冬、南山戰。

同　三年甲午會津伊達・磐瀬石川與二岩城白河一戰。

同　四年乙未自二二月一百八十一日旱、畑不作。白河結城氏歸二白河一。曾漂泊在二會津二十有五年。高田并楊津民屋及塔燒亡。盜多被レ討、始磔付。

同　五年丙午四月廿六日、黑川及諏訪社燒亡。同月廿八日、洪水。

同　六年丁酉正月廿二日、示現寺炎上、廿八日大林寺燒亡。

同　七年戊戌三月十五日、黑川城并市井諏訪社林木塔、共皆燒失。故盛舜被レ移二于平田石見宅一、四郎盛氏被レ移二于佐瀬大和宅一。火災之日、或二十日、或廿三日記事有レ焉。

同　八年己亥八月五日夜、耶麻郡亂、十月末鎭。

同　九年庚子三月、諏訪社造畢。自レ此迄レ今。八月十一日夜、大風吹衆木倒、高田宮林及二千本一倒、諏訪華表倒。

同　十年辛丑四月廿二日、黑川城十五間棟上。傳云、屋宇十五間、是三浦氏爲レ屋之

法也、民間云御十五間。猪苗代謀叛合戰及明年。宇都宮芳賀被殺。

同 十二年癸卯黑川小高木城改築。七月廿一日、盛氏率兵到于伊南伊北、横田氏敗亡。

同 十三年甲辰伊達氏父子合戰。

同 十四年乙巳夏蝗食稻、天下飢饉。冬、雪淺臘月梅花開。

同 十五年丙午雪不降、臘月梅花開。

同 十六年丁未八月八日、盛氏戰長井。葦名盛興生。

同 十八年己酉八月十六日、盛氏戰於小河。

同 十九年庚戌六月二日、盛氏率兵到中路、田村氏降。同三日夜、洪水、毛降。

同 廿年辛亥十二月十四日、高田伊佐須彌社再贈爵之綸旨曰、

口宣案

上卿 中山大納言

天文二十年十二月十四日 宣旨

陸奧國伊佐須彌社宜レ奉レ授二正一位位記一　藏人權右少辨藤原經元奉

時又中山大納言卿親筆書二當社扁額一、賜曰

奧州二宮正一位伊佐須彌大明神

抑考二當社什器一、有二奧州二宮正一位伊佐須彌大明神大同四年丁丑云銘刻一、則上古未レ知、凡八百年來者、有二贈爵一明。然今歲又賜二綸旨及扁額一者、文龜三年當社燒失之時、什器皆失。故邑法幢寺僧智鏡達二天聽一受レ焉。

同　廿二年癸丑八月廿一日、葦名遠江守盛舜薨。

弘治元年乙卯葦名盛氏女嫁二白河結城義親一。　松本與右衛門・小檜山藤八被レ殺。

同　二年丙辰正月廿五日、黑川燒亡。

第百七代正親町院

永祿元年戊午葦名盛興約レ娶二於伊達輝宗妹一、爲二佐瀨大學聘使一。

同　二年己未盛氏遣二富田・平田等於二仙道一、於二大槻城一、佐柄大河原被レ殺。

仙道中屬二會津一。

同　三年庚申八月七日、盛氏與佐竹戰、鹽田等戰死、佐竹白河那須兵亦多戰死。

德政行。

同　四年辛酉盛氏南山合戰、富田監物同主膳被殺。

同　九年丙寅正月五日、磐瀨二階堂氏來賀。二月二十日、盛氏攻於磐瀨郡横田城、虜於横田氏。八月十三日、盛氏自仙道歸。

同　十年丁卯諏訪社改葺。

自此年用永樂錢。按、用永樂錢、可天文末、未審。

元龜元年庚午十月、耶麻郡德政行。

黑川與向羽黑間、新分町。按、可今宗彝町。是糟尾宗彝云、醫者之居也、因爲名。

葦名盛興改營於宮内邑藏王堂。傳云、此社準于和州吉野藏王堂者、往古修驗道之徒、因于路此藏王堂攀入大戸嶽、廻於布引之西麓出城東羽黑山、以準多武峯之修行云國峯。故所經山中有小篠・大黑岩等處、摸於多武峯之處々。今民間稱天屋三峯者、亦準金峯・葛城・多武峯三峯云。總是山嶽形以似多武峯云爾。

按、是可二吉野皇居之頃一。

同　二年辛未七月七日、盛氏與二佐竹一戰。　八月下旬、盛氏自二佐竹一歸。　同廿五日、德政行。　十月朔日、黑川禁二釀酒一。是因二盛興酒病一也。

天正三年乙亥五月十三日、於二安積一松本圖書戰死。　六月五日、盛興薨。　八月朔日、塔寺千手堂斗帳繪初、十月十日成。　此帳用二全布卅三端一而摸二于佛像之長一也、願主、白河氏・立河氏・僧泉藏等也。　九月廿六日、實相寺桃林悟和尙示寂。　一名殘夢、又自號二秋風道人一。　傳云、常能談二壽永元曆之事一、乃是義經臣常陸坊也。　示寂日、夙鳩二衆於室內一、座二竹椅一頌曰、墮二在無間一、五逆聞レ雷、喝下瞎驢一、死眼豁開。　誦了一喝共瞑。

同　六年戊寅三月十三日、越謙信薨。

同　七年己卯十二月廿八日、栗村死。住二坂下一、役所レ跡之堰曰二栗村堰一。

同　十年壬午盛氏女白河氏室卒。

同　十六年戊子十月十四日、金上氏上洛。

第百八代後陽成院

文祿三年甲午二月八日、氏鄉上洛。五月十一日、氏鄉母公逝去。本稱御屋敷。今御屋敷町、其從者之居處也。

同　四年乙未淺野彈正少弼下向。

慶長三年戊戌正月十六日、移于秀行宇都宮之事、聞于會津也。三月、石田治部少輔下會津。

同　四年己亥此年金一分判始焉。莨菪始用焉。

同　六年辛丑八月廿五日、移于景勝羽州之事、聞于會津也。

同　七年壬寅田丸中務大輔子息兵太郎、後曰左京。自越後來會津也。

同　十年乙巳檜原山多黃金出焉。始得之者、僧中將也。石森亦多黃金出焉。

同　十五年庚戌九月十日、捨永樂通寶錢用京錢。京錢者歷代之雜錢也。傳云、駿府大相國公一夕夢換城、醒告忌於本多佐渡守。佐渡守敬白、是公不所可患、志路可相換太易也、以京錢換永樂。公尤容其言。終如此云。其事、倭俗謂錢曰代物。代訓志路也、故取義然也。

同　十六年辛亥八月廿一日辰刻、會津大地震、會津川下流、山崩塞焉。故降水汎濫而

欲浸耶麻蛇川。秀行長臣岡半兵衛・町野左近、籍于郡中而集役夫下流而不日通焉、水盡涸。然下濕之地、餘水相湛爲湖、稱曰山崎湖。自寬永末年之頃、漸々水涸皆爲藺畬矣。此地震、楊津堂崩入河、幷塔寺觀音堂崩倒。

第百九代太上皇帝

慶長十七年壬子五月十四日、秀行薨。葬于城南允殿館、號弘眞院。秀行春遊此地而命建寺、即日經營未成薨也。

同　十九年甲寅十月、有大坂役。故蒲生忠鄉十一歲始服鎧、使功臣蒲生主計告其法。是選彼武功也、故相謂爲榮矣。主計者田島主也、不日歸田島、一宵垂紙帳坐割腹於十字、膶爛於腸胃、抛紙帳自刎死。人不解其遺恨、量云、以彼老免於今度大坂征役也、彼却懷以吾老除於大事役、如此而生何益乎、故可然矣。

同廿三日、忠鄉奉於大坂役發會津、赴江戶、然爲江府之留守而不列供奉矣。

元和元年乙卯三月廿四日、會津大燒亡。

同　三年丁巳楊津ノ堂幷塔寺觀音堂建立焉、本願僧法界也。界者、行人也、曾勤行于

天寧寺伏見瀑一、故曰二瀑ノ上人一、又住二翁島一。

同　七年辛酉二月廿五日、若松大燒亡。　秋冬神躍、天下爲レ俗、世曰二御伊勢躍一。往々金錢五穀降、多有レ怪。

同　八年壬戌春、有二天火之災一。三月、最上源五郎被レ貶。本多上野介・永井右近大夫、奉二於秀忠公鈞命一而入守二於山形城一。蒲生忠鄕亦奉二鈞命一、遣二部將本山豐前・北川土佐・外池信濃及多軍一、而守二鶴岡・大山兩城一也。九月謫二本多上野介於由利郡一、而賜二山形於鳥井左京亮一、自二奧岩城一移也。

同　九年癸亥自二公方一使下池田・花房司上レ事、而築二於最上・山形之城一也。

寬永二年乙丑賜二蒲生忠知于出羽上山一也。

同　三年丙寅春、忠鄕供二奉于家光公一而上洛。三月九日午刻、惠日寺炎上。

同　四年丁卯正月二日、忠鄕患レ痘急也。故侍臣多直二于城裏一、入レ夜每座阻二閧於二三百人之逕一、廣間者閧則猶レ入、奥者閧則猶レ出云。同四日、忠鄕薨。葬二高岩寺一、號二見樹院殿得譽元光一。四月、賜二蒲生忠知於豫州一、自二羽州上山一移也。五月五日、加藤左馬

介嘉明自豫州來、領於會津四郡及安積磐瀨、共四十萬石也。子息民部少輔領二本松、壻松下石見守領三春。

第百十代女帝

寬永八年（辛未）秋出于赤魚二疋三丸堀。九月十二日、嘉明薨。號松苑院。（火葬于江戸、來荼毗骸骨於住吉南河原。）同十九日、會津洪水。三月、無名大魚死、寄于相小田原濱。四月、武州府中大氷降、鳥獸被打多死。

同　九年（壬寅）加藤肥後守被謫于羽州莊內。

同　十年（癸酉）正月廿一日、相ノ小田原大地震。

同　十一年（甲戌）三月、加藤明成發若松、赴于家光公上洛供奉。

同　十二年（乙亥）秋分於河原町・新侍町。十二月十七日、倒懸耶蘇徒於藥師堂。同十八日、亦倒懸於耶蘇長橫澤丹波族六七人、皆榜書於佛名六字令負焉。近頃捉伴天連於彼屋二重壁裡也。同二十日、倒懸於伴天連、到廿六日之夕死。總倒懸於本邦人、不經二日而死、夷人故乎、生經一七晝夜矣。彼着異服、能伸縮而大人

小兒共相稱也。

同　十三年丙子春、明成室逝去矣。於二高岩寺一千部經讀誦、始二于三月十日一而終二于十六日一、終日修驗道ノ徒諷經。

同　十四年丁丑五月廿七日夕戌刻、巽位與二離位一有二兩電一、而數丈之烈光相交激、恰如レ投二大炬一。俗稱曰二神軍一。夏、於二武州府中一狼多作レ害。有二鈞命一、使二井上外記・加藤勘介狩一レ之、獲二勘介一百卅五頭、外記一百二十頭一也。七月七日、豆州大島兩筒處自燒、到二于明年二月一而熄。七月八日、星過二月中一。初冬、晩々西天焦丹超レ常也。

同　十六年己卯三月朔日、籍二於會津四郡、及安積・磐瀬役夫一、改二築於若松城一、萱野權兵衞・菅庄兵衞奉行焉。四月十六日寅刻、加藤式部少輔明成臣、堀主水・弟多賀井又八郎・眞鍋小兵衞兄弟三人、家臣八人及各妻子總三百餘人、出二奔於若松一、於二中野邑一一回放二鳥銃一、辰刻到二于倉川一、積二柴於橋上一、見二於火漸炙一レ橋版一而退去矣。同十八日、以二役夫千餘人一轉二運於丈餘巨石一也、加藤監物役レ焉。是明成弟而爲レ臣。十一月中旬、捨二京錢一用二寛永通寶新錢一。

寛永十八年辛巳三月廿四日、明成弟加藤民部少輔薨。二本松城主也。同月明成被レ弑二于堀主水及弟多賀井又八郎・眞鍋小兵衛江戸芝第一。

同 十九年壬午臘月、毎レ街往々有二投レ重之聲一、擧レ世曰二魑魅投レ礫一。精探寒氣甚而街路之堅氷爲レ條破大餘、故有レ聲也

同 二十年癸未正月二十日亥刻、大地鳴震數度、不レ知二其方角一也。春至レ夏天下飢饉、餓莩滿レ野。若松市井毎レ街齋レ飯。五月二日、明成致仕。此事、五日申刻聞二于會津一。十七日未刻、米澤上杉彈正忠、部將上杉右馬允・松本内匠入二若松一。相從侍五騎。申刻土岐山城守亦入二若松一。相從侍卅六騎。十八日朝、米澤兵二百五十騎入二若松一也。十九日、午刻新發田主溝口出雲守、申刻白河主丹羽左京大夫、共入二若松一。二十日午刻、上使宮城越前守・町野長門守・多賀左近大夫・横目野瀨小十郎、其他伊丹順齋・佐野主馬、共皆入二若松一。廿一日、酒井宮内大夫自二江戸一徑二入若松城一。以上諸將兵遍滿二于郭內ノ第宅一、驚二非常一。六月下旬、封二保科肥後守正之公於會津一也。七月朔日、丹羽左京大夫應レ召、發二會津一赴二江戸一、有下移二領於二本松一之貴命上、而不レ日自二白

河一移二二本松一也。又館林城主榊原式部少輔移二白河一。同月下旬、正之公長臣保科民部少輔入二若松一。八月二日辰刻、保科民部少輔・小原五郎右衞門尉・遠山伊右衞門尉・坂淸左衞門尉等、見二三上使於若松城太鼓門裡一。上使徑入授二當郡之簿籍於民部少輔一矣。酒井宮内大夫卽刻發二城裡一歸二于莊内一。同三日、三上使及諸將兵、各發二會津一而歸也。同八日午刻、正之公入二若松城一。萬歲萬々歲。

南部根元記 巻上

南部由來、信直公御家督の事

爰に南部大膳大夫信直公と申すは、清和天皇の御苗裔新羅三郎義光の御孫、賀々美次郎遠光の三男、南部三郎光行より廿二代の後胤、南部右馬頭政康の次男、左衛門尉高信の御子なり。政康の御嫡子右馬亮安信は、南部の家督を繼ぎ給ふ。弟高信は、津輕郡代として、石川の城に居住なり。安信の嫡男は、彥三郎晴政と申すなり。頃者天文の末つ方、家臣一條左衛門を甲州へ使はして、武田大膳大夫晴信より、晴の字を受得給ひて、晴政と申しける。扨元祖南部三郎光行は、後鳥羽院の御治世、文治五年七月、右兵衛源賴朝公、陸奥・出羽の押領使伊達次郎泰衡御退治の爲め、奥州御發向の節、彼幕下に相從ひ、阿津樫山・國見坂所々の合戰に軍功を勵し、忠節を抽

南部信直

南部光行

南部略系

んじ給ひしかば、右兵衛勳功を重んじ給ひ、奥糠部道の五境を、御恩賞に下し給ひける。是に依つて光行公、建久二辛亥年十二月下旬、本國甲州南部の庄より、奥糠部へ入部ありて、同郡平郎崎を居城に定め、少時住み給ひ、夫より三戸へ移り、子孫代々此所に住み給ふ。光行御子餘多あり。第一彦太郎行朝、嫡男たりと雖も、庶腹たるに依つて、家を繼がず、本領の內、一戸を知行し、一戸の元祖なり。二男彥次郎實光、嫡腹たるに依つて、家督をし、嘉禎四年正月、鎌倉の將軍賴經御上洛の節、隨兵騎馬の供奉を勤めらる。建長四年八月、宗尊親王、征夷大將軍に任ぜられ給ひし後、鶴岡八幡宮御參詣の時、實光、後陣の供奉を承る。其後も、度々供奉の選に當る。常に幕下近侍の勞あり。三男太郎三郎朝清、是七戸の祖なり。四男孫四郎宗朝、是は四戸の元祖なり。五男五郎行連、九戸の祖なり。六男破切居六郎實長、法名を日圓といふ。甲州にては、破切居の鄉を知行し、同國身延山の本願、是八戸の祖なり。實光の御子又次郎時實、法名を實願と號す。同じく宗尊親王に仕へて、鎌倉に宮仕し給ふ。扨光行より十代に當りて、南部右馬頭茂時は、北條相模入道宗鑑が味

政行の歌道

方に屬し、正慶二癸酉年五年五月廿二日、鎌倉沒落の刻、葛西が谷に於て生害し給ふ。菩提所藤澤の清淨光寺、法名敎淨寺殿正阿彌陀佛と申すなり。其御孫を、遠江守政行と申しける。足利尊氏の御手に屬し、度々軍忠之あるに依つて、本領安堵の御敎書を給はり、前代に替なく、勳功を宗とし給ふ。歌人にて御座す。筑波集に曰、遠江守政行、舟引つなぐ雪の朝川薪とる人や山路に入りぬらん。〔本ノマヽ〕春霞秋立つ露にまがはねば思ひ忘れて鹿や啼くらん。此歌叡聞に達するの處に、春日の鹿の音、趣向新なり。叡感淺からず。仍つて褒美として、松風の硯を賜ふ。原に、夫松風硯、昔本三位の中將平重衡、法然上人に受戒するに、其報當に布施する所の者なり。其後王庫に入るといふ。政行の御子左馬權頭守行、後に大膳大夫に至り、剃髪して禪高法師と申せしなり。其頃、鎌倉の公方持氏公、逆徒に襲はれ、殆ど難儀に覃び給ふ折節、守行、最前に御味方に馳せ參じ、軍忠を抽んじ給ふに依つて、應永十八辛卯歲六月一日、陸奥の國司職を下し賜ふ。同廿三年、持氏公、鎌倉犬懸の前の管領上杉氏憲入道禪秀が爲に襲はれ、鎌倉を落ちて駿州に赴き、今川右京大夫範忠を賴み給ひ、

夫より京都へ訴へ給ふ。京の公方義持公、諸國へ相觸れられ軍勢を催し、禪秀を退治し給ふ。此時守行、持氏の御手に屬し、軍忠を勵し給ふに依つて、持氏其忠節を感じ給ひ、東奥に於て、領地數箇所充行はれ、恩賞他に異りしかば、奥羽二州の諸士、悉く守行の威風に歸伏して、各糠部へ拜走せずといふ事なし。康正二丙子年、秋田の安東と確執を起し、合戰に及ぶ。此時葛西伯耆守持信は、緣者たるに依つて、舍弟刑部大夫信敏を、加勢の大將として、數百騎の兵を引率し來り、秋田と相戰ふ。軍中に於て、雙鶴舞下る。一戰に勝利を得給ふ。是に依つて元來割菱の紋たりと雖も、是より改めて、雙鶴の紋となす。閉伊郡大鎚の合戰に、片岸村にて終り給ふ。あわ洞といふ所にて、葬送し奉る。導師は付馬牛村東禪寺無盡和尙、法名祖山禪高と申し奉る。守行の御子遠江守義政、後に南部庄司と號す。其頃鎌倉の持氏、京の將軍義教公の御心に背き給ふ。仔細ありて、京家より、東山・東海の諸將に命じて、持氏を征伐し給ふ。此時、庄司義政、京方に屬し、一番に鎌倉の大手口を切破り、軍忠を勵し給ふ。此時、黑毋衣御免、賞祿共に厚く蒙り、威光遠近に周し。夫より御子孫相

繼ぎて、益榮花に榮え給ひぬ。持氏亡びて、世の中變轉すれども、猶ほ先例に違はず、葛西・大崎・江刺・柏山・和賀・稗貫・志和・横田・秋田・仙北・由利・庄內・越後境迄、何れも南部の御下知に從ひ、皆々幕下に參候す。時移り事改つて、應仁より下つ方、天下大きに亂れて、東西靜ならず。叛逆の輩不意に起りて、面々の威勢を爭ひしかば、晴政の御時代に至つては、僅に御分領を從へ給ふより外、さまでの御威勢もなし。晴政公、男子一人もましまさず。女子餘多持ち給ふ。嫡女は、田子九郎信直の北の方、二女は、九戸彥九郎實親の妻、三女は、東中務の妻、四女は、南少弼の妻、六女は、北主馬之助妻なり。斯くの如く、御家督に立ち給ふべき御男子なきに依つて、田子九郎信直を、御養子と定め置かれたりける所に、晴政公、中年に餘りて、一人の男子を儲け給ふ。彥三郎晴繼と申し奉る。晴繼、御成長に從ひて、晴政御心に、信直を深く惡ませ給ひ、御養子の事悔い給ふとなり。されども信直は、實子出來給ふ上は、我等南部を繼がん事、全くあるべからずと、仁義正しくまし〳〵ける。晴政、妬の餘りにや、如何にもして、信直を失はゞやと思はれける折節、信直、鷹野に出で給ふ。能き幸

と悦び、劒吉右兵衞・金田市之助・福士何某等に命じて、信直を暗打にし給はんとす。人々、主命とは申し乍ら、筋なき仰なれば、流石に痛はしく思ひて、さのみ火急にも追ひ奉らず。信直、危き難を逃れて、川守田常陸が館に入り給ふ。追手の輩、打漏らしぬと叫えしかば、晴政、自ら御馬を出され、彼館攻落し、眞先かけて門内へ入り給ふ。信直、窓より見給ひけるに、案の外、敵は晴政にて御座す。扨誰にもせよ、我を討たんとするは敵なれば、只一鐵炮銜ひ給ふを、常陸見奉り、大きに駭き、正しく殿にて御座す。主君と申し親といひ、いかで天命に背き給ふべき。只威に計り討たせ給へと申しければ、信直は、實にもと思しけん、側に進みたる武者一騎討落し、矢叫をし給ふに、晴政、大きに駭き、此城に鐵炮はあるまじと思ひしに、存の外、鐵炮打ちけるぞや。それ者共防げとて、其身御馬を引返し、三戸へ歸り給ふ。之を見て城中の兵共、箙を敲き鬨を作りて駈出しければ、寄手怺へず、我先にと退散す。翌朝常陸入道、さあらぬ體にて、三戸の城へ參り申上げけるは、夕如何なる者にや、田子九郎殿を剽し奉る。信直小勢にて、防ぎ給ふ事叶はず。某が家に駈入り給ふ所に、

彼のしれ者共、續いて攻入るを、漸く追拂ひ候。黄昏時にて、誰とも見分け候はずと申しければ、晴政、夫は何者にて候や。徒なる仕方かなと、虚知らぬ體にておはしけれども、內心には彌憤晴れやらず。害心を挿み給ひ、動もすれば信直を、失はるべき御振舞共多かりける。斯る所に、御子晴繼公、御年十三歲にして、疱瘡を煩ひ、竟に果敢なくなり給ふ。晴政、大きに悲歎し、諸事物狂はしく御座しけり。既に信直には、不快になり給ふ。重ねて御家督の御相談にも及ばず、御代々相傳はりし將軍家の御敎書等、其外色々家傳の御重寶・記錄等を見給ひて、是を誰にか讓るべき。徒に他の寶になさんより、燒捨てんにはしかずとて、一所に集めて火をかけ、自燒して捨て給ふとなり。又一說には、天文八年三戶城出火、斯時累代の證文等、大牛燒失すとなり。斯くて年月、晴繼の早世を歎き暮し給ひ、物惱ましくなり給ひて、竟に元龜三年八月四日、世を去り給ひけり。然るに御家督の事、誰とも仰置かれざりければ、家中の面々、安堵の思なかりける。先づ御一族中、東中務少輔・南遠江・北左衞門佐・石龜紀伊守・七戶彥三郎・毛馬內靱負。郎從には、石井伊賀・櫻庭安房・楢山劔帶・淨法寺修

理・吉田兵部・福田掃部・種市中務・久慈備前・大里修理。此等の人々、評議取々なりけれど、面々の心々にて、一決したる事もなし。爰に九戸政實は、家中一の大身にて、諸人心を寄せしかば、侫媚の族は、混らに九戸殿舍弟實親こそ、晴繼の姉聟にてましませば、御家督に苦しかるまじなどと、言合ひける。其中に、北左衞門佐申さるゝは、何をとやかくといふぞ。光祿殿御定の外に、誰ありて御家督の事極むべき。晴政公御逝去の時、仰置かれずと雖も、信直の御事は、最前に御家督の御約束ありて、定まり給へり。尤も此頃、晴政、御不敎の御仕方ありと雖も、御家督誰にと仰置かれぬは、御約束を違反し給はぬ印なり。然れば御家督は前々より、相極りたる事を、今更何かと僉議ある條、更に心得ずと、理非正しく申されければ。何れも一言に及ばず。扨北殿、勝りたる侍百人・鐵炮百挺、何れも物具堅めて、田子に御座しける九郎信直の御迎に越されける。信直は、左衞門尉高信の嫡子なれば、晴繼の爲には從弟伯父なり。大姉聟なり。旁間近き御中なれど、晴政公に惡まれ給ひ、田子に身を潛めて御座しけるが、北殿進めに依つて、軈て三戸の城へ御入ありて、南部廿六代の家督を、

信直南部家を繼ぐ

御相續なされける。晴政の御葬禮、營ませ給はんとて、萬年山聖壽寺へ送り、一片の煙となし奉る。北左衞門は、三戸の御留守居を勤めて、嫡子彥助、二男主馬之助、御供にぞ出でられける。未だ家中も聢と歸伏なければ、御供の人々は、皆々物具にて出でにける。既に御葬禮事畢りて。信直、三戸へ駕を廻し給ふ所に、誰とは知らず逆意の輩、爰の木陰彼の森陰に隱れて、御歸りを討ち奉らんとしけれども、御用心稠しく、さすが後難をや恐れけん、身を潛めて打出でず。信直、難なく御駕を三戸へ入れられ、家中の面々、急ぎ出仕あるべき旨、御觸れられ、若し異儀に及ばゞ、速に誅伐あるべき由、斷り給へば、東中務・南遠江父子を始め、大方歸伏せられける。中に九戸政實計こそ、所勞と號し出仕なし。さのみ敵對の色も立てられず、我が本城に引籠りてありける。斯くて其年も暮れて、天正元年の春に還へりぬ。〇別傳に曰、晴政の御子彥三郎晴繼、幼少にして南部の家督を繼がせ給ひしが、歲僅十三歲にして、疱瘡を惱み、終に世を早うし給ひぬ。依つて御家督繼がせ給ふべき御方なく、家中の上下大きに騷動して、安き心もなかりけり。八戸彈正少弼は、其頃年幼うして、

何某分方なし。其外御一族中、東中務・南遠江・北左衞門佐・石龜紀井・七戶彥三郞・毛馬內靱負・其外石井伊賀・櫻庭安房・楢山劒帶・吉田兵部・福田掃部・種市中務・久慈備前・淨法寺修理・野田掃部・葛卷覺衞門等の諸老士、評議取々なりしかども、面々の心心にて、一決したる事もなし。中にも九戶政實は、家中一の大身にて、年も長しくおはしければ、皆輕く思ふ事なし。依つて佞媚の輩は、混ら九戶殿舍弟に思付き、彥九郞實親は、晴繼公の姉聟なり。御家督に苦しかるまじ。如何などと言合へる。其中に、北左衞門佐申さるゝは、何をとやかくと、各は爭ひ給ふぞ。早や御家督に立ち給ふ人こそ定まり御座し候。餘り噪ぎ申さるゝ事、詮なしと、申されければ、皆人不審顏にて居たる所に、扨北殿、勝りたる侍百人・鐵炮百挺、何れも物具堅めて、田子に御座しける九郞信直の御迎に越されける。信直は、左衞門尉高信の嫡子にて御座せば、晴繼の爲には從弟伯父なり。大姉聟なり。旁間近き御中なれば、御家督に直り給ふに於て、誰か之を褊し申すべき。なれども、信直、慮を深うし給ひ、世の有樣を窺ひ居給ふ所に、北殿よりの招請を幸と悅び給ひ、軈て三戶の城へ御入ありて、南部

廿六代の家督を御相續なされける。則ち晴繼の御葬禮營ませ給はんとて、萬年山聖壽寺へ送り參らせ、一片の煙となし奉る。北左衞門佐は、三戸の御留守居を勤めて、子息主馬之助、御供せられける。世上の人意、未だ定まらざる頃なれば、御供の衆は、皆々物具にて出られける。既に御送葬事畢りて、信直、三戸へ駕を廻し給ふ所に、誰とは知らず逆意の輩、道に相待ち、信直の御歸りを討ち奉らんと、所々の詰々に簇り、弓・鐵炮を射懸け打懸けしかば、御供の面々、思も寄らぬ事にてはあり、其上、小勢にて、防ぎ戰ふべきやうもなし。漸く黄昏に及びて、川守田館へ入らせ給ひぬ。亭主川守田常陸入道、急ぎ出合ひ、請じ入れ奉る。逆意の輩、御後を慕ひ、透間もなく門内へ亂れ入る。信直、窓より覗き見給ひて、鐵炮暫く直して、眞向に進む大將と覺しき者を、討落し給ふ。是を始めて、御供の若侍北主馬・金田市之助など、我も我もと馳出で、散々に切つて廻れば、逆徒悚へ兼ね、門外へ引退く。城兵勝に乘つて、寄手を四方へ追拂ひ、城中へ引いて入る。一揆の徒黨等、如何思ひけん、其夜重ねて寄する事もなし。夜明けて信直公、駕を三戸へ入れられ、家中の面々、急ぎ出

仕致すべき旨相觸れられ、若し異儀に及ぶ者あらば、速に討果すべき旨、斷り給へば、東中務・南遠江父子を始め、各歸伏申しける。　九戸政實も、信直公の御事は、一家の筋目なれば、家督に相立ち給ふ事、聊も非分に非ず、違背申すべきならねば、御家督の事、故なう靜謐し、御家中の諸士、殘らず出仕申されけり。

信直公、馬場野館的射會并九戸九郎を討ち給ふ事

九戸九郎等逆心

北左衞門佐信愛（のぶよし）、東中務・南遠江等と心を合せ、信直を守立て參らせ、御家督事故なう相濟みければ、兼て信直へ心を寄せし輩は、各三戸へ拜走す。　又九戸方へ心を通せし族は、信直へ歸服の體にはあり乍ら、何れも虎狼の害心を含んで、おのがどち呟き合へり。　然る所に、久慈備前・七戸彦三郎等、九戸へ心を寄せ、九戸九郎が底意を受けて、祕計を廻らし、天正元年三月十五日、（又三日ともあり）、信直を馬場野館に請じ、的射の遊を催し、其場に於て打ち奉らんと巧みける。　信直、斯くとは夢にも知らず、家中の若侍十七人相具し、馬場野館に御出ある。　九戸九郎、相圖を聞くよりも、驚破や天

道、我に南部を與へ給ふ時、至れりと喜び、武田菱に鐘の白旗を、春風に飜し、其勢百五十騎、三戸へ馳せ向ふ。去程に信直は、的射の御遊半にて、輿を催し給ふ折節、木村右馬之助、此度九戸の催促にて、九戸勢の中にありしが、元より信直へ志深かりければ、密に先へ蒐抜け、馬場野館の御的射場へ、憚しく馳せ參じ、信直へ告げていふ、今日の御遊は、九戸謀略を以て、殿を打ち奉らん爲に、請じ申したるにて候。早や九戸九郎百五十騎にて、只今是へ押寄せ候。急ぎ御本城へ御歸り然るべしと、申上ぐれば、信直聞召され、敵寄すと聞きて、何方へか逃ぐべき。縱ひ敵、何百騎にて寄せたりとも、九戸九郎が分際にて、何程の事かあるべき。信直が日頃の手並は知りつらん。幸ひ持合せたる的矢にて、九郎が只中を參らすべし。其上は太刀の柄の續かん程こそと、更に御歸城の氣色なし。木村、重ねて申しけるは、仰尤には候へども、さり乍ら身を全うして敵を亡すは、良將の策、暴虎馮河して悔なきは、賢聖の譏る所にて候。ひらさま爰をば御除ありて、三戸にて如何やうにも、御思案を廻らされ然るべうと、指切つて申しければ、御供の人々も、何れも木村が申す通り、其上敵寄

すと聞きて、本城を何方へも御除あらば、聞落とも申すべし。是は中途より本城へ御歸ありて、敵を待受け給はんに、何の聞落と申す事のあるべきと、諫め申せば、信直、實と思召し亭主には、只今老母高源寺、氣色惡しきとて、木村を差越され候故、歸り候とて、御馬を引寄せ打乘り給へば、御供の人々前後を守護し、三戸指して歸り給ふ。九戸九郎は、信直の歸り給ふとは、夢にも知らず、諸勢を引具し、三戸へ到着す。馬場野館へは、信直の城下ならでは、通るべき道なければ、信直御留守ぞと心得、何心もなく城の前を、北を指して小坂を打上る所を、信直公、塀の中より之を見給ひ、只一放と衒ひ給ふに、筒先少し上りて見えければ、爰に田子のから式部とて、大力の剛の者、しかも名を得たる忍の者なるが、御側にありて申しけるは、是は大事の敵にて候。御運を開き給ふも、只此一放にて候。是へ御上りありて遊され候へとて、兩の臂を膝に打かけ、手先を竝べて蹲り居たり。信直、式部が手の平に上り給ふに、盤石の上に立ちたるが如し。されども中直には如何と、佐々木左馬之助が肩先へ鐵炮を打載せ、しばし直らふ其間、纔か十間計と覺ゆるに、葉武者共をばやり通し、大

信直九郎を討つ

將九郎、間近く歩ませ來る所を、動と切つて放し給へば、愆たず、九郎が妻手の肩先より、左の脇へ打拔かれ、馬より眞逆に落ち、其儘にてぞ果てにける。是を見て、城中一同に鬨を揚げ、大將をば打留めたり。餘すな漏すなと、喚き叫んで切つて出づる。九戸勢は、思も寄らぬ事なれば、前後不覺に躁ぎ立ち、我先にと逃げ行くを、爰(こゝ)彼(かしこ)に追詰め／＼討つ程に、返し合すべき隙もなく、殘り少なに打ちなされ、這々九戸へ逃げ返りけり。斯くて火急の躁動にて、御勢を召さるゝ間もなかりければ、御一門の人々も、事靜りて後、何れも三戸へ相詰められしと聞えける。九戸殿は、舍弟を討たれ、郎從を多く討たせて、如何に無念に覺すらん。如何樣にも其儘にては、よもあらじと、諸人薄氷を蹈むに似たり。

天正元年九戸一亂の事

去程に、打殘されたる九戸勢、糠部へ逃歸り、始終を語りければ、政實、大きに憤激し、且(また)は怒り且は悲む。此上は、是非三戸へ押寄せて、有無の安否を極めんと、急ぎ一家

の輩を招き、軍の用意頻なり。先づ九戶へ一味の人々には、政實の姪婿櫛引河內・堀野江・刺家・圓子・晴山・長內・蛇口・久慈・野田等の族なり。此事、三戶へ隱れなければ、信直聞召され、政實、弟を討たせて、よも其儘にては居まじ。若し不意に寄せ來らんも計り難し。急ぎ軍勢を召集むべしとて、四方へ觸廻し給へば、南部へ志ある族は、我も〳〵と馳參る。先づ御一門には、北左衞門佐父子三人・東中務少輔・南遠江守父子・八戶彈正少弼・毛馬內靭負頭・石龜七左衞門・野澤・足澤。郎從には、櫻庭安房守・同兵助・石井伊賀守・小笠原安藝守・吉田兵部・福田掃部・金田市下總・三戶・岩間を始め、各三戶へ參候す。九戶方、南部方と、家中二つに別れて、東西更に靜らず。政實、軍議しけるは、事延引に及べば、岩手の者共、津輕勢と共に、敵方に加はる程ならば、殆ど難儀に及ぶべし。敵に勢の付かざる先に、早く攻果たさんには如かじとて、三月下旬、三戶へ押寄する。三戶には、此事傳へ聞きて、信直公、北・南・東等の人々を召され、九戶、大勢にて押寄すると風聞す。敵に城下を蹈ませては、味方後れたるに似たり。中途へ出でて戰はん。如何あらんとありければ、北左衞門佐、仰尤に候。蓑

が坂の難所を前に當て、逆茂木を引きて相待たれ候へ。倩敵の機を察するに、岩手・津輕の勢共の、馳加はらざる前に、火急に攻めんとの支度と覺え候。然らば敵の利は、急に戰ふにあり。味方要害を堅めて守り、鹿角の面々、幷淨法寺修理に仰せて、西より攻めさせ、又岩手の者共へ仰せ越されて、九戸本城を攻むる程ならば、政實後を氣遣し、引取らんは治定なり。さあらんに於ては、押續いて攻懸り、三方より楯挾んで戰はゞ、必ず御利運たるべしと、申されければ、何れも此儀尤と、若手の旗頭福士が方へ仰越され、日戸・玉山・雫石・田頭・大釜等の者共を引具し、不日に打立つべしと仰越され、鹿角の面々へも相觸れらる。去程に、九戸左近將監政實は、時刻を移しては叶ふまじとて、大軍を引率し、三戸指して押寄する。信直公も御馬を出され、蓑が坂に要害を形取り、逆茂木を引きて待懸けたり。軈て九戸勢、蓑が坂に馳着きて、鬨の聲を揚ぐれば、南部方にも、同じく鬨を合せ、夫より矢軍始り、互に射違ふる箭は、雨の脚るよりも繁し。九戸方、樣々惡口を吐き、戰を挑むといへども、南部勢、堅く守りて出合はず。兩陣相支へて、戰數日に及ぶといへども、未だ雌雄を決せず。斯

る所に、三戸の姉帯大學方より、九戸陣中へ早馬を立て、岩手の輩、九戸本城を取らんが爲に、福士を大將として、日戸・玉山・葛卷・田頭・大釜・手代森等の軍勢、既に日行中山迄攻來り候。先づ彼等を押拂ひ、重ねて御合戰あるべきやと、申し送りければ、政實、大きに驚き、本城を、敵に奪はれては叶ふまじ。一先づ此陣を引拂ひ、重ねて勝負を決すべしとて、九戸を指して引返す。南部勢此を見て、すはや敵は引けるぞ、追擊せよと追かくる。圓子金五・晴山治部等、後陣を打ちけるが、敵近付かば、取つて返し打拂ひ、諸勢を纏めて引いて行く。信直、諸軍に下知して追ひ給はず。所々を堅めて、後日に九戸を攻めらるべしとて、頓て御馬を入れ給ふ。政實は本城へ立歸り、櫛引河內・久慈備前、其外、家の子郎黨を召集め、岩手の者共、既に一戸近く寄せ來る由、先づ此の敵を退けずんば、三戸を攻めん事叶ひ難し。如何せんといひければ、櫛引進み出で、御自身一戸へ向ひ給ふと、三戸へ聞えなば、信直、よも當城へ取かけぬ事は候まじ。所詮誰にても御名代を遣され、一戸の敵を押へ、又御使を以て、雫石を語はれ、御覽候へかし。若しも同心あらんに於ては、大釜・福士等が留守の間へ、

押寄せ攻むるに於ては、一戸の陣は己れと退散仕り、重ねて寄する事、候まじといひけれぱ、此儀最然るべしとて、則ち一戸へは、圓子金五・工藤右馬之允等に軍勢を差添へ、波打峠に陣を取りて、頓て一戸へ寄せん體にぞ見せたりける。其後政實、竊に雫石へ使を立て、此度は、是非共頼入る由、言送りければ、雫石金五兄弟、容易く領掌し使を返し、則ち勢を催し、先づ大田・大釜等が館を燒拂ひ、夫より去不來(こちかた)の城へ向ひける。是は日頃、福士が岩手の旗頭とて、萬づ我意に振舞ひしを、雫石、内心に憤り、彼が下風に立たん事を無念に思ひ、此度の御催促に漏れけるが、福士に遺恨ある故に、政實には隨ひけるとぞ聞えし。此事、一戸の陣へ聞えければ、人々色を失ひ、未だ信直の御出馬も知れざれば、斯く此所に日數を送り、雫石に居城を奪はれ、妻子を人質に取られなば、何を思ふとも叶ふまじ。先づ雫石を押返し、重ねて三戸よりの御催促に從ふべしとて、各一戸の陣を引拂ひて、岩手郡へ歸陣す。雫石、此の由を聞きて、多勢に無勢叶ふまじとて、岩手の城を打捨てゝ、己が本城へ引籠る。斯くて九戸政實は、計略を廻らし、一戸の敵をば追拂ひけれども、猶後をや氣遣ひけん、

重ねて三戶へも寄せ來らず。爰に津輕の郡代波岡彥次郞政信は、信直の御舍弟にて御座しければ、此度の騷動を聞召され、南部加勢として、大浦・石川・大光寺の諸勢を引率し、夜を日に繼ぎて三戶に到着す。政實も、閉伊郡の諸勢を招かれけるに、久慈・野田・葛卷・大鎚・遠野・宮森・大廻等の面々、何れも九戶へ同心す。又志和の御所民部大輔へも使を立て、岩手の者共、當城を攻め候はゞ、雫石と內談ありて、岩手を御攻取り候へ。向後貴邊に、何ぞの儀も候はゞ、此方よりも見次ぎ申すべしと、言遣しければ、志和殿、是に同意しけり。斯樣の因にや、其後、九戶殿の舍弟を、志和殿の壻とせられしは、此故とぞ聞えし。斯くて互に勢を相待ちて、三戶よりも押寄せず、九戶よりも打出でず。空しく日數を送りけり。信直公、御一族を召され、聞けば九戶が語ひにて、志和・遠野・閉伊郡の者共、大方政實に一味する由。然らば岩手の者も後を氣遣ひ、味方せん事は叶ふまじ。其上、淨法寺・鹿角・花輪の者共も、未だ見え來らず、如何せんと仰せければ、北信愛申しけるは、此の節の事にて候へば、出羽の衆を御頼ありて御覽候へかし。以前には、此方よりも度々御勢ある由に候へば、よも違

背には及び候はじと、申されければ、最然るべしとて、急ぎ御使者を立てられ、仙北の小野寺・秋田・油利の十二黨衆へ仰越されければ、各一議にも及ばず、頓て加勢を遣すべしとて、使を返されける。南部方、勇悦する事限なし。斯くて天正元年癸酉九月上旬、出羽より小野寺遠江守道盛・秋田城之助（愛秀 實景）とあり、仁賀保大和守重譽、大軍を引具し馳向ふと聞えしかば、鹿角郡幷に淨法寺・大湯・花輪の輩、皆信直へ參候す。出羽三頭の人々は、先づ比內郡に到着し、夫より鹿角へ打つて出で、三戶へ着きにけり。信直、樣々御馳走ありて、二三日人馬を休めて、九戶へ勢の付かざる先に、押寄すべしと議定ありて、都合其勢三千餘騎、三手に分けて、一手は一戶より押寄せ、一手は四戶より、一手は三戶より寄せられける。九戶には、閉伊郡遠野等の勢を待たれけれども、見え來らず。只久慈・野田・葛卷等計ぞ馳付きける。されども南部勢に、對揚すべきにあらざれば、只城を堅めて、志和・遠野・大鎚等の後詰を待たんとて、城に籠つて居たりけり。去程に三戶の寄手、相圖を定めて、九戶の城に押寄せ、鬨を作つて攻むれば、城中よりも蒐出で、追つつ捲つつ、爰を先途と戰ひけり。されども寄手

は大勢、城中は小勢にて、叶ひ難くぞ見えにける。爰に始め政實に語らはれ、一味しける野田・葛卷の一族等、一方の堅にてありしが、如何思ひけん、旗を卷きて、信直へ降人に出でければ、城中彌力を落し、防ぐべき方便なし。政實、此の體を見て、叶ふまじとや思はれけん、四戶中務少輔・淨法寺修理之亮兩人を賴みて、和睦の願をせられける。此兩人は、九戶へ內緣の中なれば、信直へ、右の旨申上げ、樣々詫言申されける。信直公、御一門の人々を召され、此儀如何あるべきと仰せければ、何れも九戶が望に任せられ、然るべきかと申さるゝ。其中に北信愛、何れもの御意見、尤には候へども、退いて愚案を廻らし候に、九戶、元來南部に心を懸けて、御家督を妨げ、剩へ九戶實親を遣し、君を討ち奉らんとせしかども、君の御運强きにより、其難を御逃れ候ひき。此度九戶が謀叛に、南部譜代の侍、大方心を寄せ、一味したる樣子なり。されども只今迄は御威光に恐れ、其色を顯さずと雖も、此儘にて擱き給はゞ、又如何なる異變の出來んも計り難し。只此次手に攻果さるべく候。毒の草をば、根を斷りて葉を枯らせとこそ申し候へと、憚らず申されければ、信直、實にと思召し、件の兩

九戸政實降伏

人に、九戸が願、叶ふまじとぞ仰せける。彼の兩人、力を落して惘れしが、修理亮いひけるは、此上は、出羽の加勢の大將衆へいひ込み、彼の人々に御意見をいはせて見んといふ。中務も然るべしとて、則ち三人の大將衆へ、始終を語りければ、油利・秋田・小野寺の人々、政實の願の趣を、委細に聞屆けられ、其儀ならば、一ばし申して見んとて、則ち信直へ懇に言分けせられしかば、信直も、流石にいなみ難くや覺しけん、ともかうも、各仰分けらるゝ上は、是非に及ばす堪忍仕るべし。さり乍ら向後、違背之なき様に、仰付けられ候へとありければ、三人の衆、尤に候。其段は、修理・中務に能能申聞けべく候とて、則ち九戸降參の上は、堅く神文を以て、信直へ御詫申さるべしとて、政實并に一味の輩、誓紙を出され、九戸とても御一家の事なれば、御宥免を加へられ、然るべしとの言分にて、信直、右の誓紙共を御受取り、九戸一族の罪科を赦し、前代の如く南部の幕下に召されけり。斯くて出羽の加勢衆も、御和睦目出たしとて、本國指して歸られけり。津輕勢も歸陣す。是より南部一統して、御威勢日日に盛なり。

高田殿、南部へ歸參の事

高田殿

信直公の御威勢、日を逐うて繁昌し給ひ、封内はいふに及ばず、遠近其威に歸伏せずといふ事なし。爰に九戸左近將監は、信直公の御宥免により、先規の如く、南部へ相從ふといへども、内々にては、近隣志和殿と無二の懇志を致され、舍弟共（彌五郎 吉兵衛）ありしを、志和殿の壻となし、高田を知行して、高田殿といへり。然るに何故に、南部へ歸參せられけると、其濫觴を尋ぬれば、西の御所南北爪葵の橋造立の奉行を、高田殿勉めらる。高田殿、普請場に幕打廻し居給ふ所に、御所の中間源藏といふ者、日頃御所の御機嫌に入り、御覺厚きに依つて、家中の諸士に對し、毎度慮外共なれども、御所の御祕藏の者なれば、誰にても手指す者なし。左樣の心習にや、彼普請場を、何の禮儀もなく乘打して居る。彌五郎殿中間に、才太郎といふ者、是も劣らぬ曲者にて、誰かは知らざらん、志和の家中に於ても、安藏・隱岐・伯耆・彌五郎などが承る此普請場を、乘打せん者はと。扨如何に御所の中間にもあれかし、作法を知らぬ溢

者、やはか安穩には通すまじとて、打物の鞘外し打つて懸れは、源藏も心得たりとて、馬より飛下り、互に劣らぬ太刀打にて、暫が程戰ひしが、源藏、何とかしたりけん、才太郎が打つ太刀を受損じ、弓手の肩先より、胸板かけて切込まれ、戊亥に動と倒れける。御所、此由を聞き給ひ、以の外に立腹せられ、乘打の咎は、さる事なれども、某が召使を、左右なく擊殺す條、甚だ以て奇怪なり。源藏を擊ちたる相手を、早々打つて出さるべしと、頻に使を立てられける。高田殿、家中一同に申しけるは、作法禮儀を破りし曲者を、擊留めたる事、手柄にて候に、御褒美迄こそなからめ、如何に御所の仰なりとも、彼を打つて出さるゝ事、當家の御名折なるべければ、御請は叶ひ申すまじき由、口々に支へ申しければ、高田殿、尤と思はれ、源藏を左右なく擊留め申すに付きて、御咎是非なく存候。併ら兼日家來共に申付け候へば、斯所は私の普請にも非ず、御所の御普請場なれば、自然慮外者もあらば、下馬さすべき由、申付置き候故、咎め懸り、此の如きの事を仕出し候。然れば本は某故にて候へば、是非に於て、相手を出せとの仰ならば、我等が一命を參らするより、外はあるまじく候と、い

ひて返されける。御所は彌鬱憤を含まれ、夫より高田殿と、御中不和になり給ひ、動もすれば高田殿を、失はるべき密謀を廻らされけるとぞ聞えし。是に依つて、高田殿、志和の住居は、始終如何と思はれけり。さればこそ、其年の暮に、志和を立除き、糠部へ返られける。政實、安からず思ひ、頓て信直公へ、右の次第を具に訴ひ、信直の御助抱を頼み申されける。信直、御承引ありて、則ち召出され仰せけるは、其方當家へ歸參の志、最神妙の至り。夫に付隨分計略を廻らし、志波を我手に入るゝやうに相計ふべし。さあらんに於ては、三千石の恩賞たるべしと仰せければ、彌五郎、謹んで領掌申されける。軈て其名を改めて修理亮になし、三戸へ伺候申さる。其後、計策の爲にとて、修理亮を、去不來の中野にすゑ置き給ふ。是より南の方の押として、福士殿は、彼の慶善館に居住し、中野・福士相雙びて、樣々謀略を廻らし、志波の諸士を語はれける程に、簗田・岩清水・大萱生等の面々、大方南部へ心を寄せて、靡き從ひければ、其外大小の諸士、互に心を置きて、君臣睦しからず。斯くては行末如何と見えし。

北左衞門佐、北國へ使者の事

天正十壬午年六月二日、明智日向守光秀、織田右大臣信長を弑し奉り、同六月十三日、山崎にて羽柴秀吉と戰ひ、明智亡戰し、自害し果てぬ。又信長の二男北畠信雄・三男三七信孝兄弟威を爭ひ、信孝と柴田修理亮勝家とは、秀吉に討たれ、信雄は秀吉に降り給ひしかば、天下皆秀吉公に歸伏して、中國・西國迄も、大方無異に屬すと雖も、東國は動もすれば、逆浪止む事なし。是に依つて關白殿、關東へ御動座あるべき由、世上遍く風聞す。北左衞門佐、此由を傳へ聞き、信直公の御前へ參り、此程世間の取沙汰に、關白殿東國御發向あるべき由、專ら其聞え候。倩當時の體を見るに、中國・北國は殘らず歸伏致し、只關東の小田原、北條殿計こそ、今に隨ひ給はずと雖も、是も行々は、京都へ出仕あるべき由なり。然れば一刻も早く、關白殿へ參禮ありて、安堵の御朱印御申請あらん事、然るべく候。さあらんに於ては、近隣縱ひ劫掠の寇ありとも、何ぞ畏るゝに足らんや。其上頃日九戸が體を見るに、何とやらん覺

束なき事共なり。縱ひ如何なる異變出來すといふとも、御腹立強くば、是又退治安かるべし。是根を深うして帶を固うする謀なるべし。さり乍ら當時亂世にて、人の心も計り難ければ、輙く國を明けて、上り給はん事なり難かるべし。其上京都へ御上ありても、傳なくしては如何なれば、先づ加賀の前田筑前守を御賴ありて、利家の御引廻を以て、上聞に達せられば、萬づ御首尾然るべしと存候。所詮御家中に於ても、然るべき仁を御名代として、金澤へ遣され、能々利家を御賴み然るべく存候と、申されければ、信直宣ひしは、某も內々心にかけ、相談せんと存ずる所に、能くも申されたり。兎角御邊加州へ打越えられ、我等の存分の通り、筑前守へ相述べられ候へとて、鷹卄一聰すゑさせ、天正十五年二月十日、糠部を打立ち、加州へ上られける。頃しも兵亂故、道筋自由ならず、彼方此方へ廻り、一日二日と逗留ありし程に、漸く四月二日に、加州金澤へ到着せられける。然る所に利家より、齋藤刑部を以て、遠路大儀の由仰下さる。扨て亦爰に、本は加州御幸塚の城主なりし得山五兵衛、信長御生害の後、剃髮して、其頃、利家公の御介抱にて居られしが、北殿、彼の五兵衛入

北信愛、利家に對面

道に付きて、鷹を差上げ、信直よりの御斷り、委しく申上げられしかば、尤と仰せられ、同六日、利家公、左衞門を近く召され、御對面ある。信愛、太刀折紙にて御禮申さる。頓て御振舞賜はるべしとて、御相伴には、不破彥三・長野九郎左衞門・得山五兵衞入道・寺西治兵衞入道等、其御座に伺候す。同八日、御能を拜見し、翌日未明に數寄屋へ召され、御茶を給はる。其御座には、利家の御舍弟前田五郎兵衞殿・得山五兵衞入道、勝手には、仲川淸六伺候す。路地の體、松杉竹を植ゑ、飛石腰掛手水水潛の消息誠に言語に及ばざる風景なり。御座三疊押込床に、掛字牧溪の筆なり。花活奈良風呂に鵙子釜。利家公手づから膳をすゑ給ふ。暫くありて菓子出づる。其上に煉貫にて、牡丹白菊の花を作りて是を飾る。其後、何れも座を立ちて、路地の腰掛石にて、暫し寛げ、手洗ひ嗽ぎ、又座敷に直り、御座の體を拜見して居れば、利家公御出で、小時ありて則ち御茶を給はる。御茶終りて、茶の湯の御道具を拜見す。かたつきしこや天目・七つ臺・高麗茶碗・關白公より御拜領のいど茶碗・靑茶碗等、樣々なり。日を歷て後、利家公、鷹野に出で給ふに、左衞門佐をも、同心すべしと仰下され、則ち

御供仕る。狩の侍二百餘、大谷地山澤狩廻し、さんか梅首鷄といふ島を、若干取らせ給ひ、御歸城以後、信愛の宿所へも、二竿計送らせ給ふ。又宮の越港口にて、大網を引かせ給ひ、獵師共大網を下し、磯近く引寄すれば、若侍、我も〳〵と海に入り、網にかゝりし魚共取上げ、利家の御前へ持參申せば、村井又兵衛・奥村助右衛門・戸田與六郎、頓て庖丁仕る。濱邊の大家を明けさせ、利家公右に座上し給へば、左は御舍兄・御隱居、其次に北信愛、其次に利家の舍弟前田五郎兵衛殿・得山五兵衛入道・寺西治兵衛入道、其外御一門中、若侍二三十人居流れ、御盃廻り〳〵て、一日の御遊、暮に及びて歸り給ふ。又櫻の馬場にて、御馬を責めさせ、信愛をも召連れられ、終日御遊興あり。其後常の御座へ召されける。二十疊敷の御座敷二壺あり。押込床に、種々の御道具あり。一々見せ給ふ。得山五兵衛伺候す。茶壺八つ御出し、是を見習ひ、國本にて掘出し候へと仰せける。其中に、すそのといへるは、天下に又二つとなき由。又蓮花瓦といへるも、御祕藏の茶壺なり。扨利家公、信愛に仰せけるは、關白樣、島津御退治の爲め、先月九州へ御動座なり。夫に付、其方を以て、南部信直申上

秀吉、島津征伐

ぐる趣、具に使者を以て御披露申候間、暫く相待ち、御諚の旨承るべしと仰せければ、信愛畏りて御請申され、九州よりの御一左右を、今や遅しと待たれけり。されば九州御發向の御着到を見るに。

御先手正月廿五日打立

一萬五千人　羽柴備前守侍從（浮田秀家）　四千人　宮部中務法印（善祥坊）

四千人　鹽屋平衛門　四千人　龜井武藏守茲經

四千人　木下平太夫

二月朔日打立

二千人　前野但馬守長康　八百人　明石左近

八百人　赤松右兵衛　四百人　別所主水正

千二百人　福島左衛門大夫正則　三千人　中川右衛門大夫秀政

千三百人　畠山大藏少輔　三千人　羽柴丹後守侍從（京極忠次カ）

二月十日打立

一萬五百人　羽柴中納言秀長　千五百人　伊加侍從定次、筒井順慶子息

千五百人　羽柴若狹守侍從京極高次カ

二月十五日打立

五千人　羽柴丹波侍從秀勝、秀次の弟なり　三千人　羽柴越中守侍從羽柴肥前守利勝

八百人　生駒雅樂頭政成　千七百人　羽柴東鄉侍從長谷川藤五郎勝秀

三千人　羽柴北庄侍從　千人　木村常陸介堀久太郎秀政

三百人　青山助兵衞　七百人　溝口金衞門

千人　村上次郎兵衞　百人　太田源五

百二十人　山田善左衞門

二月廿五日打立

千七百人　羽柴松ヶ島侍從蒲生氏郷　千三百人　織田三郎勝長、秀吉公養子、源三郎といふ

舟手人數

百人　九鬼大隅守　百五十人　岡本下野守

千人　羽柴岐阜侍從照政、後に播磨守

五百人　羽柴曾禰侍從貞通、稻葉右京亮

三月朔日

關白殿　御馬廻衆小性衆

五百人　羽柴陸奥侍從佐々成政

五百人　羽柴惣兵衞

前備衆

四百人　羽柴左衞門侍從義康

二百八十人　蜂屋大膳大夫

百五十人　生駒主殿助

百人　矢部善七郎

五百人　淺田隼人正

百五十人　杉田嘉兵衞

千人　森右近大夫忠政

千人　尾州大納言信雄

五百人　羽柴敦賀侍從頼隆、蜂屋出羽守

五百人　石川出雲守

五百人　羽柴河内侍從秀頼、毛利河内守

百五十人　市橋下總守昌成

百五十人　有馬知鄉法印

百人　上田左太郎

三百人　瀧川儀太夫

五百人　杉村兵部大夫

百二十人　瀨田掃部頭　九十人　池田久衞門
百三十人　吉田織部正　百二十人　柘植左京佐
脇備
千二百人　淺野彈正少弼長政　百八十人　生駒仙〔本ノマヽ〕
千人　山崎志摩守　千人　木下式部大輔
百六十人　戶田半衞門　七十人　長谷甚兵衞
七百五十人　戶田民部少輔　五百人　富田左近將監
百五十人　早川主馬　百五十人　津田大炊之助
二百人　寺西次郎助　百五十人　大鹽與市郎
百二十人　片桐市之正　百五十人　加吹屋內膳正
四百人　池田備中守　百七十人　加藤主計頭清正
百二十人　河尻肥前守　百七十人　吉田兵部少輔
百人　丸毛三郎兵衞　百人　佐藤才二郎

百人　　百島彦五郎　　百五十人　　青木所衛門
五百人　　奥山佐渡守
以上八萬六千五百八十人

此外御馬廻三萬人、都合十一萬六千五百八十人。外に立たざる人數は、葉柴宰相・羽柴筑前守・堀尾茂助・一柳市助・山田伊衛門・大垣衆・近江の長濱衆なり。時に利家公、九州よりの使者歸らざる程は、緩々休息仕るべし。扨座敷ども見物候へとて、御先立なされ、天守へ上り給ふ。一階目の御座に於て、色々饗應なされけり。御相伴には、不破彥三・得山五兵衛なり。夫より信愛、下宿せられければ、御使者ありて、長々の逗留、さぞ不自由たるべしとて、御賄を下されける。其外諸侍中、振舞ひ給ふ事限りなし。斯くて關白秀吉公、九州御發向ありしかば、島津修理大夫義久、龍造寺政家・立花飛驒守宗茂・秋月長門守種長等と兵を起し、防ぎ戰ひけり。先づ御舍弟中納言秀長を大將として、豐後に向はしめ、日向國を歷て、薩摩へ攻入らしむ。其後秀吉公、續いて豐後へ入り給ふ。秀長兵を進めて、高城を攻めしむ。豐後と日向の境なり。邊澤兵

庫守義弘來りて、後詰をなす。寄手、義弘と大きに戰ひ、義弘打負けて引退く。又島津中務少輔家久、二萬餘騎にて、城を豐後の府内に築き楯籠り、秀吉を防ぎし。秀吉、始めは遠卷して、段々に攻近づき、其後均しく押寄せ、諸手一同に、勇み進んで攻めければ、家久竟に打負け、風雨の夜に紛れ、府内の城を落去りぬ。關白、則ち大友宗麟・義統父子をして、府内の城を守らしめ、四月、秀吉公、豐前・筑前の境なる岩石の城を攻め給ふ。秀次の御舍弟丹後少將秀勝を大將として、蒲生忠三郎氏郷、大手より押寄せ、前田肥前守利長は、搦手へ向はれける。谷大膳・小野木縫殿助を、左右の軍奉行として、火急に是を攻めかけゝる。氏郷の御内坂の小板、後に蒲生源左衛門と申す人、諸軍に魁して、城中に乘入りければ、諸手一同に攻入り、岩石竟に落城す。之を見て、小熊の城主秋月種長、城を明けて降參す。其外の諸將、大方關白の御陣へ降參せられし人々には、壹岐對馬(宗對馬守義忠なり)・平戸五島(大和守盛房)・筑紫(廣門)・龍造寺(政家)・高橋(元種)・草野安心院・佐田宗儀(掃部助鎮綱)・立花左近宗茂・杉野十郎・城井彌三郎・新納武藏守・長野三郎左衛門・小代伊勢守を始として、皆降參をしたりけり。其後、彥山をも攻めらるべし

とありし所に、僧徒色々御詫言して、御下知に隨ひける。五月、關白の先陣十萬餘騎にて、島津義久の本城薩州鹿兒島の城を攻めらる。時に義久の舊臣伊集院右衞門入道幸侃、(俗名忠棟、)義久に意見を加へけるは、關白へ降して、家相續然るべしと云ひければ、義久則ち承引す。依つて幸侃、秀長の御陣へ參り、秀長に謁して、色々詫言申しけり。秀長諾して、則ち家士木下半助といふ者を使として、金吾秀秋に斯くといふ。秀吉公へ言上す。幸侃も、則ち半助と同道しけり。關白、幸侃を召出され、始終を御尋ありしかば、幸侃謹んで、若し此度、義久が罪を御宥免あらば、永く御被官に連り、其上剃髮染衣の身となり、御前へ罷出で、子孫永く忠節を抽んで候べしと、義久願の由、懇に申しければ、秀吉聞召され、義久多年王道を蔑にし、奸謀甚だ盛なり。此度之を征せんが爲に、爰に來りて、島津一家を打平げんと思へり。されども島津は、先祖忠久、頼朝の封を得てより、今に及びて、甚四百年なり。然るを今一旦に亡し盡さんも忍び難し。然れば望に任せ罪を許し、本領を下し置かるべき旨仰せければ、幸侃御前を退出し、義久に告げければ、義久を始め家中大きに喜び、頓て剃髮

島津義久降る

して、法名を龍伯と號し、小姓一人召連れて大平寺に到り、秀吉公の御目に懸る。秀吉懇意を加へられしかば、龍伯、喜ぶ事限りなし。則ち子息島津兵庫頭義弘・同右衞門大夫俊久等をも召出されて、御對面なされけり。其後龍造寺政家、其勢三萬、前田利長に命じて大隅に向はしめ、池田三左衞門輝政・蒲生氏郷、其勢五萬にて、日向に向はしむ。兩國の武士、島津の降參を聞及びければ、誰か一人も敵對に及ぶべき、皆皆旗を卷きて降人に出でければ、九州殘りなく御手に屬し、太平に治りける。斯て加州よりの御使者も、七月始めに金澤へ歸る。早速信愛を召され、利家公仰せけるは、關白樣より御返札には、遠路南部よりの音信忝し。歸洛せしめ候はゞ、御朱印出さるべきとの御事なれば、先々安堵致すべし。彌〻御歸洛も程あるまじければ、今暫く相待ち候へと、宣ひければ、信愛御請を申し退出す。斯くて七月も程なく、八月始めに及ぶといへども、御上洛なかりければ、利家公、信愛を召され、定めて國本にて、大膳大夫心元なく思はれん、先々罷下り候へ。御朱印をば、某申請けて、後より押付下すべしと仰せければ、信愛畏り、謹んで申しけるは、南部の儀をば、何樣にも偏に

御取成奉〻頼候。關白様へも、宜しく仰上げられ下さるべく候。兼ねての御懇意共、有難しと御禮相述べられ、御暇乞申されけり。則ち利家公より、信直へ御返禮の爲に、多田左京亮相添へられ、様々の御進物ども取持たせ、同じく下し給ひけり。信愛、金澤を打立ち、能登の國より舟に乘り、庄内の坂田の浦に着岸し、舟より上り給へども、道筋專ら兵亂ありて、通路自由ならざれば、赤津より迯を請けて、彼方此方へ廻り、漸く仙北へ着きしかば、迯を返し、生内山を越えて、八月下旬に、三戸へ着きにけり。斯くて信直公には、左衞門下向遲しと、上方の首尾も如何あらんと、心元なく思召し、待たせ給ふ所に、信愛下着、利家公の御心底淺からざる旨、具に聞召され、御喜は限なし。多田左京亮も、頓て御城へ上り、利家公よりの御狀差上げ、御口上の趣、委細相述べ申しけり。信直公より、左京亮に旅宿課せ付けられ、色々御馳走なされけり。一兩日逗留致し、御暇申上げしかば、信直公より、栗毛の馬の太く逞しきに、貝鞍置かせて引かせらる。左京有難しと御禮申上げ、加州へ歸りけり。關白秀吉、九州殘りなく御手に屬しければ、八月下旬に、御上京なされけり。利家も、加

州より上り給ひて、西國御靜謐の旨、賀し申されけり。扨亦信直申上ぐる旨、具に上聞に達せられしかば、關白殊に御感ありて、南部本領に於ては、相違なき旨、安堵の御朱印を成下さる。利家、則ち三戸へ、御使者を以て送られければ、信直、御悅氣限りなし。御一門中、上下の者迄も、喜び合へる其中に、九戸政實計こそ、上べ計の御祝儀にて、內心には、苦笑とぞ聞えける。扨其年も暮れて、明くる天正十六年の春の頃、關白公より、馬調へ進らすべき旨課下さる。信直頓て七戸にて、牧下しの名馬、勝つて十疋、色々の馬衣にて華やかに飾り、獻上せられければ、殿下大きに御感ありて、重ねて御書成下され、上方の御首尾、殘る所はなかりけり。夫より御家中、次第にかしづき奉り、三戸へ歸伏せぬはなかりけり。

志波沒落の事

志和五十餘鄕は、古代より御所の領知として、岩手郡と境を接せり。南部晴政の御時代には、度々に及んで取合あり。蘆が瀨楓が鼻にて合戰し、其後も石川左衞門尉

高信、晴政の御名代として、經が森に御陣をなされ、志和を攻められしかども、終に南部の御手に入らざりける所に、信直公の武威に摧かれ、數代の基業、一旦に頽廢しける。所謂を如何にと尋ぬるに、爰に御所の御内に、岩清水右京といふ者あり。中野修理が語ひに依つて、南部へ歸伏の心出來にけり。或る時肥後守の許に行きて、竊に申しけるは、頃日の世間の體を、何とか思ひ給ふぞ。最早志和の御家運は、末になり候かと存候。萬づ御仕置宜しからず、諸人、恨を含まずといふ事なし。又御奉公勤志を盡すといへども、さのみ其事を知召さず、少しの御咎にも、身代を召離され、或は之を殺し給ふ。何に付けても、賴少う覺え候。夫に付頃日中野修理方より、度々申越し候は、此方へ參るに於ては、宜しく取成し、本領相違なきやうに、計らひ進らすべく候。肥後へも能々此旨相談致し、早く此方へ參るべき由、申遣し候。此事如何御計ひ候やといへば、肥後守聞きもあへず、大きに顏色替りて、扨も〳〵淺ましき所存かな。如何に身上を思へばとて、現在に主君の敵となり、不義の弓を引きて、先々代々の家名を流さん事、いかで人倫のなす業ならんや。夫れ糠部へ降參し

て、暫時榮華に誇るといふとも、天道の許なくんば、滅亡の期、幾程かあらん。跡なき迄も惡名を世に殘し、子孫の顏迄汚さん事、返々も口惜しき次第なるべし。其事思ひ留るまじくば、兄弟の對面是迄なりと、あらゝかにいはれて、右京亮、重ねていひけるは、御諚尤に候へども、志和とても、元來を申せば、我々が主君にてもなし。五條殿御子息にて、此國へ下り給ひし時、先祖假に附副へ奉りしより、君臣の如くは候へ。其上中野が方へも、旣に返事仕候上は、今更變改にも及び難し。斯樣に申すも、御爲よからんやうにと、計らひ申す事にて候と、申しければ、肥後守、彌〻腹にすゑ兼ねて、威武高になりて、やあ己れめ、往昔は主君にて御座さぬもせよ、家長公、始めて此所へ下り給ひし時、先祖岩泉禪門、初めて附隨ひ奉りしより、子孫代々、君臣の禮を正しうし忠節を勵す。今に至つて其恩祿を蒙り、妻子眷屬、安樂に住する事は、抑〻何れの御恩ぞや。然るに事安き時は君臣とし、事切なるに臨みて志を變ぜば、豈人の道ならんや。おゝ汝は敵に降りて、千年萬年榮えられよ。我に於ては、全く二張の弓は彎くまじき。早々座を立ち候へと、苦り切つていはれければ、右京亮、流

石恥かしくや思ひけん、すご〳〵と座を立ちて、宿所へも歸らず、直に岩清水の館へ引籠り、郎從共を集めて、斯樣々々の次第にて、肥後殿を進め申せば、却て大きに腹立せられ、勘當の上は力に及ばず、是迄遁れ來れり。肥後殿、御所へ披露せられんは必定なれば、定めて御所より討手來るべし。所詮恨の矢を一つ射懸けて、淸く腹を切るべし。各も日頃のなじみを忘れずば、此度の先途を見繼ぎ給へや。さもなからん人々は、只今何方へも落行くべしと、いひければ、家中の面々一同に、如何に命が惜しければとて、此の御大事を見捨て、何方へか落行き申すべき。只一所に討死して、名を後代に、殘さんより外はあるべからずと、申しければ、右京大きに喜び、其儀ならば、定めて敵は、時刻を移さず押し來るべし。打とけ居な面々、用意をせよやとて、馳廻りて下知をなす。斯くて肥後守は、右京が氣色只ならず、宿所の體を見て來れ、心元なしとて、人を遣し見せければ、人一人もなし。使者歸りて、斯くといふ。肥後守、さればこそと、取る物も取敢へず、御所へ參り申す樣、頃日右京めが、中野修理に語らはれ、南部へ降參の事、我等に語り候間、大きに恥ちしめ候へば、

何となく座を立ち、罷歸りしが、只今、緖所へ人を遣し見せ候所に、人一人もなき由なり。定めて岩淸水の城へ籠り候かと覺え候。勢の付かぬ先に、蹈潰し然るべく存候。人手に懸けんよりは、某罷向ひ、腹を切らせ申すべく候。御加勢を給はり候へかしと、申しければ、御所課せけるは、譜代の者共、斯様に我を見捨て、剩へ弓を彎かんとする心出で來る事、偏に天のなす所、力及ばぬ次第なり。敵するは弟、訴人するは兄なれば、御分が心中も計り難し。若し謀心にいふぞならば、早く我を討ちて、南部へ降人に出でられよ。全く汝等を恨むべきにあらずと、心細げに課せければ、肥後守承りて、扨々甲斐なき御所存かな。縱ひちよの者はともあれ、此肥後に於ては、全く異心候はず。若し野心を存せば、いかで現在の弟の討手を望み申すべき。左樣の御䟽故にこそ、此程簗田なども、御勘氣を蒙り、引籠り候へば、何とやらん覺束なき事共多く候。若し右京を其儘差置きては、必ず末の御大事たるべく候。右京を討取る程ならば、野心を存ずる輩も、是に見懲りて、多くは歸伏し候はん。一刻も早く討手を向けられ候へと、差切つて申しければ、左之右之汝が計ひに任すべ

しとて、三百餘騎を催し、肥後守に差添へ、岩清水の城へ差向けらる。其頃又江柄・柄内の者共、私に弓矢を起し、長岡を攻めければ、彦部・大卷・星山・赤澤・乙部等の輩、是に與力するもあり、又は身構するもあり。斯りしかば、郡山・高水寺の御所には、人少にして、警固心元なし。さるに依つて、皆々人數を出すべしとて、志和の諸士へ觸れ給ふといへども、何れも御返事申し乍ら、人一人も參らず。肥後守、手勢彼是三百餘騎を引具して、岩清水の城へ馳せ向ふ。城中には、騎馬武士十三騎、雜兵合せて五十人には過ぎざりけり。此の岩清水の館と申すは、三方は深田にて、西一方は山續き、寄手の者共、城中を思ひ侮り、前の長繩手を押し來らん時、急に打つて出で追散らさば、輙く深田へ追詰めて、立所に勝利を得べしと、各一圖に相極め、今や遲しと待つ所に、案の如く、寄手城中を思ひ侮り、しづ〳〵と打寄するは、運の盡くる所なり。既に繩手半分打入るを見て、城中よりも、右京を始め、十三騎の者共、只一揉に蒐散らさんと、馬の轡を竝べ、切先を揃へて切つて懸る。何れも必死の兵にて、鐵石の堅きが如く、霎雲の暮山に奔り、急霆の碧天に轟き落つるが如く、一度

に咄と銜いて懸る。寄手、馬武者は後に下り、先づ大方は步立なれば、何かは以て能かるべき。只一揉に蒐立てられ、ばつと崩れて三百餘の兵、左右の深田へ揉落され、周章てふためく消息は、渴魚の泥水にまみれて、息つぐに異ならず。城兵勝に乘つて、追詰め〳〵切る程に、討たるゝ者は多けれど、遁るゝ者はなかりけり。肥後守、麾振上げて下知すれども、大勢の崩れ立ちたる事なれば、心ならずに引立てられ、覺えず馬を深田へ乘入れ、進退爰に窮る所、城中の者共之を見て、夫こそ大將よ。我れ擊取らんと進む所に、右京之を見て、いや〳〵其敵をば、擊ち申すなと、下知すれば、皆々先へ馳通る。肥後守、甲斐なき命助かりて、郡山へも歸らず、片寄といふ所に知りたる者ありて、暫く忍び居たりけり。さる程に、兼ねて相圖の事なれば、簗田大學、使を以て、右の次第、去不來へ註進す。修理亮大きに喜び、軈て信直公へ申上ぐる。信直公、頓て御馬を出され、慶善館へ御着。夫より志和へ進發し給ふ。西の御所大きに驚き、諸家中の勢を催促せられけれども、面々身構やしたりけん、竟に御所へ參る者なし。信直公の御勢、早や經が森へ向ふと聞えければ、稻藤大炊

左衞門、御所の御前へ參り、中々此體にては、敵を防ぎ申すべき樣もなし。一先づ何方へも御忍ありて、時節を御待ち候へと、申せば、御所大きに憫れさせ給ひ、せめて八左衞門居るならば、一防ぎはすべきものをと、宣へども、折節長岡にも一揆起り騷動す。兎角時刻移る間に、南部勢、早や陣が岡迄寄せ來る由、告ぐるに依つて、御所殿、取る物も取敢ず、荷稻別當成就院が許迄忍ばれける。夫より三王海へ落ち給ふ。抑志和の御家と申すは、前陸奥守家長、始めて此所へ下り給ひて、當御所民部大輔迄は七代、志波の御家、爰にして亡び給ひにけり。信直公、陣が岡へ向ひ給へば、築田、軈て御目見仕り、千石拜領す。夫より高水寺の御所へ向ひ給へば、人一人もなし。頓て人數を入置き給ひて、志波郡の御仕置なされけり。御所の被官等、降る者をば之を扶け、背く者をば之を禁め給ふ。さるに依つて築田を首め、大萱生・大田・小屋敷・彥部・大卷・星山・赤澤・乙部・宮手・代森・益澤・煙山・鮫島、其外の面々も、大方南部へ降りてあり。岩清水右京も出仕申して、千石拜領す。されども古主に弓彎き、兄に背きし酬にや、利直公の御代になりて、野田內匠と諍論を起し、利直公の

御心に背き、終に大萱生に仰付けられ切腹し、一跡永く亡びにけり。扨志波郡悉く、信直公の御手に入る事、偏に中野修理が籌策より出でたりとて、片寄にて、三千石の所領を賜はり、門葉忽ちに榮耀の春に逢つて、彌〻忠節を抽んぢられけり。

津輕謀動、大浦右京自立の事

津輕三郡は、往昔を尋ね聞けば、廿三代安信公の御時代、御手に屬せし所なり。安信公の御舍弟左衞門尉高信、津輕へ打入り、明日合戰と相定められし前の夜、高信奇怪の夢を見る。夜明けて軍に進み給はず。其の頃尾本隱居・金濱隱居とて、高信の左右に勤仕す。尾本隱居は、俗名舟越修理、法名宗喜、金濱隱居は、圓濟といひし人なり。萬づ軍評議しけるが、彼兩人、高信の御前へ參り、何とて今日の合戰には、進ませ給はぬと、申せば、高信公、されば昨夜、心に合はぬ夢の告あり。依つて今日の合戰をば、相延ぶべしと思ふなりと、宣へば、金濱隱居申されけるは、武士の戰場に赴かんには、何條左樣の御心やあるべき。總て夢見物忌などと申すは、女童子の

いひならしにて御座候。努々御心に懸け給ふべからず。さり乍ら如何なる御夢やらん。下劣の諺に、夢と鷹とは合せがらと申せば。某合せ申すべし。御語り候へと申せば、高信、されば夕の夢に、門の片方の柱が倒れ、我等が向齒かけて見たれば、旁旁能からぬ夢なりと思ふ。依つて今日の合戰を、相延ぶべきとは申しつるなり。金濟隱居、横手を丁と打ち、扨も／＼目出度御夢かな。御盃の上にて、御圓め申すべきが程、能き御夢を、惡く御心得給ふものかな。今日の御合戰は、必定味方御利運、津輕三郡は、輙く御手に入るべしと、事もなげにぞ申しける。高信公不審に思召し、御盃を取上げさせ給ひて、扨何と合せ候やと、宣ひければ、されば門の柱片方倒るとは、敵倒るなり。向齒かけて御覽ありしは、むかば落つるにて候。むかば落ち敵倒るゝものを、斯程の瑞夢は、買うても御覽ありたき事なり。急ぎ打立ち給へと、勸め申せば、高信、あつと感じさせ給ひ、御喜淺からず、いざ打立たんと勇み進んで、津輕の城へ押寄せらる。津輕殿は、葛西の一族なるとかや。其頃、諸方亂世の砌なれば、家中の面々、思々心々にて、相從ふ人もなし。されども敵寄すと聞いて、敵に

高信、津輕三郡を領す

城下を蹈ませては、味方後れたるに似たり。中途に待受け戰はんと、軍勢を引具して、中途に出でて陣を張る。高信謀せけるは、津輕方は大方馬上過り、味方は歩立過りなれば、驅立てられては叶ふまじ。只精兵を勝つて、射禁めて戰はんと、閉伊武者の弓の上手を百人勝りて、矢襖を作つて、右往左往に射白ませば、何れも精兵の射矢にて、あだ矢は一つもなかりけり。一矢に二騎三騎づつ、射落されずといふ事なし。或は馬を射させて跛落され、互に人を楯に取りて、色めき渡つて、備しどろに見えければ、高信諸卒に下知して、驀時喑に打つて懸り給へば、津輕勢一戰にも及ばず、總軍颰と一度に崩れて退散す。高信、備を崩して追はんとし給ふ所に、尾本・金濱兩人諫めて、御本陣の備を堅く緘め、諸勢に下知して追はせられ、竟に大將を討取り、事故なく、津輕三郡を打隨ひ給ふとなり。其後左衞門尉は、安信の命に依つて、石川の城に居給ひ、晴政の御代迄、津輕三郡の郡代として、津輕を下知し給ふ。高信御逝去の後、相繼ぎて郡代を差置かる。然るに信直公の御代になりて、御舍弟彥次郎政信を、郡代と相定め、浪岡の城に差置き給ひ、御後見として、大光寺

左衞門・大浦右京兩人差副へらる。大光寺は上浦に居り、右京は西根大浦に居住なり。必ず兩雄は爭ふとかや。右の兩人、中惡しくなり、互に瞋恚の刃を磨ぎ、鬱憤を差挾む。右京折々、政信の御前に於て、大光寺を樣々に表る。彥次郞殿、始めは誠と思召さゞりしが、浸潤之譖膚受之愬とや。終に右京亮が讒言を實とし給ひ、大光寺を惡み深かりし。其後大光寺、在所へ引籠り、右京亮と、有無の勝負を決せんと怒を含み、合戰の用意しければ、右京、政信の御前へ參りて、大光寺こそ逆心を起して、御館へ押寄せんと、專ら其用意致す由なり。急ぎ御馬を向けられ、御退治然るべしと、申しければ、政信實と思召し、御勢を催し、大光寺が居館を、四方より攻め給ふ。大光寺も流石の弓取にて、主君に向ひ弓彎き申すべきにはあらねども、惡しと思ふ右京めに、恨の矢一つ射懸けて、腹を切らんといふ儘に、門外へ打つて出で、爰を先途と戰ひける。政信の御勢、多勢とは申せども、流石老功の大光寺、必死と思切つて、楯籠りたる事なれば、左右なく攻落すべきやうぞなき。政信、頓て三戶へ註進なされければ、信直公、大きに驚き給ひ、御馬を出さるべき由なり。大光寺傳へ

聞いて、叶はじとや思ひけん、竊に城中を忍び出で、行方知らずに逐電す。斯くて津輕閭境、事故なく治まりければ、右京は、心にかゝる者もなく、己一人して、恣にぞ扱ひけり。大光寺は、比内郡に隱れ居けるが、信直公へ、時々御詫言申し、其上籌を以て、比内郡を殘らず、信直の御手に入れ奉る。依つて御勘氣を赦されけり。去程に天正十六年三月始めの事なるに、浪岡彥次郎政信、俄に御氣色例ならず、以の外に惱み給ふ。政信の北の方は、北左衞門佐信愛の息女なり。此時、三戸に御座ありしが、津輕より早飛脚を以て、政信御大病の趣告げ來る。北の方此由を聞召し、大きに周章ありて、急ぎ津輕へと赴き給ひ、浪岡へ御到着なされけれども、御急病の御事、早や御口も留り、物いひ交し給ふ事も叶はず。北の方の御手を取らせ給ふ迄にて、事切れさせ給ひけり。北の方の御歎き、申すも中々愚なり。御幼少にて御息女おはせしが、御成長の後、七戸隼人正の御妻となり給ひ、老年の後、光傳院と申せしは、此御事なり。扨て政信の御逝去は、右京亮鴆殺なりと、世上專ら言合へり。御跡へは、檜山劍帶・南右兵衞兩人、番代として差置かれける。三戸にては、大光寺御赦免あり

て、本領返し下され、旁右京亮身の上を顧みて、滅亡の期、殆ど目の前なり。大守の御咎、以て遯るゝ所なし。此上は逆心を起して、運を天に任せんと、先づ秋田領主秋田城之助實秀を語らひ、加勢をいひければ、實秀も、此内取合の頃より、南部と内々睦しからず、鬱憤を含む折柄なれば、容易く領掌して、二百餘の加勢を、忍びて遣しけり。右京は、日頃津輕三郡の諸民に至る迄、兼ねて仁愛を施し、恩澤を厚うせしかば、地下百姓に至る迄、此節、爭でか日頃の好を忘れ申さんやとて、思々に附隨ひければ、諸軍勇み進みて、浪岡の城に押寄する。兩郡代劒帶・右兵衞、思も寄らぬ事なれば、上を下へと返しける。されども闕貫指堅め、櫓々の挾間を開いて、有合ふ者共、弓鐵炮にて、近付く敵を打拂へば、寄手左右なく蒐入らず、向陣を取りて、只遠攻にぞ日を送る。斯くて寄手は、次第々々に加勢重り、城中は小勢なり、兵糧さへ乏しければ、久しく怺ふべしとも覺えず。兩郡代大に迷惑して、急ぎ早馬を以て、三戸へ註進せしむ。信直公驚き給ひ、彼等を打たせては叶ふまじ、急ぎ加勢の爲め、御出馬あるべきに相究り、津輕陣と觸れ給ふ。依つて諸軍勢、面々用意、分々の出立し

聞いて、叶はじとや思ひけん、竊に城中を忍び出で、行方知らずに逐電す。斯くて津輕関境、事故なく治まりければ、右京は、心にかゝる者もなく、己一人して、恣にぞ扱ひけり。大光寺は、比内郡に隱れ居けるが、信直公へ、時々御詫言申し、其上籌を以て、比内郡を殘らず、信直の御手に入れ奉る。依つて御勘氣を赦されけり。去程に天正十六年三月始めの事なるに、浪岡彦次郎政信、俄に御氣色例ならず、以の外に惱み給ふ。政信の北の方は、北左衞門佐信愛の息女なり。此時、三戸に御座ありしが、津輕より早飛脚を以て、政信御大病の趣告げ來る。北の方此由を聞召し、大きに周章ありて、急ぎ津輕へと赴き給ひ、浪岡へ御到着なされけれども、御急病の御事、早や御口も留り、物いひ交し給ふ事も叶はず。北の方の御手を取らせ給ふ迄にて、事切れさせ給ひけり。北の方の御歎き、申すも中々愚なり。御幼少にて御息女おはせしが、御成長の後、七戸隼人正の御妻となり給ひ、老年の後、光傳院と申せしは、此御事なり。扨て政信の御逝去は、右京亮鴆殺なりと、世上專ら言合へり。御跡へは、檜山劒帶・南右兵衞兩人、番代として差置かれける。三戸にては、大光寺御赦免あり

て、本領返し下され、旁右京亮身の上を顧みて、滅亡の期、殆ど目の前なり。大守の御咎、以て遁るゝ所なし。此上は逆心を起して、運を天に任せんと、先づ秋田領主秋田城之助實秀を語らひ、加勢をいひければ、實秀も、比内取合の頃より、南部と内々睦しからず、鬱憤を含む折柄なれば、容易く領掌して、二百餘の加勢を、忍びて遣しけり。右京は、日頃津輕三郡の諸民に至る迄、兼ねて仁愛を施し、恩澤を厚うせしかば、地下百姓に至る迄、此節、爭でか日頃の好を忘れ申さんやとて、思々に附隨ひければ、諸軍勇み進みて、浪岡の城に押寄する。兩郡代劒帶・右兵衞、思も寄らぬ事なれば、上を下へと返しける。されども關貫指堅め、櫓々の挾間を開いて、有合ふ者共、弓鐵炮にて、近付く敵を打拂へば、寄手左右なく蒐入らず、向陣を取りて、只遠攻にぞ日を送る。斯くて寄手は、次第々々に加勢重り、城中は小勢なり、兵糧さへ乏しければ、久しく怺ふべしとも覺えず。兩郡代大に迷惑して、急ぎ早馬を以て、三戸へ註進せしむ。信直公驚き給ひ、彼等を打たせては叶ふまじ、急ぎ加勢の爲め、御出馬あるべきに相究り、津輕陣と觸れ給ふ。依つて諸軍勢、面々用意、分々の出立し

て、野邊地迄相詰むる。扨今度の先手者、九戸左近將監政實へ課付けらる。政實御請申し乍ら、何となく用意もせざりけり。信直公より、度々御催促なさるゝ所に、政實返事には、私此程風氣にて、罷在候へば、此度御陣の御供は、叶ふまじき由、申切られけり。信直大きに怒り給へども、大事の前の小事、力及ばず默止し給ひけり。抑九戸政實、何故に斯く御下知を背かれけると、其の濫觴を尋ぬれば、先年信直御家督の刻、諸人政實の舍弟實親に思ひ付きし。實親南部の家督たるに於ては、領內綜ね、我心の儘たるべきと、微笑を含みし所に、思の外北左衞門が計ひに依つて、信直公家督に備はり給ふ。是れ鬱憤を懷き乍ら、心ならずに歸伏せり。其上左衞門佐加州へ赴き、利家公を賴み、關白殿より、御朱印を御拜領の後、信直公、御威勢日々に勝りければ、政實、日頃の大望大きに相違して、萬づ不快の事共多かりけり。北信愛と政實との中、最も水火の尅するが如し。又此度、津輕陣の先手、課付けられ候刻、最其用意せらるべき所に、何者か表裏しけん。政實に聞きけるは、此度の御出陣は、大事の砌にて候。右京亮亡びて、次は御身の上と承り候。又信直の御前にして

は、此度九戸出陣延引に及び候へば、津輕と一味し、病氣と稱し、御後に殘りて、御留守の內に、三戸を攻取るべき相圖の由承り候と、申すとかや。政實日頃身の上の謬は覺あり。是を誠と思召し、居城糠部に引籠り、信直の御下知を背きけり。去程に信直公、津輕表の御出馬遲はりければ、賊徒次第に蜂起して、兩郡代、浪岡の城に恷へ兼ね、竟に城を引拂ひ、三戸へ立歸る。此時比內にも一亂起り、郡代北信愛、戰に打負けたる由風聞す。信直公、所々の亂を蹈鎭めんとし給へば、九戸御下知を背き、狼心を挾む。外には津輕・比內、蜂の如くに起りて、之を鎭むるに容易ならず。とかくし給ふ所に、加州金澤利家公より、御使者內堀四郎兵衞、三戸へ到着し、關白秀吉公、相州小田原北條一族を御征伐の爲め、三月十九日、京都を御進發ありて、關東へ御下向なされ候間、信直にも、急ぎ御參陣あるべき旨課付けらる。信直御使者に對し、私領內、一所ならず一揆蜂起仕り、何とも打捨て、早速上るべき樣も是なし。如何あるべきやと、課せければ、四郎兵衞、夫は私の御事、是は天下の御勤め、いかで御延引に及ぶべき。其上一揆、縱ひ御領內を殘らず押領致候とも、殿下の御下知を以

信直小田原へ出陣

大浦右京津輕に自立す

て、御退治あらんには、賊徒滅亡、踵を廻すべからす。必ず後を御氣遣なく、早々御參陣然るべしと、申しければ、信直實にもと思召し、小田原へ上り給ふべき御用意の外他事なし。斯くて北左衛門佐も、比内より歸られければ、則ち信愛を御留主居と定め置かれ、四月上旬に三戸を御立ち、夜を日に繼ぎて上り給ふ。大浦右京は、思の儘に三方の敵を拂つて、津輕三郡の領主となり、關白樣へ參禮を仕り、御朱印を頂戴し、大きに喜びけり。別說には、右京亮老母申されけるは、其身此所を明けて上り、後にて又如何なる異變の、出で來らんも計り難し。御身は國を踏えて仕置し給へ。我れ女の身なれども、則ち小田原へ上り、案堵の御朱印を申受けんに子細あらじと、甲斐々々しくも出立ち、加州へ赴き、軈て關白樣へ、有增（あらまし）の事共言上申しければ、殊に不思議に思召し、何となく御朱印を渡されにけり。老母大きに喜び、急ぎ國本へ下り、件の御朱印を、右京亮に相渡す。右京是を戴き、終に津輕の領主となりて、其明年、九戸退治の時、殿下の御下知に付きて、津輕爲信も、三戸へ相詰めける。天下の被官になられければ、信直手を指し給ふ事、叶ひ難しと申しけり。

比内合戰の事

津輕騷動の刻、比内へも、秋田より軍勢押寄せて、大楯を攻めければ、郡代北左衞門佐、戰に打負け、比内を秋田に奪れし。其濫觴を尋ぬるに、比内郡は、往昔秋田實季の親父城之助愛季の舍弟忠次郎の領地なり。然るに忠次郎の北の方は、南部信直の御息女にて、是を比内御前と申す。或時比内御前、湯殿へ下りて、湯を曳き給ひけるに、其さま凜々しき化生のもの、窻より頭を出し差覗きしに、如何なる武き武士なりとも、肝魂を失ふべし。如何に況や女性の身にては、直人ならば哆き叫んで、見苦しき業もあるべきに、流石筋ある御事とて、氣色取鎭めて、さあらぬ體にて歸り給ひぬ。其後も、件の化者、折々出でて窺ひければ、北の方、忠次郎殿に近付き、右の次第を、有の儘に語り給ふ。忠次郎大きに驚き、其儀ならば、某御身の姿を似ねて、彼の化者を衒ひ見んとて、北の方の裝束粧ひ、下には來國俊の刀を忍にさし、如何にも御前の湯殿へ下り給へる體にぞ見せられける。件の化者、是を例の御前とや

思ひけん、忽然と顯れ來る。其長七尺ゆたかの大の法師、眸逆に切れて、眼の光大きに耀き、口は耳の根迄裂けて、脣、朱をさしたる如く、左右の鬼髮針の如く、全體己と光ありて耀きしは、面を向くべきやうなし。されども忠次郎殿、思設けし事なれば、少しも躁がず、忍びやかに刀を拔き、さあらぬ體に近付寄せて、眉間を目がけて礑と切れば、化生は切られてわつと叫び、其儘形失せて見えず。忠次郎聲を上げて、化者をば切付けたり火、把出せと呼ばはりければ、內の者共、急ぎ火把燃し連れて駈集り、是を見れば、化者は見えず、只其あたりに、血そゝぎてあり。翌日、血を尋に行きて見れば、後の山中へ引入り、岩石の峙ちたるに、大木の洞の中に、呻ひ臥してあり。鎌熊手にて引出し見れば、幾年歷とも知れぬ猫またにてぞありける。

比內御前、其後より、何となく惱み付きて、程なく身まかり給ひけり。忠次郎も、打續きて失せ給ひ、二人の御中に、三歲になる男子一人殘り御座しけり。比內の家中、之を守立て參らせんと、各寵愛き奉る所に、其後實季の代になりて、比內の諸士へ言送られけるは、忠次郎子息、幼稚の事なれば、領內の仕置、誰ありて下知せしめん。

所詮其元へは、郡代を差置き、忠次郞一子をば、是へ呼取り養育して、成人の後は、其地の領主になすべしと。則ち之を秋田へ呼取り、其後へ和田某を差遣し、大楯の家老五町目兵庫・城代淺利九衞門といひし。右相談にて、比内を執蓋せしめらる。去程に津輕にて、大光寺は、政信の御勘氣を蒙り、逐電しけるが、古の好を思ひ、比内へ行きて五町目を賴み、一兩年隱れ居たりしが、其頃、實季養育せられ、比内忠二郞の一子、頓死の由披露之あり。世間の風聞には、實季、伯父の知行を合せん爲に、毒害にせられしなど、樣々に取沙汰ありければ、五町目を始めて、比内の本侍、何れも之を傳へ聞き、内々之を憤る。大光寺は、此淵底を熟と窺ひ、大湯四郞左衞門を賴み、信直へ愁訴しけるは、某先年の御勘氣を相許されんに於ては、私計略を廻らし、比内郡殘らず御手に入れ候はんと、申しければ、信直、日頃大光寺が武勇を褒美し、内々惜ませ給ふ上、申所尤と思召しければ、則ち彼が望に任せ、御赦免狀を給はり、其上一左右次第に、御出馬あるべき由、仰越されければ、大光寺大きに喜び、頓て五町目兵庫に、斯くと語りければ、兵庫も、内々憤を含む折節、此事を聞きて、一儀

信直大楯の城を陷る

にも及ばず、本領さへ相違あるまじくば、南部へ相從ふべき旨領掌す。大光寺、重ねて右の趣申上げ、急ぎ御馬を向けらるべき由申しければ、信直、則ち淨法寺修理・大湯・花輪の輩を御先手と定め、北左衞門佐・同姓彥助・同主馬・舍弟彈正・櫻庭安房守・同姓兵助・唐牛兵藏・毛馬內源次。其外、田頭・沼宮內・太田・大釜・米內等を始め五百餘騎、天正十六年四月上旬、三戶を打立ち、比內大楯の城に押寄せ給ふ。城中には、和田・五町目等、比內郡の勢を集めて、防ぎ戰ひける所に、兼ねて指圖の事なれば、五町目兵庫、大手の城戶口を開き、坐に南部勢を引入れければ、秋田方、防ぐべきやうもなく、或は落失せ又は討たれ、自害して死するもあり。秋田方、叶はじとや思ひけん、本城に火を懸け自害して失せければ、南部勢は、一騎も討たれず、比內中を、安々と打鎭め給ひけり。信直御悅喜限りなく、則ち比內郡代には、北左衞門佐を殘し置き給ひ、五町目には本領を賜はり、其外大光寺をも召出され、櫻庭兵助・毛馬內源次・唐牛兵藏等を、所々の要害に差置かれ、大楯へ與力すべしと、仰置かれ、頓て御馬を入れ給ひけり。斯くて三年の月日を送り、同十八年二月下旬に、津輕逆心を起し、浪岡の

秋田實季大楯城を攻む

番代を攻めければ、信直、御出馬あるべきに極りける所に、九戸逹亂を申すにより、後を御氣遣ひ、御加勢延引の由、世上風聞隱れなかりければ、秋田城之助實季之を聞き、能き折柄と喜び、此節比内を取返さずんば、何の時をか期すべきとて、宗徒の軍勢を差遣す。其輩には、嘉成十藏・同姓連助・片山駿河・今井安藝・高橋周防・嘉成常陸守・同子息右馬助・同姓播磨を始めとして、都合其勢三百餘、比内大楯へ押寄せ、郡代北左衞門佐此由を聞き急ぎ與力の面々へ觸廻し、軍勢を集めらる。馳來る人々には、舍弟北庄藏・櫻庭兵助・毛馬內源次・唐牛兵藏・大光寺左衞門・五町目兵庫等、與力百騎、合せて二百計には過ぎざりけり。斯る所に、秋田方の軍勢、會釋もなく押寄せ、追手搦手鬨を作る。城中には、靜り返つて音もせず。扨は敵寄すと聞きて、城兵聞落したると疑義を含めて、近々と攻寄す。城中には思ふ程敵を近寄せ、義心鐵石の兵城戸をさつと開いて、一同に打つて出づる。其勢、鐵壁をも破りつべし。秋田勢、辟易して見ゆる所に、大水の決し落つるが如く、一同に打つてかゝる。秋田勢も、暫し怺へて戰ひしが、先陣忽ち崩れ立ちて、二陣三陣たまり得ず、一つになり

て崩れけり。南部勢勝に乘つて、追詰め〳〵討取りけり。爰に秋田方の兵に、嘉成右馬頭平の實淸と名乘りて、只一騎踏止り、如何に味方の面々、蓬くも敵に背を見せて、何處迄逃ぐるぞ。返せ〳〵と、呼ばはれども、大勢の引立ちたる曲として、返すものこそなかりけれ。時に南部勢の中より、北庄藏と名乘りて、實淸に渡り合ひ、蒐つ返しつ、西風東風戰ひしが、實淸竟に討たれにけり。右馬頭が郎黨檜岡主馬・同兵衞門之を見て、主の敵遁すまじとて打つて懸る。庄藏危く見えける所に、毛馬內源次・櫻庭兵助居合せ、二人共に討取りぬ。爰に嘉成常陸守・同播磨守、何れも老功の者なりしが、自然の事のあらん時は、橫鑓を入れん爲に、態と味方を離れ、遊軍となりて控へけるが、味方大きに敗北し、城兵も、備を亂して追ひければ、本陣もまばらになるを見て、橫合より、驀時暗に打つて懸る。南部勢、暫し防ぎ戰ひしが、初度の取合に力を勞し、其上老功の嘉成等、嚴しく攻付けしかば、忽ちに靡き立ち、右往左往に亂れたり。始め追はれし秋田勢、是に機を得て取つて返し、三方より攻めければ、南部勢、爰にて大半は討たれにけり。大將左衞門佐も、相對坂の邊にして、旣

に危く見えける所に、舍弟庄藏踏留りて、追ひ來る敵を打拂ひ、暫く時を移す間に、兄信愛は遁れにけり。彈正は討死と心得て、一足も退かず、大勢の中に劚つて入り、火花を散らして戰ひ、敵餘多打取りて、其身も討死したりけり。其外大光寺・五町目等返し合せ〳〵防ぎ戰ひけれども、遂に打負け、比内郡に屯り兼ね、皆々鹿角へ引退く。此時の戰に、南部究竟の兵北彈正を始め、十三騎迄討死す。軍散じて後、彼十三騎の亡魂、夜々光物となりて、諸人を惱しければ、日暮れて人の往來なし。所の地下人寄合ひて、武き弓取の亡魂荒れて人を惱す時は、神に祝へば鎭まると聞きいざや彼の魂魄を、神に祝ひて祭らんとて、五條の目に祠堂を立て、南部十三騎明神と崇め祭りて、今の世迄傳れり。去程に北左衞門佐は、暫く鹿角に逗留ありて、御加勢を望みけれども、九戶矛盾の最中なれば、先づ暫く時節を窺ひ、退治あるべく候間、急ぎ三戶へ返り候へと、信直公、仰遣されければ、是非なく三戶へ返られけり。

信直小田原へ參陣の事

信直小田原出陣

殿下の御勢、相州へ相向ふと聞えければ、信直も、急ぎ參陣あるべしとて、四月上旬に三戶を打立ち給ひ、利家公よりの御使者內堀四郞兵衞を御同道にて、仙北へ差懸り、越後國へ出で給ひ、信濃路を經て、上野へ入り給ふ。去程に九國·中國の諸勢、東山·東海の諸軍、殘らず關東に赴き、殿下の御下知を相守る。羽柴筑前守利家も、嫡子越中宰相利勝を相伴ひ、加賀·能登·越中の勢を催し、關東へ赴き給ふ。上杉喜平次景勝も、同じく越後勢を催し、小田原へ參陣す。信濃國には、毛利河內守秀賴·眞田安房守信幸·同源三郞信之、家康の御手勢松平修理大夫等の諸軍馳加つて、其勢雲霞の如し。利家此軍を引率し、信濃と上野（臼井峠とも碓吹峠とも）を打越えて、上野松井田の城を攻め給ふ。城主大道寺新四郞、四月十日に降參して、城を明渡し奉る。夫より松山の城を攻め給ふに、城主上田閑樂齋は、小田原へ籠り、留主居に難波田因幡守·木呂子丹波守·金子紀伊守·山田和泉守等楯籠りしが、利家輕なく攻め給へば、何れも降人になりて出でにけり。同十九日、鉢形の城を攻めしに、城主北條安房守氏邦は、沼田城主猪股能登守を始め、何れも降參しければ、氏邦も力及ばず、出家となり、

降人に出でにけり。　南部信直は、金澤よりの御使者内堀四郎兵衛を御先立になされ、鷹五十聰居ゑさせ、馬百疋牽かせて、鉢形の御陣所へ參着し給ひ、利家公に對面あり。　利家公の仰には、松山の城にて休息せられ、馬・鷹をも休め然るべしとの事にて、松山の城に控へ給ふ。　利家公、同廿二日、八王子の城を攻め給ふ。　此城は、氏政の舍弟北條陸奥守氏照の居城なり。　氏照は、小田原に籠りて、本丸には横池監物、中丸には中山勘解由・狩野一庵・近藤出羽守等楯籠りしを、利家公、廿二日の亥の刻より打立ち給ひ、同廿四日に攻落さる。　利家公も、八王子の城へ御入ありて、暫く休息し給ひけり。　此時利家公より、御使者を以て、信直へ課せけるは、淺野彈正に申合せ、御披露申すべく候間、關白樣へ、御諚次第に、小田原へ參陣せられ候へとの御指圖にて、暫く松山に御休息なされけり。　其の後、利家公よりの御指圖にて、國本より牽かせ給へる馬共に、色々馬衣着せて、關白樣へ、獻上なさせ給ひける。　則ち山中吉內、之を披露す。　信直は御案內の爲め、內堀四郎兵衛を御先立になされ、小田原御本陣へ參候ありしかば、殿下御感ありて、罷出候へとの上意なれば、信直頓

信直、秀吉に對面

て御前へ相詰むる。 折節秀吉公には、御城廻し給ふ所に、信直頓て罷出で、御禮申上ぐる。 殿下、夫より御本陣へ召連れられ、御盃を下さる。 暫くありて、梨地蒔繪の鞘に、總金にて彫物したる來國俊國次の小脇指を下さる。 又唐織の御羽織を、御手移しに下されて、關白の御諚には、夫より羽織にて歸り候へと、課せければ、信直畏りて、則拜領の羽織を着し、御前を退出す。 其後關白公の上意として、利家より仰越されけるは、南部事、國本に於て、一揆共蜂起の由聞召さるゝ間、急ぎ罷下り相鎭め候へ。 若し當城長陣に於ては、重ねて御催促あるべく候。 其節は緩怠なく罷上るべき旨、課せ出さるゝの間、急ぎ歸國候へと、御使者ありければ、信直大きに喜び給ひ、御暇乞の爲に、八王子へ御出ありて、種々御禮申上げらる。 扨某家來津輕と申す者、當春逆心を起し、私に下知を相背き申すに付、退治仕るべしと存候所に、不圖此度、關白公東國へ御動座の旨承り、萬事を折捨て罷上り候。 願はくは上意を以て、彼の者を退治仕度候と、仰上げられければ、利家公聞召され、其津輕といひし者は、先達つて罷上り、津輕安堵の御朱印を頂戴し罷下り候。 貴邊の下中の者とは知らず、

望みに任せて御朱印を給はる上は、今更悔返すに及ばず。先づ此度は相鎭まり候へと、仰せければ、信直力及ばず、さてのみ默止給ひけり。其後和賀・稗貫兩郡の渡りしは、此代りとぞ聞えける。扨て利家公へ、萬づの事共頼み、急ぎ本國へ下向ましましける。

關白幷中納言秀次、奥州御發向の事

小田原落城

去程に相模の國小田原の城には、北條右京大夫氏政・同息相模守氏直父子、楯籠り給ふ所に、關白御發向ましく〵、三月城攻始り、七月半迄、持堅め給ふといへども、秀吉公謀を以て、扱になされしかば、城中の諸勢喜悦の思ひをなし、皆各々が本所へ立歸る。依つて氏政には切腹仰付けられ、氏直は御預りと定り、小田原竟に落城し、城をば、家康御拜領なされ、天正十八年七月十三日に、本多中務少輔・榊原式部大輔・井伊兵部少輔三頭にて入替る。此時家康公、御本領參河・遠江・伊豆・駿河・甲斐五箇國を差上げられ、相州・武州・上總・下總・上野・安房の六箇國を拜領なされ、始め

秀吉奥州征討

て江戸へ入り給ふ。斯くて秀吉公、羽州・奥州未だ平均ならざれば、急ぎ御下向あるべしと、打立ち給ふ。東奥へは、三好中納言秀次、名を關東に響かし、關白の御勢に先達つて下り給ひけり。出羽奥州の檢地、改め御覽ぜん爲め、淺野彈正少弼長政・石田治部少輔三成・大谷刑部少輔吉繼三人に仰付けられ、御先手（松枝とも松坂とも何れか本）は少將氏鄕なり。其外木村伊勢守父子・佐竹常陸介義重等、都合五萬餘騎にて、天正十八年七月十四日、小田原を打立ち、奥州へ打つて下る。出羽へは加賀少將利家・子息越中相宰利勝・越後の長尾景勝・木村常陸守・大野修理亮・片桐市之正等、都合二萬餘騎と聞ゆ。右檢地御改の爲め、三人の內淺野長政・石田三成は奥州へ、大谷刑部は、出羽の國へと赴きけり。中納言秀次公は、關東所々の群兇を打靡け、白河の關を越えて、信夫の郡福島に御在陣なり。殿下の御下知に任せて、伊達・會津・仙道・大崎・葛西等、平均に御仕置課付けられ、殿下へ參禮之なき輩は、此度の御下向に、皆悉く沒落す。或は城を枕として、討死するもあり、又落失せて、身命を助かるも多かりけり。關東には千葉新助國胤・奥州には白河の結城義親・石川大和守照光・大崎左衞門尉義隆・

葛西壹岐守晴信・江刺兵庫頭重恒・柏山中務少輔明〔脱字カ〕相賀の多田又次郎忠晴義忠何れが本稗貫次郎廣忠、始めて殿下の御威勢に恐れ、皆散々に成行けば、奥羽二州の間には、草も木も、靡かずといふ事なし。又關白殿へ參禮ありし人々には、先づ關東に於ては、佐竹常陸介義重・結城の一族・那須の七黨、奥州に伊達右京大夫政宗・岩城左京大夫常隆・相馬大膳亮利胤・戸澤治部少輔盛安、出羽には最上出波守義光・小野寺遠江守義通・秋田城之助實季・津輕右京爲信、其外新庄六合の人々等、何れも本領安堵して、御幕下に參候す。南部信直も、此度御下向を聞召され、御供の爲め、白河表まで上り、御見參に入り給ふ。又出羽の國へ向はれし人々、先づ庄内へは長尾景勝、仙北表へ大谷刑部少輔吉繼、秋田日山へは木村常陸介、津輕表へ加賀少將父子・大野修理・片桐市正向はれける。南部信直より、利家公の御先達の爲め、北左衞門佐父子、津輕表へ出向ふ。扨南部信直は、淺野彈正長政の御先達をなされ、御在所南部へ下り給ふ。長政は、大崎・葛西を始め、江刺・柏山所々を平均に打治め、稗貫郡鳥谷崎の城迄御下向、夫より奥糠部迄御仕置なされけり。斯くて關白秀吉公は、宇津宮迄御

動座、暫く御逗留ましく〳〵て、會津へ御下向あるべき由、木村伊勢守に課付けられ、伊達政宗より、會津の城を受取らせ給ふ。是は兼ねて小田原御在陣の刻、佐竹常陸介義重の舍弟會津盛重の事に依つて、内々訴詔せられし故と聞えし。伊勢守には、淺野長政より、淺野六衞門を差副へられけり。政宗頓て御請を申し、會津の城を明渡し、本所米澤へ移られけり。其後秀吉公、八月中旬、會津城御下着なり。同十七日、蒲生氏郷を召して、大沼・河沼・稲川・山の郡・猪苗代・南山、已上六郡、越後小川の庄にて、仙道・白川・岩瀬・安積・二本松、已上六郡、右合せて十二郡、斛高四十二萬石下し給はり、課付けられけるは、此所は奥州出羽の都合なれば、能く相守るべしとて、法度の條々、一つ書にて急度仰付けらるる。又木村伊勢守、父子も召出され、奥州に於て、葛西・大崎を下されけり。是は本、惟任日向守光秀が家の子なり。さる仔細ありて、關白家へ歸附し奉るに依つて、恩賞を蒙りけるとなり。課には、京都へ出仕者無用、會津へ出仕仕るべし。氏郷を親とも主とも思ひ、氏郷も又、木村をば、子とも從とも思ふべしとて、各御朱印頂戴して、勇み進んで喜びけり。去程に殿下には、八

月廿三日に、會津を御上り給ひしかば、三好黄門も、打續きて上り給ふ。淺野彈正長政も、奥方の仕置の爲めとて、鳥谷崎に淺野庄左衞門を差置かれ、九月上旬に、鳥谷崎を打立ち上られける。其外の諸軍勢も、皆本所々々へ歸り上りけり。

葛西・大崎所々一揆蜂起の事

木村伊勢守は、今度葛西・大崎十二郡を拜領し、本、葛西晴信の本城、登米の城に在住す。子息彌市衞門は、大崎左衞門家中古河彈正が居し、古河の城を取立て住居しける。然るに伊勢守、俄に大名になりし事なれば、身内の者共不足にして、所々の要害に据ゑ置くべき者もなし。依つて其の人柄の善惡をも選ばず、無理に召抱へられしかば、上方大名の家中の者共、此由を傳へ聞き、知行取らんと心懸け、或は暇を取り、又は逃隱れて、中奥へと下り、奉公を望みける。伊勢守、何の吟味もなく、召抱へられけり。此輩、思の外なる身代に有付き、己が利口に充り、恣に振舞ひけり。又此輩も、家來を持たざれば、中間小者を取立て侍になし、或はあらぬ濫者共を、適

れ能侍と、知行を遣して、人の如く召されければ、此者共、大崎・葛西の本侍を押除け、又は百姓の住宅へ押込み〳〵、米穀を奪取り、其上町在鄕の下女下人、舊侍の妻や娌子共、無體に取奪ひ、我女房と相定め、沙汰の限りの仕方共、譬へんやうなし。是に依つて、本侍はいふに及ばず、地下百姓町人迄、無念を起し鬱憤を懷きけり。伊勢守拜領の城共は、先づ中新田・岩手山・三の硲・一ノ關・水澤・岩屋堂などとて餘多あり。中にも舊江刺兵庫頭居城なりし岩屋堂の城には、溝口外記といふ者、此所の領主としてありし。其家來に、月輪宮內といふ者、大きに荒びて、地下殊の外迷惑す。又舊柏山中務が家來大內彥三郞が居城なりし水澤の城には、本は明智光秀が家人なりし松田太郞左衛門居たりしが、何れも俄の成上りなれば、以の外に、百姓町人を責辛しける程に、同年十月廿三日、岩屋堂・水澤一揆を起し、何れも古主を取立てんと、兩方相圖を定めて、其夜岩屋堂・水澤の城へ押寄せ攻入りける。城中は、何れも無勢なり。思ひ寄らざる事なれば、四角八方へ逃散り、或は討たれ、或は手負ひて引退く。本より一揆は、所の譜代の案內者、志波より攻入る程に、兩城共に

岩屋堂水澤の一揆

攻め落され、松田溝口討死し、右の城共、難なく一揆の手に渡る。又東濱へは、三好黄門御下向の刻、石田治部少輔發向して、仕置せられし所なりしに、最早柏山にて一揆起り、勝利を得たると傳へ聞いて、氣仙・東山・薄衣・大原、所々一同に一揆起り立ちて、上衆の居たる城々へ取かけて、皆悉く打落す。葛西・大崎にも此由を聞きて、一同に起りて、十月下旬に、成合平左衞門を居ゑ置きし佐沼の城へ取懸けて、只一時に攻落さんと揉付けゝる。木村父子之を聞き大きに驚き、後詰の爲に人數を催し、父子共に打つゞて出で、佐沼の城へ向ひける。斯くて又木村父子が留守の間を窺ひ、登米・古河に殘り居たる一揆方、幸と喜び、二箇所城へ押寄せて、留守居に置きし者共、一々に打殺し、難なく城を奪ひ取り、木村父子、佐沼の城の後卷には出でたれども、登米・古河の居城を取られ、唯樹を離れたる猿の如く、水を失ふ魚に似たり。詮方なうして、成合平左衞門と一所に、佐沼の城に籠りける。一揆の輩、彌是に力を得て、佐沼の城へ一所に押寄せ、十重百重に取圍み、日々夜々に攻めにけり。其危き事、累卵の如し。木村伊勢守、急ぎ會津へ早馬を立て、蒲生氏郷へ加勢を乞

氏郷一揆討伐

ひければ、氏郷大きに驚き、飛脚を以て殿下に訴へ、家康公へも申上げらる。扨會津の留主居には、蒲生左衛門郷可、伊勢守御代より、毎度出陣の留主居には、小倉豐前守、上坂兵庫助受取なれば、是に關入道萬鐵を差副へて、以上四人、其外歴々殘し置かれ、其外諸方口々へも居ゑ置かれける。先づ關東口白河の城には關右兵衛、須賀川の城に田丸中務、是は田村三春の城に、政宗の長臣片倉備中守を置かるゝに依つて、其押とぞ見えける。中仙道口南山の城に小倉孫作、越後口津川の城に北川平左衛門、奥海道鹽川には、蒲生喜内を差置かれ、斯くて氏郷は、時日を移さず打立ち給ふ。然も其日は、大雪漲り寒かりしに、諸軍勢に、勇氣を見せんとや思ひけん、直肌に、鎧計着けられける。先づ一番に、先手蒲生源左衛門・同忠衛門。二番には、蒲生四郎兵衛・町野左近少監。三番、五手組梅原彌左衛門・森民部・門屋助衛門・寺村半左衛門・新國上總守。四番には、六手組細野九郎衛門・玉井數馬・岩田市衛門・神田清衛門・外池孫左衛門・河井公左衛門。五番、七手組蒲生將監・同主計・同忠兵衛・高木助六・中村仁衛門・外池甚五左衛門・町野主水佐。六番、寄合組佐久間久衛門・舍弟

源六・上山彌七郎・水野三左衛門。　七番、弓銃の組頭鳥井四郎左衛門・上板源之丞・布施二郎衛門・建部令史・永原孫衛門・松田金七・坂崎五左衛門・速水勝左衛門。　八番、小姓組。　九番馬廻。　十番、後備關勝藏等、都合六千餘騎。　天正十八年十一月五日會津を打立ち、其夜は町野左近將監繁仍が居し猪苗代の館にて、休息せられける。　繁仍夜に入りて、諫言申せしは、來春御出馬然るべき由、申しければ、氏鄕諫せけるは、去事なれども、殿下の課に、木村をば、子の如くに思ふべしと、ありしかば、默止し難ければ、是非此度の出陣、延引すべきにあらずと、諫せければ、町野も力なく從ひける。六日は、二本松に着陣し給ふ。　兼ねて關白の御諚には、伊達政宗は、奥筋御先手とありし上、氏鄕より、政宗へ使者を以て、右の趣申遣し、今度葛西・大崎へ、急ぎ御出陣候へとなれば、政宗も、一萬五千の人數を引具し、米澤より打立ち、信夫の郡飯坂の城へ出でられ、夫より利府へ移り、氏鄕の出勢を待たれける。　氏鄕の先手は、早や政宗の領分信夫郡鎌田・桑折・朽目邊にて、政宗の後陣に入交りて陣を取る。　政宗は、利府より黑河へ陣を移され、氏鄕は、松山の城に着陣せらる。　同十七日、氏鄕へ、

政宗より使を以て、明日より敵の領分に候。萬づ御意を得度存候。當所の茶亭へ御出候へば、本望たるべし。茶を進上仕度と申されしは、數寄屋に入れて、透あらば、氏郷を討たんとの支度なる由。氏郷參らんと返事せられ、同十八日の朝、彼の館へ赴かる。蒲生源左衞門・同忠衞門・同四郎兵衞・町野左近將監・佐久間久衞門・同弟源六・亘理八衞門など、一騎當千の侍七八人扈從す。其事柄敢て近づくべき樣なし。政宗何となく出座ありて、樣々饗し奉る。氏郷、佐沼への道程、其間に、一揆共の城何程候やと、問はれければ、政宗の曰く、佐沼へは、田舍道百四十里、其間に一揆の城高清水と申すが、佐沼より卅四里此方にある迄にて、其外候はずと、申されければ、氏郷、然らば今日より、道筋の民屋放火して、明日は高清水を蹈潰し候はんとて、則ち座を立たれけり。氏郷、頓て左に付きて、本海道を打たれにければ、政宗も、一萬五千の兵を率して、右手に付きて押されし。兩所の道筋、放火して通られしに、前の野黑川より、三十里四十里の間に、本道筋にも敵城あり。飾間・中新田は、兩城共に、城を明けて退きける。氏郷は、中新田の城に泊られ、政宗は、夫より七八町隔て、大

屋鋪のありけるに陣せらる。會津の先手四人の衆は、政宗の押として、其近邊を打廻らして陣取り控へける。明くれば霜月十九日、兩陣各打立たんとす。中新田より高清水へは、田舍道六十里、其間に名生といふ敵城あり。是をば政宗、隱密していはざりける。是は舊大崎義隆の住せし所なり。氏郷是をば夢にも知らず。兼ねて政宗、名生城と相圖やしたりけん、十八日の亥の刻計に、氏郷へ使を以て申されけるは、私今日暮方より、俄に蟲氣に罷成迷惑致候。明日の御働をば、相延べられ候へかしと、言遣しければ、氏郷の返事には、敵を間近く置き乍ら、留るべきにも候はず、我等の人數をば、先へ通し候べし。御養生候て、後より御出で候へとなり。是は政宗謀略に、氏郷先へやらん爲なるべし。早朝に、氏郷、中新田を打立つとて、使を以て、某只今相立ち候、後より御出で候へと、言遣し、さて政宗を後に置く上は、日頃の陣取には似べからずとて、五手組・六手組・七手組を後備と定めて、關庄藏を、三組の後へ入替へらるゝ。此三組の者共、政宗の押なれば、若し政宗打つて懸らば、一軍せんとの用意なり。氏郷の先手衆は、名生に城敵あれども知らず、高清水へと

押行く所に、早や二三十里の間にて、敵悉く見えたり。名城より銃を打かくる。四人の先手之を見て、驅て名生に押寄せ、鬨を作りて攻付けゝる。蒲生源左衛門・同忠衛門・同四郎兵衛・町野左近將監揉付けて、二三の丸を打破り、本城に押詰めける。氏郷、此邊にも敵ありと覺ゆ。先陣にて銃の音するは、急ぎ見て參れとて、池野作衞門を遣さる。作衞門、急ぎ先手へ走り付け、一戰に首取りて、本陣へ馳戻り、氏郷の見參に入れ、名生城の樣子を委しく申せば、氏郷、さらば押寄せんとて、後備の三組は、三段に陣を立てよ。只今政宗寄せ來るべし、構へて油斷すなと、下知せらる。扨氏郷の勢、我れ先にと馬を早め、小姓馬廻に至る迄、本丸へ押詰めて、息を繼がせず攻めければ、難なく城を乘取り、討取る所の首數六百八十餘なり。味方にも、道家孫市・粟井六衞門・町野將監が家の子町野新兵衞・田付利助を始めとして、其數餘多討たれけり。其外手負も多かりし。則ち城へ火をかけ燒上ぐれば、岩手・宮崎・古河・師山四箇所の城より打つて出で、名生を見繼がんとしけれども、最早名生の落城を見て、皆悉く引返す。政宗は、氏郷の後より寄せられしが、早や名城は落つるなり。左の

方へ陣取りて、氏郷へ、使を以て申されけるは、名生城を攻められんには、我等にも一方課付けらるべきに、左様之なく、京都への聞え如何、迷惑に候と、いはれければ、氏郷返事に、斯様に敵の城あれども、兼ねて不レ存候所に、早や先手の者共、打破りて候なり。此向に、宮崎とやらん敵城候由、之を攻められ候へと、いひて返されけり。政宗さすが止み難く、宮崎の城へ押寄せて、餘所目計に攻めにけり。氏郷、明日は高清水へ寄せんと議せられける。然る所に、其夜の亥の刻計に、政宗の侍戸田八兵衛・手越總兵衛兩人、共に政宗の近習なりしが、恨を含む仔細ありて、政宗を乖き、政宗の隱謀の證文取持ちて、氏郷の陣所へ駈入り、蒲生源左衛門を賴み、今度葛西・大崎の一揆共を進めて蜂起せし事、黒川にて、氏郷を數寄屋へ請じて討たんとせし事、中新田にて虚病して、名生城と相圖をせし事、政宗隱謀の企、一々證文に合せて白上す。今日名生城を攻め給ふ時、兼ねて政宗相圖の狼煙を擧げ候へと、一揆共に申合せしかども、餘り強く攻め給ふ故、其罅を得ざる由、名生より落人共、政宗へ參りて申候。扨又高清水籠城の者共も、又佐沼を圍み候。敵も、政宗下知なくば働き候まじ。暫

く是に御逗留ありて、政宗が景氣御覽然るべしと、右兩人申すに依つて、氏鄉、暫く名生城を蹈へて陣せらる。政宗は、斯くとも知らず、宮崎より飛脚を以て、氏鄉へ申入れられんとせしかども、敢て城中へ入らず。飛脚走り歸りて、斯くと申せば、扨こそ日頃の謀計顯れけるよと、思はれしかども、さあらぬ體にて、宮崎の城を打圍まる。されども後難をや思はれけん、城中へ扱を入れて、城主を召出し、夫より木村伊勢守が後卷とて、佐沼へ出張せられける。さる程に葛西・大崎の一揆共、多くは攻落され、或は自散して亡滅す。師山・高清水も、城を明けて引退く。佐沼の城をば、一揆共取卷いては居けれども、後陣の大勢、恐れて、攻むる事なかりけり。爰に又佐沼の城へ寄せし一揆の中に、黑澤豐前守・濱田何某といふ者あり。此兩人の子供を、城中へ人質に取りて置きしが、木村伊勢守、竊に氏鄉へ遣しけり。然るに濱田は、此度名生の城に籠りて討死す。黑澤は、未だ寄手の中に居たりしが、子を思ふ道は、何れも同じ習にて、今度一子の童子丸、氏鄉の手に渡り、定めて死罪に行はれんと、思愛別離の涙いと堪へ難かりしが、所詮返忠をして、子の一命を扶けんと

思ひ、獺一人使して、名生の城に遺し、愚息を扶け給はり候はゞ、私才覺にて、木村父子を、恙なく夫へ送り參らせん。先づ佐沼をば、一揆共に給はるべしとなり。氏鄉大きに悅んで、則ち望の如く返事せられしかば、黑澤、如何したりけん、同廿六日に、木村父子を、難なく名生の城へ送りける。童子丸をば、望の通りに相返さる。此因に依つて、童子丸、後には會津へ召されて知行給はり、黑澤六藏といひし。斯くて政宗、佐沼近陣の頃、高清水の城主石川越前、此時不月といひけるが、前々より政宗へ言寄りたる人故、高清水の城を明て政宗の陣所へ參り、高清水の城明地候間、暫く御入ありて御陣候へと、申すに付、高清水へ陣を移さる。扨氏鄉、會津を立ち給ふ時、一揆の趣、京都へ註進せられしが、此飛脚、駿河の國迄馳着す。爰に淺野彈正少弼は、東國仕置成就の後、奧を立ちて上られしが、未だ駿府に逗留ありし所に、此註進を大きに驚き、又夫より取つて返し、先づ江戶へ立寄り、家康公對面ありて、氏鄉を見繼がんと、奧へ罷下候。御加勢候へとて、頓て奧へぞ下り給ふ。十二月中旬に、奧州二本松迄着陣せらる。政宗、彈正下向を聞きて、彌大事とや思ひけん、十二月二

日に、高淸水を立ちて、其夜は松山の遠藤出羽守が所に宿し、翌日は黑川へ着き、夫より福島飯坂の城へ入り、長政の下着を待たれけり。長政、二本松へ着陣せられければ、政宗、伊達安房守成實・片倉小十郞、其外三四人扈從して、二本松へ打越え、彈正殿に對面せられ、色々言分して、己が罪を陳ぜらる。其後原田左馬之助・濱田伊豆兩人を使として、樣々陳じ申されける。某少しも誤無之旨は、此兩人を其元に差置かれ、委く御尋ありて、其通りを、氏鄕へも譯分けられ被下度候。私何に依つてか、氏鄕に意趣之あるべく候や。後暗きいたし方、覺無之候。縱ひ一揆方に一味致し、氏鄕に腹切らせ候ても、天下を敵に仕り、何と罷成るべく候や。私家來野心を挾み、何かと申成せしを、氏鄕、誠と存ぜられ候。此旨能々御分別給はるべしと言遣しけり。さて氏鄕も、長政の下着を聞きて、名生より使者を以て申されしは、葛西・大崎の一揆共、殘りなく退治仕候。さりながら伊達政宗、一揆に心を合せ、我等と討果すべき謀計、既に露顯いたし候上は、事落居せざるの間は、當所を退引き申すまじく候と、申されければ、長政、飛脚を以て申されしは、課越され候趣、最も其意を得候。併ら

政宗氏鄕不和

政宗一揆に內通のこと、左樣あるべく候へども、只今其理非論じ給ふべきにあらず。其段は、京都に於て申上ぐるべし。先づ〳〵其地を出陣致し、然るべしと申されければ、氏鄉返事に、其儀ならば、政宗より人質を取りて、出城せしむべく候と、いひて返されければ、則ち長政より、其旨使者を以て、政宗へいひ遣し、人質に越さるる人の名も言越され候へと、ありければ、政宗、則ち名生の人質には、伊達彥九郞盛重・伊達安房守成實、右兩人を遣し候はんと、申さるゝに付、長政より氏鄉へ、其段いひ遣し送られける。書狀には、右兩人を書き載せて、彥九郞一人差越され候に依つて、氏鄉腹を立て、其當所に在陣のこと、全く政宗を恐れて、引き兼ぬるにあらず。引かんと存せば、人質を受取らずとも、引くべく候へども、定めて殿下の課付くる旨、之あるべしと存じ、それを相待ち申すこととなるに、何ぞ人質二人とありて、一人參るは、いよ〳〵御仕置を相待ち申すべく候。然らば人質も入り申さずとて、彼の人質を返されける。則ち長政より使を以て、政宗へ課せ遣され、重ねて又申越さるゝ書狀にいはく、

先刻以㆓使者㆒申入候。仍而羽忠三人質相違に付、未歸陣不㆑被㆑申候。但是茂、貴所御仕合かと存候。其仔細者、葛西・大崎、此内一途に御究め最に候。其一通の事は、於㆓此地㆒、我等も承屆可㆓罷登㆒候。兎角先度直談に如㆑申、葛西・大崎一揆の者共、一命被㆓扶置㆒候共、城々御受取候へば、貴所御爲一段と能御座候。伊勢守事をも、主機遣に候へ共、御取立候樣最に候。左樣に候へば、行々は貴樣の御勝手に成事に候。何と成共貴所御爲可㆑然樣にと存事に候。小十郎をも細々御使可㆑賜候。貴樣にも、御煩能候者、御出待入候。先日者、御内衆機遣の樣に相見得候間、急ぎ御歸候樣にと存、懇にも談合不㆑申候。重ねて可㆓申承㆒候恐惶。

極月廿四日　　長　政（華押）

伊達左京大夫殿

彈正殿より、淺野六衞差越されければ、政宗も、異議に及ばず、伊達彦九郎盛重・伊達安房守成實兩人の人質を差副へて、同廿八日、名生の城に至り、程なく年も暮れて、天正十九年正月元日、氏鄕へ目見得しければ、氏鄕も、其日名生を打立ち、其夜

政宗氏郷和す

は黒川、翌日岩沼、三日は刈田宮、其日逗留し、四日に、二本松迄通られけり。氏郷・伊達成實が大森の城へ立寄り給ひ、夫にて兩人の人質を免されける。軈て二本松へ到着ありて、長政に對面ありて、長政も、此度の御働、拔群の忠勤の由、稱美甚だ限なし。同七日、左京大夫政宗も、米澤より二本松へ參られ、彈正殿へ對面あれば、彌悅喜限なし。斯樣に別儀之なき所に、讒言成にて、機遣の事共、笑止千萬とて、樣樣爨されける。兎角來春になり、大崎の一揆共をば、御邊の一手にて從へられ候へと、課せければ、政宗則ち領掌し、其日暮に及びて、飯坂迄歸られ、同九日、米澤へ歸城なり。長政・氏郷、廿日過に上らるべき由、聞えければ、政宗も、此度の事共機遣れけるに、上方の御懇衆より、上洛ありて然るべしと、言送られければ、米澤には、伊達成實を殘し、津田豐前を差副へらる。正月廿二日に、米澤を打立ち、廿三日に大森へ打越し、夫より二本松へ出でられ、彈正殿に對面ありて、長政・氏郷・政宗、御同道にて京都へ上り給ふ。政宗は、京都に於て、妙覺寺を宿に課付けられ、關白公へ御禮相濟し、其年六月末に、下着なされけり。

南部根元記 卷上終

南部根元記巻下

和賀・稗貫一揆蜂起の事

天正十八庚寅の年九月中旬、淺野彈正少弼は、秀次公の御名代として、奥へ御下向ありしかば、南部信直御先立にて、稗貫郡鳥谷が崎の城へ下着ありて、諸方の下知をなされけり。永享年中、鎌倉沒落の頃より以來、關東靜ならずと雖も、當邊は、さのみ世の變轉もなかりつるに、今度關白秀吉公、東國御發向に付きて、昔より所々に住居せし國人等、皆悉く退散して、或は山林に交り、或は他方に呻ひ、僅の活計を廻らす。長政、暫く鳥谷が崎に逗留ありて、所々へ代官目代を差置かれける。所謂水澤に松田太郎左衞門、江刺の城に溝口外記、鳥谷が崎には淺野庄左衞門、其外大興寺目代・寺林目代等なり。志和郡より北筋は、南部領なれば構なし。併ら信直へ、聢と歸

和賀稗貫一揆

伏せぬ輩もあれば、已往南部に對し、全く異心あるまじき由の一左右を、聞屆け給ひけり。去程に東邊悉く化に從ひ、奧羽二州の狼戾、悉く歸伏しければ、秀吉公も秀次公も、九月下旬に上り給ふ。依つて長政、鳥谷が崎に同名庄左衞門を殘し置かれ、頓て打立ち上り給ふ。かゝる所に葛西・大崎に一揆起り、水澤・岩屋堂・氣仙・東山、所々に居たる上衆代官、殘らず沒落しければ、和賀・稗貫へも內通し、和賀の舊領主多田又次郎・稗貫孫次郞・根子內藏、何れも同心し、鳥谷が崎に居たる淺野庄左衞を打落さんと相議し、各勢を催しける。先づ和賀の郎臣には、八重樫掃部・筒井內膳・煤孫上野鬼柳內藏人・和去淸三郎・成田藤內・安俵玄蕃・毒澤伊賀江・鉤子民部・岩崎彌衞門・轟木兵庫・同長衞門・川原田族・小田島の一黨。和賀には、矢澤參河・似內雅樂・櫻田安藝・小森林治部少・十二丁目佐渡齋・高橋駿河・瀨川隱岐・照井の一族・臺金屋圓滿寺、此者共を先として、天正十八年十月廿三日に、鳥谷が崎に押寄せて、三方より攻破らんとす。城中は小勢なり、思も寄らぬ事なれば、以の外に騷ぎけり。されども、所は究竟の要害なれば、寄手左右なく攻入らず、只遠攻にぞしたりけり。城兵も攻落されじと、

西風東風日夜攻戰止む時なし。されども暫時の戰に、沒落すべきにもあらねば、一揆共攻憫んで、手を替へ品を代へて攻入らんとす。城中には、主從只討死と思切り、命を輕んじ義を重んじて、爰を限りと防ぎけり。抑此城と申すは、往古安部貞任が父安部賴時、住居せし所なり。其後淸原武則父子三代も、此所に住居すとかや。一年賴朝公、泰衡退治として、御下向ありし時、栗谷川柵迄御動座ありて、還路の砌、安部の賴時が舊跡を見給ふ。其坤の角に當りて、駒ヶ嶽ありと、東鑑に記し置かる。此城の事なり。されば三方は地僻りにして、西一方は廣野に續き、平地なれども、其間に湟を深うし、東北には北上川流れ、切岸高うして、鳥だにも翔け難し。南の方には、豐澤川流れて、敵の懸場を遮る。斯る要害の絕壘なれば、輒く攻入るべきやうもなし。然るに一揆の大將は、何れも當所年來の故主なれば、能く案內は知りたり、其上地下人迄も思付き、次第々々に勢重り、味方は而も小勢にして、後詰さへあらざれば、只籠の鳥の雲を戀ひ、渴魚の水を思ふが如し。敵味方相支へて旣に旬日騷動す。南部大膳大夫、三戸に於て、此亂逆を聞召され、此度鳥谷が崎の籠城衆

を救はずんば、後日の御咎晴れ難し。いざ後卷をせんとて、御留主居には北尾張守・東藤齋・南少弼等を殘し置かれ、其勢五百餘騎、夜を日に繼ぎて急ぎ給へば、同十一月七日、鳥谷が崎に到着ありて、先づ城中へ、竊に斯くと告知らせ、敵の後を押廻し、御陣を備へ給ふ。一揆の輩、思も寄らぬ事なれば、以の外に周章す。城中是に力を得て、城外へ打つて出で、雙方より攻懸くれば、一揆共屯り兼ね、豐澤川を打越えて、上館へ引退き、八反・清水・物見が鼻に陣を張り、和賀百騎組の大將八重樫掃部は、八反・清水に控へけるが、信直御覽ありて、あれ蹴散らせと、下知し給へば、我先にと打つて懸る。和賀勢、陽に開いて圍まんとすれば、味方、陰に閉ぢて圍まれず。兩方互に亂れ合ひて、火花を散らして戰ひけり。大勢に小勢の事なれば、八重樫終に打負けて、南を指して引退く。味方勝に乘り追懸け追詰めて討つ程に、上館鹿が鼻にも屯られず、岩田堂迄引退き、八森に陣を取りて、小川を前に當てゝ控へける。信直公は、討取る所の首數百十一、勝鬨を咄と揚げ、諸勢を引いて、夫より鳥谷が崎へ入り給ひ、床左衞門に御對面なされて、此度思ひ寄らず一揆起り、定めて難儀し給は

ん。先々敵退散の條、自他の滿足、之に過ぎずと、課せければ、庄左衞門畏つて、我等必定一揆の爲に討たれ申すべしと、覺悟仕候所に、存の外なる御出馬、偏に御芳心を以て一命を助かり、御目に懸り候條、生々世々御厚恩、忘れ難しと謝せられけり。信直公、若しも一揆共、又々寄する事もやあらんと、暫く逗留なされけれども、其後は寄せ來らず。されども此末寄する事もあらん、其時一左右を承るとも、深雪の頃なれば、加勢に參らん事もなり難かるべし。所詮某と奥へ下られ、來春打越し、蹈鎭められ然るべしとて、庄左衞門御同道にて、三戸へ御歸陣とぞ聞えし。然れば一揆の輩、各本所々々へ立歸りて、暫く安堵の思をなす。

九戸叛逆の事

既に天正十八年も程なく暮れて、世上辛卯の新暦を披いて、南部御家中の諸士相殘らず、新玉の御祝儀申上げんと、何れも威儀を正うし、各三戸の城へ上り、御目見を遂げらるゝ。其中に、九戸左近將監政實は、去年の春の頃よりも、信直へ、不快の挨

九戸政實謀叛

拶たりけるが、元朝の御禮にも、病氣なりとて、其身出仕はせざりける。されども内々にては、聊か所勢の氣色もなく、或時は鐵炮を打ち、又は山狩川狩、我儘自由の體たらく、怪をなさずといふ者なし。其上政實は、家中一の大身なれば、皆人重く饗しける。去年大崎に一揆起りし刻、和賀・稗貫へも内通し、同時に一揆起り、鳥谷が崎を攻むる所に、信直公後巻をなされ、一揆を追拂ひ、淺野庄左衞門を相連れられ、三戸へ歸城ありて、庄左衞門を、足澤の城に差置かれける。政實此事を、安からず思はれける。其上葛西・大崎の諸牢人共を召抱ひしが、信直公使を以て、其事を停止せられ候へと仰せけり。政實少しも承引なし。是に依つて九戸謀叛彌募り、依つて九戸退治の事、密々に御評定ありし。九戸政實は、櫛引河内守清長・七戸彦三郎家國と心を合せて、天正十九年三月十三日の夜、一戸・人馬別・傳法寺三箇所の城へ、夜討に寄せける。九戸が勢は一戸へ、櫛引が勢は人馬別へ向ひ、七戸が勢は、六戸の傳法寺城へ押寄せ、同時に攻かけけり。其頃一戸の城には、北左衞門佐信愛の二男主馬之助秀愛、城代として居りし。是は政實、日頃信愛と中惡しき故、秀愛を討つて、欝

憤を晴さんとの事なるべし。折節城中は無勢なり、思も寄らぬ事なれば、上を下へとあわてける。城中の大將北主馬、大剛の兵なれば、寄せ來る敵を入れ立てじと、差詰め引詰め射たりけり。矢種盡くれば、門を開いて切つて出で、右往左往に驅廻る。寄手大勢の事なれば、新手を入替へ、息をも繼がせず攻めにける。城中の兵、何れも必死の勇者にて、一を以て、千に當らずといふ事なし。戰半ばの事なるに、城の大將秀愛、銃炮の玉を、腰の上手に受留めたり。されども夫を事ともせず、諸卒を下知して、鬩ぎ叫んで防ぎける。佩楯より腰當へ傳はりて流るゝ血は、千入に染る紅の絲を亂すが如し。其頃淺野庄左衞門、足澤より一戸へ移りて、主馬と一所に居られしが、此有樣を見て、主馬殿は手を負はれたるな。先々引かれ候へと、申されければ、主馬屹と見返り、庄左衞門殿、仰とも覺えぬものかな。敵の聞かんに、左樣の仰は、此城一時も持たれまじ。日頃某が手並を、寄手共よつく存ぜし間、左右なく亂れ入らず。某手負ひたると、敵に見らるゝものならば、此城持たれまじとて、彌向ふ敵を追拂ひ、漸く城を蹈直し、翌日三戸へ註進す。信直大きに駭き給ひ、左

信直、政實を攻む

衞門佐向はれ候へと、御勢を差副へらる。信愛も、子息の事なれば、取る物も取敢ず、急ぎ一戸へ馳付け、城を堅固に持堅め給ふ。兎角此夜討は、信直へ逆意の事なれば、三戸へも寄せんずらん、心元なしとて、城をば、東中務・淨法寺修理に相渡し、主馬庄左衞門を引具して、三戸へ歸られけり。さる程に櫛引河内守、人馬別の城へ寄せ、七戸彥三郎は、六戸の傳法寺の城へ押寄せて、息をも繼かせず攻めにけり。城主何れも武功の達者、寄手を散々に追拂ふ。大膳大夫信直公、此所々々の註進を聞召され、偖は櫛引・七戸も、政實に一味しけるや。天道誠を照し給はゞ、などか退治せざるべき。いざや打立たんと、軈て御勢を催さる。御觸に從つて、御麾下に相詰むる人々には、先づ北左衞門佐信愛・嫡子彥助・同主馬・同內藏・八戸彈正直榮・毛馬內靭負・同權之助・同三左衞門・東中務少輔・同彥八郎・南少弼・同右馬之助・同右兵衞・櫻庭安房守光康・楢山劔帶・同五左衞門直弘・野田掃部助・大光寺左衞門・同彥十郎・大湯五兵衞・石井伊賀・同又五郎・葛卷覺衞門・石龜七左衞門・下田治太夫・吉田兵部・福田掃部助・奥瀨與七郎・戶來治部・文重彌五郎・傳法寺傳衞門・一方井孫次郎・笘米地因幡・切田

小太郎・澤田助三郎・江刺家瀨兵衞・田代淸五郎・淺石淸四郎・坂手藏人・同孫助・川守田久衞門・石川越前・一條但馬・同助兵衞・一戶惣左衞門・夏井勘解由・金田市下總・同右馬之助・小江刺小次郎・米內左近・平岡玄蕃・岩間將監・目時左馬之助・川口與十郎・沼久內治部・穴澤采女・木村左馬・野邊地の一黨・野澤足澤の一族を始めとして、各幕下に參候す。則ち九戶退治として御進發なされ、一戶月館の城に御在陣なされけり。扨中野修理・福士等に課せて、志波郡岩手の軍勢を召されけり。されども志和・岩手の諸士、如何思ひけん、出勢延引に及びけり。其外安否を兩端にかけて、參らぬ者も多かりけり。扨九戶左近將監政實は、信直公の御出馬を聞き、諸軍勢を馳催し、波打峠に打つて出で、險隘を方取り陣を張る。斯る所に、南部へ御味方に參りける吉田兵部・福田掃部兩人、政實に語らはれ、忽ち異心を挾み、九戶へ內通して、信直の御陣の後口を取切つて、三戶への通路を差塞ぎければ、諸勢以の外に迷惑す。依つて九戶方は、日々に威勢募り、南部方は、次第々々に御勢も減銷す。爰に又久慈備前兄弟三人・大里修理・大湯四郎左衞門、是等も政實に同心し、九戶の城へ籠りけり。鹿角郡

大將淨法寺修理亮も、何方なりとも、募らん方へ味方せんと、安否を兩端にして身構す。閉伊郡横田の城主遠野孫三郎・大槌孫八、大硲の城主火廻右近・宮森主計を始め、志和の新參衆と、大方疑義の心を懷き、九戸へ内通しければ、信直公、一戸の御陣を移され、四戸に御馬を立て給ひ、猶も九戸を攻落さんと相議し給ふ。九戸よりも數兵を出し、金田市に陣を張りて、日夜の扱合止む事なし。北左衛門、信直公の御前へ罷出で、頃日は何とやらん、味方内外樣々にして、忠節身に泌まず相見え候。斯樣にては中々御合戰も、早俄取り申すまじく候。所詮此旨を、利家公へ仰上げられ、天下の御加勢を以て、御退治然るべく候と、申上げられければ、信直實にと思召し、則ち御嫡子彥九郎利直、御使者と定められ、爰に淺野彈正少弼の家臣、淺野庄左衛門、此時迄、信直の御陣に候へしが、利直公、始めての御上洛の事なれば、御同心申さんとて、同じく打立ち上られけり。利直公、生年十六歲、器量骨柄世に勝れ、適れ由々しく見え給ふ。此度の御使者は、大切の儀なりとて、北左衛門佐信愛御供仕り、四月十七日に、糠部を打立ち給ひ、淺野庄左衛門重吉御先打して、仙北より北國

へ懸り、信濃國へ出で給ひ、木曾路を經て上り給ふ。夜を日に繼ぎて急ぎ給へば、五月十八日に、洛陽に上着し給ひ、羽柴筑前守を御賴ありて、具に上聞に達す。折節關白の御前には、去冬葛西・大崎一亂の刻、伊達政宗、一揆の賊黨と一味したる事顯然たれば、其儘にては差置き難し。死罪流刑の間、何れにか定むべしと、御評定ありし所に、淺野長政、謹んで申上げけるは、政宗、逆意の者共と一味の事は、疑ふ所は候はねども、彼は奥州譜代の者にて候へば、一門も廣く、其上家中にも、勝れたる者多く候へば、政宗一人は、死罪流刑にも仰付けらるべく候へども、隣國に罷在る政宗が親類共、必ず家中一門共を語らひ、重ねて叛逆仕らん。さあらん時は、奥州の亂逆相繼ぎて、絕ゆる事候まじ。大事は小事より起ると申せば、萬一天下の騷にもなりもやせん、恐れ乍ら一旦の御憤を止められ、此度政宗が罪科を御宥免あらば、一生其厚恩を忘れ候まじ。然らば永く忠臣となるべし。但し伊達郡は、政宗譜代相傳の領地なれば、土民共に能く歸伏し、自然の時は、御仕置の障にも候へば、願はくは何方へなりとも、領地改替仰付けられ候はんは、如何侍るべきやと、申上げら

秀吉、信直を援く

れしかば、殿下尤と思召されけるにや、政宗をば、二條妙覺寺に宿仰付けられ、其後は暫く御沙汰もなかりけり。然る所に、南部信直、加勢の望を言上せしかば、能き折柄とや思召されけん、早速聚樂亭へ利直を召され、御對面なされ、其上北信愛をも召出され、頓て御加勢下さるべきに極りければ、利直喜悅の眉を開き、急ぎ御下向なされけり。去程に九戸將監政實は、南部家中の輩、大半心を寄せしかば、信直攻傾けん事、掌中にあり。さり乍ら、天下の御赦れを得ずしては、後難爭でか遁るべき。されば關白殿へ申上げ、御免許を蒙るべしと、則ち家の子工藤右馬之助を名代として差上せ、參河の內府家康へ便りて、關白殿へ申上げんと議せられける。斯く對陣はあり乍ら、件の使者の歸りを待ち、九戸よりも打出でず、又信直公には、御加勢を待ち給へば、此方よりも寄せ給はず、互に要害を守りて、未だ雌雄はなかりけり。斯くて關白より、南部へ加勢給はるべきに極り、九戸が所望叶はずして、使者は空しく立歸りければ、日頃兩端を含みし者共も、後難を恐れて、皆々信直の御味方に參りけり。先づ岩手志和郡より、帷子豐前・粟谷川兵部・田頭衞門・大釜壹岐・大

田伊衞門・米內右近・日戶內膳・玉山常陸・手代守何某・岩淸水右京・簗田大學・大萱生玄蕃・大田民部・新堀作兵衞。閉伊郡には、遠野孫三郎・大槌孫八郎・母衣綿孫九郎・船越黨を始めとして、四戶の御陣へ馳參りければ、信直の御勢日々に重り、諸軍勇み悅びて、上方勢を待たれけり。

九戶籠城附上方勢下向の事

去程に政實は、上方の首尾、さりともと賴み居たる所に、思の外に相違して、剩へ殿下より、討手の勢向ふと聞えければ、日頃心を寄せし輩も、忽ち南部へ馳集る。世の有樣ぞ無念なる。此上は當城に楯籠り、天下の御馬を受けて、淸く討死を遂げ、名を後代に、揚げんより外はあるべからずと、一味の者共を招かれけるに、先づ大將分には、櫛引河內守淸長・同左馬之助淸政・七戶彥三郎家國・久慈備前守政則・同弟中務・同主水・大里修理亮・大湯四郞左衞門。其外の人々には、美濃玄蕃允貞繼・坂本雅樂頭仲光・畠山衞門佐師泰・鳥森安藝・同主膳・中野造酒・花崎彌十郞・上野左衞門・工

氏郷九戶征伐の軍を統ぶ

藤右馬之助高家將監・晴山治部、軍大將には、圓子金五郞・同弟𧏛口彌助・晴山玄蕃・二男長內傳左衞門・堀野彥兵衞・江刺家一熙齋・工藤新十郞・野田金五・坂本新吉・伊保內美濃・山根彥衞門・宮野彌三郞・二戶一休齋・輕米兵衞門・岩館作十郞・奧寺右馬之助・夏井久膳・大野彌五郞・三日市越前・馬門小左衞門・諏訪新衞門・小袖彌七郞・二子善衞門・大野彥太郞・種市傳衞門・大森左馬之助・長內庄兵衞・鳥谷孫助・小田子民部・南館玄蕃・横濱左衞門・野邊地久兵衞・天馬館源左衞門・和田覺左衞門・大浦主殿助・新館兵部・花松左近・有戶喜衞門・戶伊良將監・簗田甚兵衞・鳴海刑部・高坂肥前・妙見寺澤別當を始めとして、究竟の兵五千餘騎、上方勢寄せ來らば、思ふ程防ぎ戰ひ、潔く討死せんと、各一途に思ひ定めて、敵寄するを待ちたりけり。斯くて關白秀吉公の御前には、今度奧方へ、軍勢を差向けらるべきに付きて、取々御評定事畢り、九戶討手の大將を、蒲生飛驒守氏郷に給はる。總大將軍は、三好中納言秀次公。武者大將には、堀尾帶刀吉晴。總奉行には、淺野彈正少弼長政。横目には、石田治部少輔三成にぞ定まりけり。德川家康卿にも、近國なれば、加勢せらるべきとの上意に依つて、家臣井伊

兵部少輔直政を差下し、家康卿にも、二本松迄御下向なり。總御大將軍秀次卿には、尾州迄御進發なされけり。秀吉公にも、近江の佐和山迄御動座なり。奥方の賊軍強くば、猶も御勢を向けらるべきとの上意なり。扨こそ蒲生飛驒守氏郷は、九戸討手の大將を承り、天正十九年六月下旬に、會津岩松の城へ歸國せられ、暫く評定ありて、兼て定め置かるゝ如く先づ、

一番 右 蒲生源左衛門（阿子島の城主なり。舊は坂小松といひし柴田勝家の下中なり。）

左 同姓忠衛門（大槻の城主）

二番 右 蒲生四郎兵衛（猪苗代の城主）

左 町野左近將監（同所）

三番 田丸中務少輔（須賀川の城主）　四番 關右兵衛（白河の城主）

右 五手組梅原彌左衛門　木村民部

五番 左 門屋助衛門　寺村半左衛門　新國上總守

右 細野九郎衛門　玉井數馬　岩田市衛門

六番
左　神田淸衞門　外池孫左衞門　川井公左衞門

七番
右　蒲生將監　同姓主計　同姓忠兵衞
左　高木助六　中村仁衞門　外池甚五左衞門　町野主水

八番寄合組
右　佐久間久衞門　同姓源六此兄弟佐久間玄蕃盛政が弟なり。去年秀吉赦免にて氏郷へ預かる。
左　眞田隱岐守　曾根內匠助此二人は甲州牢人なり　岡彌七郞　水野三左衞門
成田下總　同左衞門此兄弟は武州忍の本城主

九番
右　岡部玄蕃
左　松浦左兵衞

十番
弓の組　右　鳥居四郞左衞門　布施次郞衞門　上坂源之丞
銃の組　左　建部介史　永原孫衞門　松田金七　坂崎五左衞門　速水勝左
衞門　結解十郞兵衞　岡左內　關庄藏

十一番前備　河瀨與五兵衞　伊賀衆

十二番手廻組　右は扈從左は馬廻、右の手六組、左の手六組、

　　右　蒲生千世壽　同姓喜内

十三番後備

　　左　小倉孫作　北川平左衛門

氏郷會津へ下向の刻、眞田隱岐守・曾根内匠兩人を召抱へらる。是は本信玄の侍なり。去に依つて、信玄流の押太鼓を、右二人に差圖させ、懸引を定めらる。弓銃の大將鳥居四郎左衛門・上坂源之丞、軍奉行として、家中へ法度の條目を觸れさせらる。其掟の次第、

條々

一、備々之者共、他之備江一切不ㇾ可ㇾ交事。

一、武者押之間者、道通家江一切入間鋪事。

一、用所不二申付一者、不二上下依一不ㇾ可二脇道一事。

一、脇宿取間鋪事附宿奉行次第可二受取一事。

一、武者押之間、至馬上下鑓持等、高聲不ㇾ可二雜談一事。

一、喧嘩口論仕者、雙方共理非不ニ入立一可レ爲レ曲事。
一、組手ヲ外シ、思々陣取候事可レ爲レ曲事。
一、於ニ野陣一者、雖レ爲ニ一夜一一々可レ振ニ陣柵一事。
一、武者押之遲速、可レ爲ニ大鼓次第一。留大鼓能聞候、田中川中雖レ爲ニ橋上一可ニ蹈留一事。
一、城攻合戰足輕等至迄、下知不ニ申付一以前、武篇取結候者堅可ニ申付一事。
一、馬取放候者可レ爲レ曲事。
一、火出候者可ニ成敗一。捕逃候者解死人可レ引事附不レ可ニ陣拂一事。
一、羽織猩々皮之外、差物指候者可レ爲レ曲事附鑓印黑熊之事。
一、前立物如レ同可レ被レ揃事。

以上

七月十三日　氏郷

鳥居四郎左衛門殿

上坂源之丞殿

斯くの如く軍令を定めて、都合三萬五萬とも餘騎を、十三段に備を立て、天正十九年七月廿四日に會津を打立ち、糠部へ下らるゝ。されども上方勢を相待たれ、所々にて、日を重ねて打たれけり。上方よりも、淺野彈正長政八千餘騎、三好黃門の御先手堀尾帶刀吉晴二萬餘騎、家康公の御先手井伊兵部直政一萬五千餘騎、各段々に下りければ、氏鄕、諸軍に先立ち進まれけり。扨又殿下の御下知に依つて、南部隣境の諸將、各加勢せられけり。先づ秋田城之助實季の先手大平八郎五郎廣安、最上義光の名代最上豐前守滿茂、仙北の小野寺孫十郎義道、戶澤六鄕・由利十二黨の人々引具して馳せ來る。津輕爲信・松前兵庫頭、何れも大軍引率し、同じく打立ち、糠部へと馳加はりける。

根曾利・姉帶取出沒落の事

爰に九戶政實の郎從に、穴太井大學兼興、弟に五郎兼信とて、九戶の取手姉帶の城

に楯籠る。相從ふ輩には、日口與五衞門・月館京兆・岩館彥兵衞・野田久兵衞・小治屋攝州・吉田門助・高館播磨・中里霜臺・一戶昆沙門堂別當西法寺等を始めとして、究竟の者共、敵寄せば、一戰して討死せんと待ち居たり。斯くて氏鄉の軍勢、八月中旬に、一戶に馳着きたり。同日姉帶の城へ、氏鄉の先手蒲生源左衞門・同忠衞門兩將押寄せたり。城中にも、待設けたる事なれば、少しも騷がず、弓銃を打出し、爰を先途と防ぎける。寄手、僅の小城なりと思ひ侮り、平攻に攻めてかゝれば、城內より之を見濟し、矢頃に近付け、擇討に擊ちければ、寄手若干討たれけり。されども大勢なれば事ともせず、手負死人を乘越え〳〵攻かゝる。蒲生源左衞門鄉成が侍に、本田九助といふ者、生年廿一、華やかに出立ちて、味方の眞向に進み、柵を越えんとする所を、城內の兵者共、諱しの敵の振舞や、遁しは立てじといふ儘に、鑓の柄を押取延べ、草摺の外れより、腰の車を突拔きたり。されども九助剛の者、突落されては、屍の上の恥ならん。同じく死する命を、城內にて名を殘さんと、其儘內へ飛入れば、九助が郎黨、我も〳〵と續いて入り、火花を散らして切拂ひ、漸く九助を肩に懸け、本陣へ引

返す。大事の手なれば、其儘にてぞ果てにけり。蒲生忠衞門が身内なる谷崎三十郎則行も、眞向かけて鑓疵を蒙り引返す。城中の者共は、只討死と、思ひ切つたる事なれば、一足も退かず、西風東風戰へども、多勢に無勢の事なれば、怺ふべきとは見えざりけり。城の大將穴田井大學兼興は、舍弟兼信に近付き、敵は前後に充々たり。迚も遁れぬ所なり。前なる敵を、一散らし追捲つて、意閑に自害せんといひければ、兼信尤なりとて、鋒を雙べて、大勢の中へ切つて入り、西から東、北南十文字に追靡け、能き敵と見ては、馳懸けて組合太刀打首を取る。雜兵葉武者は、一當さつと蒐散らす。爰に熊谷藤膳貞氏といふ者、五郎兼信と屹と見合ひ、互に馳寄り、受けて見よといふ儘に、丁々と打合す。兼信弓手に廻し受流し、走り懸つて打ちければ、無慚や藤膳、妻手の肩より、乳の下かけて切落し、朝の露と消えにけり。爰に又蒲生郷成が甥に石黑喜助之を見、其陣引くなといふ儘に、象の怒をなし、喚いて懸れば、兼信も獅々の齗をなし、追ひつ返しつ、暫く打合ひしが、いざ組まんといふ儘に、無手と引組み、兩馬が合に落重り、刺違へてぞ失せにける。兄の大學も、日口・岩館・月

穴田井粂興自盡

姉帶の砦沒落

館・高館・吉田等を、前後左右に當て、馬の轡を鳴らし、敵の中へ蒐入り、向ふ者の眞甲・内甲・虚竹(からだけ)割り、逃る者の弱腰・母衣付・袈裟懸・胴切、散々に切つて廻れば、太刀長刀も打折り、大手を擴げて懸合ひ、捻首・筒拔・人礫、傍りを拂つて戰ひしが、義は節石の如しと雖も、其身金鍐にもあらざれば、銃鑓疵十餘箇所蒙り、人馬共に弱りければ、今日は是迄ぞ、罪作りに、大勢殺して詮なしと、大音を揚げて、穴田井大學粂興、只今自害するぞ。見習ひて、武士の手本にせよと、いふ儘に、小手腹巻をかなぐり捨て、馬上に於て腹掻切つて、返す刀を口に含み、直倒に落貫かれてぞ失せにけり。闕右兵衞尉、受手として相待つ所に、敵頽れ落つるを、一人も洩さず討取りけり。扨又根曾利へは、田丸中務少輔、承りて向ひける。氏郷、五手組をも副へらし、此人々、梅原彌左衞門・木村民部・門屋助衞門・寺林半左衞門・新田上總守等馳向ふ。根曾利には、姉帶に軍ありと聞きて、後詰せんとや思ひけん、根曾利彌左衞門大將にて、其勢五百計にて、穴田井へと打ちけるが、寄手の軍勢に、中途にて行逢ひて、叶はじとや思ひけん、夫より取つて返し、根曾利の城に楯籠る。寄手透さず押寄せて、散々に攻めに

ける。城中の兵共、迯も遁れぬ所なり。尋常に討死せよやとて、喚き叫んで一足も退かず、爰を先途と防ぎけり。されども寄手は大勢なれば、討つとも切るとも事ともせず、乗越え〳〵攻上れば、一二の城戸を打破り、詰の城へ追入れける。爰に寄手の方より、門屋助衛門子息生年十八歳と名乗りて、一番に蒐込み、能首を取つて本陣へ引返す。田丸中務が侍田丸市兵衛といふ者も、同城中へ蒐入り、敵餘多討取りしが、多勢の中へ取籠められ、比類なき働して、名を討死の後に留む。是を始めて我も〳〵と攻入れば、城中の兵共、心は猛く思へども、多勢に無勢の悲しさは、終に本陣をも攻破られ、或は手負討死し、四角八方へ逃散りけり。其日の未の刻には、根曾利の城も沒落す。根曾利・穴田井落城しければ、一戸の城は、雲霞の大勢に恐れて、城に火を懸け自燒して、九戸の本陣へ引退く。

波打の勢引退く事

明くれば八月廿四日、九戸本城二戸へ押寄せらる。其日の先手は、蒲生氏可を始め

として、皆後備の衆なり。是は先手衆、昨日根曾利・穴田井にて、合戰の草臥を休息の爲めにとて、皆後備へ入替へらる。九戸左近將監政實は、兼ねて家の子郎黨を集めて評定しけるは、上方衆向使何十萬騎にて寄せ來るとも、波打峠に銃を懸け置き、持堅めたらんに、などか此城へ敵に足を入立てん。急ぎ馳向ひて、敵を追返すべしとて、宗徒の人々を差向けらる。先づ政實の舍弟九郎實親とも又は九戸彦七ともあり・久慈備前守・大里修理亮・工藤右馬之助・島森安藝・同主膳を始めとして、其勢二千餘騎、波打峠に逆茂木を引き大石を取集め、弓銃を揃へて、今や遲しと待ちかけたり。抑此波打・長根といへるは山高うして、一片の白雲嶺を埋め、谷深うして百丈の險嵓岸に峙てり。嶮を蹈み危きに上る事五十餘丈、石徑斜にして、登陟羊腸の峻を攀ぢ、林巒暗うして、馬蹄猿の聲を蹈斷し、絶頂左右の巖多くして、一山貝殼を含めり。天地開闢の始めにや、波打越えて此山出生すと、俗間に言合へり。斯る絶險の地にして、一騎打の難所なれば、一夫怒つて戈を揚ぐれば、萬夫も過ぐる事能はずといへり。實雞函谷の關ともいひつべし。誠に此所へ、案內知らぬ上方勢、向ひたるものならば、殆ど難儀た

るべき所に、大膳大夫より、蒲生氏郷・淺野長政等の御一向に付、御迎の使者として、去不來迄、北左衞門佐信愛より差遣されしに、彈正少弼、九戶への道筋、所々の案內を御尋ありければ、信愛畏りて、是より九戶へ參る道筋、敵城より二里計此方に、波打と申して、大切所御座候。是へ御勢を向けられん事如何に御座候。九戶が勢共、山の半腹より峠迄、段々逆茂木を引き、切所を當てゝ控へ候。一揆打の難所にて、御勢賦りも、中々計り難き所にて候。一戶より妻手に付き山の峽傳に、九戶が城の上へ、直に御勢を向けられ然るべしと、申上ぐれば、諸大將、何れも尤と課せられける。長政、其儀ならば、誰か能く案內を知りたる一人、差置き候へと仰せける。信愛畏りて、中野修理亮を語らひて、長政の御陣に殘し置きけり。是は九戶政實が弟なれども、忠義の者なるに依つて、去不來の中野館に居置かれ、此度の騷動に付、志和・岩手の勢を催し馳せ參るべき由、信直公課遣されけれども、志和・岩手の者共、催促に從はざれば、修理亮力に及ばず、延引に及びければ、信直仰せけるは、修理は九戶が弟たるに依つて、政實に一味の心懸にて、遲參候やと疑はれければ、修理、此度上方勢

の前後に交りて下らんとて、信愛に逢うて、全く二心なき趣を、具に語りしに依つて、則ち案内者に留め置き、信愛は、兩大將へ御暇申上げ、諸勢に先立つて奥へ下りけり。斯くて上方の大勢、波打へは懸らず、波打坂をば、多勢を以て押へ置き、本道より西の方、烏越の觀音の前の中山を、北を指して押して行く。さしも武たる嶮山とは申せども、大軍に切所なしとは、今こそ思ひ知られたり。或は木の根に取付き、巖を傳へて、險岩絶嶺ともいはず馳通る。氏鄕總軍押行けば、淺野長政の勢、秀次卿の御先手堀尾帶刀吉晴の勢、家康卿の御先手井伊兵部直政の勢も、續いてこそは押されける。又關白の命に依つて、隣境の諸將殘らず出勢せられけり。仙北には、小野寺遠江守義道・秋田城之助實季・仁賀保兵庫頭勝俊・最上義光の名代最上豐前守滿茂等、總軍都合二萬餘騎、鹿角郡に打つて出で、淨法寺より押寄する。津輕右京大夫爲信・松前志摩守等、何れも御觸に隨ひて、五戸より相詰むる。爰に松前志摩守、毒の矢射させん爲にとて、蝦夷人共、餘多連れ來る。其體、深目長鬚にして、事柄誠に物々し。扨こそ波打・長根の九戸勢、今や遲しと相待つ所に、敵一人も見得ざれば、

こは如何にといふ所に、探子の者共馳せ來り、上方勢は、一戶の姉帶より、直に鳥越の方の山中を、押行き候と申せば、扨こそ敵に後を取切られては叶はじものをと、取る物も取敢ず、各九戶の本城指して引きにけり。

九戶追手搦手軍の事

去程に、出羽の國より向ひける軍勢共、鹿角に打つて出で、狹布の里・錦木の塚・大湯の里に充滿し、淨法寺村に差懸り、追手の相圖を合期して、等しく九戶へ打入らんと、軍議一決したりける。九戶には、所々の註進を聞きて、諸軍勢心を冷し色を失ふ所に、波打押の軍勢共馳跡り、上方勢は、波打峠へは打上らず、一戶より引違へて、弓手に付きて、鳥越の前に差懸り、當城へ寄せんずる支度と相見えて、大旗小旗馬印、谷嶺に聯り、さながら野も山も、敵の人數の外は候はずと、大息衝いていひければ、政實大きに惘れて、左樣に道もなき山中を、敵寄せんとは、夢にも思ひ寄らざりき。何十萬騎が寄せんずらん。さり乍ら天下の馬を引受けて腹切らんは、弓矢取の

九戸本城を攻む

本懐なれば、今更愕くべきにあらず。思ふ程防ぎ戰ひ、敵に手並の程を見せて腹切る迄よ。面々も其覺悟候へ。さり乍ら安々と、敵を城下へ入立てんは、臆れたるに似たり。河内殿・彦三郎殿は、淨法寺口へ向はれよ。某は一戸口の敵を防がんと、五千餘騎を三手に分ち、千五百騎をば、櫛引・七戸に授け、千餘騎をば城に殘し置き、舍弟彦七を大將にて、何方なりとも、弱からん方へ加勢すべしとて、其身は二千五百騎にて、追手の敵に向ひける。爰に出羽の軍勢小野寺を大將として、陣を七備に與合せて、殿々に陣を張り、先づ一番に、戸澤九郎盛安五百餘騎。二番には、六鄕長五郎政乘（後に兵庫頭といひし）・本堂彌六郎・白岩善左衞門、此勢七百騎。三番には、梅澤・堀田七百騎。四番に、山田孫兵衞・關口喜助・春道西馬・音内肥前守茂道、是は小野寺の一家なり。此勢共七百騎、次に小野寺遠江守（于時孫十郎といひし）義道・本陣を堅む。此勢都合三千餘騎。左右は由利の十二黨、右は、仁賀保兵庫頭勝俊・子吉兵衞尉・潟保十郎・芹田與兵衞・下村彦三・根井上總介茂次・沓澤十郎。左は、打越孫四郎・瀧澤兵部少輔・岩屋右兵衞尉朝繁・玉前式部・鮎川孫三郎親成・平澤・西野・目羽・根川等、以上七年の軍勢、糠部

に打つて入り、馬別川に打臨めば、敵は川より東の方より、一町計差置きて、寄手川を越さば、半渡を打たんと陣を取る、爰に出羽の軍勢は、追手の大軍、既に一戸を攻むる由を傳へ聞きて、此川を渡さずして、何迄斯くて控ゆべき。いざ打立たんと、先陣戸澤九郎盛安、眞向に進みて、馬をさつと懸入れしかば、之を見て七手の大將、我劣らじと渡しけり。此川、さしも岩波荒く、西國一と聞ゆる宇治川にも劣らぬ程の大川なれども、大軍一同に打渡しければ、上流は、甲の手へんを越せども、下流は人馬に堰留められて、淺瀬の如く、安々と渡りけり。此勢にや猶豫しけん、九戸勢、半渡りをば打ち得ずして、靜々と蒐寄せ、互に鬨を咄と作つて、相懸りに打合ひ、半時計りぞ戰ひける。本より寄手は多勢なり、九戸方は無勢にして、其上寄手川を渡し、勢には乘つたり、勇み進んで攻めければ、九戸方、次行取行に亂れけり。爰に九戸先手大將七戸彥三郎家國は、眞向に進みて、如何に味方の者共、奧武士は臆病なりと、他國の人に笑はるな。返せ〳〵と詬りて、出羽勢、川端へ、二三度迄追捲り、あたりを拂つて見えにけり。爰に小野寺先手の大將戸澤九郎之を見て、其陣引くなと

いふ儘に、七戶と駈合せ、互に死生を顧みず、黑煙を立てゝ揉合ひけり。後には兩方馬を懸寄せて、寄れ組まん。尤と兩馬が合に組んで落つ。戶澤力や勝りけん、七戶を取つて押へ首掻切つて立上る。九戶方、先陣の大將討たれて、既に引色になる所に、鳴海刑部・高坂肥前は、遙か北に控へて居たりしが、寄手の二陣三陣へ、横合に、面も振らず打つてかゝる。六鄕・梅澤等の諸勢、爰を先途と戰ひしが、鳴海・高坂緊しく攻付けしかば、小野寺の二陣三陣裏崩れして、本陣へなだれかゝる。既に危く見えける所に、十二黨の其の中に、仁賀保兵庫頭勝俊が郞等菊池五郞兵衞父子、諸勢の眞向かけて、九戶勢に突いて懸り、武者一騎突落し、頓て首を取りければ、大澤民部・西野目・布施等、續いて攻入り、何れも首一つ宛取りて、本陣へ引返す。其中に吹浦民部は、敵に馬を突かれ步立になり、馬を突きし敵の首を取り、本陣へ立返る。是を始めて十二黨の諸生、粉骨を盡し、少しも牢籠(おび)えず戰ひければ、九戶勢終に打負け、東を指して引退く。寄手勝に乘つて追かくる。鳴海刑部・高坂肥前・妙見寺澤別當などいへる一人當千の者共返し合せ、火花を散らして戰ひければ、九戶勢色を直

し踏留り、出羽勢と、組んづ組まれつ、討ちつ討たれつ。小野寺方も、爰を先途と戰ひしが、竟に打負け、八戸へ亂れ散る。小野寺の郎徒に矢柏大和道常とて、生年は五十一、尾狩して引きけるが、九戸勢の中より、二十計の若武者追かけ來るを、馬駈寄せ、無手と組んで落重り、押へて首を取り搔落す。其外九戸方、大勢追懸け來る所に由利の住人根井五郎は、手理の精兵なれば、差取り引詰め、散々に射かけられて、又本陣へ引返す。仁賀保兵庫頭勝俊も麾振つて、諸軍を縈えて、互に相引にぞしたりける。去程に、九戸討手の大將軍中野修理を案內者として、三里餘の大山を、靜に道を打たせ押しければ、難なく九戸居城の南なる、山の尾へ打出でたり。九戸將監政實は、二千五百の軍勢引率し、勢の多少を見られじと、左の森陰に控へて、敵寄するを待つ所に、氏鄉の先手の大將蒲生忠衞門鄉可、旣に山下へ、軍勢を打下さんとする所に、九戸勢同音に、鬨を咄と作りしかば、谺(やまこに)に響き渡りて、大地も裂くるかと夥し。其聲未だ止まざるに、弓銃を支へて、散々に打ちければ、眞向に進みたる寄手百餘人、將棊倒をする如く、礑々と討たれけり。氏鄉の先手三千餘騎、是にしらまず、

一同に成下つて、九戸勢と打合せ、塵草芥を蹴立て、西風東風火を散らしてぞ戰ひける。元より死生知らずの九戸勢、膩き者共と、遽に聲をかけ合せ、先へ〳〵と溢し出し、親子討たるれども顧みず、主從討たるれども扶けず、颷と翔つて捍拂ひ、僞引出して薙拂ふ。馬人の叫ぶ其聲は、六種震動夥し。政實其日の裝束には、萠黃の直垂に、緋縅の鎧着て、龍頭の甃の緒を占め、三尺五寸ありける鷲の子といふ重代の太刀を帶し、葦毛の馬の太く逞きに、厚總の鞦かけて乘つたりけり。元祖九戸五郎行連より相傳したる、石切といふ大長刀を、水車に打振りて、武田菱に鍾書きたる大旗を、直向に進ませ、諸軍を進めて出立ちける。相伴ふ輩には、美濃玄蕃允貞繼・坂本雅樂頭仲光・島森安藝・上野左衞門・工藤右馬之助・晴山治部・圓子金五郎・江刺家一熙齋等の兵共、我も〳〵と先を爭ひ、渦卷いて磬たる眞中へ劚つて入り、左右に激し八方に翔つて、縱さま橫ざま、雲手十文字に打つて通れば、氏鄕の一陣戰ひ勞れて、踉らはず退き、後に控へて二陣に讓る。二陣の大將蒲生四郎兵衞・町野左近將監、二千五百の新手を入替へ、九戸勢を押取卷きて、片時に勝負を決せんと、短兵

急に拉ぐ。九戸勢少しも後るゝ氣色もなく、得たりやおうと揉合せ、組んづ組まれつ、暫しが間は、砂埃墨を蹴立てゝ戰ひけり。寄手の大軍、一枝に成合はんとすれども、或は谷を隔て、尾を隔てたる事なれば、後陣輒く通り得ず、只拱手して見物す。政實、些とも牢籠えず八方に目を賦り、堪胡亂翅、葉武者をば𦣪挈て壓疊す。手負死人は、幾千萬人といふ事を知らず。屍は野徑に横はり、屠所の肉に異ならず。血は馬蹄を浸して、草苔忽ちに紅となる。竟に寄手、戰ひ屈して見えければ、政實下知して、驚破敵は引色ぞ。かけよ〳〵者共と、哨馬に鞭打つて補理に廻り、先達に翔つて大長刀を振廻し、勢かゝりし形勢なり。然る所に、家康公の先手井伊兵部、秀次卿の先手堀尾帶刀、東の方へ軍勢を打廻し、九戸勢の後を遮らんとしければ、九戸方、是にや愕きけん、後陣より騷ぎ立ちて、備しどろに見えければ、寄手是に力を得て、二陣三陣一同に打つてかゝれば、九戸勢、散々になりて引退く。寄手勝に乘つて、追懸け〳〵打つ程に、大將政實も、既に危く見えける所に、舍弟一戸口の合戰、難儀の由を聞きて、七百餘騎を引率し、村松といふ所へ打つて出でしが、味方追討

にせらるゝを見て、追ひ來る敵の眞中へ、橫合より討つてかゝれば、寄手の大勢彥七が七百餘騎に駈破られ、南を指して引退く。此隙に政實は、難なく城中へ引いて入る。彥七、又敵を追討にせんとする所に、井伊兵部・堀尾帶刀兩將の大軍、間近くなるを見て、多勢に無勢、叶はじとや思ひけん、味方の手負を扶けて、諸勢を引繫し城中指して引いて入る。

諸勢陣取附城擊の事

去程に、追つて搦手の寄手大軍、九戶勢を城中へ追込めて、城の東西南北へ擊近づき、各攻口を定めて、向陣をぞ取つたりける。先づ蒲生忠三郎氏鄕は、村松といふ所に、敵城をば艮の方に見放し、城より三町程引下つて、坤の方に陣を張る。淺野彈正長政は、城の本丸より、北の方五町程隔て、八幡の社の前に陣せらる。井伊兵部直政は、城の北東の方、九日町の上、上町といふ所に陣を取る。堀尾帶刀吉晴は、長政の陣と續いて、西北の方に陣を張る。其外所々より馳せ寄りたりし諸軍勢は、本城よ

り巽の方、窂といふ所に、一所に屯す。南部大膳大夫信直は、城の東の方猫淵澤を隔て、其間六七町もあらん、城を目の下に見下して、陣を取り給ふ。各役所々々を構へ、陣々を備へらる。龍陣蚰陣魚鱗鶴翼雙虎の陣、家々の紋を打ちたる白旗赤旗、秋風に飜し堅甲利兵は、尺地も餘さず充滿す。抑九戸城と申すは、三方は猫淵川・白鳥川・馬別川とて、大河あり。切岸高うして、石壁數十丁、屏風を立てたるが如し。後は峨々たる高山に連り、其間に堀を掘り湟を深うし、岸の上には、築地を高く築上げ、屏を厚く塗り、矢狹間繁く切り、其上に高櫓を掻並べて、本丸の外に、松の丸・若狹外館・三ノ丸・何れも其構段々に、要害を形取り築きたる城なれば、縦ひ、幾千萬騎にて撃むるとも、輙く落つべしとは見えざりけり。其上究竟の兵五千餘騎、弓・鑓・長刀・得物々々を取構へ、兜の星を輝し、馬の腹帶固め、弓絃を喰濕し、矢束解いて押寛げ、大銃小銃に玉藥を添へ敵寄するを竢ち居たり。明くれば八月廿五日辰の刻に、東西南北より攻近づき、稻麻竹葦の如くに打圍んで、鯨波を揚ぐれば、六種震動して、山嶽忽に崩れて、大地も裂くるかと夥し。城中にも、追手搦手、同じく鬨を合せける。

凱歌三度揚げて矢合し、寄手、竹束を突寄せ、石火矢を仕かけ、銃を打懸くる。城中よりも、我れ劣らじと射返し討返す。寄手大勢、僅の小城と思ひ侮り、矢面に勇み進んで、切岸に付きて攻上らんとする所を、塀の中より、究竟の射手共、弓銃にて、散散に射打ちければ、一放にも、二人三人づゝ、矢庭に失せぬはなかりけり。或は手負ひて引くもあり。されども城中、手負ひたる者もなし。矢の一筋も、無沙汰せず。敵撃上ぐれば追下し、引退けば城に入り、鎮り返つて居ければ、始め思ひ侮りしとは事替り、只遠攻にせよやとて、數千挺の銃を、釣瓶打に噤けれども、城中少しも弱氣なければ、諸勢惘れて見えにけり。氏鄕、蒲生忠衛門を徽して、如何さまにも、城中に鐵炮の上手餘多ありげに候。何ぞ的を立て、打たせて見よと、仰せければ、畏り候とて、傘を開き、大音聲を揚げて、昔元曆の合戰に、扇の的を立てるとかや。末世の今は、傘を的に立つる。我と思はん者あらば、之を打てと、呼ばはりければ、城中人多き其中に、九之四天の隨一、政實の家の子工藤右馬之助業綱といふ者進み出で、あな珍しき御的ぞや。さり乍ら何處なりとも、所を定めて仕るべしといければ、何處な

りとも打ちたらんを勝とはせで、やさしき矢坪の好みやう。玉虫にてはあらねども、矢坪を指さんと戯れて、其儀ならば、島を打たれ候へやつと、呼ばはれば、縦ひ針を下げたりとも、やはか外す事あるべきやと、廣言吐きて見渡せば、其間百間計もやあらん、業綱鐵炮を取直し、小時く直して動と放せば、愆らず、傘の島を打砕き、四方へ颯と散りにけり。敵も味方も同音に、さても打つたり仕たりやと、暫しどよみは止まざりけり。去程に諸軍勢、銃を打つのみにて、別に仕出したる事もなし。先手の大將仰せけるは、如何に要害能ければとて、是程の小城一つを攻兼ねて、數萬の軍勢、徒に守り居るこそ安からね。其上奥の者共に、上方勢の癖として、口兵法計にて、手並の勝負は叶はず、只遠巻したりなんどとて、笑はれん事、後代迄の名折なり。などか一攻攻めざらんやと、諸軍に下知して擊めかゝれば、早り雄の若者共、我先にと擊近づき、竹束なんどを便にして、塹阻ともいはず、曳々聲を揚げ、帔ぎ連れてぞ攻上る。切岸高うして山嵜嶮しければ、歩立になりて、滑なる苔の上を、爪を立て木の根に取付きて巖を傳へ、岾際へ攻寄り、旣に乗越えんとする所を、城中より

兵共、鑓・長刀、得物々々を押取直し、突落し突倒し、大石大木投懸け、櫓の上より、弓銃を射かけしかば、八時の間に、手負死人四五百人に及びけり。淺野彈正長政、此有様を御覽ありて、飛驒守へ使を立て、此城を力攻にしては、人多く損ずる計にて、勝利あるべしとも存ぜず候。城攻の儀は、先づ暫く御控然るべしとの仰にて、氏鄕軍勢を下知して、本陣へ引返す。只陣所を堅く守り、弓銃を打合する迄にて、更に勝負はなかりけり。八月末つ方より、九月始めに至る迄、空しく日數を送りけり。

九戸落城の事

寄手大勢なれども、城は究竟の要害なれば、輒く落つべき樣もなし。斯くて諸勢、難儀に及ぶ事こそあれ。分內狹き所へ、旣に十萬に覃ぶ大勢、取込めたる事なれば、運送の便もなく、次第々々に兵糧減じて、飢に臨む者多かりけり。是に依つて諸大將一所に集りて、色々評定なされける。城中只今の如くんば、輒く落つべしとも覺えず。さあらんに於ては、味方兵糧乏しければ、相支へ難し。さればとて急に攻めては、人

數多く亡ぶべし。如何はせんと、ありし所に、井伊兵部直政進み出でて申されしは、城中も、味方の大軍に押されて、退屈氣出で來ぬ事はあるまじ。一通り政實を賺して、御覽ぜばやと、申されければ、彈正殿を始めて、皆光と同ぜらる。されば信直を呼びて、城內への緣を求めて然るべしとて、信直聽て出でらるゝ。長政の云く、最早時分能き頃なれば、城中へ手を入れて見んと存ずる。夫に付、城內へいひ寄るべき者、御分の御內になりとも、又は他になりとも、思當りたる者を、早く才覺せられ候へとありければ、信直、さん候。某が內に、中野修理と申す者候。是は九戶が弟にて候へども、敵味方と相別れ候へば、如何あるべく候や。又當所に、長光寺と申す會下寺候。是は九戶が牌所にて、日頃九戶に心安き僧にて候。出家の事なれば、城內へ入り候にも、碍あるまじく候はんか。如何侍るべきやと、申されければ、人々、夫こそ究竟の使なれ。さらば書札を認めよと、謀り狀を書かれける。扨長光寺を呼出され、彈正殿仰せけるは、和僧存の如く、九戶斯く數日籠城せしめ、諸人を煩す事、甚だ以て奇怪なり。夫を如何にといふに、天下を敵に受けて、如何程防ぎ戰ふといへども、何ぞ本

望を達せんや。終には城を攻落され、皆一々に誅戮せられ、一門郎徒迄も滅却せん事、豈不便の次第なり。依つて九戸、元來天下に對して逆心にあらざれば、早く降參せしめ、前非を悔め、急ぎ京都へ上り、右の趣訴へ申さば、關白殿にも、などか御承引なかるべき。其上諸大名、某共が申し樣に依つて、死罪流刑迄には覃び候はじ。由なき謀叛人となりて、永く一跡を亡さんよりは、願はくは戰を止めて、降人に出でて、子孫相續あらん事、何よりもあらまほしき事なり。若し此旨同心なきに於ては、是非不日に攻果すべく候。此段和僧城中へ入りて、具に語り候へ。尤も諸大將よりの狀も候とて、各印判居ゑて渡されけり。和尚謀とは夢にも知らず、之を誠と思ひ、御意の趣誠に感入候。然れば愚僧城中へ參り、御諚の通り、具に政實に語り申すべしとて、則ち座を立たれ、直に搦手の門外へ行向ひ、城中へ物申さんといひければ、其手の持口七戸家國候へしが、（爰に家國は、先の合戰に討死す。此段不審なり。）小門を開き内へ入れける。和尚、頓て政實の前に出で、彈正殿仰の旨を、懇に相宣べられ、件の狀を取出し、政實に渡されけり。政實披きて之を見る。其狀に曰く、

一翰令㆓宣達㆒候旨趣者、今度曳㆓受大軍㆒而籠城堅固に被㆓相支㆒候。誠に勇士の面目何事歟如㆑之。雖㆑然天下敵受而、爭達㆓本懷㆒哉。須不日擊㆓落本城㆒、一々刎㆑首事、不㆑可㆑廻㆑踵。希者政實早令㆓降參㆒、對㆓天下㆒而逆心無㆑之條、京都登被㆓訴達㆒者、蒙㆓御宥免㆒事無㆑疑者歟。然則一門郎徒迄扶㆓身命㆒、且又勇武之趣達㆓上聞㆒、被㆑感㆓其功㆒、還而被㆔宛㆓行所知㆒者歟。因㆑玆兼而啓案內。

とぞ書かれける。政實此狀を披見して、櫛引河內・久慈備前・大里修理、其外歷々の宿老衆を呼集め、長政よりの趣、此狀の文體、各に示されける。何れも大切の儀なれば、是非の端をいふ者なし。政實申されけるは、彈正殿の斷の如く、元來某、天下に對しての逆心あらず。彈正殿さへ納得に於ては降參の者を、死罪流刑迄には及ぶまじきか、所詮我身の事は、元より思定めし上、是非に覃ばず、あの十一歲になる龜千代をば、何とか致し候はん。命生きてだに候はゞ、吾身縱ひ首を延べて誠らるるとも、少しも厭はずと、申されければ、何れも仰、尤にてと申しけり。其中に、舍弟彥七進み出でて申しけるは、御諚尤にては候へども、上方勢の習として、弓矢を以

て敵をば討たず、只謀りて人を亡す。去年北條殿も左樣の由、策故にこそ、小田原は落城せしなり。又彈正殿こそ、命を扶けられ候とも、信直、よも赦し申さんや。所詮侍は、死すべき所にて死せざれば、必ず後悔あるものと承りて候。只願はくは城を枕として、清く討死を遂げられれば、名は後代に留つて、跡なき迄も郁しからん。何れもは何とか思はれ候と、憚なく申されければ、暫く是非する方もなし。良ありて長光寺申されしは、彥七殿申さるゝ段も、一理なれども、さすが彈正殿程の侍が、出家に向ひ僞すべきにあらず。其上彈正殿扶け置かるゝ所を、何として、信直自分に殺害すべき。降參の上は、信直へも其段相斷り、向後仔細なきやうにせらるべし。兎角天下を敵に請けては、萬づに一つも遁れ難し。一人の覺悟故、萬人を殺さん事、且は佛神の御惡も深かるべし。縱ひ一旦敵に降りて、武名を汚すといへども、身命を全うして、子孫の後榮を貽すは、是又孝行の道ならずや。願はくは害心を止めて、何れも御受申され然るべしと、申されければ、元より安きに付くる人心、皆尤と領掌して、降參仕るべきの返事をぞしたりける。長光寺斜ならず悅び、頓て城外

へ出でて、直に彈正殿御陣所へ參り、長政に謁して、仰の通り、具に申聞け候へば、九戸を始め、一門に至る迄、皆々感悦仕り、降參申すべきにて候。 さり乍ら貴公には、九戸一類の命を、御扶け置かれんずれども、信直定めて日頃の鬱憤を以て、後日に打果さるべきや。 若しさもなからんに於ては、降參の儀、仔細候はずと、申上げければ、長政、某其段は、能々信直へ斷り、向後仔細之なき樣に、申渡すべく候。 先々歸られ候へとて、長光寺は退出す。 頓て長政より、信直へ使を以て、申談度事候間、早早是へ御入候へと、ありければ、信直則ち參られける。 彈正殿、右の趣委しく御物語ありて、先づ謀略の爲なれば、何樣にも其意を得らるべしとて、扨長光寺を呼ばせられ、城中の者共扶置くの所、堅く信直へ申渡し候へば、構へて心安かるべきにて候。 夫に付、先づ禮儀の爲なれば、大將分の者は下城仕り、諸軍勢は、皆々二の丸へ移り候やうに申さるべしとて、則ち家臣淺野六衞門を、長光寺に差副へ、城中へ入れられける。 和尙城內へ入りて、件の趣相演ぶれば、城中異儀に及ばず、本城を明渡し、大將分は、皆下城ありければ、蒲生氏鄕の手へ、本丸を受取らるゝ。 總人數は皆々、

二三の丸へ移りけり。九戶左近將監政實は、甲を脫ぎて髮を剃り、降人に出でければ、櫛引河內・久慈備前・晴山玄蕃・工藤右馬之助・小笠原與一郞、降人となりて、九月四日に、九戶城を下り、彈正殿御陣所へ參りけり。其外大湯・大里等四人は、信直の手へ御受取なされけり。則ち降人の作法とて、兵具受取りて、一間なる所へ押籠めて、緊しく番を付けられて、後悔すれども甲斐ぞなき。氏鄕諸軍に下知して、落つる者をば、一々漏らさず射伏せ切伏する程に、一人も助かる者はなかりけり。九戶彥七は、始めより降人に出づまじと、思切つたる事なれば、哀れ我に同心の者あらば、城を蹈へて一合戰し、討死を遂げんものをと、いひけれども、旣に大將さへ下城あれば、其外、誰かは殘るべき。されども一人なりとも、本城を守りて自害せんと、思定めて居たる所に、彈正殿より、樣々手を分けて、命に於ては仔細あらじ。平に下城候へと、頻に進められ、安危の兩端を含み乍ら、泣々本城を下りて、二の丸に居たる所を、氏鄕の軍勢共、本丸より見下し、銃にて討殺しけり。爰に政實の北の方一子龜千代にて、諸事の哀れを留めけり。旣に本城へ、敵亂れ入りしかば、途方を失ひ、

政實の一子切らる

落人に入交り、母上は龜千代が手を取りて、城外へ出でけるを、情も知らぬ武士共、頓て之を召捕りて、氏郷の御陣村松へ引參る。氏郷、頓て外池甚五左衞門に仰付けられ、首を刎ねよと、ありしかば、承ると申して、後の森へ出でて太刀を取り、後へ廻りければ、母上暫し最後の暇をたべ。心閑に十念し、其後誠られ申すべしとて、泣々龜千代に近付き、構へて未練にばし見え候な。西へ向ひ手を合せ、南無阿彌陀佛と唱ふれば、必ず淨土へ向ひ取り給ふぞと、懇に敎へられ、龜千代長しやかに合掌し、念佛申して、早は打ち給へと、いひければ、外池後へ廻りしが、誠に容顏美麗なる兒の、少き手を合せ、畏り居たるを見て、さすがに哀れとや思ひけん、暫し打ちもやらざりけり。之を見る者毎に、袖を絞らぬはなかりけり。母上申されけるは、某、先に切られ申すべき事に候へども、稚き者、母が打たるゝを見ば、愕き申すべく候。先づ其子を切つてたべと、進めければ、外池刀を振るよと見えしが、首は前にぞ落ちにけり。其後母上も、守刀を取出し、自害して伏し給へば、二つの首を持參して、氏郷の御目に懸くる。氏郷より、長光寺へ、弔ひ候へとて送られけり。其外九戸一族郎從、

皆悉く二の丸へ追籠めて、四方より火を懸けゝれば、折節風烈しく、陣屋々々に吹付きし程に、猛火焰を捲きて烈々たり。火を遁れんと逃出づるをば、太刀・鑓・長刀・弓・銃にて打留むる。刃を惶れて留まる者は、焰の中に焦れ死す。老若男女喚き呼び、其聲は有頂の空にあり。刃傷呵責の有様は、牛頭馬頭阿戸方羅刹の手に逢ひ、罪人も、斯くやと覺えて、目も當てられぬ有様なり。數代繁昌の九戸、忽ち一時の灰燼となりて失せにける。

九戸降人誅戮附平泉の事

去程に、九戸の城一旦に亡びて、奧邊悉く平均に治まりければ、加勢の諸大將、次第次第に上り給ふ。今度當所の騷動に付きて、地下百姓共、散々に成行きければ、元の如く安堵せしむべき旨、所々の名主へ相觸れられ、則ち高札を出さる。

札

當所百姓地下人等、悉可ㇾ令ㇾ還住ㇾ候。聊不ㇾ有ㇾ非分之儀ㇾ條、早可ㇾ歸ㇾ住者也。

淺野彈正少弼長政華押
堀尾帶刀吉晴華押
井伊兵部少輔直政華押
羽柴忠三郎氏鄉華押

天正十九年辛卯年

淺野彈正少弼も、竟に上らんとし給ふ所に、加賀の羽柴筑前守利家より、彈正殿へ御使者として、內堀四郞兵衞、三戶に到着して、利家よりの御斷に依つて、遠野・和賀・稗貫・志和の四郡を、信直へ相渡さる。又九戶籠城生捕の者共も、南部へ相渡されて、一々首を刎ねられけり。斯くて淺野彈正少弼は、九戶をば平均に打治め、政實を始めて、降參の輩を召連れられ、九月八日に、糠部を打立ちて、同十二日に、鳥谷ヶ崎に着き給ふ。南部信直も、鳥谷ヶ崎迄、御見送りに出で給ふ。長政仰せけるは、此所は大境なれば、誰が家中に於ても、然るべき者を差置かれ候やうと、あれば、信直も、案じ煩はせ給ひし所に、長政家臣淺野彈正左衞門重吉進み出でて申しけるは、誰彼と申すとも、北主馬之助に勝れたる者候まじ。當春一戶の城にて、一

援共取かけて、城中殆んど難儀なりしに、秀愛一人、虛空無量の働き、只鬼神の如くにて、城を堅固に踏直し、翌日三戶へ註進せしむ。斯る無雙の兵は、古今例少う覺え候と、申されしかば、彈正殿、其儀ならば、主馬之助を差置かれ然るべしと、御差圖にて、秀愛を、八千石の身代になされて、鳥谷ヶ崎の城に差置かれ、和賀・稗貫の下知をなす。扨彈正少弼は、九月十三日に鳥谷ヶ崎を打立ち上り給ふ。然るに三好中納言秀次公は、關白の命に依つて、奧州迄御下向なされ、伊達左京大夫政宗の本領米澤を召上げられ、葛西・大崎を、所替に仰付けられん爲めに、家康卿と御同陣にて下らせ給ふ。政宗は、秀次公の御下向を聞きて、登米の陣を打捨て、急ぎ打立ち上り給ひ、二本松にて、秀次公へ御目見得を遂げられ、殿下上意を御請申され、夫より御先打して下りける。秀次公は、三の硲に御在陣なり。家康公は、岩手山に御陣ありて、奧筋御仕置なされける。扨家康公には、岩手山の城と佐沼の城、御繩張ありて、普請を仰付けられけり。淺野彈正長政は、三ノ硲の御陣へ參られ、九戶退治の趣、言上申されければ、秀次公、斜ならず御感ありて、急ぎ九戶の徒黨等誅戮して、關白樣

政宗、秀次に對面

へ、首にて御目に懸けらるべしとて、則ち九戸政實を始めて、八人の降人、一々首を刎ねられける。無慙といふも餘あり。斯くて蒲生氏郷は、總軍の後に殘りて、九戸の城普請を、下知して居給ふ所へ、中納言秀次公より、御書を給はる。披いて拜見あれば、

從₂去年₁兩度之勲、關白殿所₂被₁感思召₁也。因₂玆田村・鹽松・伊達・信夫・刈田、其外於₂羽州₁長井郡、都合七郡、令₂加増₁畢。永代可₁令₂安堵₁者也。仍而如₁件。

天正十九年九月二十日

氏鄕頂戴なされ、悦び給ふ事限りなし。前後合せて十九郡、石高七十五萬石の所領なり、夫より氏鄕、三戸へ陣を寄せられ、御逗留ありしかば、信直、色々御饗は限りなし、其時氏鄕の御妹を、信直の御嫡子彦九郎利直へ、進せらるべき御約束なされける。扨九戸の城普請出來して、信直へ相渡され、十月上旬に、九戸を發足なされ、旣に中山に着き給ひ、西の方を見給ふに、白雲に聳ちたる高山を見給ひて、あれは何といへる山ぞと、御尋ありしかば、所の者答へて曰く、あれは岩鷲山と申して、權

現の立たせ給ふ所なり。昔西行法師の歌に、音に聞く岩手の森を來て見れば、奥の富士とは、之を岩鷲と詠みし山なりと申して、夫より去不來へ着き給ひ、利直に仰せけるは、此所向後は、森岡と呼び給へとの儀なり。夫より利直は、御暇乞して歸り給ふ。斯くて氏鄕、南部領をば打過ぎ給ひ、膽澤郡に着き給ふ。白鳥村・木賊・長根・瀨原の宿を打過ぎて、來藻川に着き給ふ。糠部より召連れける千人夫の中に、婀娜げなる男、此川に鮭の上るを見て、昨日たち今日きて見れば衣川襴の綻さけ上るかな、と詠じけるを、氏鄕聞傳へられ、甚だ之を感じ給ひ、則ち人夫を赦して、返し給ひけり。去程に三好黃門秀次卿には、奥筋御仕置殘らず仰付けられ、急ぎ上洛あるべしとて、三ノ硲を打立ち給ふ。折柄平泉を御一見あるべしとて、御馬を寄せ給ひけり。院主別當、斜ならず喜び、請じ入れ奉る。先づ古老の鄕導を召され、所々の舊跡を尋ね給へば、一々答へて申しける。先づ櫻川と申すは、昔秀衡の居住の頃は、海道は、北上川の東にてあり、津渡に舟橋を懸けて、往還をなす。夫より上兩岸に、櫻を多く植ゑ竝べければ、花の頃は、落花川水に亂れ散りて、さながら錦を洗ふ

院花溪ともいひつべし。故に櫻川と申しけるとかや。又秀衡が居館は、高館より北東に當りて、其跡僅に荒殘れり。昔は北上川、東の方長部山の麓を流れしに、河水次第に西に寄りて、今は大方、秀衡の居城の跡もかけ失せたり。又高館は、舊信賴の舍弟民部少輔基成の居城なるを、判官殿御下向の後、此所へ移し申せしなり。其外加羅の御所・猫間淵・康衡屋鋪・龜井が墓・辨慶櫻・手掛の松、所々御覽ありて、關山中尊寺に入り給ふ。古老の僧を召して、當山の由來を御尋あり。老僧辨舌鮮に、柳當山と申すは、人王五十四代仁明天皇の御宇嘉祥年中、慈覺大師の御草創ありて以來、相繼ぎて、人皇七十三代堀河院長治二年、敕願として、左少辨富任卿、綸命を含んで此所へ下り、清衡に仰せて、當塔伽藍を建立し給ふ。同七十四代鳥羽院相繼ぎて、前朝御願を遂げられんが爲め、清衡に宣旨を下され、關山中尊寺・南谷の毛越寺等、悉く造り磨かせ給ふ。先づ中央に多寶寺あり、左右に釋迦多寶佛の尊像を安置す。其中に關路を開き、貴賤之を往來す。次に釋迦堂一百餘體の佛像、金色の釋迦立ち給へり。次に兩界堂あり。金胎兩部の七百餘尊、皆金色の木像なり。次に

二階大堂を建立す。堂の高さ五丈、本尊の御長三丈、金色の彌陀如來脇に立ち、九體何れも丈六の御長。次に金色堂あり。上下四壁內殿、皆摩金にして、光耀赫々たり。堂內に一壇を構へて、七寶莊嚴の卷柱、悉く造り磨き立ち給ふ。本尊は彌陀の三尊、二天六地藏等、皆是れ定朝が作なり。鎭守は、南に日吉、北に白山、其外文珠堂・普賢堂・大長壽院・鐘樓・食堂。扨經藏は、長治二年に建立なり。紺紙金泥の一切經は、淸衡奉納なり。紺紙に金銀泥行交の一切經は、基衡奉納。秀衡の奉納は唐本馬・糞紙の一切經なり。右三通迄納めし。其外堂塔佛閣、計るに遑あらず。總じて僧坊四百餘所とかや。今は殘らず頹廢すと申す。秀次卿、夫より南谷醫王山毛越寺を見給ふ。基衡建立の寺なり。先づ金堂を圓隆寺と號す。九間四面にして、金銀を鏤め、萬寶珠玉を盡して造立す。本尊は丈六の藥師・同十二神將、運慶の所作にして、佛眼に玉を入れたり。是本朝にて、玉眼の始めとかや。講堂の本尊は、胎藏界の大日如來、常行堂には、摩多羅具面り彌陀の三尊なり。二階總門・鐘樓・經藏額は、皆九條の關白の御筆なり。堂中の色紙形は、參議敎長の卿書き給へり。次に吉祥

寺本尊は、洛陽補陀落寺の觀世音を模し奉る。靈驗餘りにあらたなれば、別に又丈六の觀音を作り、本佛を、御腹籠りになすとかや。次に法華堂・千手堂とも名付く。本尊は廿八部衆、各金銀瑠璃を盡して鏤めたり。南大門の二王像は、慈覺大師の御作なり。次に嘉祥寺堂内四壁并に三面の扉に、法華經廿八品の大意を彩り給ふ。本尊は、丈六の藥師佛、基衡之を始むといへども、其功終らずして身まかりければ、相繼ぎて、秀衡之を建立す。次に觀自在王院大阿彌陀堂とも名付く。是は基衡建立す。四壁に、洛陽の靈社名所舊跡を畫き、佛殿は總銀にして、高欄は摩金なり。次に小阿彌陀堂、是は基衡の妻女安部宗任が娘の建立なり。堂内光影明々として、色紙形は、皆敎長の御筆なり。次に無量光院又新御堂とも號す。是は秀衡の建立なり。本尊は丈六の阿彌陀如來、四壁に觀經の大意を畫き、秀衡又自ら狩獵の體を畫けり。三重の寶堂院内の莊嚴は、悉く宇治の平等院を模したり。鎮守總社は金峯山、之を東西に崇め奉るなり。本尊は藏王權現、中央總社。東の方に日吉白山。南の方に祇園の社・王子の宮。西の方に北野の天神。北の方に新熊野稻荷大明神。其外護摩

堂の本尊は、大聖不動明王・新山權現・金鷄山辨才天の社・千手堂・日光花立月山の宮。其頃年中の恒例法會は、先づ二月は常樂會、三月は千部會・一切經會、四月は舍利會、六月は新熊野祇園會、八月は放生會、九月は仁王會。講讀師請僧、或は卅人二百人二千人。舞人は卅六人。樂人は卅六人。又中尊寺・毛越寺兩寺の寄合問答講、正五九月の最勝講等なり。扨又秀衡が居館は、金色堂の正面にして、無量光院の北に當つて宿館を構ふ。之を平泉が館と號す。西城戸には、嫡子國衡が屋形、四男隆衡が屋形ありしとなり。三男只衡が屋形は、東の方とかや。又無量光院の東門に、一つの屋形を磨立て、之を伽羅の御所と號して、秀衡常に居住す。泰衡も、又居所とせしとなり。又阿彌陀堂の南大門より、南北に闊路を開き、東西に數十町の民屋を列ね、京都鎌倉に異ならず。此外慈覺堂・西明寺の屋鋪の跡、是は義經公の御子龜若殿と申せしが、後に出家し給ひて、此所に住み給ひし、其古き跡とかや。正八幡の宮・笑殘堂、總て堂塔僧坊七百餘箇所とかや。斯る繁昌の靈地も、今は昔に引替へて、堂塔伽藍も頽廢し、玉樓金敷の粧も、時諸共に失せ果てゝ、昔を信夫の摺衣、亂れ果

てたる浮世とて、誰れ取立つる業もなく、荒れのみ増る有様は、陰森古柳疎、槐春無㆓春色㆒、獲落危牆壞、宇秋有㆓秋聲㆒、唐土の公乗億が、連昌宮を詠じけん、筆のすさみも思ひやれて、哀れなりし有様なり。中納言の卿は、夫よりも最上へ御馬を寄せられければ、最上出羽守義光、様々饗し奉り、鐘愛の息女御駒の前の御方を、秀次公へ參らせらる。扨又家康卿には、岩手山と佐沼の二箇所を御再興なされ、普請出來しければ、右の城も政宗へ相渡され、九月末に上り給ふ。是に依つて政宗の家中共、長井・伊達・信夫・田村・鹽の松に徘徊せし諸侍中、妻子從類引連れて、岩手山へ移りけり。扨こそ奥羽二州、平均に治まりしかば、天下始めて一統し、翌年文祿元年、朝鮮國迄從へ給ふ秀吉公御威光、古今例少き事共なり。斯くて九戸の城を、福岡と改め給ひて、信直の御居城とぞなされけり。古傳に云、淺野彈正殿舍弟淺野平衞門殿、九戸の陣中より、稗貫郡鳥谷ヶ崎の町人瀬川淸助方への狀に、九月朔日、諸勢一戸へ馳着き、其日一二箇所蹈潰し、同二日、當城九戸へ取付け、竹把石火矢を仕掛け、毎日攻め候。九戸頭を剃りて降人に出で候。櫛引も同前に候と。九月五日の日付

なり。

九戸城地圖目錄の事

△本丸東西卅六間南北四十八間△同涸塹、東西長三十間、西の方石垣の高五間、塹の廣九間、深二十間半△同じく搦手の門、涸塹の外、東脇東西廿六間△搦手の門、涸塹端より東土手際迄卅九間△同追手、南土手より北土手際迄八十六間△同追手、西土手際より東土手際迄百卅八間△同追手、路廣四間△同追手口、地山の高十間、土手の廣二間△同涸塹、東西長百五間、南北四十六間△同追手路より東涸塹、長三十間、堀口廣十間△東若狹館の方、地山の高四間半△同東白鳥川、地山の高十二間△同北地山の高十三間二尺△同西の方、地山の高十二間

松の丸

△東西四十二間、南北八十八間△東西北、地山高六間、南の方十二間△東方涸塹、南北九十間、廣五間△西久府坂水堀、廣二十間深五間

若狹館

△東西五十間、南北八十四間△北西、地山高四間、南の方七間△同東、地山高十二間

△東猫淵川切岸廣廿四間

外館

△東西八十五間、南北卅五間△同西、地山高八間、南五間△東地山高廿八間、北の方四間△東の方猫淵川切岸堀口、廣廿四間深廿八間、川緣一間

三の丸

△土手際より西舛形の土手迄、二百五十六間△同本丸、地山より北の方土手際迄、八十六間△同西の方本丸、地形より西の方土手際迄二百九十二間△久府坂橋詰より北土手際迄、四百二間△東本丸白鳥川方の坂、長六十五間、廣三間△三の丸北の方、地山の高十二間、堀口卅六間、同白鳥川幅二間、深二尺、岩屋白鳥川橋の上十一間△三の丸西北の方、地山高十二間、同所より馬淵川迄五十五間、西の方十間△西の方馬淵川、廣十八間、深五尺△久府坂橋の上五間四尺△久府坂橋爪より村松迄、

四百八十間△三の丸内三日市北二町△三の丸南北東西總地廻千八百七十八間△本丸西堀端より、淺野彈正殿御陣場西の方八幡宮迄、百二十間。但し本丸の地形より四間下り△本丸南堀端より、井伊侍從殿御陣場南の方上野迄四百間。但し二間下り△同所より蒲生飛驒殿御陣場坤方村松迄二百六十間。但し本丸の地形より二間下り△若狹館より津輕右京殿御陣場峯迄三百六十間、此間田畠なり。同所より一間下り、巽の方なり△本丸東隍より東方南部大膳大夫御陣場迄四十二間。但し本丸の地形より十三間高し△久府坂橋より、一戸橋爪迄一里三十町。同じく村松町南北一町、同一戸町南北三町△岩屋橋より長瀬橋迄一里程△三日市南北四町△堀野町南北一町　　享保九甲辰年十二月五日

附其後

初め光行公、此國に來り給ひし時、六男破切居六郎實長を、八戸に封じ給ふ時に、八戸の舊領主は、工藤將監といひし。工藤助經が子族なりといふ。早世して獨り寡婦存在す。其家從、工藤の名を遺さずんば、則ち城を枕とせんといひて、光行公の

命に任せざる故に、弭む事を得ずして、實長を、工藤が寡婦に合さしめ、其姓名を改めて、工藤將監と號せしむ。是に於て家從相和して靜謐す。後世又姓名を改めて、八戸彌六郎といひし。然るに世人、八戸は本工藤の末孫なりといふ事、此謂を知らず。誤りとかや。

四戸孫四郎宗朝は、四戸近郷を所知して、代々金田市の城に居住す。九戸政實逆心の節は、四戸仲務とて、九戸が妹壻なり。于ㇾ時九戸に一味なりと、讒言容るゝ者あり。故に信直公、初め九戸へ出陣の時、先づ四戸を誅伐あるべきに窮りき。此事忽に、又仲務に告ぐる者あり。仲務大きに駭き、之を謝せんとするに、事急にして辭し難し。先づ一族郎從僅に十二人隨從して、秋田へ出奔し、九戸沒落、國中靜謐の時歸國して、無實の罪を謝す。信直公、其疑奄解けて、本領へ歸し給ふ。長子彗者、松長といふ。二男は幼少より僧になり、仁長といひて、永福寺にあり。故に辭して本領へ歸らず。僅に五百石を得て妻子を養ひ、小祿を給はり、名々に勤仕す。仁長事、後に還俗して、則ち四戸半兵衞直貞といふ。其後利直公二男彦九郎公に昵近す。

不幸にして、彥九郎公早世し給ふ故、直貞、重直公へ勤仕す。子孫猶存す。瞽者松長は、田名部へ往きしが、便船に乘りて越前へ至り、竟に爰に住す。其子醫を學ぶ。武田玄伯といひし。其子德庵・玄雪、共に爰に住す。又足澤氏は、舊四戶の族從なり。中務、秋田へ犇る時、其身家族多き故、急に共に往く事を得ず。却て信直公へ仕ふるといふ。

根曾利・穴田井合戰或評に曰、

熟按ずるに、政實が軍立、文より出でたる武にはあるべからず。武より出でたる武と見えたり。不レ知ニ文道一而武道終不レ得ニ勝理一と。信哉、政實良將ならば、上方勢下向すと、嘗て知りたる事なれば、斥候を出し、何所にて敵の知らざるやうに出立たせ、中山より本城迄、村繼に隱し置き、敵の勢騎馬何程と、步兵立手先手は何程と、虛實を能く見て、根曾利・穴太井へ、上方勢押寄すると否や、本城より加勢を遣り後詰をし、後より猶も大勢襲ひ加はるやうに見せ、狼煙を揚げ敵を脅すべし。敵、長途を押し來る勞兵ならば、不意に之を討つべしと。軍書の言なり。さはなくして、家

臣を所々にて拔々に討たせし事、豈失ならずや。夫れ竹木の類、一本宛折れば折れ易し。數本把ねて折れば折れ難し。是を以て之を知るべし。政實謀叛、天下の望にもあるべからず。信直へ怨深く、北信愛と和せず、邪威に募りし亂軍と見えたり。是等を血氣の勇者とやいはん。天下は天下の天下、國は國の國、家は家の家といふ事を辨へずして、遂に一跡滅亡す。豈鑑みざらんや。

波打の勢退散

上方勢、波打の節所へは懸らずして、直に山中へ押行き、鳥越の觀音の前へ出で、九戶本城を圍みて陣を取ると、本書に載す。此時波打の勢、本城への通路を塞がれてはならずとて、本城へ逃籠る。是誤なり。戰はざる先に勝つとは、斯樣の時なるべし。敵軍山中を押行く事幸なり。早く本城へ告げ、本城より大勢打つて出で、詰々切所々々に伏兵を置き、最長蛇の備をなし、波打勢と、前後より揉合せ、十方より山中に放火し、十死一生の戰をしたりせば、上方勢は案內を知らず、味方は案內者なり。必ず勝利を得ん。大敵を恐るべからずとは爰なりと、士卒を下知して、有無

の勝負をなすべきに、此圖を外すは闇將歟。

政實降參

諸將、長光寺に書簡持たせ、口上言含め、城中へ遣し、降參すべきとなり。于時政實返答すべきは、某陪臣の身として、天下の勢を引受け、蹈堪へし旨被達上聞所知を可被充行之旨、先づ以て奉謝訖。雖然豈我望之。討死之外無他。唯命難默止、且悔前非、願はくは信直へ歸參せんと欲す。信直の忿怒を恕むる術こそ所望なれ。蓋し津輕三郡を、元の如く南部領になされ、其證據に、人質として、爲信を當城へ籠め給はるべし。爲信朱印頂戴し、今別國たれども、間近き南部の家人なり。之を土產に、信直へ歸參せん。さなくば城を枕とせんといひなば、縱ひ其事はならずとも、信直の鬱胸、少しは解けなん。且つ諸將、私には許容し難し。殿下へ達せらるべき歟。又曰、此濫觴は、北信愛と確執して、一亂企てたりと見えたり。此節又信愛を、是非なく人質に取る計策もあるべきに、闇々として、唯僧が口說を實とし、降參せし事こそ愚なれ。是ぞ口兵法に負けたりといふなるべし。

實親、政實に諫言

實親、政實に色々諫言すと雖も、政實、畢竟降參と見得ず。于ㇾ時實近、敢て頻に乞ふべきは、降參の儀、安危の兩端を熟考ふるに、皆是口兵法の僞謀なるべし。謀は、謀を以て防ぐといふ事あれば、先づ貴公と大將分の者一兩輩、敵陣へ降參あり。龜千代と我、幷に軍勢とは、城に殘り、機を見て變に應ずべし。若し異變あらば切つて出で、貴公の恥を雪ぐべし。又は龜千代と我を敵陣へ出し、其安危を窺ひ給ひかし。敵の陣より、大將分の者は下城し、諸軍勢は、皆二三の丸へ移れとの儀、是則ち僞謀の證なり。能々思慮を碎き然るべし。且つ長光寺の使僧、是れ又疑はし。桓き武士をば、美女と歸依僧等を以て、計謀をなすといふ本文あり。敵陣よりの書札一枚と、僧の口說計りを以て、信として降參あらんは、唯敵の文一通にて、合點したるも同じ事。餘りに輕き形勢、末代迄の不覺の謗を得んと、頻に意見すべきもの歟。

長光寺使僧

鳳翔山長光寺、名は琳賀。長政の陣へ召し、具に言含め、書簡を授へ、城中へ使僧と

なる時、先づ以て辭退あるべき事なり。然れども是非頼むとあるべし。其時に僧いふべきは、諸人安心の媒なれば、我れ何ぞ辭せん。合點致さぬ迄も、九戸一黨の者共に、命の旨を說き申さん。願はくは納得致すやうに、心を碎き候はん。然りと雖も城中への證據なくてはなるべからず。諸將の家臣の內なりとも、城中へ人質を遣り給ふか。然らずんば恐れながら愚僧方へ、末々僞謀改め、慥なる證あれかしといふたぞならば、長政の挨拶、顏色機變を見ても、虛實は大抵知るべき歟。然るに城中へ行きて、實親等を敎訓せしとは、拔群の相違なり。或曰、政實一黨八人下城して剃髮し、禁獄せられし時、誠の僧ならば、長政始め諸將へ一命を投げて、一訴訟あるべき所なり。天下の大法なれば、叶ふべからず。然し乍ら僧の恥にはなるべからず。最前に、使僧勤めし事なれば、世人も道理とこそいふべけれ。此時知らぬ顏は、如何なる心や。或は龜千代母共に、諸將より乞ひ得て、僧にもなし、九戸一類の菩提をも弔らはせ候はんなどともあらんか。此僧は、平家物語なども見ず、文覺上人の事をも、聞かれざるならん。氏郷より、二つの首を送られし時、面目如何。

僧實親に說きしは、一人の心を以て、萬人を害せん、事佛神の咎、且つは罪も深かるべしと。今却て僧一人の心にて、大勢を燒き亡せし大焦熱の苦み、豈に不便の形狀ならずや。此僧、佛神の咎、地獄の責、何とか謝せんや不審。一笑々々。

南部根元記 下卷大尾

大正四年十月十二日印刷
大正四年十月十五日發行

國史叢書　會津四家合考二 南部根元記 全

定價金壹圓

編者　黑川眞道

發行者　國史研究會
右代表者　小瀧淳
東京市本鄉區駒込林町二二四番地

印刷者　樁山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地

印刷所　友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所　國史研究會
東京市本鄉區駒込林町二百廿四番地
振替貯金口座東京二七〇二四番